は熱田大宮司太郎は義朝にはこじうとなり、我身はとゞまり、子共家子郎等さしつかはす。三河国には重原兵衛父子二騎、相模国には波多野二郎義通・三浦荒次郎義澄・山内首藤刑部俊通・子息首藤瀧口俊綱、武蔵国には長井斉藤別當真盛岡部六弥太忠澄・猪俣金平六範綱・熊谷次郎直実・平山武者季重・金子十郎家忠・足立右馬允遠元・上総介八郎弘経・常陸国には関次郎時員、上野国には大胡・大室・大類太郎・信濃国には片切小八郎太夫景重・木曽中太・弥中太・常葉井・樽・强戸二郎、甲斐国には井澤四郎信景を始として宗との兵二百人、以下軍兵二千余騎とぞ記されける。

〈平治元年十二月二十七日〉一一五九

義経記

頼朝謀反の事

治承四年八月十七日に頼朝謀反起し給ひて、和泉の判官兼隆(を)夜討ちにして、同十九日相模国小早川の合戦に打負けて、土肥の杉山に引籠り給ふ。大庭三郎、股野五郎、土肥の杉山を攻むる。廿六日の曙に伊豆国真名鶴崎より舟に乗りて、三浦を志して押出す。折節風はげしくて、岬へ船を寄せかねて、二十八日の夕暮に安房国洲の崎といふところに御舟を馳せあげて、その夜は滝口の大明神に通夜ありて、夜と共に祈誓をぞ申されけるに、明神の示し給ふぞと覚しくて、御宝殿の御戸を美しき御手にて押開き、一首の歌をぞあそばしける。

源は同じ流れぞ石清水たれ堰きあげよ雲の上まで

兵衛佐殿参打覚めて、明神を三度拝し奉りて、

源は同じ流れぞ石清水堰きあげて賜べ雲の上まで

と申(し)て、明くれば洲の崎を立ちて、坂東、坂西にかゝり、真野の館を出(で)、小湊の渡して、那古の観音を拝して、笹島の大明神の御前にて形のごとくの御神楽を参らせて、猟島に著き給ひぬ。加藤次申(し)けるは、「悲しきかなや。保元に為義切られ給ふ。平治に義朝討たれ給ひてのちは、源氏の子孫みな絶えはてて弓馬の名を埋んで星霜を送り給ふ。たま〳〵源氏思ひたち給へば、不運の宮に与し参らせて、世を損じ給ふこそ悲しけれ」と申(し)ければ、兵衛佐殿仰せられけるは、「斯く心弱くな思ひそ。八幡大菩薩如何でか思召し捨てさせ給ふべき」と諫め給ひけるこそ頼もしく覚ゆれ。さる程に三浦の和田小太郎、佐原十郎、久里浜の浦より小船に取り乗りて、宗徒の輩三百余人猟島へ参りて源氏に属く。安房国の住人丸太郎、あんないの太夫、これら二人大将として五百余騎馳せ来り源氏に属く。源氏八百余騎になり、いとゞ力付きて、鬨をあげて打つ程に、安房と上総の堺なるつくしうみの渡をして、上総国讃岐の枝浜を馳せ急がせ給ひて、磯が崎を打通りて、篠部、いかひしりと云(ふ)ところに著き給ふ。上総国の住人伊北、伊南、庁北、庁南、ろ

さ、山辺、あひか、くはのかみの勢、都合一千余騎周淮川といふところに馳せ来つて、源氏に加はる。され共介の八郎はいまだ見えず、私に広常申(し)けるは、「そも〳〵兵衛佐殿の安房、上総にわたりて二ヶ国の軍兵を揃へ給ふなるに、未だ広常がもとへ御使ひを給はらぬこそ心得ね。今日待ち奉りて仰せ蒙らずは、千葉、葛西を催して、きさうとの浜に押向ひて、源氏を引きたて奉らん」と議する処に、藤九郎盛長、褐の直垂に黒革威の腹巻に黒津羽の矢負ひ、塗籠籐の弓持ちて、介の八郎のもとにぞ来りける。「上総介殿に見参」と申(し)ければ、兵衛佐殿の御使ひと申せば、嬉しさに、急ぎ出であひて対面す。御教書賜り、拝見す。家の子郎等も差遣せよと仰せられんとこそ思ひつるに、「いままで広常が遅く参るこそ奇怪なれ」と書き給ひたるを打見て、「あはれ、殿の御書かな。斯くこそあらまほしけれ」とて、則ち地葉助のもとへ送る。葛西、豊田、うらのかみ、上総介のもとへ馳せ寄りて、千葉、上総介を大将軍として、三千余騎開発の浜に馳せ来り源氏につく。兵衛佐殿四万余騎になりて、上総の館に著き給ふ。斯くする程にこそ久しけれ。されども八ヶ国は源氏に心ある国なりければ、我も〳〵と馳せ参る。常陸国にはしらと、行方、志田、東條、佐竹別当秀義、高市の平武者太郎、新発意道綱、上野国には大胡太郎、山上さゑよりの小太郎重房、同三郎重義、党には丹、横山、猪俣馳せ参る。畠山、稲毛(は未だ参らず。)秩父庄司に(小)山田別当は在京によりて参らず。相模国には本間、渋谷馳せ参る。大庭、股野、山内は参らず。治承四年九月十一日武蔵と下野の境なる松戸云々

(注)『日本古典文学大系』(岩波書店)から

大胡太郎　この辺田中本「上野の国にはおゝこの太郎山かみ左衛門のふたかむさしの国には川越の太郎しけより小太郎しけふさおなしき三郎しけよしたうにはたんよこ山いのまたはせまいる」。

岩瀬本「かうつけの国にはをゝこの大ら山かみさへもんのふたかむさしのくにゝはかわこへの大らしけより小太らしけふさおなしき三らしけよしたうにはたてよこ山いのまた」とある。

大胡の太郎は、平家物語巻四、橋合戦の条に上野の国の住人、新田の入道が宇治河を渡った条に「続く人々、大胡、大室、深須、山上、那波の太郎、佐貫の広綱四郎大夫、小野寺の禅師太郎、辺屋子の四郎」と見え、また巻十、藤戸の条には「大胡の三郎実秀」の名が見え、また真名本曽我の巻八の鹿狩の記述の中に大胡太郎の名が見え、尊卑分脈、足利氏系図によると、実秀は大胡太郎隆義の子である。大胡太郎はこの隆義で上野国勢多郡大胡村(赤城山の南ふもと)にいた氏族であり、足利成行の子成家が大胡を名乗った。「上州八家・新田・高山・利根・吾妻・大胡・大室・深須・山上」(釈義集)とある大胡であり、大

胡は応護とも書いたので、「おうご」と発音した。平治巻上の源氏勢汰への事の条にも「上野国には大胡、大室大類太郎」と見える。山上も勢多郡赤城山の東南麓新里村の大字に山上の地名があり、足利成行の孫俊綱の弟五郎高綱がいて山上姓を名乗ったので、田中本などの如く「山上のふたか」とあるべきで、さえよりの小太郎は文詞が混乱した誤りである。また義経物語は文詞が混乱している。なお河

平家物語　巻第五

橋合戦

（前略）、下野国住人足利又太郎忠綱、すゝみいでて申けるは、「淀・いもあらい・河内路をば、天竺、震旦の武士をめしてむけられ候はんずるか。それも我等こそむかひ候はんずれ。目にかけたるかたきをうたずして、南都へいれまいらせ候なば、吉野・とつかはの勢ども馳集て、いよ〳〵御大事でこそ候はんずらめ。武蔵と上野のさかゐにとね河と申候大河候。秩父・足利なかをたがひ、つねは合戦をし候しに、大手は長井(の)わたり、搦手は故我杉のわたりよりよせ候しに、上野国の住人新田入道、足利にかたらはれて、杉の渡よりよせんとてまうけたる舟共を、秩父が方よりみなわられて申候しは、「たゞいまこゝをわたさずは、ながき弓矢の疵なるべし。水におぼれてしなばしね。いざわたさん」とて、馬筏をつくゥてわたせばこそわたしけめ。坂東武者の習として、かたきを目にかけ、河をへだつるいくさに、渇瀬きらふ様やある。此河のふかさはやさ、とね河にいくほどのおとりまさりはよもあらじ。つゞけや殿原」とて、まッさきにこそ打入れたれ。つゞく人共、大胡・大室・深須・山上・那波太郎、佐貫広綱四郎大夫、小野寺禅師太郎、辺屋この四郎、郎等には、宇夫方次郎、切生の六郎、田中の宗太をはじめとして、三百余騎ぞつゞきける。足利大音声をあげて、「つよき馬をばうは手にたてよ、よはき馬をばした手になせ。馬の足のおよばうほどは、手綱をくれてあゆませよ。はづまばかいく(ッ)ておよがせよ。さがらう物をば、弓のはずにとりつかせよ。手をとりくみ、肩をならべてわたすべし。鞍つぼによくのりさだま(ッ)て、あぶみをつようふめ。馬のかしらしづまばひきあげよ。いたうひいてひ(ッ)かづくな。水しとまば、さんづのうへにのりかゝれ。馬にはよはう、水にはつようあたるべし。河なかで弓ひくな。かたきゐるともあひびきすな。つねにしころをかたぶけよ。いたうかたむけて手へんい

越氏は新日吉社領武蔵国河越庄にいた秩父氏の分れの氏族であり、「重頼於二秩父家一誕二次男流一」（東鑑、治承四年八月廿六日）とあり、河越太郎重頼の子が河越小太郎重房である。

〈治承四年〉一一八〇

さすな。かねにわたいておしをとさるな。水にしなうてわたせやわたせ」とおきてて、三百余騎、一騎もながさず、むかへの岸へざッとわたす。

平家物語　巻第十

藤戸

（解説）都落ちしてから一年のちの平家は、今や四国の地を保つにすぎない。都では後鳥羽天皇が三種の神器なしで即位式を上げ、範頼義経がそれぞれ任官した。

これを鎌倉の兵衛佐がへりきゝ給ひて、「あはれ、へだてなうちむかひておはしたらば、命ばかりはたすけたてま(ッ)てまし。小松の内府の事は、おろかにおもひたてまつらず。池の禅尼の使として、頼朝を流罪に申なだめられしは、ひとへに彼内府の芳恩なり。其恩争かわするべきなれば、子息たちもおろかにおもはず。まして出家な(ン)どせられなんうへは、子細にや及べき」とぞの給ひける。

さる程に、平家は讃岐の八嶋へかへり給ひて後も、東国よりあら手の軍兵数万騎、宮こにつゐてせめくだるともきこゆ。鎮西より臼杵・戸次・松浦党同心しておしわたるとも申あへり。かれをきゝ是をきくにも、たゞ耳ををどろかし、きも魂をけすより外の事ぞなき。今度一の谷にて一門の人々のこりすくなくうたれ給ひ、むねとの侍どもなか半すぎてほろびぬ。いまはちからつきはてて、阿波民部大夫重能が兄弟、四国の物どもかたら(ッ)て、さりともと申けるをぞ、たかき山ふかき海ともたのみ給ひける。女房達はさしつどひて、たゞなくより外の事ぞなき。かくて七月廿五日にもなりぬ。「こぞのけふは宮こをいでしぞかし。程なくめぐりきにけり」とて、あさましうあはたゞしかりし事どもの給ひいだして、なきぬわらひぬぞし給ひける。

同廿八日、新帝の御即位あり。内侍所・神璽・宝剣もなくして御即位の例、神武天皇よりこのかた八十二代、これはじめとぞうけ給はる。八月六日、蒲冠者範頼参河守になる。九郎冠者義経、左衛門尉になさる。すなはち使の宣旨を蒙て、九郎判官とぞ申ける。

さる程に、荻のうは風もやう〳〵身にしみ、萩のした露もいよ〳〵しげく、うらむる虫の声々に、稲葉うちそよぎ、〔木の葉かつちるけしき〕物おもはざらんだにも、ふけゆく秋の旅の空はかなしかるべし。まして平家の人々の心のうち、さこそはおはしけめとをしはかられて哀也。むかしは九えのうちにて、春の花をもてあそび、今者八嶋の浦にして、秋の月にかなしむ。凡そさやけき月を詠じても、都のこよひいかなるらんとおもひやり、心をすまし、涙をながしてぞあかし

〈治承四年〉一一八〇

くらし給ひける。左馬頭行盛かうぞおもひつゞけ給ふ。

君すめばこれも雲井の月なれど猶恋しきは都なりけり

（解説）

範頼が平家追討のために都を出発、平家は備前の児島に陣をとっているが、源氏は五丁の海峡が渡れない。佐々木盛綱が土地の男から浅瀬を聞き出したが、かれは聞くだけ聞いてからその男を殺してしまった。

同九月十二日、参河守範頼、平家追討のために西国へ発向す。相ひ伴ふ人々、足利蔵人義兼・餘美小次郎長清・北條小四郎義時・斎院次官親義、侍大将には、土肥次郎実平・子息弥太郎遠平・三浦介義澄・子息平六義村・畠山庄司次郎重忠・同長野三郎重清・稲毛三郎重成・榛谷四郎重朝・同五郎行重・小山小四郎朝政・同長沼五郎宗政・土屋三郎宗遠・佐々木三郎盛綱・八田四郎武者朝家・安西三郎秋益・大胡三郎実秀・天野藤内遠景・比企藤内朝宗・同藤四郎能員・中條藤次家長・一品房昌寿・土佐房昌俊、此等を初として都合其勢三万余騎、宮こをた(ッ)て播磨の室にぞつきにける。

〈文治元年〉

曾我物語　巻第八

（屋形まはりの事）

「まづ、君の御屋形にならべて打たりしは、北条四郎時政、御一門に、一条・板垣・逸見・武田・小笠原・南部・下山・山名・里見の人々、石山・やまかた・梶原、屋形ならべて候なり。東には、和田・畠山・黒戸・姉崎・本田・榛沢・池辺・児玉・小沢・山口・丹・横山・紀清の両党・岡部・はんさう・金子・村山・むらおり・なかさや・おかはら・比企・中条・三田・むろの人々、屋形をならべてさふらふなり。常陸国には、佐竹・山内・志太・同地・鹿島・行方・こくは・宍戸・森山・ちゝわの殿ばら、下総国には、千葉介常胤・相馬二郎師胤・武石三郎胤盛・国分五郎胤通・東六郎胤兼・葛西三郎清重・あふ・猿島・大原・小原・屋形をならべ候なり。上野国には、伊北・伊南・庁北・庁南・印東・金岡・小寺・深栖・山上・大こし・大室、上総国には、桐生・黒川・たんこ・片山・新田・園田・玉村、安房国には、安西・神余・東条、信濃国には、内藤・片桐・くろた・すわう、さいたう・村上・井上・高梨・海野・望月、屋形をならべて候也。下野国には、小山・宇都宮・結城・長沼・氏家・塩谷・木村・皆河・あしから・まのたの人々、屋形をならべ候ぬ。

〈建久四年〉

太平記　巻第三十

○薩多山合戦事

（解説）

尊氏再び宣旨を被り、駿河国に赴き、薩埵山に陣を取る

将軍ハ八相山ノ合戦ニ打勝テ、駿上洛シ給ヒケルヲ、十月十三日、又直義入道可ニ誅罰ニ之由、重被ヲ成ニ宣旨ニ ケレバ、翌日總都ヲ立テ鎌倉へ下給フ。混ニ洛中ニ勢ヲ残サヾランモ、南方ノ敵ニ陣ヲ寛ハレツベシトテ、宰相中将義詮朝臣ヲバ、都ノ守護ニソ被レ留ケル。将軍已ニ駿河国ニ著給ヒケレ共、遠江ヨリ東シ、東国・北国ノ勢共、早悉高倉殿へ馳参テケレバ、将軍ヘハ、カ〳〵シキ勢モ不レ参。角テ無ニ左右ニ鎌倉へ寄ン事難レ叶。先且ク要害ニ陣ヲ取テコソ勢ヲモ催メトテ、十一月晦日駿河薩埵山ニ打上リ、東北ニ陣ヲ張給フ。相順フ兵ニハ、仁木左京大夫頼章・舎弟越後守義長、畠山阿波守国清兄弟四人・今河五郎入道心省・子息伊豫守・武田陸奥守・千葉介・長井兄弟・二階堂信濃入道・岡山城判官、其勢僅ニ三千余騎ニハ不レ過ケリ。

直義、薩埵山に向う、直義方の大軍、山を囲む

去程ニ将軍已薩埵山ニ陣ヲ取テ、宇都宮ガ馳参ルヲ待給フ由聞ヘケレバ、高倉殿先宇都宮へ討手ヲ下サデハ難義ナルベシトテ、桃井播磨守直常ニ、長尾左衛門尉、井ニ北陸道七箇国ノ勢ヲ付テ、一万余騎上野国へ被ニ遣向ニ高倉禅門モ同日ニ鎌倉ヲ立テ、薩埵山へ向ヒ給フ。一方ニハ上杉民部大輔憲顕ヲ大手ノ大将トシテ、二十万余騎由井・蒲原へ被レ向。一方ニハ石堂入道・子息右馬頭頼房ヲ搦手大将トシテ、十万余騎宇都部佐へ廻テ押寄スル。高倉禅門ハ寄手ノ惣大将ナレバ、宗トノ勢十万余騎ヲ順ヘテ、来伊豆府ニソ著ラレケル。彼薩埵山ト申ハ、三方ハ峰嶮ニテ谷深ク切レ、一方ハ海ニテ岸高ク峙リ。敷線ヒ何万騎アリ共、難ニ近付ニトハ見ヘナガラ、取巻ク寄手ハ五十万騎、防グ兵三千余騎、面モ馬疲レ粮乏シケレバ、何マデカ其山ニ怵ヘ給フベキト、哀ナル縁ニ覚テ、掌ニ入レタル心地シケレバ、強急ニ攻落サントモセズ、只千重万重ニ取巻タル許ニテ、来矢軍ヲダニモセザリケリ。

宇都宮、沿道の敵を破り、進んで薩埵山に赴き、尊氏に応ぜんとす

宇都宮ハ、粟飯原次郎左衛門入道元可ガ勧ニ依テ、兼テヨリ将軍ニ志ヲ存ケレバ、武蔵守師直ガ一族ニ、三戸七郎ト云者、其辺ニ忍テ居タリケルヲ大将ニ取立テ、薩埵山ノ後攻ヲセント企ケル処ニ、上野国住人、大胡・山上ノ一族共、人ニ先ヲセラレジトヤ思ケン。新田ノ大鳥ヲ大将ニ取立テ五百余

騎薩埵山ノ後攻ノ為トテ、笠懸ノ原ヘ打出タリ。長尾孫六・同平三・三百余騎ニテ上野国警固ノ為ニ、兼テヨリ世良田ニ居タリケルガ、是ヲ聞ト均ク笠懸ノ原ヘ打寄、敵ニ一矢ヲモ射サセズ、抜連テ懸立ケル程ニ、大嶋ガ五百余騎十方ニ被ニ懸散ニ行方モ不レ知成ニケリ。宇都宮是ヲ聞テ、「此人々憖ナル事為出シテ敵ニ気ヲ著ツル事ヨ。」ト興醒テ思ケレ共、「其ニ不レ可レ依。」ト機ヲ取直シテ、十二月十五日宇都宮ヲ立テ薩埵山ヘゾ急ケル。相伴フ勢ニハ、氏家大宰小二周綱・同下総守・同三河守・同備中守・同遠江守・芳賀伊賀守貞経・同肥後守・紀党増子出雲守・薬師寺次郎左衛門入道元可・舎弟修理進義夏・同勘解由左衛門義春・同掃部助助義・武蔵国住人猪俣兵庫入道・安保信濃守・岡部新左衛門入道・子息出羽守、都合其勢十五百騎、十六日午刻ニ、下野国天命宿ニ打出タリ。此日佐野・佐貫ノ一族等五百余騎ニテ馳加ケル間、兵皆勇進デ、夜明レバ桃井ガ勢ニハ目モ不レ懸、打連テ薩埵山ヘ懸ラント評定シケル処ニ、大将ニ取立タル三戸七郎、俄ニ狂気ニ成テ自害ヲシテ死ニケリ。

（注）大胡は上野国勢多郡大胡村にいた武士。応護とも書く。山上は勢多郡新里村山上出身の武士。赤堀文書によると山上公秀が尊氏側になり直義と上野国淵名庄木島で戦った。「上州八家〈シヤウシウハツケ〉新田〈ニツタ〉高山〈タカヤマ〉利根〈ハム〉吾妻〈アカツマ〉大胡〈オホコ〉大室〈オウムロ〉深須〈フウス〉山上〈ヤマガミ〉」（日我いろは字）。

〈観応二年〉一三五一

上野名跡誌（富田永世編明治十八年刊）

○大胡

平治物語平家物語曽我物語等ニ大胡　源平盛衰記足利又太郎一門ニ応護大故也同書大胡小橋太　東鑑文治五年上野国大胡左貫等住人云々北条九代記同

東鑑ニ大胡太郎同左門太郎同弥次郎同五郎光秀　承久記ニ大胡太郎左衛門尉　太平記ニ上野国住人大胡　続太平記大胡太郎　後太平記ニ同シ　甲陽軍鑑ニ大胡　東路ノつとニ大胡上野介ノ館アリ云々

関東古戦録河越夜軍碓永峠合戦平井城兵等ニ大胡同書ニ弘治元年氏康猪俣能登守ヲ以大故ヲ攻ル同書ニ大胡武蔵守信綱

北条五代記小田原籠城ニ付楯籠関東城々ノ中ニ大胡　忍城兵ニ大胡弥三郎　上野風土記ニ大胡ハ大胡武蔵守居住

名跡考ニ天正年中大胡常陸介高重迄相続シテ居干此ト云

然ルニ新田正伝或問ニ永禄一年謙信大胡ノ城主益田伊勢守ヲ攻取益田新田ニ落ルトアルハイカヽ上泉ハ大胡ノ山荘トイヘハ上泉伊勢守ノ事ナルヘシ

江戸名所図会ニ大胡太郎成行十代彦次郎重治上州大胡ヨリ武州牛込ニ移住氏ヲ牛込ト改北条氏康ニ属スト云天正ノ頃

迄雲ニ住シハ其類族カ

伝説雑記ニ太田道真同道灌大胡ニ住スト云暫来居シ事アリヤ他書ニハ不見

鎌倉武鑑ニ大胡ハ佐野ノ一族上野国ニ住　武家系図ニ足利大郎成行二（三イ）男大胡太郎重俊其子二郎成家ナト見ユ

廃城考ニ天正十八年小田原攻ノ時大胡城モ遂ニ落城ス城主未考ト云　法然上人伝記ニ云上野国ノ御家人大胡小四郎隆義在京ノ時上人ノ勧化ニアツカリ深ク念仏ヲ信受シケル云々其子大胡太郎実義モ父ノ跡ヲオヒテ称名怠無リケリ云々

○新著聞集ニ上州大胡村名主七之助母七十余歳三歳ノ孫ヲ喰手許残ス云々

上野国志（明治四十三年環水堂刊）

大胡故城

藤秀郷六代の裔濶名大夫兼行が子、足利大夫成行が長子成家、始めて大胡と称す、成家子なくして弟成近を嗣とす、成近が子、隆義、隆義子実秀は、法然上人に帰依念仏の行者なり、語燈録に、上人嘱実秀夫妻書あり、天正の比大胡常陸介高繁まで相続して、こゝに居す、其後、少時由良国繁が持となり、城代益田伊勢守を置く、又小田原の手に入りて、山上郷右衛門尉が持となる、三夜沢に天正十一年大胡常陸介高繁が寄進状あり、又江戸の牛込氏は、大胡より移住す、牛込の宗参寺に墳墓あり、銘云、大胡宮内少輔重行、上州大胡城主也、又云、宮内少輔勝行者、重行の男、天文十三年甲辰、建立雲居山宗参寺、天文二十四乙卯年、改大胡氏号牛込、これに依てみれば、重行は氏政の命を受けて、牛込に移住して、後常陸介猶大胡に住するならん、

天正十八年より、牧野右馬丞忠成居城、右馬丞、改駿河守、後其後城は前橋に移す。

第十四節　中世文化財

(1)　横沢の石塔婆（群馬県指定重要文化財）

所在地　勢多郡大胡町大字横沢字元薬師六七七番地

所有者住所　勢多郡大胡町大字横沢乙二五八番地

所有者名　大沢安雄

地目および地積　畑　四二六平方米の内一〇平方米

横沢の石塔婆

指定物件　石塔婆　一基

銘文　頂面　種子（バン）　弐

東面　種子（サ）　暦応弐年二月十八日
施主　長源子満

西面　種子（キリーク）　暦応五年二月十八日
長源子満

西北面　種子（バク）　満福庵主　長源子満
康永弐季二月十八日

東北面　康永二年六月廿六日
辞世敬白

大きさ　総高（地上より）　一三五糎

東面　上部巾　四七糎　下部巾　五九糎

西面　上部巾　四八・五糎　下部巾　五五糎

西北面　上部巾　三四糎　下部巾　五六糎

東北面　上部巾　二四糎　下部巾　二八糎

（上部巾は種子中央部、下部巾は地上八糎のところ）

指定理由

柱状不整形の赤城山噴出の輝石安山岩の四面を加工して種子および銘文も彫刻してある。

この塔婆の特徴の第一は、所刻の種子の配置で、中央（頂面）に「バン」大日、南（東面）に「サ」観音、西（西面）に「キリーク」阿弥陀、北（西北面）に「バク」釈迦、東（東北面）に「バイ」薬師が刻まれ、このように整然と曼荼羅の形式に種子が配置されている例は他にない。

第二の特徴は、この塔に刻した年月日が、三年にわたっていることで、何れも二月一八日の観音有縁日が刻してあることである。すなわち、観音供養をし、その結願のあかしとして、また、信仰の対象として、この塔婆は造立したものと考えられる。

造立趣意は、観音供養と考えられるが、施主長源子満については不明である。天台宗の僧侶で、禅宗に関連を持ち、観音信仰の厚い人物であったと推定される。

第三の特徴としては、東北面最後の銘文に「辞世敬白」とあることで、この様な例は、県内の金石文には全くなく、珍らしい用例である。

この石塔婆は、本県中世の仏教信仰を物語る遺産としては稀有の例として貴重なものである。

管理団体　勢多郡大胡町

指定条件　公益上、やむを得ない場合以外は、現状変更を認めない。

(2) 多宝塔（伝大胡太郎墓）堀越　長善寺

貞和三年□□三月廿二日

曹洞宗長善寺墓地

安山岩。総高五尺八寸、塔身最大部周六尺（六寸五分下り）、下部周四尺一寸、台石二尺角、高一尺五寸。塔身正面の石に阿弥陀、左に地蔵の種子。その左に紀年銘。往古、長善寺は滝窪字寺沢窪にあり、現在地に移転の際運びしという。大胡太郎の墓と伝えられている。

南隣の石塔は混合であるが、宝塔の塔身一基は室町時代初期の造立と考えられる。

また、茂木字中組に宝塔の塔身一基がある。熱田神社境内に半転され、上部を下にしてあるのでわかりにくいが、室町時代初期のものと推定される。

(3) 六地蔵石幢　堀越　長善寺

奉造立妙藤信女逆修善根也

嵩延徳二　稔仲呂三日施主敬白　曹洞宗長善寺墓地入口

安山岩。総高六尺七寸五分。九輪高一尺一寸五分。屋蓋高一尺三寸(角)、火袋(六地蔵部分)欠、中台高八寸、巾一尺九寸五分、上巾一尺八寸、下巾一尺一寸三分(角)、塔身二尺二寸五分、巾八寸六分(角)、台石高一尺二寸五分、巾一尺二寸五分(角)。仲呂は四月。

塔身中央の穴は輪廻車を入れた跡で、この車を廻して地蔵菩薩を信仰することにより、輪廻の少しでもよきことを祈ったのである。

(4)　宝篋印塔　堀越　長善寺

為悦山金活居士
天文七年
霜月□□

曹洞宗長善寺墓地

安山岩。総高二尺四寸。台石に反華座。ほかに二基あり。
銘文の天文七年により、この小さな塔の年代が確定した。人物については不明。

(5)　凝灰岩石仏

凝灰岩製の半肉彫の石仏が点在している。これは赤城山南麓に特に多いように思われるが、他の地域でも散見する。凝灰岩という加工しやすい材質から仏教の一般庶民信仰の高まりにつれて多く作られたと考えられる。これが仏像にふれる最初だったのではないかと思う。木彫仏や金属製の仏像は庶民の手に入れることはまだできなった頃に、各村に仏師というか、石材を加工する人たちが凝灰岩による石仏を各村の信仰グループの求めに応じたのだろうと考える。そしてその大部分が鎌倉時代の作だと推定することができよう。時代はそれぞれの像によって鎌倉時代から江戸時代にまで及ぶようであるが、特に注目すべき仏像であろう。大胡町内の凝灰岩石仏は次の通り。

①上大屋観音堂（聖観音座像）
②茂木字本郷　観音堂（座像）
③茂木　長興寺境内（現在なし）
④茂木字神明町・旧神明宮境内（現在なし）
⑤堀越字五十山（阿弥陀如来三尊）（現在なし）
⑥堀越字殿町　長善寺山門前（座像）

⑦横沢字元薬師（現在なし）

① 上大屋

⑥ 長善寺門前

② 茂木字本郷

(6) 板碑一覧

1 元亨二年七月日（種子弥陀、蓮台） 1322 出土地不明（粕川村室沢か）小林勝氏蔵（高橋照之助旧蔵）昭和二年九月発見、上毛及上毛人一二六号

2 正中二年十月日（種子弥陀、蓮台） 1325 出土地不明 大胡中学校蔵

3 嘉朔二年十一月日（種子弥陀、蓮台） 1327 同 同 校所蔵

4 延元々年八月日（種子弥陀、蓮台） 1331 出土地不明 小林勝氏蔵

5 延元二年八月日（種子弥陀、蓮台） 1337 出土地不明 高橋照之助旧蔵

6 貞和三年（種子弥陀三尊、弥陀のみ蓮台） 1347 出土地不明 高橋照之助旧蔵

7 貞和二二年七月日（種子弥陀、蓮台） 1348 出土地不明 大胡中学校蔵

8 貞和四年十一月日（種子弥陀三尊、弥陀のみ蓮台、華瓶一対） 1348 横沢 井上あきら氏蔵

9 文和二年十月日 1353 堀越 阿久沢氏蔵 上毛及上毛人九四号

10 貞治三年十□（種子弥陀三尊、弥陀のみ蓮台） 1364 出土地不明 小林勝氏蔵（高橋照之助旧蔵）

11 永和二二年十月（種子弥陀、蓮台） 1378 横沢字元薬師 群大教育学部蔵

板碑　横沢・井上あきら氏所蔵（山岸賢司氏撮影）

(7) 豊臣秀頼書『豊国山』堀越長善寺

(8) 勝念寺本尊　阿弥陀如来像
室町時代初期の造像と推定される貴重な仏像である。

(9) 大胡城しゃち（前橋市江木町、町田氏保管）

第十五節　宿用水の起源

宿場町のメーン・ストリートの中央には水路が通っていた。戦国時代に大胡城下の市街地として都市計画がなされ、次第に整備された中で企画された大きな仕事が水路ということだったと思う。

この大胡宿の用水路がいつ造られたかを明らかにする資料はないが、江戸時代初期に徳川幕府譜代の大名として大胡に赴任した牧野氏の時代には既に用水路ができあがっていたのである。それ以前の天正十八年まで大胡城主であった大胡常陸介高繁は戦国期の抗争にまき込まれて敗退を余儀なくされた時期もあって用水路開さくにまで手を付ける余裕があったかどうか疑問とされるところ。大胡城考の著者福島武雄氏は牧野氏の時代になってからこの水路が作られたのであろうと推定している。

戦国時代というのは室町時代の後半。その戦国の時代には大胡城の城下町が形成されていたと推定される。城下町の通路の中央を流れる用水路は城下町形成の基本であるということができる。第一は防火用水である。散在する農村においても火事は飛び火して数十、数百メートルの戦囲を焼失することがある。そのための水路がまずここに住む者の先決であったにちがいない。

さらにはこの水を使って野菜を洗い、馬に水をくれる。いわゆる上水としての使用に近い使い方をしているのである。

この重要な宿用水を除いて城下町形成はなかったと思っている。すなわち、戦国時代には既に大胡宿の中央の宿用水はできていたと推定しているのである。この取水口は多分荒砥川の大胡神社東方からであろう。荒砥川は古くは大川、こんな水量の少ない川でもこの付近では大川にちがいない。また湯ノ沢川という。江戸時代初期の天正十二年に

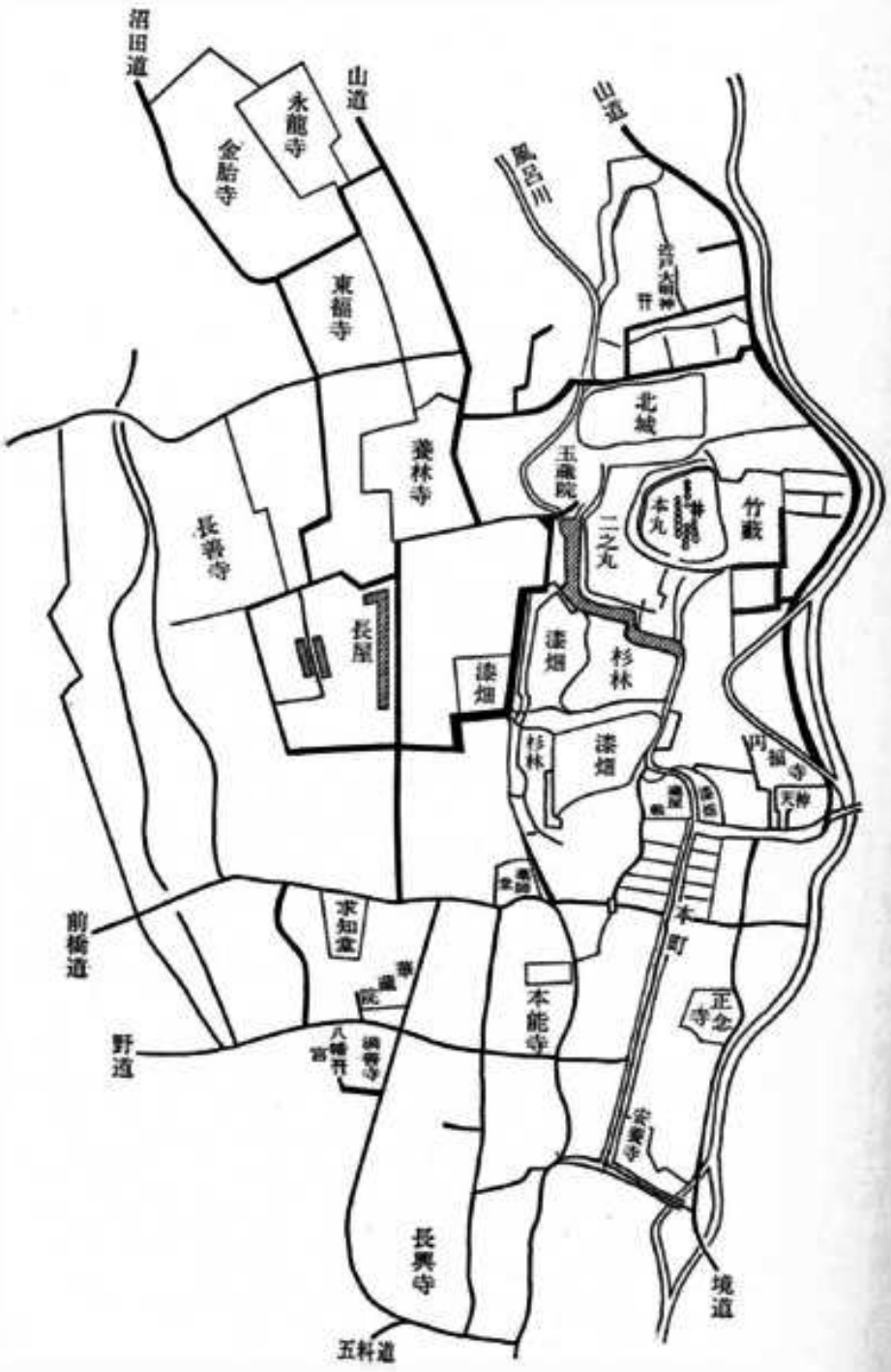

江戸時代初期の地図から（酒井家史料）

は人馬二百人を流失する大水害を起していることが赤城神社年代記にある。こうした水害によって荒砥川の水位が低下し、牧野氏はその取水口を上流にすると共に大胡城堅固のための工事をなしたのであろう。いま大胡城本丸の西、二の丸と三の曲輪をめぐり流れる虎が堰用水はその牧野氏時代に作られた用水路なのであろう。

第十六節　大胡西領の草分け

大胡領とよばれた村は赤城山南面の相当広大な範囲におよんだ。中世の大胡城の支配した地域であると考えられる。江戸時代にもその呼び方はつづき、大胡東領は現在の新里、粕川、宮城の三ヵ村、西領は大胡、城南、桂萱の町村であった。

大胡西領の草分けを書きあげた記録は、前橋市江木町の町田藤江氏が所蔵している横帖のもので、慶長年号が記されている。その記述の最後がいつかは不明であるが、江戸時代初期のものと思われる。

当国西領之内近村層之印置帳

江木村記

一文禄元年ヨリ始ル慶長二年酉ニ定ル

上泉村ヨリ来ル早田庄左衛門定紋たきおもだか　同人妻沖郷大沢藤兵衛娘也

新田郡市根井村ゟ来ル　市根井隆二　定紋根笹　替紋たきおもたか

二ノ宮村ヨリ妻子共来　下滝倉之助　定紋三階松　替紋根笹　同人妻　飯土井村石渡新助娘也

勢多郡永井村ゟ来　吉田与四郎　定紋たきおもたか　同人妻其近在入原村住人境兵庫之娘也

大胡町ゟ出快光坊　定紋芦ニ月　替紋おもたか　同人妻柏倉村大崎隼人娘也　同人一子仙光院　妻　那波郡二良塚村町田右仲娘也　右四人ニ而此所ニ住ス此本家公田村ニ有　尤牧野駿河守様御取立

甲斐源氏之家臣　武田孫十郎之一子同苗倉之進　同人妻横沢村井上玄番之娘也　定紋剣酸シ

新田郡大島村ゟ来ル　大島若狭之助末弟同苗源七　定紋根笹　替紋巴　同人妻深沢氏娘之由

勢多郡引田村ヨリ来　斎藤丈之進　是ハ以前白井ノ浪人同郡勝保沢村ニ住ス父ハ斎藤加賀と申者也　定紋下り藤　妻ハ其近辺猫郷村高橋左近娘也　一子千代松合三人ニ而来ル

増田村ゟ来　矢島弥重郎之次男同苗新七　定紋三ツ笹　妻子共来ル

我妻郡植栗村来　植栗藤大夫定紋くわニ三ツ引　其後吉田之苗トナル

抑　此一光山と申者円喜之帝ノ御時是ハ人王十八代裏中天王ノ臣深津之御所高野部左大将家成卿同所ニ而赤城大明神と仰サレ給ふ其例を追而此所ニ住居ましまします　其輩ヲ是に□ス時に京都之公卿奈良原左仲弁道房卿此所第一也　随ふ輩　杉下　桜井　斎藤　恒木　増田　高山　小野　等也

○柏倉村

大崎伝人　深津修理

其外　六本木　阿久沢兵庫　北爪　松村

次ニ　大崎の末弟　合七人

後藤　高橋　是ハ市ノ関ニ住ス

○苗ケ嶋

前原　阿久沢　北爪　長岡

当国花輪ヨル来ル　東宮修理大夫ノ末弟同苗金作

其外　星野　石橋

○堀越村

堀越喜多頭　是ハ当国小俣城主渋川相模守家臣也末ニ石関村ニ住ス

其外百姓　横堀　下山　吉田　梅沢　清水　吉原　阿久沢

○大胡

大塚惣兵衛　是ハ大胡第三城主大胡左馬頭勝頼公之家臣也

小林三九郎　是ハ此所ノ第一也

当地之草分　勝山彦市

其他　小暮　奥泉也

○鼻ケ石

富田ゟ来　吉田三之丞

柏倉ゟ来　北爪卯兵衛

草分　引田

○河原浜

師戸見長者　大嶋善左衛門　石井勘九郎　永井六郎右衛門

其外　中村　三夜沢ゟ来　奈良原右近

○樋越

根岸　須氷　川端八大夫　松井右源太

○泉沢

吉田　須藤　茂木　鹿沼　小沼

○大屋

三夜沢ヨリ来　小系図書　山口玄蕃　岡山甚蔵
木村左近　斎藤八蔵

○大室
戸丸　小峯　神沢喜太夫
其外　森田　栗原　福崎　岡野　萩原　根岸左近太夫
木村左衛門

○あら子
瀬下　ここに第一也
信濃源氏之家臣高坂右京進勝房
次ニ　小林　堀越

○二之宮
人王七十九代後白川院御宇頼朝公当国我妻郡草津入湯之
御時御心願有テ此所ニ宮御建立有時の奉行岡部九内忠成
二ノ宮太郎浅忠建久二年此所開基
神沢　内田　木村　松村　岡　横田　下境
（異筆）　同苗ゟ六門人玄蕃右三代庄屋
永井　松井　久保田　鈴木　中村　岩上　半沢

○荒口村
信州諏訪ヨリ来ル古ヘ木曽浪人　寛永十八年巳年来ル
根岸主計之助
次　六供村ゟ来ル　斎藤外記
関根村ゟ来ル那波浪人
萩原宇右衛門悴
同苗次左衛門
飯土井村ゟ来　関根左近
右村慶安二年高四拾石ニ定ル

○女屋
上野村ゟ来　女屋倉之助　末ニ大島ニ分ル
田城郷右衛門
筑井村ゟ来ル井田三左衛門

○小島田
足利家臣　荒井乗之進
二ノ宮村ゟ来　宇次井三右衛門
次ニ　橋本庄衛門

○茂木村
武州賀美郡勅使河原村ゟ来
勅使河原高膳
新田　由良刑部大夫家臣　林伊賀守ノ次男　同名茂左衛
門
次ニ佐位郡大原宿ゟ来　大原源助

なお、江木村開発について大胡藩主牧野康成から書状が出されている。快乗院宛文書で前橋市江木町の町田家所蔵である。

大胡城主牧野康政書状

於江木之郷田　　式候者也仍如件
畠あらくの地　　慶長五年庚子
ニ付当年きり　　正月五日　庚成
ひらき可申之由尤候　　㊞
無相違出置候之間　　快乗院
念ヲ入開可致作

なお、江木村の草々における記録があり、この村の成立に大胡城とその家臣が関与しているところを記する。「慶長七年巳ノ正月日、当所□在草別略」から抜書。

爰ニ文禄元年辰三月四日江木之郷あらく田林漂うと面有之処ニ民家小数営暮し候人之由緒巨細ニ尋ニ上泉村之城主赤石兵庫頭宇丹之浪人

一、早田庄左衛門　妻ハ沖ノ郷大沢大膳之娘也

一、慶長二酉正月ゟ　快光房尊栄上人、右之者周防国ゟ米大胡御城主牧野様へ相勤居候処江木之一村開発被仰付御墨印拝領仕、江木村へ出　右壱村草別開発仕候　同年七月廿日快光坊実子泉光院両人罷在尊栄無妻　柏倉村之御侍大崎隼人之娘呼取也

一、牧野公先臣周防国ゟ米武田内蔵之進妻子

一、同先臣　同国ゟ斎藤丈之進一子同千代松　妻小坂子村住人五十嵐喜内娘也

（以下略）

牛久保城

牧野康成が大胡藩主として来城したのは天正十八年（一六〇〇）のことである。この牧野氏が大胡へ来る前に居たのが三河国（愛知県）の牛久保城で、大きな勢力を張っていた。牛久保城は豊川市牛久保町にある平山城で、飯田線牛久保駅が本丸の西端を占め、駅の東北隅に「牛久保城趾　愛知県」の石碑が建てられている。大手門は駅前あたりであった。東側が低い田圃になっており、西南に牛窪小学校がある。学校の敷地から北、さらに本丸を東にかこうように曲輪があったのであろう。

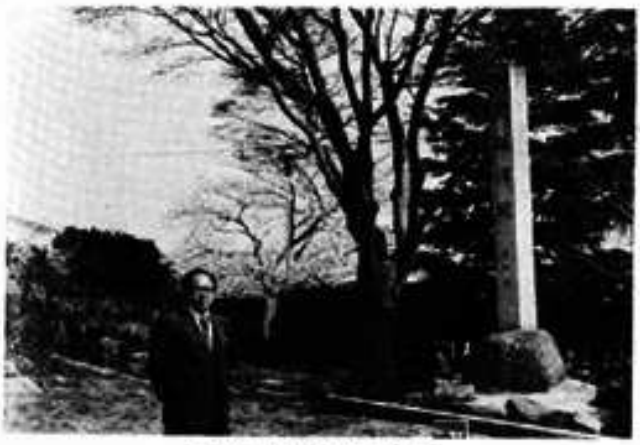

牛久保城趾の碑

牧野古白により享禄二年（一五二九）築城されたという。ここが牧野氏の本拠で、四隣に勢力を張った。大胡へ来城した牧野康成もここに居たのである。碑陰の文に「牛久保城ハ享禄二丑年ノ築造ニシテ牧野保成ノ一族之レニ居リ、康成ニ至リ天正十八寅年上野国大胡ニ移ル」とある。

碑の裏面

（付）吉田城　別に今橋城とも称された。牧野古白が永正二年（一五〇五）に豊川の入道洲を埋めて築城したという。現在の豊橋市中八町、豊橋市役所の東に近いところである。ここに牧野氏が城を築いたのは更に古く明応二年（一四九三）四月八日に若宮八幡に参詣して馬見塚に城をたてよといわれたことからであると伝える。これが今橋城であり、これを改築したのが吉田城である。この城に牧野氏の一族が居城した。牧野成三、牧野成敏等である。のちに酒井忠次（後の前橋藩主）が居城し天正十三年（一五八五）まで、ここに居た。

吉田城

第三章　近世

大胡の近世は、天正十八年（一五九〇）八月に小田原北条氏の後をうけて関東に入り、牧野康成を大胡二万石の城主としたときに始まると云ってよい。

勢多郡内における牧野氏の所領は、宮関村、滝窪村、堀越村、樋越村、横沢村、茂木村、河原浜村、上大屋村の現大胡町に加えて、前橋市に属する旧桂萱村の荻窪、石関、堀ノ下、亀泉、江木、旧木瀬村の小島田、筑井、小屋原、上増田、下増田及び旧荒砥村全村を含み、東方では新里村の板橋、関、山上、鶴ヶ谷、奥沢、大久保、粕川村の室沢、月田、中村、膳、東田面、「西田面」、一日市、女淵、深津と三夜沢を除く宮城村の全村という、赤城南面で桃木川と広瀬川を境にして（一部南方に突き出した所を除いて）山頂を頂点としたほぼ三角形の地域であった。(註1)

牧野氏は元和二年七月忠成のとき越後長嶺に転封になり、五万石に加増された。ついで同年八月に酒井忠世が勢多郡大胡、佐位郡伊勢崎で三万二千石を加増されたので、この時以来大胡は酒井家領となった。次いで元和三年七月には重忠の遺領をついだ忠世が、父重忠の領地三万三千石とそれまで自分の領地であった五万二千石を合せて八万五千石の城主として厩橋城の主となった。正確にはこの時以来大胡は前橋藩領となったわけである。

牧野忠成は元和四年更に一万石を加増されて同じ越後の長岡に移り、明治維新まで長岡を居城とした。

大胡は牧野氏についで前橋藩主酒井氏の支配に入ったわけであるが、酒井氏はその後、忠行・忠清・忠挙（たか）・忠相・親愛（ちかなる）・親本（ちかもと）・忠恭（ただずみ）と続き、忠恭のとき寛延二年（一七四九）正月十五日、所領を播磨国に改め、姫路城主として転封された。代って松平氏が前橋藩主となったが、明和四年（一七六七）前橋城を捨てて川越に移ったため、一時代官前

沢藤重郎の支配を受け、更に天明四年八月に山城国淀（京都府）の城主稲葉正誼（まさのぶ）が樋越村を、天明五年八月二十九日館林城主松平武厚（たけあつ）が堀越村を領知するに及んでそれまでの大胡領は解体され、明治二年の版籍奉還の時には前橋県、岩鼻県をはじめ六県に分かれた。大胡の各村の支配は次の表のとおりである。

（註2）

	宮関村	滝窪村	横沢村	堀越村	河原浜村	樋越村	上大屋村	茂木村
天正18年（1590）	牧野　忠成 右馬允	牧野　忠成	牧野　忠成	牧野　忠成	牧野　忠成	牧野　忠成	牧野　忠成	牧野　忠成
元和4（1618）	酒井雅楽頭	酒井雅楽頭	酒井雅楽頭	酒井雅楽頭	酒井雅楽頭	酒井雅楽頭	酒井雅楽頭	酒井雅楽頭
寛延3（1750）	松平大和守	松平大和守	松平大和守	松平大和守	松平大和守	松平大和守	松平大和守	松平大和守
明和5（1768）	代官 前沢藤重郎 （十）	前沢藤重郎	前沢藤重郎	前沢藤重郎	前沢藤重郎	前沢藤重郎	前沢藤重郎	前沢藤重郎
安永7（1778）	〃	〃	〃	〃	〃	稲葉円後守 （山城淀）	松平大和守	松平大和守
天明5（1785）	松平大和守	松平大和守	〃	松平右近将監 （上野館林）	松平大和守	〃	〃	〃
寛政2（1790）	〃	〃	本多弾正小弼 （陸奥泉） 代官 大音竜太郎	〃	〃	〃	〃	〃

文化3年 (1806)	〃	〃	本多弾正小弼 堀田摂津守 （下野佐野）	〃	〃	〃	/	/
天保14 (1843)	〃	〃	〃	井上河内守 （上野館林）	（代官） 林部 善太左エ門 小笠原豊後守 （旗本） 大岡 主膳正 （武蔵岩槻）	〃	倉橋惣三郎 （旗本）	倉橋惣三郎 （旗本）
弘化3 (1846)	〃	〃	〃	秋元但馬守 （上野館林）	〃	〃	〃	〃
旧高旧領取調帳 (明治元年) (1868)	前橋藩 225石12 養林寺0.26	前橋藩 389石961	泉藩 27 197石72 佐野藩 114,4843	岩鼻支配所 729石3190 養林寺 6 91.5 70 長興寺 10.0	岩鼻支配所 114石53645 岩槻藩 407.35755 養林寺 8,173	淀藩 272石187	岩鼻支配所 117石373	岩鼻支配所 520石42405 岩槻藩 231,8595 長興寺 40.0
	前橋県	前橋県	泉県 佐野県	岩鼻県	前橋県 岩槻県	淀県	前橋県	前橋県 岩槻県

註1「勢多郡誌」四一六頁、佐藤鍈太郎氏調製

2表中稲葉丹後守は、正諶が安永二年(一七七三)に父正弘の遺領をつぎ、天明元年（一七八一）奏者番となった後越後国にあった領地二万七千石を上野国勢多郡以下の十三郡に移したが、この時以後明治維新まで勢多郡内に四三四五石三斗九升三合の領地を持った。稲葉家は初代正成が春日局の夫であり、二代正勝は春日局の子である。山城淀藩主一〇万二千石。以下表中の各人物について次に記す。

代官　前沢藤十郎光寛

父光可のときまで後家人であったが、作事方調役、支配勘定を経て勘定（一五〇俵高、旗本）に抜てきされた。藤十郎光寛は元文三年勘定になり、二年代官に転じ、関東の川々普請を行っている。天明八年職を辞し、寛政九年死亡、八十六歳、家は孫光貞が継いで小十人となった。家禄は五〇俵五人扶持。なお、寛政重修諸家譜には藤十郎とあるが、明治の郡

村誌に従って藤重郎とした。

松平右近将監　館林城主松平武厚のこと。武厚の祖清武は将軍家宣の弟。幼女のころ越智氏に養われたので越智松平家と称する。清武の後武雅、武元、武寛と続いて武厚に及ぶ。六万一千石、後天保七年（一八三六）石見国（島根県）浜田に転封になるまで館村に在城した。

なお、井上河内守（六万石）、秋元但馬守六万石は共に館林城主。（寛政重修諸家譜）

本多弾正小弼　陸奥国泉領主本多忠籌のこと。忠籌は天明七年（一七八七）若年寄となり、八年側用人に抜てきされ、従四位下、弾正大弼に改めた。寛政二年四月老中格となり、側用人を兼ね武蔵国埼玉郡、上野国勢多郡のうち五千石を加増されて二万石の城主格となった。（寛政重修諸家譜）

堀田摂津守　大老堀田正俊の三男正高を祖とする堀田家で、文化九年正敦が近江堅田から下野佐野に転封され明治維新に至った。一万六千石

第一節　牧野氏と酒井氏の支配

天正十八年（一五九〇）八月、徳川家康が小田原北条氏の後をうけて関東に入って後、牧野康成を大胡二万石の城主としたときから牧野氏の支配が始まる。

代官林部善太左衛門

天保十三年勘定より代官となる。安政五年十一月二十二日出精相勤候に付き布衣を許される。文久三年四月十六日御役御免、勤仕並寄合を命ぜられ、金三枚、時服二を下さる。（柳営補任五）

大岡主悟正　九代将軍家重の側用人となって大名に取り立てられた忠光が宝暦六年岩槻城主となって以来明治維新まで続いた。二万三千石

小笠原豊後守信名　勝三郎、火事場見廻、火消役、小普請組支配、小姓組番頭、書院番頭、大番頭、駿府城代、御側を暦任し安政六年職を退いた。天保十四年は大番頭である。

倉橋惣三郎　内匠と称す。祖政勝は家康の関東入部に際し、邑楽郡板倉で五千石を賜ったがその死後、嗣子久盛が二歳であったため家禄を三千石に削られ、更に分家によって二千石となった。代々惣三郎、内匠を称す書院番から使番等に進む家柄である。（寛政重修諸家譜）

牧野氏は紀氏で、のちに田口臣をたまひ、のち、阿波民部重能（或いは成能）の後胤成朝のとき、三河国に居住してはじめて牧野を称した。成朝から氏勝までは系図が明らかでなく、あいまいであるが、氏勝、貞成、成定と三河国牛窪城に居住した。康成の父成定は初め今川義元・氏真に属していたが徳川家康か永禄八年（一五六五）酒井忠次、石川家成に命じて臣従するよう求めたので、同九年五月岡崎で家康に関見し、本領を安堵された。このとき源氏に改め、清和源氏の支流と称するようになった。

初代康成は、弘治元年（一五五五）三河国牛窪に生れる。初貞成と云い、父成定没後一族出羽守某が遺領をめぐって争ったが、徳川家康の裁定で遺領をつぎ、更に家康のすすめで酒井忠次の女を妻とした。また康の字を賜って康成と名を改めた。その後各地に転戦し、天正三年長篠の戦には酒井忠次に属して鳶巣山で奮戦し、その年八月諏訪原城を攻略し、松井忠次と共にこれを守備した。十年家康の駿河平定により駿河国長窪の守備を命じられ、家臣稲垣長茂にこれを命じた。翌年長窪城を賜い、十八年の小田原の役には先鋒として活躍し、家康の関東入りによって大胡城主となったものである。

慶長五年（一六〇〇）関が原の役には秀忠に従って信濃上田城を攻撃したが、軍令にそむいて城兵を深追いし、そのため吾妻の砦に謹慎を命じられた。後、数か月で許されたが、大胡に帰った後は閑居して慶長十四年（一六〇九）十二月十二日に大胡で没した。五十五歳。墓地は養林寺にある。

二代忠成は天正九年（一五八一）牛窪に生れる。忠成の名は二代将軍秀忠の一字を与えられたものという。慶長九年から父康成に代って政務をとり、十年の秀忠上洛に際しては御供として京に入り、四月に従五位下駿河守に叙任された。

大阪夏の陣には先鋒として加わり、更に冬の陣にも従軍して戦功を立て、翌二年七月に大胡から越後頸城郡長嶺に

移され、五万石余を領するようになった。寛永十一年従四位下にのぼり、承応三年（一六五四）十二月十六日没した。七十四才であった。

養林寺にある牧野家の墓

墓石に見える牧野家の紋

「寛政重修諸家譜」に載せる所は次のとおりである。

寛政重修諸家譜巻第三百六十四

清和源氏　支流

牧野（まきの）

はじめ紀氏にして、武内大臣末裔、蝙蝠臣がとき田口臣をたまふ。其のち阿波民部重能（或は能に作る）が後胤成朝にいたり、三河国にありてはじめて牧野を称す。成朝より氏勝にいたるまで、其世系を詳にせず、後右馬允成定永禄九年御陪下に属するのとき、源氏に改む。重能がことは田口氏牧野の譜に見えたり。

●氏勝

民部丞　三河國牛窪城に住す。

●貞成

新二郎　右馬允　民部丞

父とともに牛窪の城にあり。永禄四年四月吉良義昭東照宮にそむきたてまつり、貞成をまねき西尾城を守らしむ。しかるに義昭が一族荒川甲斐守義広義昭と不快のことありて、ひそかに御麾下に属し、西尾城をせむること急なりしかば、ふせぐことあたはずして牛窪にしりぞく。

●成定

新次郎　民部丞　右馬允　実は牧野新九郎氏成が男、母は某氏。貞成が養子となる。

大永五年三河國牛窪に生る。今川義元及び氏真に属し、永禄八年東照宮酒井左衛門尉忠次、石川日向守家成をして御味方に属すべきむね、おほせ下さるゝにより、九年五月岡崎に参りてまみえたてまつる。九日本領安堵の御判物をたまふ。十月二十三日牛窪にをいて卒す。年四十二。教誉皎月光輝貞享量書及び今の量誥光輝に養修院と号す。かの地の光輝菴に葬る。これ作る成定が開基せしところなり。

●康成

初貞成　新次郎　右馬允　従五位下　母は某氏。

弘治元年牛窪に生る。東照宮に仕へたてまつり。父成定卒するのゝち、一族出羽守某遺領をあらそふといへども、おほせによりて康成その遺領を継、水野下野守信元よりも証状ををくる。これよりのち、御謁初のとき着座す。某のちおほせによりて酒井左衛門尉忠次が女を室とし、また御諱字をたまはり、康成とあらたむ。永禄十一年十二月三河国宇利小幡に御出陣のとき、浜名城の押として、松井左近忠次を添られて居城をまもる。十二年今川氏真がこもれる掛川城をせめたまふべしとして、吉田城にをいて軍列をさだめらるゝの時、おほせにより先鋒となりてしたがひたてまつり元亀元年織田右府大坂に出陣し、援兵をこふのとき、諸将とおなじく近江国にいたり、佐々木承禎と日々相たゝかふ。のち武田信玄しば〳〵三河国に出張し、あるひは軍をすゝめて牛窪を侵す。これにより康成若子口に屯してこれを防ぐ。天正三年五月長篠の役に、松平伊忠とゝもに酒井忠次にそふて鳶巣山にいたり、敵の砦をやぶりみづから奮戦して敵首若干を得たり。八月諏訪原の城をせめたまひ、敵将室賀、小泉等つゐに降参す。しかるにこの城甲斐国の押として殊に敵地に挟まれる

をもって、まもることかたし、ときに松井忠次これを守らむことをこふ。こゝにをいて康成おほせを蒙り、忠次とゝもにこの城を守る。このとき富士山の麓川東等の地を加恩せられ、また諏訪原をあらため牧野城と号したまふ。これ昔周の武王殷の紂王を牧野にやぶりしためしをもって、このとき忠次を周防守となづけ、城をも牧野とあらためたまふとなり。七年九月諸将とゝもに持丹の城を攻、康成が兵一番に乗入、木戸をやぶりて力戦し家臣等おほくうち死す。八年五月駿河国田中城を攻て浜松にかへらせたまふのとき、石川数正後殿たり。康成は御後備たるのところ持舟城より朝比奈駿河守信置が兵不意におこって後軍をうたむとす。康成数正とゝもにかへし合せて相たゝかひ、敵つゐに敗北す。十年駿河国御平均ありて同国興国寺の城を守る。このとし駿河国に御出馬ありて、田中城をせめ給ふのとき、敵将ながき鎗を提げ、池をかたどりてまち居たるものあり。康成刀をぬきてこれとたゝかひ、終に其首を得たり。このとき従者つゞくものなし。やがて彼首を実検に備へしかば、一手の将として軽がるしきはたらきは好まざるところなりとて、御気色よからず。すでにして両陣入みだれ、敵味方を弁ぜざりしかば、康成小だかきところにはせのぼり、敵は川を渡せし勢なり。脛巾の濡たるをしるしに討と呼はりしかば、士卒大に利を得て敵あまたうちとる。東照宮これを御覧ありて御感あり。七月おほせをうけて伊豆国柾戸（まさと）の砦を守る。このとき久能三郎左衛門宗能を添らる。十一月また駿河国長窪の守衛を命ぜられしかば、属臣稲垣平右衛門長茂をして守らしむ。十二年十月その城を康成にたまふ。十三年閏八月諸将とおなじく信濃国上田城を攻。そのゝち豊臣太閤と和議ありて、御婚姻をむすびたまひ、十四年十月大坂にいたらせたまふのとき、供奉に列し、十六年三月御上洛の時もしたがひてたてまつり、四月後陽成院聚楽亭に行幸のとき、康成も諸将とおなじく従五位下に叙す。十八年三月小田原の役に松平周防守康重とゝもに先鋒に列す。鷹巣城陥りて、其士卒敗走せしかば、康成、康重兵をすゝめてこれを追うち、得る所の首数十級に及べり。八月関東にうつらせたまふのゝち、上野国勢多郡大胡（おほご）にをいて二万石をたまふ。（秀忠）慶長五年八月上方の逆徒御追討のとき台徳院殿に扈従し、真田昌幸がこもれる信濃国上田城をかこむ。ときに味方の軍勢城辺にいでゝ苅田するを見て、城兵これを追はらはむとす。苅田の士粉骨をつくしてたゝかふといへども、小勢なればすでに敗走に及ばむとす。康成これを見て、みづから士卒を下知して

奮戰す。こゝにをいて城兵終に利をうしなひて引退く。康成なを兵をすゝめて逃るを追ふのところ、本多正信、大久保忠隣かたくこれを制せしかば、兵をとゞむといへども、軍令を犯して卒爾にたゝかひし条曲事なりとて、康成が隊長を誅すべきむね仰下さる。康成これをきゝ、今日のことは従士の所為にあらず、みづから罪科にあたるべしと言上しければ、いよ〳〵御憤りありて其御咎めとして上野国吾妻の砦を守らしめたまひ、数月にして御ゆるしありといへども、なを御むねをはゞかりて、吾妻にあり。九年大猷院殿御生誕の嘉儀により、御譜第の諸将に宴をたまふのとき、康成も其席にめし加へらるべきむね恩命あり。ときに康成多病なるにより、男忠虔を代官として江戸におもむかしめ、これより大胡にかへり、公事を辞して閑居す。十四年十二月十二日大胡にをいて卒す。年五九五応誉栄感月照院と号す。かの地の養林寺に葬る。室は酒井左衛門督忠次が女。

忠虔（ただのぶ）

新次郎　駿河守　右馬允　駿河守　従五位下　従四位下　母は忠次が女。

天正九年牛窪に生る。東照宮に仕へたてまつり、のち台徳院殿（秀忠）より御諱字をたまはり、忠虔と称す。慶長五年台徳院殿信濃国上田城をせめたまふのとき父とゝもにしたがひたてまつり。九年より父にかはりて公事をつとむ。十年二月台徳院殿洛にのぼらせたまふの時御供に候し、四月かの地にをいて従五位下駿河守に叙任す。十四年遺領を継、十六年正月二日御謡初のとき着座の列にあり、のち代々例となる。十九年大坂の役に先鋒第五の備にありてしたがひたてまつり今福に陣す。元和元年の御陣にも扈従し、五月七日の合戦に首二十七級を得たり。二年七月大胡をあらためて、越後国頸城郡にうつされ、加増ありて五万石余を領し、長嶺に居城をかまふ。四年一万石を加増あり、同国古志、蒲原、三嶋三郡のうちにうつされ長岡城に住す。五年御上洛のときしたがひたてまつる。このとき福嶋左衛門大夫正則ゆへありて国除かるゝにより、六月九日花房志摩守正成とゝもに上使をうけたまはりて江戸に下り、その居邸にいたりて誅命をつたふ。このとし右馬允にあらたむ。六年三月七日越後国古志郡のうちにをいて一万石を加へられ、すべて七万四千石余を領す。のち鈴木新五左衛門某をよび、その男九郎左衛門某、二男佐之助某罪ありてめしあづけらる。寛永二年（秀忠）十月二十三日領知の御朱印を下さる。三年大猷院殿御上洛のときしたがひたてまつり、九月六日二条城に行幸あるに

より、御迎として御参内のとき供奉をつとむ。六年西城石垣の修理をたすけ、六年六月はじめて長岡にゆくのいとまをたまひ、呉服及び馬をたまふ。のち代々領地に行のとき賜これにおなじ。九年台徳院殿の御廟経営のとき、その役をたすく。十一年五月二十一日二男内膳武成に一万石、四男播磨定成に六千石の地をわかちあたふ。これみな新懇の田なり。七月洛にのぼらせたまふのとき扈従し、十六日かの地にをいて従四位下にのぼる。十三年おほせをうけて本城外郭の堀普請を助け、十七年本城経営のときもまたこれをつとむ。十九年おほせをうけたまはりて越後国三条城を毀つ。二十年六月、さきに三丸普請のことをつとめしにより、家臣等にものをたまふ。そののち奥津兵四郎某罪ありてめしあづけられ、慶安二年日光山御殿造営のことをつとむ。承応三年駿河守に復し、十二月十六日卒す。年七十四。仙誉月卦正心実性院と号す。越後国古志郡栖吉村の普済寺に葬る。室は永原道真が女、はじめ妾たり、後たてゝ室とす。

牧野氏はこのあと

- 忠成 ― 忠辰 ― 忠寿 ― 忠周 ― 忠敬 ― 忠利
- 忠寛 ― 忠精 ― 忠雅 ― 忠恭 ― 忠訓 ― 忠毅

―忠恭（再承）―忠篤

と続いて明治維新を迎える。

三国街道中山宿平形家にて

牧野氏と養林寺、天正十八年十二月に牧野康成によって養林寺が創建され、牧野家の菩提寺とした。康成の所領中から一〇〇石を寄進して寺領とし、更に幕府の朱印地として願出て許可され、慶長九年（一六〇四）十一月三日付で

養林寺

養林寺領之事

上野国勢多郡大胡郷之内石
石牧野駿河守所寄附不可有
相違并山林竹木諸役令免
許之状如件

慶長九年十一月三日　御朱印（写）

慶長9年朱印状の写
東京大学史料編纂所蔵の謄写

という朱印状を賜っている。(註3)

同寺には康成月照殿応誉称徳栄感大居士、康成の室（酒井忠次の女、慶長三年六月二十三日没鳳樹院殿暁月涼心大禅定尼）および成定の室（慶長十九年七月八日没普玉院殿光誉明転芳月大姉）の三人が葬られている。

元和四年、牧野氏が越後に転じた後酒井氏が所領を引きつぐと朱印地は酒井氏によって没収され、後朱印地を復したという。(註4)

〔註3〕東大史料編纂所では大日本史料編纂に際しこの朱印状写を調査している。

史第六五号

兼テ本掛ニ於テ編纂ノ大日本史料今般修正出版ニ付貴寺ニ係ル事柄ヲモ掲載致度殊ニ差当リ慶長九年旧幕府ヨリ寺領寄附ノ事ニ付原文採録致度候ニ付御所蔵有之候ハヽ御手数写取リ差送リ相成度此段及御依頼候也

東京帝国大学
文科大学
史料編纂掛

明治三十四年四月九日

養林寺御中

慶長以後将軍の代替りに朱印状の書き替えを行っている。

当寺領上野国勢多郡大胡郷内百石事并山林竹木諸役等免除任

慶長九年十一月三日先判之旨不可有相違者也仍如件

寛永十三年十一月九日　御朱印

養林寺

上野国勢多郡大胡郷之内百石事并山林竹木諸役等免除任慶長九年十一月三日寛永十三年十一月九日両先判旨養林寺進止永

不可相違者也仍如件
寛文五年七月十一日

御朱印

〔註4〕「郷土誌」明治四十三年九月三六頁

長興寺所蔵の稲垣長茂像

稲垣氏は牧野氏の家臣としてしばしば軍功をあらわしていたが、永禄八年（一五六五）に牧野成定が徳川家康に帰属したとき長茂は一旦家康の家臣となったが、成定が没すると、後を嗣いだ康成が幼年であったため、家康に願い出て再び牧野氏に仕えることとなった。その後、駿河の平定に際して大いに軍功をあらわし、更に小田原攻めのときにも目ざましい働きをして、天正十八年家康が関東に入ったとき再び家臣となり下野国足利、上野国山田、勢多の三郡中で三千石を賜った。しかし、牧野家から独立したわけでなく、所領は恐らく牧野氏所領の勢多郡に於ける東隣から東方の地と考えられ、樋越に稲垣屋敷と称する区画があるがそこを居所としていたと考えられる。慶長五年の上杉景勝征伐には大胡城の守備を命じられ、関が原役後の慶長六年には伏見の城番となり、この年上野国佐位郡で一万石を賜り、伊勢崎に居住した。稲垣氏については「寛政重修諸家譜」に次のように記している。

伊勢崎市天増寺にある稲垣家の墓所

寛政重修諸家譜巻第三百八十四

清和源氏　支流

稲垣

寛永譜に、家伝を引て、先祖稲垣三郎重泰伊勢国に住す。其後嵐文明年中三河国に来り、牛久保に住すといふ。

●重賢　藤助

亨禄元年三河国吉田の兵牛久保の辺に出張せるの時、重賢防戦して産女塚にをいて討死す。年三十六。法名善心。

—重宗　藤助　平右衛門

牧野右馬允成定に属ししば〳〵軍功をあらはし、今川氏真より感状をさづけらる。文禄三年男長茂が采地上野国にをいて死す。年七十八。法名道善。

—氏連　林四郎

牧野成定に属し屢軍功ありしかば、東照宮の御聞に達し、永禄四年岡崎にめされ六十貫の地を賜ひ、仰によりて松平上野介某が手に属し、九月四日今川氏真と三河国大塚に於て合戦の時、敵二人を討取り所々に疵を蒙ると雖も、猶敵兵親殿新平某と戦て遂に討死す。

—某　半六郎

牧野成定に属し、永禄五年三河国野田城にをいて討死す。

●長茂　藤助　平右衛門　母は某氏。

天文八年三河国牛久保に生る。のち牧野成定に属し数度の戦ひに功あり。今川氏真より成定に書を贈て長茂が軍功無雙なり、いよ〳〵勇をはげますべきむね褒美す。永禄八年成定東照宮の御麾下に属したてまつるにより、長茂をよび牧野半右衛門康成、岩瀬治部氏俊、同掃部氏則、山本帯刀某五人岡崎にめされて御家人に列す。九年成定卒するにより嫡男新次郎康成に其遺領をたまふ。ときに父重宗山本市左衛門某と相譲して言上せしは、康成幼年にして我等年老たり、願くはさきにめされし五人のうち、一人を康成に附属せられん事をこひたてまつりしかば、御許容ありて長茂を附属せられ、三河国牛久保に住す。天正三年七月遠江国諏訪原の城を攻たまふとき、城主室賀小泉かたく守るといへども後援なきにより、八月二十四日城を棄てひそかに小山に遁れさるにより、某守将を撰ばる。ときにこの城甲斐国の押にしてことに敵地に接まるをもって、これを守るこ

とかたし。しかるに松平甚太郎家忠をよび牧野康成これを守らむ事をこひたてまつりしかば、御感ありて家忠に命ぜられ康成をこれに副らる。こゝにをいて長茂康成にしたがひ、かの地に出張して守衛する事八年、これ康成が家に長茂あり、家忠が家には松平周防守康親あるをもってなり。十年駿河国御平均あり、北条家の押として三枚橋は松平周防守康親、清水（きよつ）は本多作左衛門重次、興国寺は牧野康成これを守衛するにより、長茂も康成にしたがひてかの地に（信長）あるのところ、康親重次より使をもって織田右府生害の告あり。今われ〳〵微勢にして三所にわかるゝ事しかるべからず。三枚橋清水の両城をひらき兵を興国寺にあつめてまもるべしとなり。長茂こたへていまだ上方の実否詳ならざるに、はや両城を退かば敵方よりいかなる計略あらむもしるべからず。もとより北条の押をうけたまはりし身なれば、たとへ大軍を率ゐて攻るといふとも、をの〳〵護るところの地にありて心死を遂むこそ本意ならめとこたふ。康親重次も其議に伏してをの〳〵その地をまもる。このとき伊賀甲賀の士俊風聞をきき、所々にあつまりて私語するもの多し。長茂これを察しすみやかにいとまとらせむ事を康成にこふ。康成其言にしたがひしかば、やがて伊賀甲賀のものどもをあつめ、上方のありさまきくところのごとし、をの〳〵の父母妻子かの地にあるうへは、速にはせかへりて其先途をみとゞくべしとて、暇とらせ路用をもあたへければ、彼輩おほいにその志に感じ、踏留りて忠戦をはげますべきよし申といへども、遂にゆるさず。唯この恩恵をおもはゞ東照宮東海道を下らせたまふのとき、忠節をつくし奉公をぬきむづべきむね誓状を書しむ。このとし北条氏直と甲斐国新府に御対陣のとき、相撲国のをさへとして足高山の熊天神川の古城を修補してこれを守り、のちまた康成に属し、伊豆国柏戸（かしわど）の砦を守衛し、韮山（にらやま）のをさへとなる。十一月氏直和を請て帰陣のゝち、長茂おほせによりて柏戸より駿河国長久保にいたりこれを守衛す。十八年小田原御陣のとき牧野康成は先鋒の第二陣たり。山中落城のとき長茂後陣にありしが、すみやかにはせむかひ敵の逃るゝ路をさへぎりて斬獲多し。六月小田原城籠曲輪の仕寄に於て味方の兵死傷多かりしを、東照宮井楼より御覧ありて御気色よからず。やがて長茂をめされ、汝すみやかにかしこに行て指揮すべきむね仰あり。長茂みづから士卒にさきだちて仕寄をつく。諸軍みなこれにしたがひしかば寄手攻をかうぶるものすくなし。すでにして諸軍籠曲輪に攻入にをよび、長茂は士卒百人計を率る井伊直政に続て

馳向ひ、味方をはげまし溝を穿ちて水をおとし、俄に舟板をもって橋をわたせしかば、諸軍たやすく城中に乗いる事を得たり。このこと上聞に達し御感をかうぶる。長茂鑽長く常に朱具足を着せしかば、戦場にをいて長鑽あるひは朱具足とめされしとなり。八月関東にいらせたまふのとき、ふたゝび御麾下の士にめし加へられ、下野国足利、上野国山田・勢多三郡のうちにをいて采地三千石をたまふ。慶長五年上杉景勝御征伐のときおほせをうけたまはり、牧野康成が居城上野国大胡城を守衛す。六年十月東照宮伏見より江戸にかへらせたまふのとき、伏見の城番としてかの地にとゞめらる。この年加恩ありて上野国佐位郡にをいて一万石を領し伊勢崎に住す。十二年また仰をかうぶり伏見城を守衛す。十七年十月二十二日卒す。年七十四。快岩当慶天増寺と号す。上野国佐位郡伊勢崎の天増寺に葬る。これ長茂かつて開基せるところなり。のち代々葬地とす。

重綱

初重種　藤助　平右衛門　摂津守　従五位下

母は某氏。

天正十一年三河国に生る。慶長五年台徳院殿（秀忠）信濃国上田城を攻たまふのとき牧野康成に属してしたがひたてまつり、十二年仰によりて父長茂とゝもに伏見城を守衛す。十七年遺領を継。元和元年大坂御陣のとき酒井家次に属して従ひたてまつり、五月七日の合戦に後陣に備へしが、先手松平丹波守康重すゝみ戦ひて殆危し。重綱遥にこれをみてすゝみ戦ひ、康重を援け白綟かけたる武者一人を討取。このとき重綱が手に獲ところの首二十九級なり。二年一万石を加へられ領地を転じ、越後国刈羽郡のうちにをいて二万石を領し藤井に住す。六年越後国蒲原郡のうちにをいて三千石の加恩あり。同郡三条城を賜ふ。九年大坂の定番となり、寛永三年御上洛のとき八月十九日かの地にをいて従五位下摂津守に叙任す。正保二年江戸に参り、七月いとまたまふのとき大猷院殿（容光）より備前兼光の御刀、厳右院殿（家綱）より信国の御脇指をたまふ。慶安元年九月大坂の城代にすゝみ、二年十月二十五日職を辞し、四年九月十九日封地をうつされ三河国刈屋城をたまふ。承応三年正月八日卒す。年七十二。光岳宗本法性院と号す。室は森川金右衛門氏俊が女。

稲垣氏は重綱のあと

重昭―重富―昭賢―昭央―長以―長統―長明―長和―志摩（鳥羽三万石）

と続いて維新を迎える。

稲垣氏と長興寺、天正十八年稲垣長茂が愛知県の豊川稲荷妙厳寺九世の伊堯大和尚を開山に招いて両親の菩提を弔うため建立した。慶長六年（一六〇一）幕府から五〇石の朱印状を賜った。

寺領上野国勢多郡
大胡郷之内五拾石之事但
去慶長七年十一月廿五日之
先判之旨永不可有相違之

状如件
元和三年三月廿七日
長興寺

同寺には、稲垣氏との初期の関係を示す、金地葵紋付扇子、六畳長押釣り蚊帳、芦雁黒絵二軸等のほか左の文書が現存する。

以上

長興寺仏宗長老貳
痛身後住之事被相願候通
摂津守殿被承届被任願主候
貴僧長興寺江入院之儀
可為勝手次第候於天増寺ゟ
可有通達恐惶謹言

稲垣三郎兵衛
十二月十二日　光方（花押）
竹風長老

一筆致啓上候然者指僧儀
去ル極月長興寺江住職
被仰出候処同月廿一日
整入院今般江戸御屋敷江
罷出入院披露御礼無滞
相済候間御前江御披露
宜奉□上候恐惶謹言

長興寺
仏宗
山本唯右衛門殿
稲垣少進殿

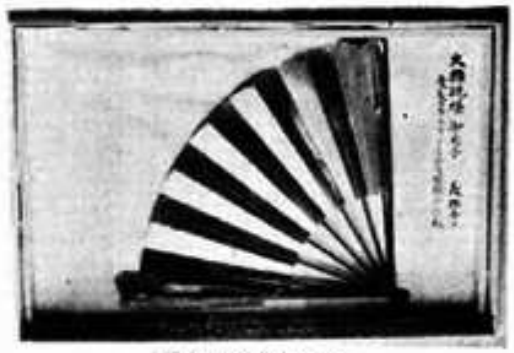

長興寺所蔵のかや

稲垣駿負殿
稲垣弥惣右衛門殿

「御納御品書」表書
長興寺江御納之御品
一白御小袖　一
一御紋帳　一張
一唐銅薄端御円座　一
右之通

遺書
一大事因縁之事

長興寺仏宗より牧野氏家臣山本唯左ヱ門等にあてた書簡

武州七本木
第一休安寺好隣長老
武州七本木
第二宝泉寺百卯長老

武州仁手
第三宗真院活承長老
拙僧後席之儀者
右三筆之内何成共
被仰付可被下候
寛政三年　天増寺　印
亥七月朔日意林（花押）
大檀公
御役人中

牧野氏の長岡移住に伴って牧野氏に従って長岡に移住して家臣団は次の通りである。

大胡より引越しの人名

稲垣平助　山本勘右衛門　稲垣権助
今泉竹右衛門　河田又兵衛　槇清十郎
岩崎長右衛門　伊藤道右衛門　西郷久太夫
梅野伊助　神尾新兵衛　平岡久平衛
大瀬与右衛門　西郷八右衛門　秋山庄左衛門
津田与右衛門　稲垣小左衛門　山田源七
秋山長四郎　西尾文右衛門　神尾半三郎
安田杢右衛門　吉田佐右衛門　今泉徳左衛門
鈴木藤右衛門　鳥居小平次　野口十左衛門

真木新助　横金右衛門　近藤庄兵衛
中島長右衛門　鳥居茂平次　河田玄蕃
河井喜兵衛　伊坂新兵衛　布山久兵衛
山本小六郎　真木五郎八　森田伝右衛門
加藤治左衛門　今泉伝右衛門　三浦武右衛門
中沢治太夫　稲垣勘兵衛　稲垣勘助
福島治右衛門　今井権三郎　乙部徳右衛門
神戸文九郎　綿貫部兵衛　深沢三郎兵衛
木崎幾左衛門　片貝市左衛門　舟津権次郎
高橋佐治右衛門　牧野伝十郎　山本惣九郎
鬼頭六左衛門　井坂万右衛門　中島庄右衛門
能勢勘兵衛　今泉角蔵　堀野佐右衛門
山本茂助　羽田兵左衛門　木村七郎右衛門
能勢藤七　武又四郎　牧野弥次兵衛
倉地皆右衛門　山本渋右衛門　本冨右衛門七
泉次郎作　竹沢直右衛門　宇野彦左衛門
牧野蔵人　疋田水右衛門　九里秀太郎
山本主馬　山本市左衛門　真木新六
清水七郎兵衛　伴　喜内　石垣忠兵衛
山本五郎左衛門　箕輪孫右衛門　佐藤五郎左衛門
石垣五郎吉　池田治郎吉　稲垣藤九郎
岡村四郎右衛門　稲垣庄五郎　稲垣駒五郎
竹垣弥左衛門　須山六郎兵衛　贄　右近

小川弥五郎　九里惣十郎　山本数右衛門
江田小吉　冨田八右衛門　寺田三十郎
篠原惣兵衛　鳥居佐平治　吉田清十郎
笠井五左衛門　内藤造酒　市川久左衛門
高井治郎兵衛　秋山長左衛門　桑名甚八
能勢長右衛門　三間才十郎　田中九右衛門
奥田庄蔵　武半右衛門　横三左衛門
山本清八郎　柴崎勘十郎　山口忠左衛門
渡辺孫右衛門　北川伊左衛門　杉浦金内
能勢兵三郎　山本才蔵　横　平兵衛
新井六郎兵衛　内藤平次郎　出　嘉兵衛
太田門左衛門　波田左太郎　石垣内匠
小野権兵衛　植田十兵衛　小野藤次郎
鈴木務兵衛　加藤孫蔵　原　清三郎
杉浦喜右衛門　岩田甚兵衛　萩原宥仁
横　辰之助　牧野平四郎　金井次部右衛門
能勢村四郎　由良作左衛門　神戸安右衛門
荻木半兵衛　片岡四郎左衛門　横　平兵衛
牧野藤左衛門　稲垣平次郎　山本四兵衛
横三郎左衛門　木村角右衛門　石垣内匠
佐野清太夫　綿貫安兵衛　徳増市左衛門
中沢市郎兵衛　武右衛門七　加藤半弥
西郷善兵衛　山本清左衛門　関　弥七郎

大川源右衛門　望田善内　鳥山太郎兵衛　岡田何助　石垣新右衛門
本富与右衛門　山本長吉　増井角兵衛　平助者　勘右衛門者　権助者
手島九郎左衛門　萩原織部　佐野清九郎　竹右衛門者　主馬者　蔵人者
山本多兵衛　西郷与一郎　松田権左衛門　四郎兵衛者
能勢豊吉　池田喜平次　武　三右衛門　都合　二百三人
須山伊織　神戸権三郎　池田小左衛門　元和四午年三月二十一日御引越之節右人数之馬一疋ツヽ被下
植田瀬兵衛　岩田水之助　小林久兵衛　由　足軽以下六百人程
奥山善八　牧野主馬　菅沼角左衛門
船津市郎兵衛　飯田久右衛門　菅沼十右衛門

（長岡市立互尊文庫、松谷時太郎館長報）

牧野市に代った酒井氏は、大胡城に城代を置いて支配したが、大胡城は、必要なもののみを残して建物を取こわし、前橋城に移築した。大胡城の広さは、

大胡御城坪数大概左之通

惣数　三万六千五百七拾坪程
同　弐万五千六百三拾坪　土屋敷
同　四千七百八拾坪　漆畑
同　弐千八百四拾坪　杉林
同　三千三百九拾坪　竹林
求智堂

であり、この間の事情は「真泰夜話」に、

（百十）

一、御用場は以前は評定所と申し候。威休院様御代、天和四子年公儀にて評定所と申すに付御遠慮被遊候。御用場と可申候旨被仰付候。以前は鹿末成る事に御座候得共、此の節大胡の城の御殿を刷し候て書院は前橋御本丸の焼火の間に御建て被成、広間を御用場に建て被遊候。それ迄は大胡は牧野右馬允殿在城の節御殿有之、大胡住居の給人番を勤め候。天和の初には江戸より大勢引越被仰付、給人八十人余り大胡に住居仕り候。

とある。残った建物も、松平氏時代に完全な廃域となったので完全に取りこわされた。大胡城の門は前橋市堀之下町の正園寺にある門がそれを伝えている。と云われている失島胖氏がすざく会誌でそれを紹介した。

前柱堂村堀之下に正円寺があります。明治十年の調べ（註4）によりますと、東西二十三間、南北二十四間、面積五百五十二坪、天台宗のお寺です。寛文年間僧尊栄中興、降って寛延年間僧良寛再興といいます。庭に大きな枝垂桜があり、枝の下が三十坪もあったそうです。静御前がここで舞をまったとのことです。ここの門は大胡城の門を移したとお寺には伝えられています。その当否を考える前に門の現状を調べてみましょう。第八図は平面です。本柱、控柱ともに角柱です。柱は面めんをとっていません。本柱の西は正面一尺六寸、側面一尺、控柱の東のは正面九寸三分、側面一尺一分という壮大なものです。第九図はその立面と断面を示したものです。切妻造一軒疎垂で柱の間を男梁、飛貫、腰貫で堅め、本柱間は冠木、足下貫貫き、飛貫で連ねています。男梁は図で見るように本柱から前面に延出し、その先端に丸桁を載せて軒をささえています。棟束は、本柱控柱の中央より前に立ち、その立上りは矩勾配よりも高く、一尺一寸勾配といった大変な勾配です。この勾配は実測の手段がなかったので分度器を透して目測によったので少しの誤差ができたかもしれません。前に挙げた養林寺門と同じ一間一戸です。この門は薬医門という形式です。八図中のａｂｃはどれでも現在使われていない仕口です。これによって、この仕口に相当する貫、根太、羽目板などが、あったと思われます。この図の反対側にも、また右側にもあります。

これによっても、大胡城の門であったという伝えは尊重さるべきです。

（すざく会誌「養林寺門と正園寺門」）
——その調査と報告——

酒井氏時代に大胡に関係した記事と人名を「直泰夜話」から見ると次の通りである。

巻	氏名	年代	事項
6	梅沢　次郎左衛門	元禄十一（一六九八）	上の御林御預り
〃	和田　半右衛門	〃	〃

6	和田　友右衛門	元禄十一（一六九八）	上の御林御預り
〃	宮川　仙左衛門	〃	〃
〃	森　平八	〃	〃
15	湯岡　長十郎		大屋村の池仕立
122	服部　兵助	元禄十三（一六七〇）	求知堂指南
〃	蟻川　喜左衛	〃	〃
〃	市川　源（孫）七	〃	〃
〃	細野　幸助	〃	〃
〃	篠崎　庄之助	〃	〃
〃	郷（紅）林　善斉（松）	〃	求知堂番人
〃	角田　孫平次	〃	〃
229	関　伊織	貞享五（一六八八）	大胡居住、年寄、千石
〃	〃　十郎太夫	〃	伊織弟、二〇〇石
277	三堀　権之丞		手作り地一〇〇石
280	伊田　惣四郎	享保年中	七〇石、石切　腰被御付
〃	国府田　安左衛門	〃	伊田惣四郎に殺さる。
305	町田　新之丞	〃	永の御暇

308	宇数　弥市太夫	〃	
〃	沼田　六兵衛	〃	御暇被下、五〇石
308	増尾　太兵衛		物頭、鬼太兵衛、剛強、三〇〇石
309	〃　百度兵衛		太兵衛の孫、山口権兵を切殺す。頭、
〃	山口　権兵衛	正徳年中	百度兵衛に殺さる。被下物
〃	増尾　藤馬		百度兵衛の弟、新に二〇〇石　原伝弥を切り殺す。
〃	原　伝弥		書役、藤馬に殺さる。
312	桑谷　孫三郎	享保の始	御叱りの上大胡へ被遣
342	市川　源七		大胡百姓の子、好古堂中目付

直泰夜話〔六〕

一、元禄十一寅年十月九日。梅沢次郎衛門・和田半右衛門・同友右衛門・宮川仙左衛門・森平八・永々御暇被下候。此の者共は大胡に居候時、上の御林を御預り被差置候処、木を切り打ち荒し候に付いてなり。其の外、遠慮・閉門大勢有之候由。

直泰夜話〔二百二十九〕

一、成休院様御代、貞享五辰年。大胡に居り候関伊織千石御年寄乱心にて自害仕り候。依之御知行被召上、弟十郎太夫に新知二百石被下候。

伊織は父主税代より大昌院様御代、江戸年寄を勤め、威勢甚だし。成休院様御代に至り、御用無之大胡へ被遣候。是を述懐して自滅す。乍立自身に首を掻き落す云々。

注①関伊織　延宝九年三月六日前橋藩宿老五人の中にあり、将軍の拝謁を許される。（伊勢崎風土記）

直泰夜話〔二百二十三〕

㈠延宝四辰年三月二十四日河原浜村百姓与兵衛と申すもの他行仕り候留守にて、娘を何者とも不知切殺され候に付、御吟味の上五十両大胡町に掛り申し候。

直泰夜話〔二百三十九〕

一、寛文六午年、河内守様前橋へ御着城に付、高須隼人五料

迄混り出で候。月番は御城に残り、其の外は悉く天川迄御迎へに混り出で候。大胡に混り在り候御家中は五料迄混り出で候。

直泰夜話（二百四十一）

一、寛文八申年十月十六日、大胡町十右衛門・同所門兵衛・伊勢崎町十右衛門於天河原集に掛ける。……釜を盗み候に付御吟味有之候処、以前よりの悪事悉くあらわれ、右の通り被行なり。

直泰夜話（二百七十七）

一、大葉院様（興愛）御代。大胡に住居仕り候三堀権之丞百石御田地を持ちて手作り仕りけるが、名主と出入り有之、御年貢地の本帳を私に書直し、依之御吟味の上、数数御叱りにて、御知行被召上候。然れども格別の家柄をもって十人扶持被下候。

直泰夜話（二百九十）

一、伊田惣四郎七十石、大胡に住居す、享保年中、妻と国府田安右衛門不義あり、依て妻を切害し、安左衛門宅へ仕かけ討ち果さんと仕けれども、安左衛門走らんとするを家来差し殺す。依て惣四郎は切腹被仰付候。

（三百五十二）

一、国府田安左衛門は、かねて江戸にて不行跡者故、大胡へ被遣けるが井田（伊）惣四郎妻に密通し、惣四郎に仕掛けられ自滅す。実は江戸より召連候仲間を指殺し候由。此の節第平七も御暇被下候。

直泰夜話（三百六）

一、台雲院様御代。享保年中、大胡に住居仕り候町田新之丞・宇数弥市太夫妹を縁組す。かねて妻ありけるが金子を遣はし暇を出しけれども不出、色々悪口し喚き狂ふにつき、新之丞伯父沼田六兵衛、右の女に酒を呑ませ置き、沼田目術を頼み御城内関伊織屋敷跡の古井の中へ入れ、上より埋めて殺す。此の事露顕して新之丞永の御暇被下。沼田六兵衛五十石召取り扱ひ不宜候に付、御暇被下候。

直泰夜話（三百八）

一、増尾太兵衛は三百石知行して大胡に居住して御物頭を勤む。生得剛強にて武道嗜む人なり。世に鬼太兵衛と呼ぶ。大昌院様御代の事なりしが、嫡子伊太夫は部屋住みにて被召出、江戸□□を勤む。太兵衛は正月元日毎に江戸へ混り出て御談（イ礼）仕り候。然れども御屋敷より支度して倅伊太夫には対面せずして帰る事度々なり。是れは子に可逢ため出府するかと言はれ間敷ためなり。或る時出府するに五料の船場にて館持が今朝は旦那の急ぎにて飯の湯も不呑に来ると言ふを聞いて手紙を持たせ大胡まで四里（イ余りの道を）飯の湯を呑ませに返す。館持も気丈者にて、大胡へ帰り湯を呑み返事を取り、浦和の宿にて追付きけると云々。

太兵衛は人馬ともに軍役の通り揃え、草鞋・路銭ともに掛け並べて置く。家内に畳を不敷、皆筵敷なり。子供には幼年より石の枕をさせけるとなり。（イ皆有事の日の）用心の為

なりと云々。

〔三百九〕

一、大胡に増尾百度兵衛あり。伊太夫の三男。大勢寄合ひ掛的を討ちけるに誤りて放屁す。皆な人笑ふの中にも山口権兵衛と言ふは懇意なりけるが、是れも同じく笑ひければ、鬼太兵衛の刀をもって権兵衛を切り殺し日野の一類の方へ立ち退くと云々。

藤馬は伊太夫の末子なり。増尾家断絶に及びければ、成休院様より新規に二百石被下、御物頭勤めとなる。大葉院様の御代、正徳年中、原伝弥と申す書役の者藤馬と不義有けるに付、伝弥を切り殺し自滅す。依之及断絶候。

直泰夜話〔三百十二〕

一、大葉院様御代。享保の初め、野郎狂ひ時花の節桑谷孫三郎・浦野平太左衛門百五十石・新井園右衛門百石三人、下の城の御塀を乗り越え正淳寺に行たること露顕して、平太左衛門・園右衛門永の御暇被下。桑谷氏は御叱りにて大胡へ被遣。是れは格別の家柄故なり。三人同罪の処、倖なる事と評判する云々。

直泰夜話〔三百二十九〕

一、大昌院様御代。明暦三酉年正月江戸大火の節、御使番若葉惣太夫御使者に出てけるが火に包まれ焼死す。

右惣太夫は元来、上総の酒井伯耆守の家老なり。隆興院様御代百五十石にて被召出候。惣太夫は妻子も無之に付、甥源左衛門を御中小姓に被召出。立身して百七十石にて大胡に居けるが、元文年中米札にて不埒有りて、永の御暇被下候。

江戸時代の牛込氏は本家が勝正のとき絶え、勝正の弟重悉が登用されて長崎奉行に進み以後重悉の子孫が継いた。

●勝行

助五郎　宮内少輔　入道号清雲

北條氏康につかへ、弘治元年正月六日大胡をあらためて牛込を称す。このときにあたり勝行牛込、今井、桜田、日尾屋、下総国堀切、千葉等の地を領し、牛込に居住す。天正十五年七月二十九日死す。年八十五。法名清雲。

●勝重

彦次郎　三右衛門　号道哲

北條氏直につかへ、北條家没落の後、天正十九年めされて東照宮にまみえたてまつり、御家人に列し、のち肥前国名護屋及び関原等の役に従ひたてまつる。元和元年（今の呈譜三年）七月二十一日死す。年六十六。法名宗隆。妻は遠山丹波守某が女。

●俊重

伝左衛門　三右衛門　母は丹波守某が女。

慶長十五年始めて台徳院殿に拝謁す。時に十六歳。其のち大番となり、元和元年大阪御陣に供奉し、二年九月十五日駿河大納言忠長卿に附属せられ、目付役をつとむ。被卿ことあるのとき、処士となり、寛永十三年十二月十日赦免あり。十五年十二月二十三日御小性組の番士に列し、采地五百石をたまふ。寛文四年七月朔日死す。年七十。法名休庵。妻は田付兵庫景治が女。後妻は大河内善左衛門正澄が女。

●―重相　権兵衛　母は景治が女。

正保元年六月十六日御書院番となり、承応元年正月三日同隊の士今付九郎兵衛吉重を殺害し、其身もこれがために死す。年三十五。法名宗寮。

●―勝正　七之助　伝兵衛　伝左衛門　母は重相におなじ。

正保四年十二月二十五日めされて大猷院殿につかへたてまつり。小十人に列し、寛文二年十月十一日御小性組に転ず。同年十二月十日遺跡を継。九年閏十月十八日年頃の精勤を賞せられ、黄金二枚をたまふ。十二年二月十七日死す。年五十三。法名宗天。嗣なくして家たゆ。妻は矢橋五郎左衛門重頼が女。

―重悉　牛込忠左衛門勝行が祖。初勝脱　勝登　求馬　九郎兵衛　忠左衛門

―某　新十郎　小幡二郎太郎某が養子。

―女子　岩間八郎左衛門正勝が妻。

―女子　逸見五左衛門義長が妻。

―女子　松平彦兵衛忠治が妻。

―女子　舘林の家臣島田三郎右門安次が妻。

家紋　輪

牛込

●重悉

初勝脱　勝登　求馬　九郎兵衛　忠左衛門　致仕号時楽　牛込三右衛門　俊重が三男。母は田付兵庫景治が女。

慶安三年九月三日めされて厳有院殿に附属せられ、西城の御書院番となり、この日はじめて大猷院殿に拝謁す。承応元年十二月十九日御来三百俵をたまひ、寛文三年十一月二十五日御目付に転じ、十二月二十六日三百俵を加賜せられ、二十八日布衣を着する事を聴さる。八年八月十五日下野国宇都宮城を松平下総守忠弘に賜ふのとき、被地にいたりて城引渡の役をつとむ。十一年五月六日長崎の奉行にすゝ

み、この日武蔵国埼玉郡のうちにをいて五百石を加へられ、天和元年四月九日職を辞し、小普請となる。二年十二月十八日致仕し、貞享四年十二月九日死す。年六十六。法名重悉。牛込の宗参寺に葬る。のち代々葬地とす。妻は川勝勘左衛門重氏が女。後妻は酒井飛弾守重之が養女。

―某　早世　求馬

―女子　本多源右衛門利政が妻。

●―重義

小次郎　忠左衛門　母は重氏が女。

寛文十一年六月十一日はじめて厳有院殿（家綱）にまみえたてまつる。時に十歳。天和二年十二月十八日家を継、三年閏五月二十五日御小性組の番士となり、元禄三年九月晦日桐間番に転じ、十二月二日御小納戸にすすみ、四年四月二十一日昨日供奉のことにより、御気色よろしからず。しかのみならず平常の勤仕も御旨にかなはざればとて閉門せしめられ、十二月二日赦免ありて小普請に貶し、なを出仕をとゞめられ、五年五月九日ゆるさる。十年七月二十六日廩米をあらため武蔵国葛飾、下総国葛飾、伊豆国田方、君沢、四部のうちにをいて采地六百石を賜ひ、すべて千百石を知行す。十二年五月二十七日御書院番となり、宝永四年五月朔日死す。年四十六、法名源心。妻は鳥居久大夫忠直が女。

―女子　筑紫右近利門が妻。

―女子　小出内記英輝が妻。後離婚す。

―女子　仙石采女政因が妻。

―女子　実は牛込五郎兵衛重持が女。重悉に養はれて木造弥五左衛門俊之が妻となる。

●―重喬

萬之助　小次郎　母は忠直が女。

元禄十二年閏九月朔日はじめて常憲院殿（綱吉）に拝謁し、宝永四年六月二十五日遺跡を継、正徳二年五月十六日死す。年三十三。法名道霖。

―重矩　忠左衛門　兄重喬が養子。

―重行　宮内　重矩が遺跡を相続す。

●―重矩

千之助　新七郎　忠左衛門　実は重義が二男。母は忠直が女。重喬が嗣となる。

正徳二年七月晦日遺跡を継、十二月十一日はじめて有章院殿（家継）にまみえたてまつり、五年三月二十一日御書院番に列す。享保九年六月九日死す。年四十二。法名泰蘊。妻は久世三郎右衛門広賢が女。後妻は阿部八之丞重鑑が女。

重行
久之丞　伊織　忠左衛門　宮内　実は重義が三男。母は忠直が女。
享保九年七月二日重矩が遺跡を相続し、十一月十一日初めて有徳院殿に見え奉る。十六年三月五日西城の御書院番となり、十八年七月十日番を辞し、元文二年九月二日死す。年五十三。法名劫外。

—女子　奥山甚兵衛良寿が妻。
—某　早世　清忠郎
—女子
勝音
松太郎　忠左衛門　致仕号牛山　母は某氏。
元文二年閏十一月二日遺跡を継。時に十四歳　延享二年九月十三日御小性組の番士に列し、明和七年久世出雲守広明大坂の城代となるにより、三月朔日仰をうけて徳山五兵衛頼意と共に広明が領地下総国関宿におもむき、城うけとりの事をつとむ。八年正月十一日御使番に転じ、十二月十八日布衣を着することを聴さる。安永三年七月五日務を辞し、寄合となり、天明五年三月二十九日致仕し、寛政元年六月六日死す。年六十六。法名勝音。妻は川勝権之助隆雄が女。後妻は川勝近江守広当が女。
—女子　小笠原七右衛門長興が妻。

—女子　小幡三郎左衛門直羽が妻。
—勝遇
初貞寄　七之助　求馬　実は秋元隼人貞栄が三男。勝音が養子となりて其女を妻とす。
安永二年十二月二十一日はじめて浚明院殿（家治）に拝謁し、のちゆへありて兄常岐守茂朝がもとにかへる。
妻は勝音が女。
—女子　勝遇が妻。
勝興
乙之助　左門　忠左衛門　実は奥田備後守忠英が四男。母は某氏。勝音が養子となる。
天明五年三月二十九日家を継、七年十月八日死す。年三十七。法名自照。
—女子　川勝縫殿助広長が養女。
—勝行　忠左衛門　兄勝興が養子。

勝行
政吉　忠左衛門　実は勝音が三男。母は向井氏。
勝興が嗣となる。
天明七年十二月二十九日遺跡を継。時に十八歳　采地千百石　八年二月二十三日はじめて将軍家（家斉）にまみえたてまつり、寛政八年四月二十四日御書院番に列し十二月十日若君（家慶）に附属せられて西城に勤仕す。妻は松田善右衛門

勝美が女。後妻は中西伊予守元義が女。

―勝明　彦次郎　母は元義が女。
―高堅　藤十郎　大胡を称す。

家紋　蝶　十六葉裏菊　五七桐　左巴

江戸時代の大胡関係史料を次に示す。

○元和二年六月

是月、忠世上野国大胡伊勢崎ニ於テ三万二千石加賜セラル

（六臣源筆後篇）

一大胡御城坪数大概左之通

惣数　三万六千五百七拾坪程

同　弐万五千六百三拾坪　士屋敷

求智堂

同　四千七百八拾坪　添畑

同　弐千八百四拾坪　杉林

同　三千三百九拾坪　竹林

一大坂御陣之節　御領国より被召出候郷士十八騎と申者

地方五十石ヅヽ被下置候由

上州大胡浪人　小児（島）与右衛門

同　大胡同　和田半右衛門

同　大胡同　三堀源左衛門

（注1）　この人名については「長岡の歴史」第一巻今泉省三所収の「五尊文庫」蔵の家臣団の名と可成り異同があるが、「前橋市史」第二巻の人名によった。

（注2）「直泰夜話」の引用は内容の統一を図るためすべて「直泰夜話」校注宮下藤雄本によった。

同　大胡同　三堀権之丞

石川善五左衛門

同　勢多郡石関村跡無　石関長兵衛

（慶長十九年十月）

（家忠日記増補追加）二十三

慶長十九年甲寅十月小十五日

此日、台徳院殿　秀頼御征代トシテ大坂御発向供奉ノ軍列ヲ定メ給ウ（中略）

人数押之次第（中略）　五番

酒井雅楽頭　細川玄蕃頭　牧野駿河守　脇坂主水正

土方縫部頭　新庄越前守　杉原伯耆守　鳥居土佐守

稲垣平右ェ門　（下略）

十月小二十三日、此日　台徳院殿御ヲ帥テ江戸ヲ御進発アリ

北爪右馬之助好豊ヲ召出シ弐百石ヲ給ス

（摘古採要四編）

四北爪大学助武功の書記の事

今の北爪弥太夫が先祖ハあっぱれの勇者にて右馬之助、又大学とも云し初め小田原北条家に仕へたり、浪人して上州に住せり、其頃当家に招し也。其時の知行は二百石なり……右馬之助か招れし時、武功を書記して出せし一巻の書あふとも志候らしく昔ゆかしけれハ爰に縮写す……

此頃ハ専ら血眼頃なれば主取せんと志す浪人各おのれか武功を書上て召抱られし世の様なり、此北爪の家に限らず、慶長の頃当家へ抱られし家ニハ上州那波或ハ沼田又ハ大胡なんどの地に浪客あまたありて、追々に招れて五十石、或ハ百石を玉はり家臣に列する家江戸堅路給人以上の家に少なからず見へたり。又北爪の家に伝る北条家の感状或ハ知行の朱印伝馬の朱印等の古文書を伝へたり。珍らしけれハ爰に追加す。

去廿四日於足利表敵一人討捕候高名之至神妙候、弥々可走廻者也　仍如件

正月廿八日　（花押）

北爪大学助殿

此度河□之地乗取就中敵一人討捕候、神妙之至感悦ニ仍於女渕一所被下候郷名之儀者重而可被仰出候、弥々可走廻者也、仍如件

九月廿五日　（花押）

北爪大学助

（以下略）

忠世書簡并ニ署名書類　（家蔵文書）

〔十世祖隆興院発向源真侯書抄〕

（前後略ス）

一あかき山ニ而いつものことく螺うたせ可申候事

七月八日　忠世（花押）

（元和五年ナラン）

松下　左近殿

片山半兵衛殿

小島平左衛門殿

都筑清左衛門殿

覚

一大ご宿中不残やけ候由さだめて何も町人ども可為迷惑候間こやさしをもいたし候様ニ利なしかし可申候、又其上材木をもかい度申候者代物をもかし可申候町人共壱人もかけおち候ハてこころやすく家をも作り候やうにかし可申候事

一まやばしにても方々へ火をつけ候よし申候間きりをいたし、五つすき四ツにカハリ人あるき候ハぬやうに可申付候、其上其時分用なくありき候もの候ハからめ置舎申付其うへニて此方へ注進可有之、もしからめ候ときからかい候ものをハ則せる者い可申候左様成所をやう志や候へハ法度も聞候ハす候間かた〳〵何も可申付候

正月七日　高須

（寛永十三年カ）　松下

片山

児嶋
大河内
つゝき

（前後略）

一大胡町中かし方之儀申通候通尤候併少分ニ候間こやかけもなるましきかと存候乍去我等やかて参候間其地ニて可申候事

正月十七日　高須
（寛永十三年カ）　松下
片山
大河内
児嶋
都筑

一、寛文八申年十月十六日、大胡丁十右衛門、同所門兵衛、伊勢屋十右衛門、於天河原磔ニ掛り、同時ニ天河丁吉左衛門、喜蔵、牛之助、長儀村惣兵衛四人打首ニ被仰付候、是は先達而天川町名主弥左衛門、結并金を盗ニ付、御吟味有之候処、己前々の悪事悉くあらハれ、右之通り被仰付候

寛文十一年五月

十日、御山奉行勤方ノ事ヲ申渡ス

〔申渡帳〕姫陽秘鑑四十九所載

御山奉行勤方之事

寛文十一亥年五月十日

一御山之儀、大胡御目付衆と出合申存寄相談可被致旨、本多三左衛門、上村三太夫、小熊三右衛門ニ申渡之

〔姫陽秘鑑〕五十一

秣場一札之事

寛文十一亥年

一山上村秣場他領新川大間々桐原之者入込盗刈候由申立候間、山上之者ニ手形為致之覚

指上申一札之事

当四月中、他領新川大間々桐原之者とも廿四五人当御領分山上之原之内江入込、秣盗苅申候付、鎌拾具押取申候、右秣盗かり申候場所御領分ニ相究申候原ニて御座候、就夫先年茂新川之者とも参秣盗かり申候鎌ニ三具ツゝ、切取申候へ共、終ニ鎌返シ申候無御座候、右之趣若偽ニ御座候ハ何分之曲事ニ茂可ヒ仰付候為後日仍而如件

五月廿五日　山上村

助右衛門　在判
七郎右衛門　〃
十兵衛　〃
半右衛門　〃
名主　太兵衛　〃

松崎甚右衛門様

右本手形者松崎甚右ヱ門方ニ有

〔申渡状〕姫陽秘鑑五十一所載

非人鉢ひらき之儀ニ付被仰渡之事

寛文十一亥年七月十八日

一非人鉢ひらきひくに等之宿仕間敷旨堅可申付候、御城下惣町中江可申付候、若我儘仕鉢ひらきニ候者町送ニいたし候様可申付候

附りこも僧も同断　以上

〔享和叢書〕

一大胡目付手付足軽之内
下田五郎大夫組覚之丞与申
者郷中江罷出作法不宜
候由ニ候間扶持可召放候哉
可致吟味事

一大胡目付手付ニ以来下目付
茂当分立合等相止障ニ而
罷有候者茂可有之候間
何与り此者共之内大胡
もよりの者ヲ手付ニ申付
候事ハ罷成間敷候哉可致
吟味候事

（覚、十二月六日、忠清書状）

一、大胡之台所畳置候付而
竹木以下久敷家ニ候付而
用ニ不立候由左候ハ為払可申候事

（覚、四月廿五日（忠清）、川合勘解由左エ門、本多刑部左エ門）

覚

今度牢舎申付候油屋
新左エ門角兵衛市蔵伝エ門
四人之者共ニ大目付共并大胡
目付共方有之候旧冬之
落文ヲ見セ此手跡覚申候哉
何となく相尋可申候尤尋
候之段脇へ茂知レ候様ニ可尋候
扨亦盗人ニ逢候大胡町
太郎左衛門并下人共ニ右之
文言ヲ書セ手似寄申候哉
可致吟味候以上

正月廿九日

松平内記とのへ
川合源兵衛とのへ

一、成瀬弥五左衛門ニ於大胡屋敷くれ候間
見繕此方江可申越候為致作事候
材木くれ可申候是又積可申越候
弥五左エ門ニ相尋為座申候而茂可
然候

（覚、天和二年八月十日、松平内記とのへ）

今度其許洪水付而
何茂情ニ入候故桃木用水
早速掛リ大慶候家中
之者迄骨折令満足候
勘解由左ヱ門儀者当番故不
罷出候由尤候謹言

雅楽

六月廿三日　忠清（花押）

高須　隼人殿
松平　内記殿
川合勘解由左ヱ門殿
本多刑部左ヱ門殿

覚

五百石取　七百五十坪
三百五拾石取　五百坪
三百石取　四百五十坪
弐百五拾石取　四百坪
弐百石取　三百五拾坪
百五拾石取　三百坪
百石取　弐百五拾坪

右之通割可申候

正幸寺之内　原田万助
関友之助　亀山権太夫

関友之助屋敷　高須斎
松竹院之内　本庄三□
長昌寺之内　神戸与惣兵衛
大泉寺　島山庄兵衛
妙安寺　同　三右ヱ門
島山庄兵衛屋敷

大胡ニ而

八木原市郎左ヱ門屋敷　小野田甚兵衛
親勘左衛門屋敷　勅使河原弥一右衛門
川田久兵衛明屋敷　竹室惣兵衛
熊沢春兵衛屋敷ニ吉岡弥左ヱ門本
屋敷一所ニいたし可然候左兵衛家々
儀者世忰共ニとらせ可申候
城内諸寺立候付而引料斗遣候ても
目分ニて作事難儀候者くり
にても立て遣し可然事
右条々委細者永坂小太夫
口上可申候以上

戊二月六日　忠清

（寛文十年）　松平内記殿

一瀬治忠右衛門儀去年中ゟ
病気ニ而罷在候付而大胡
火之番訴訟仕候由被成

御赦免跡役村井
長右衛門ニ被仰付候事
（覚、午十一月十四日、忠清、本多刑部左衛門殿、寛文六年カ）

一大胡長善寺当住初而
江湖興行仕候付新拝領
仕度由訴訟仕候旨例之通
三拾駄被下置候事
（覚、午十一月十四日、忠清、本多刑部左衛門殿、寛文六年カ）

一大胡ニ而目付小嶋権兵衛
嶋田六左ヱ門両人ニ申付候間
其通可申渡事
（覚、己十月廿九日、忠清、松平内記殿、川合勘解由左ヱ門殿、内藤弥十郎殿）

一東領ニ罷有候総兵衛年も
寄候ニ付奉公難成候者悴
与右ヱ門儀勘定場ニ而奉公
仕候様ニ与可ヒ申付候事
（覚、萬治弐、六月十七日、忠清、松平内記殿、河合勘解由左ヱ門殿）

一大胡領茂木村長光寺
前橋領上泉村西林寺
真壁村桂昌寺右三ヶ寺
当冬初而江湖付候因茲
常例之通三拾駄下置候事
（覚、己十二月十七日、忠清、本多刑部左ヱ門殿）

一大胡之長善寺江湖ニ
付而新銭之通被
下候事
（覚、十一月廿五日、忠清、高須隼人殿、松平内記殿、川合勘解由左ヱ門殿、本多刑部左ヱ門殿）

一大胡町玉村町火事ニ逢候者
共ニ一人ニ付而木大小三十六本
小竹百本宛被下応身躰ニ
一人ニ付麦五表より弐表迄
借可申候事
（覚、戌二月廿四日、忠清、松平内記とのへ、河合勘解由左ヱ門とのへ内藤半左ヱ門とのへ）

一大胡火之番之儀
重而申付候迄先当分
依田市兵衛相勤可然候事
（覚、午七月十日、忠清、本多刑部左ヱ門殿）

一大胡町家損候所書請
仕候様ニ申付可然事
（覚、丑ノ五月三日）

前橋大胡侍屋敷之内
四ヶ所被致木戸度之由
承届候其通可被
申付候以上

十一月十八日　阿部豊後守

酒井河内守殿

一芦谷新左衛門ニ阿佐美道録母
抱屋敷之内ニ而五百坪程下置候由
可申渡候中新井杏右ヱ門上田
権太夫跡家之内ニ而見積為作
可申候新左ヱ門儀愛宕町元家
差上候間今度之家少々念を
入候相渡候様ニ与役人共江申
渡候旨聞届候

一上田権太夫家少々残し置我等
大胡江相越候節弁当ニ而茂
給候所ニ可仕候間左様ニ可相心得候

一田中十右ヱ門来春其許江
引越候間中新井杏右ヱ門屋敷ヲ
下置家茂十右ヱ門恰合程
杏右ヱ門家之内残し候而下置
可然候外ニ家作下置候而者
費ニ茂候間杏右ヱ門屋敷共ニ
下置可然候

一阿佐美道録儀右抱屋敷
入候ニ仕すきわひ仕候今度
右之屋敷新左ヱ門ニ下置候者
道録母ひしと迷惑可仕候間
大胡明屋敷之内屋敷附之
田畑有之候ヲ右之為替地
道録母ニ可預置哉之由尤ニ候
其通可申渡候

（元禄五年十一月九日、高須隼人とのへ内藤半左ヱ門とのへ）

一坪沼金右ヱ門大胡江遣候付
斎藤周雪屋敷可下置
哉与見分申付候処前之
家ゟハ壱坪程広候家
及破損候間少々繕申付
弐百五拾坪下置哉之由
聞届候今度斎藤権兵衛
屋舗茂上リ候間是ヲ可
下置候哉左候者繕レ茂
及間敷候権兵衛家者過分ニ
狭茂候ハ弥周雪屋敷
弐百五拾坪下置候間其段

申渡續申付可遣候

（覚、元禄十年閏二月十日、松平内記とのへ）

一酒運上上リ候ニ付所々ニ
銀練仕候者吟味之役人ニ酒屋
之内ニ而立置可然由尤候
下之町ニ而太兵衛、理左エ門
藤岡町ニ而兵四郎、板鼻町ニ而
伝兵衛、大胡町ニ而憧右エ門
東領田面村ニ而六右エ門
吟味役人ニ弥可申付候
其外申越候趣承知申候
委細又左エ門可申候以上

（覚、元禄十年十二月四日、内藤半左エ門とのへ）

一苗ケ嶋之内湯在之由年々
入候者茂多混成候由左候者
苗ケ嶋村之者ニ申付小屋ニ而も
為掛可然候只今者三夜沢之湯と
申候由所者苗ケ嶋ニ紛無之旨
左候ハヽ以来申分も可有之間
苗ケ嶋ニ相究可指置候

（覚、元禄二年七月廿五日、松平内記とのへ、大河内二
右エ門とのへ）

一大胡目付之者用日ニ者極度
両人共ニ混出候小身成者ニ而
切ニ混出候儀勝手迷惑可仕候哉
其上大胡ニも余程人茂有之
事ニ候間跡ニ而何事ニ而茂
在之為ニ候間用日ニ一人宛混出
可然候半哉尤ニ存候ハヽ其段可
申渡候

一大胡城郭之内に在之木共
不残為伐地所ニ宜相見へ候間
年々竹を仕立候様ニ仕可然候
其段可申付候以上

七月廿五日　松平内記とのへ

（元禄二年）　大河内二右エ門とのへ

一大胡目付ニ小泉生兵衛申付候間
可申渡候

（覚、元禄二年五月廿七日、松平内記とのへ）

一大胡之抱屋敷共屋敷内
廻り候二重三重ニ茂杉苗ニ而
茂為植廻り之竹茂しけり
候之様ニ仕可然候其段
大胡目付共ニ可申渡候
前橋ニ茂抱屋敷有之
候ハヽ、右之通可申渡候委細

青木弥三右ヱ門可申候以上
元禄二年十二月廿一日
（松平内記とのへ、内藤半左ヱ門とのへ）
一大胡之町ゟ直ニ侍屋敷之前
百姓共馬ニ乗養林寺之方江
乗通候由弥左様ニ候哉左候者
如何様可然候半哉前橋城下之
ことく札ヲ立候而茂可然候得共
領分之者斗ニ不限他所之
者茂多ク通り候由ハ候然者如何
仕候半哉存寄可申越候
（覚、元禄二年三月廿六日、松平内記とのへ）

第二節　町や村のありさま―村明細帳

大胡町では、中世にも大胡城下には根古屋という地名があるので知られるように可成りな人数が居住していたようである。赤城神社「年代記」によると天正十二年（一五八四）「七月廿九日湯沢川大水大胡町城下ニテ人馬二百余人流失」とある所から人口の集中がうかがわれる。又、草分け百姓には、

○堀越村
堀越喜多頭　是ハ当国小俣城主浜川相模守家臣也来ニ石関村ニ住ス
其外百姓　横堀　下山　吉田　梅沢　清水　吉原　阿久沢
○大胡
大塚惣兵衛　是ハ大胡第三城主大胡左馬頭勝頼公之家臣也
小林三九郎　是ハ此所ノ第一也
当地之草分　勝山彦市
其外小暮　奥泉也
○河原浜
師戸見長者　大島善左衛門　石井勘九郎　永井六郎右衛門
其外　中村　三夜沢与来　奈良原右近
○樋越
根岸　須永　川端八大夫　松井右源太
○大屋
三夜沢ヨリ来　小糸図書　山口玄蕃　岡山甚蔵　木村左近
斎藤八蔵
○茂木
武州賀美郡勅使河原村ゟ来　勅使河原高膳　新田　由良刑部
大夫家臣　林伊賀守ノ次男同名茂左ヱ門
次に佐位郡大原宿ゟ来　大原源助
〔註〕「当国西領之内近村暦之印置帳」

町田藤衛氏蔵　丸山知良氏紹介、「群馬文化」19号

という名前が見えている。

次に村のようすを知る手がかりとなるのは村明細帳である。明細帳は領主の命令で村役人が作成して提出したものであり、領主はこれによって、各村々の概要をつかんだのである。これは、毎年作成して提出するというものではなく、必要に応じて提出したものらしい。また、領主以外に、将軍の代替りごとに各地に派遣される巡検使の巡回や、関東取締出役の巡回にも明細帳と同様な御用状を提出したようである。また、作成に当っては一定のひな形が示され、それに従って作成したのであるが、大体、領地、農地、年貢等の税、住民、産業、宗教等についてである。安政二年、関東取締出役の巡回に際して示されたひな形は、

安政二卯年三月

関東御取締御出役様ゟ御用状写

勢多郡
上大屋村

別紙之通心得早々取調可被書出候以上

吉田　静助　印
渡辺鶴十郎　印

伊勢崎　小幡村　原村　二之宮村
一之宮村　神原村　玉村宿　七ヶ市町
万場村　新町宿　下仁田村　板原村
吉井宿　本宿村　右宿々村々役人中

其村々組合高　候性名共場所ニ寄入　有之候趣ニ付今般別紙案文差遣候条　一覧之上隣々無洩落明細ニ入念取調書出可申候

一御改革侍不応文字消不而も相見候右之分認直し建替可申候
一宿場役人大小惣代質屋共道案内人名前書別紙案文之通別冊ニ而可認出候右之通別冊ニ而可認出候右之通り早々取調出来次第三月晦日迄ニ無相違日光道中千住宿江向御用状上書案文之通り御用と認候肩江朱丸印いたし可差越右躰之内江其外御用向ふ可認入此段申達候廻状□□印早々順達留り
可被相　候以上

卯ノ二月　関東御取締出役
寄場役人
大小惣代

迄余可出役手之囚人加後方囚人を預ヶ番村其外共入混難見分ヶ候ニ付以来ハ西之内堅帳拵置可出左之□右江承知判押可遣一目ニ相分リ弁理ニ而此段申達候

此段可差越寄場帳入御用状上書振合如規認可被申候

裏

日光道中千住宿御廻先　何州何寄場
関東御取締　役人
御出役中様
卯何月幾日
朱
御用　封印

表

此壱封先々品々御送リ千　住宿　江
御届ヶ可被申候夜中
止置間敷候以上　宿々村々　御役人中
半紙堅帳可すがへとじ

表紙認振合
寄場役人大小惣代道案内人名前
其外書上帳　場
何郡何寄
外何ヶ村組合

覚　御代官所

寄場ハ名主問屋年寄迄　誰　領分　知行
不残認出可申事　何州何郡何村
寄場役人
何役

何年何月ゟ役義相勤罷在候　誰
農間渡世有之ものハ其訳　卯何才
可認事
同所　何役
誰
卯何才
御代官所

・誰　領分
知行
何州何郡何村
何役
右同所　大惣代　誰
卯何才

持高家業之訳　同所　何屋
百姓
何年ゟ質屋相始メ申候　同所　誰
卯何才
御代官所

誰　領分
知行
何州何郡何村
道中道案内人
誰
何年何月ゟ相勤申候　卯何才
何渡セ之訳可認事
此分朱書
大小惣代質屋共并道案内人何人有之候共不残右振合ニ可認
事
右之通リ相違無御座候以上
安政二卯年三月　大小惣代　印
寄場役人　印
関東御取締
御出役中様
半紙堅帳ニ可認事
表紙上書
何州何村給合村々地頭性名其外書上帳
覚　何州何郡
一　組合高何――　何宿
外何ヶ村
高――　誰御代官所
家数何軒　誰知行所

男何人　何州何郡何村
人数　江戸江道法何里
女何人
内此分朱ニ而書
壱村之内何人相組給有之候共　馬何疋
銘々之分左之通リ可書出事　牛何疋
高　誰　領分〃
知行〃
家数何軒　馬何疋
人数　男何人　女何人　牛何疋
一御朱印地高何程　何州何郡何村　何院末　何宗　何院
一際地高何程　同所　何寺末　何宗　何寺
一名高堂宮神社仏閣有之候場所ハ前書之振合ニ御朱印有無ニ
不抱可認事
一山方ハ門附ニ候ハヽ何川付ゟ申儀　渡船場　河岸場之写　可認出事
一男女農間之稼ニ何々いたし候訳可認出事
一其外之産物明細可認出事
一予取有之所ハ月ニ何才何々之日々市と申儀何品重ニ市日ニ
出し候訳可認出事

一宿場ハ飯売旅籠屋平旅籠屋とも取戸之方ゟ　　一茶屋ハ　誰々

百姓何屋

右例ゟ壱二三

互順之書附致し都而何屋誰与家号　　二旅籠屋ハ　誰々

左例ゟ壱二三　可認出事　　三女ハ　誰々

右之通り相違無御座候以上

飯売屋ハ女と印平旅籠屋平与印

揚屋と唱候小旅籠屋之分ハ肩ニ小与印可認事　　寄場役人一同印

宿場ニ無之候共茶屋旅籠屋有之村方ハ　　安政二卯年三月　大小惣代一同印

右ニ準シ可書事

関東御取締

御出役中様

[illegible]　百姓誰店か

[illegible]　何屋

となっている。

大胡町内に現存する村明細帳は殆んどが散逸して現存するものが少ないが、天保十五年（一八四四）河原浜、明和元年（一七六四）上大屋及び明治五年（一八七二）樋越のものがある。特に樋越の村明細帳は、江戸時代のものではないが、廃藩置県直後のものであり、明治八年から始まった郡村誌の先駆的なものである。

領主に対して提出するものであるから、村のありさまを正しく書き出すわけであるが、江戸時代も後期になると、住民の状況などは必ずしも真実を伝えていない場合がある。農民の中に商売している者があっても明細帳には出て来ないというような例がしばしばある。

（河原浜）

元禄二己巳年四月　　元禄十三辰年三月

御検打　　御検打

三河善左衛門福島七郎左衛門岩橋伊左衛門長谷川徳右衛門青　　木弥惣右衛門広瀬三左衛門

青木弥惣左衛門五十嵐新蔵有馬忠右衛門大嶋与右衛三浦七左

衛門田中嶋新五右衛門
延享三寅年十一月
御検打
樋口左一兵衛五十嵐喜平太白倉弥右衛門
木多与次右衛門
高五百弐拾壱石四斗壱升壱合
但シ　御料所残之分
四百六石八斗七升四合五勺五才
百拾四石五斗三升六合四勺五才
小笠原豊後守様御知行所
江戸迄道法弐拾八里
五分通り麦作無御座候
田方之儀
三分五厘通り日損場
七分通り夏秋両毛御座候
畑方之儀
三分通り百姓持畑林ニ御座候
御用水荒口川ゟ引申候
用水堰幅弐間除
荒口川壱ヶ所幅弐拾間除
米之津出シ場伊勢崎河岸迄　四里
伊勢崎河岸ゟ江戸迄道法　弐拾四里
赤城山野下ニ而　樋山方ニ御座候
城跡壱ヶ所
大胡太郎隆義　天文年中頃居城
同常陸介　元亀天正之頃迄居城
牧野右馬之烝(ママ)樣　天正ゟ元和之頃迄被遊居城候
百姓持畑林　但シ畑高之内ニ而御年貢永御上納
比反別　拾八町弐反歩程
松　楢
竹
萱
右之通リ御書上仕候処相違無御座候以上
当分預所
上野国勢多郡
川原浜村
百姓代
九右衛門
組頭
源兵衛
同
久太夫
同
清兵衛
同
佐市右衛門
名主
藤左衛門
天保十五甲辰年二月

（大胡町大字河原浜区有文書）

大公儀様江差上申候御帳面扣帳ニ可相賀者也

村明細帳

江戸屋敷溜池

松平大和守領分

上野国勢多郡　上大屋村

一　他領無御座候

現在の千貫沼

一　御朱印御除地無御座候

一　検地帳無御座候

一　無地高壱反三畝拾弐歩

一　家数合弐拾軒

一　人数合八拾三人内　男　四拾六人
　　女　三拾七人

一　馬数合三疋

一　御普請所無御座候

一　千貫堤　水下七ヶ村用水堤御座候普請之節ハ御地頭様ゟ
　　御入目被下置普請仕候

一　中山道本庄宿江道法七里程

一　同倉賀野江道法七里余

一　脇道継場人足指出シ候義無御座候

一　分郷無座御候

一　渡場無御座候

一　駿多持無御座候

一　仕来候村役　千貫堤江水下七ヶ村用水引入申候ニ付諸役
　　御免村ニ御座候其外橋かけ道拵等村役ニ仕
　　候

右之通相違無御座候以上

上大屋村名主　甚八

組頭　久米右エ門

同　善左エ門

明和元甲申歳十二月　長百姓　惣右エ門

前沢藤十郎様御手代
平塚市郎右衛門殿
岩手伊右衛門様御手代
野村須八殿

上野国勢多郡樋越村明細帳
上野国勢多郡樋越村明細帳差上申候
本田
高百三拾三石弐斗
此反別拾七町弐反九畝拾三ト
内拾町壱反弐畝拾三ト　田方
七町壱反七畝ト　畑方
辰ゟ亥迄新田
高百七石八斗八升
此反別四拾三町六反壱畝拾九ト
内五町四反弐畝九歩　田方
三拾八町壱反九畝拾ト　畑方
辰ゟ亥迄新田
高九斗六升
此反別六反六畝ト　畑方
寅ゟ戌迄新田
高三拾石壱斗四升七合
此反別拾町壱反五畝六歩　畑方

物高合弐百七拾弐石壱斗八升七合
反別合七拾壱町七反弐畝拾八ト
内拾五町五反四畝廿弐ト
五拾六町壱反七畝弐拾六ト
本田水帳壱冊
一田方拾町五反三畝拾五ト　無盛
一中田三町三反九畝九ト　右同断
一下田弐町九反弐畝拾四ト　右同断
一下ミ田弐町六反壱畝廿五ト　右同断
内　弐拾ト　外ゟ堀敷定引
弐反八畝五ト　亥ゟ辰ゟ畑ニ成
壱反三畝ト
一畑方七町壱反七畝ト　無盛
内
一上畑五反八畝弐拾弐ト　無盛
内壱畝拾五ト　申ゟ屋敷成ル
一中畑弐町四反弐畝拾四ト　右同断
一下畑弐町壱反八畝六ト　右同断
内四畝ト　戌ゟ屋敷成ル
一下ミ下畑拾ト　右同断
一屋敷壱町五反六畝六ト　右同断
一田畑合拾七町弐反九畝拾三ト
辰ゟ亥迄新田水帳壱冊

一 下ミ田五町四反弐畝九ト
分米三拾弐石四斗五升八合　六ツ
一 下ミノ下田壱畝拾ト
分米五升三合
内
一 下ミ畑拾八町五反八畝廿三ト
内 三畝拾五ト　午戌ゟ屋敷成ル
拾八ト　前ミ堀敷定引
分米五拾五石七斗六升三合　三ツ
一 下ミ下畑拾九町六反拾七ト
分米拾九石六斗六合　壱ツ
一 田畑合四拾三町六反壱畝拾九ト
分米百七石八斗八升
同辰亥迄新田
一 下ミ畑壱反五畝ト
分米四斗五升　三ツ
一 下ミノ下畑五反壱畝ト
分米五斗壱升　壱ツ
一 畑合六反六畝ト
分米九斗六升
寅ゟ新田水帳壱冊
戌迄
一 下畑九町八反三畝拾九ト
分米弐拾九石五斗九合　三ツ

一 悪地下畑三反壱畝弐拾七ト
分米六斗三升八合　弐ツ
畑合拾町壱反五畝拾六ト
分米三拾石壱斗四升七合
一 水帳　三冊
差上申候
一 村絵図　西東道法拾町余
北南道法拾四町余
一 当村　当村田畑土之儀　亀土ニ而石砂交御座候
一 分郷　無御座候
一 当村田場
右者水元御他領川原浜村ニ御座候当村ゟ戌亥当リ道法壱里余御座候而字名大堰与申候当村迄之川筋ニ川原浜村西田面申候田場へ払堰拾三四ヶ所御座候当村田場前沖西田面五町歩程上田中田下田少ミ天水同前之旱損地御座候
一 従当村市場　大胡町道法拾町余
前橋御城下道法三里半
伊勢崎御城下右同断
大間々町道法四里半
一 従当村市場角　西ハ大胡町前橋町
南伊勢崎
東大間々町
一 御蔵　無御座候
一 溜井四ヶ所

一　溜井壱ヶ所　是ハ御他領鼻ヶ石村御座候但し字名六町与中候通法三拾町余横三拾間余竪九拾三間程立樋壱丈弐尺程内法四寸埋樋七間程

右者酒井雅楽守様御領分之節ハさらい普請立樋埋樋かやかすがい釘等入目被下置人足之義者御領分ゟ御夫御普請被下置候村扣書物無御座候

一　溜井壱ヶ所　是ハ御他領大前田村御座候但シ字名十二ト申候当村ゟ丑寅当リ通法三拾町程横廿弐間程竪七拾三間程立樋壱丈壱尺程内法四寸埋樋六間程但シ内法四寸

右者酒井雅楽守(ママ)様御領分之節延享二年丑年さらい普請仕々立樋埋樋釘かすかい可や等諸掛り入用被下置人足之儀ハ御領分御夫御普請被成下置候村扣書物無御座候

一　溜井壱ヶ所　横八間程竪三拾間程但シ字名原と申候立樋八尺程埋樋四間程但シ内法四寸

一　溜井壱ヶ所　横五間程竪三拾間程字名同所立樋八尺程埋樋四間程内法四寸

右者酒井雅楽守様松平大和守様御領分之節さらい普請諸掛り入用被下置人足之儀御領分御夫御普請被下置

一　橋壱ヶ所　字名勘沢川ト申候川幅八間

右者酒井雅楽守様松平大和守様御領分之節者橋木被下置候人足之儀村人足ニ而普請仕候村扣書付無御座候

一　御高外　無御座候

一　当村堰壱ヶ所　川幅九間勘沢川

一　当村堰壱ヶ所　川幅四間同所

一　当村堰壱ヶ所　川幅六間同所

右者酒井雅楽守様松平大和守様御領分之節ハ竹木被下人足ハ村人足ニ而其外小堰普請仕候

一　堰壱ヶ所　是ハ御他領鼻ヶ石村御座候字名湯沢堰ト申候当村ゟ北当リ道法壱里半余普請之儀ハ御他領大前田村ニ而せわ仕候下村四村組合ニ而普請仕候

一　堰壱ヶ所　是ハ御他領河原浜村御座候字名大堰ト申候当村ゟ戌亥当リ道法壱里余普請之儀ハ川原浜村せわ仕当村ゟも人足持遣普請仕候

一　入(ママ)絵秣場之儀　赤城山ニ而刈取申候但シ通法弐三里余

一　見取場　無御座候

一　田畑共ニ越石　従御他領他村出作人御座候

一　御他領他村へ越石　従当村一切無御座候

一　近村御料私領　従当村入相御座候

一　御林　無御座候

一　百姓山　右同断

一　当村市場　右同断

一　宿継間屋　右同断

一　当村古城　右同断

一　原間秣場　右同断

一 墓地之場　右同断
一 稲毛色分　糀名　小倉な鳥己り
　とさぼう餅
　原餅抔仕付候
一 畑毛色分　大麦小麦大豆少々小豆小ミ木綿少ミ粟ひ
　ゑ其外なそば大こん仕付仕候
一 畑方種入仕候事　反別六七斗程大豆五合程小豆弐三合
　小麦五合程種入仕候
一 田方種入仕候事　反別六七斗程
一 御高札四枚　御座候
一 田古屋し　大豆小豆ゑ仕候糠ほしか木葉仕候
一 畑古屋し　西ハら糠ほしか其外草葉等仕候
一 田植付　半夏ゟ土用迄
一 酒造株　附リ小売酒ホ迄無御座候
一 諸職人商人壱人茂　無御座候
一 運上物　無御座候
一 山川産物　右同断
一 近村定助大助　右同断
一 御年貢外村掛リ之儀ハ　反百五拾文ゟ弐百文位迄
一 当村より江戸日本橋迄　弐拾六里程
一 八坂太神壱ヶ所板宮　立三尺七寸五ト　横弐尺六寸五ト　但シ　村持
一 天神壱ヶ所板宮　立弐尺七寸五ト　横壱尺六寸五ト　但シ　村持
一 山神社地三畝拾ト御年貢地　村持
一 薬師壱ヶ所堂地拾ト御年貢地　村持
一 薬師石仏数地拾ト程　無年貢御除
一 薬師石仏数地拾ト程　無年貢御除
一 御朱印地　無御座候
一 寺院　右同断
一 庵室　壱軒
一 当村夫役　永六百八拾文五ト
一 永五拾弐文五ト　米七斗七合縄七俵代
一 永百弐文　桑六束代
一 永五拾八文四ト　葺弐拾四束代
一 永四拾三文六ト　縄五拾四房代
一 永拾七文弐ト　筵四枚代
一 永拾三文壱ト　炭役
一 廟所　八畝程無年貢御除地村持
一 廟所　壱畝廿ト程御除地村持
主人数合七拾壱人内　男三拾五人
　女三拾三人
家数合拾五軒内　名主壱軒
　本百姓拾四軒
　庵室　壱軒
　宮弐ヶ所
　薬師堂壱ヶ所

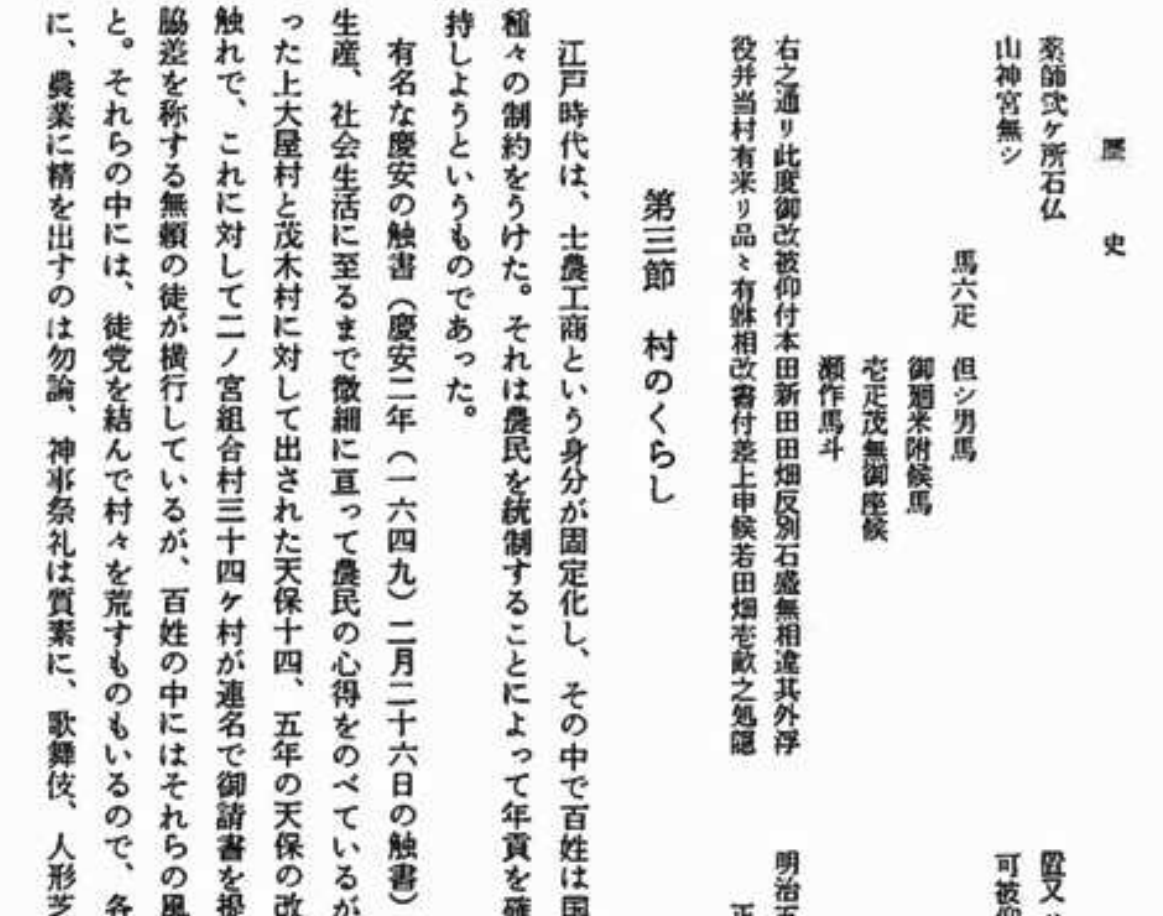

薬師弐ヶ所石仏
山神宮無シ

馬六疋　但シ男馬
御廻米附候馬
壱疋茂無御座候
瀬作馬斗

右之通リ此度御改被仰付本田新田田畑反別石盛無相違其外浮役并当村有来リ品々有躰相改書付差上申候若田畑壱畝之処隠置又ハ上納致来リ小物成浮役等隠置候ハヽ如何様之曲事ニ茂可被仰付候為後日名主組頭百姓代連判仕差上申候仍而如件

上野国勢多郡樋越村

名主　須永　清造　㊞
組頭　金子　村吉　㊞
組頭　松村清次郎　㊞
明治五壬申年　百姓代　松村　利平　㊞
正月

第三節　村のくらし

江戸時代は、士農工商という身分が固定化し、その中で百姓は国の基など云われながら実際には生産や生活の面で種々の制約をうけた。それは農民を統制することによって年貢を確保し、藩主・武士の収入を保証して、藩財政を維持しようというものであった。

有名な慶安の触書（慶安二年（一六四九）二月二十六日の触書）では領主と百姓の関係から始まって、日常生活、生産、社会生活に至るまで微細に亘って農民の心得をのべているが、大胡町内に現存するものとしては、旗本領であった上大屋村と茂木村に対して出された天保十四、五年の天保の改革に関連して、百姓の生活をきびしく規定したお触れで、これに対して二ノ宮組合村三十四ヶ村が連名で御請書を提出したものがある。これによると、近年無宿、長脇差を称する無頼の徒が横行しているが、百姓の中にはそれらの風俗をまねて、無宿人同様の所業をする者があること。それらの中には、徒党を結んで村々を荒すものもいるので、各村が共同で無宿、長脇差の徒を締め出すこと。次に、農業に精を出すのは勿論、神事祭礼は質素に、歌舞伎、人形芝居等は禁止すること、又、婚礼等についても衣類

は紗綾縮緬は使用せず、村役人は絹紬太織布木綿、百姓は布木綿を用いること、それと共に、大勢集合して酒宴等を行わないこと、公用の役人、とくに関東取締出役の廻村等に対しても「決而馳走ケ間敷儀不致」という四十カ条に亘る請書を提出させたものである。

天保十五申辰年

御改革御請書

上州勢多郡

上大屋村

四月

差上申一札之事

近来無宿共長脇差を帯又者継鉄炮等持歩行在々所々において及狼藉且右を真似百姓町人共之内ニ茂長脇差を帯同様之所業におよび候有之是迄追々御仕置被仰付候得共不相止増長いたし党を結ひ押歩行候趣ニ付先般右躰継鉄炮等携候毛の者勿論長脇差ヲ帯又者所持いたし歩行候毛の共者御召捕悪事之有無無宿有宿之無差別死罪其外重科ニ可被仰付旨御触有之右趣銘々支配領主地頭〻為知触承知之上小前末々江村役人共〻精々申諭世話可致儀ニ者候得共右躰厳敷被仰出候茂百姓風俗ヲ悪者風俗ニ不移様ニと之御仁恵ニ付難有仕合奉承伏良民之弥害ニ相成候者ハ不捨置村役人并小前一同申合捕捕其支配領主地頭又ハ御取締様方御廻村先江差出聊之心得違不身持之者共江ハ厚く利解申諭本心ニ立帰り農業出精致候様専ニ心掛ケ丹誠いたし若其上ニ茂不得止事不身持ニ候ハ、是又御廻村先江密々御訴可申上此上悪者徘徊致候ハ、村々役人共制方不行届故ニ付其品ニよ里急度御被斗可被成事

一村々之内悪者徘徊い多し又ハ無商売之毛の差置候ハ、村役人ハ勿論小前末々之毛の五人組前書不相弁故ニ付農暇又者休日等再々村役人共為読聞急度相守候可申事

一近来世々一統とハ乍申就中関東筋村々別而奢ニ長シ神事祭礼仏事等前々〻格別ニ相成入用多く相掛り困窮及難儀候趣ニ付村役人共精々申合質素倹約専一ニ取斗ひ可申事

一於在々ニ歌舞伎手踊操芝居相撰其外都而人寄り間敷儀ハ前々〻御法度之所近来猥ニ相成所々ニ而芝居等相催候趣相聞是迄御仕置被仰付候向茂有之候所末相止芝居相催候訳ニ而被及御触候共右催候者ハ勿論芝居道具貸出し候者茂厳敷御糺之上其筋江御差出被成候ニ付村々役人共ニおゐても小前末々迄差留可申候事

一近来小前末々の者共心得違ニて農を怠り商ひヲ専一ニい多し田畑作り余り高持百性難儀ニおよひ候由ニ付農家ニて商ひいたし候ハ、自然其所奢ニ長し候基不宜事ニ付新規ニ商ひ相始候者勿論追々相止候様可心掛候事

一右之趣精ミ御利解有之一同承知奉存候然ル上ハ此後無意小前末ミ迄申聞無違失相守可申候万一等閑ニいたし無商売之者ニ店貸置候類又ハ悪者之宿い多し差置候者有之候ハヽ当人ハ不及申親類組合村役人一同何様ニ茂可被仰付候依之御請印形差上申所如件

右之通御取締組合村ミ江被仰渡有之候所私共村ミ之儀松平大和守様御領分御上知ニ而今般御取締組合入混成候ニ付前書之通被仰渡候間組合村ミ御取締筋精ミ心付御趣意之趣堅相守可申旨被仰渡承知奉畏候仍之御請印形差上申所如件

天保十五甲辰年四月

林部善太左衛門様当分御預り所

郡馬郡（ママ）

下公田村
茂右衛門分村
横手村
河内村
善光寺村
新堀村
宮地村
徳丸村

那波郡

山王村
矢田村
西善養寺村
東善養寺村

松前修理様御知行所

東善養寺村

松浦酒之烝様御知行所

東善養寺村

林部善太左ヱ門様当分御預り所

中内村

大久保斎宮様御知行所

中内村

林部善太右ヱ門様当分御預り所

横堀村

松前修理様御知行所

横堀村

林部善太左ヱ門様当分御預り所

東上之宮村

勢多郡

下大屋村
茂木村

組頭　常次郎
名主　三二右衛門

倉橋内匠様御知行所

茂木村

組頭　力蔵

名主　茂兵衛

河原浜村

組頭　徳兵衛

名主　藤左ヱ門

小笠原豊後守様御知行所

河原浜村

組頭　門右ヱ門

名主　文四郎

倉橋内匠様御知行所

上大屋村

組頭　四郎右ヱ門

名主　半兵衛

林部善太左ヱ門様当分御預り所

飯土井村

西大室村

東大室村

大嶋運平様御知行所

東大室村

小笠原豊後守様御知行所

月田村

林部善太右衛門様当分御預り所

二之宮村

土岐下野守様御知行所

二之宮村

松平大和守様御領分

二ノ宮村

関東御取締御出役

山崎信太郎様

右之通御教諭御請書被仰付無宿悪者差出諸入用与合村高割成丈手軽ニ差出候様被成下候ハヽ百姓諸職人町人等其身の風俗ヲ失ひ諸々之悪事ニ携終ニ無宿ニ成又ハ及潰候者茂良民之風俗ニ仍り万端質素ニ家業精出し永続致候様と之御仁恵難有仕合ニ奉存候儀ニ付組合村々格別ニ差こまり悪事等成ささる様奢を防取締行届右御仁恵忘却不仕候様村之議定左之通

一前々従御公儀被仰出候御法度之趣弥以堅相守可申候事

一今般改而組合村相定候上ハ小組合大小高増減ニ従ひ三ケ村五ケ村与合候上ハ都而議定を相守若相背候村方者御取締様方御廻村先江密々御調請可申事

一宿町村々之内悪者ニ店貸し又ハ宿いたし候もの有之ニ付其処ハ勿論近村々迄良民之風俗悪敷成悪事ニ移り候間右躰之もの共無商売之もの決而村々江差置不申常々村役人心掛万一隠置候ハヽ密ニ御廻村先江御訴申上候然ハ村合村方ニ而搦捕其筋江差出諸雑用之儀ハ悪者差置候当人五分組合三分残り弐分ハ其村高割当人困窮ものニ而雑用難出来節ハ与合親類より

差出居村ニ而差押差出候節ハ番人足飯料共ニ組合村高割四人差出入用ハ店賃又ハ宿いたし候当人七分組合三分過意として為差出可申候事

一無宿長脇差其外火附盗賊人殺等惣而悪党とも村方江立入候節ハ村役人ハ勿論居掛候者共早速手配申合差押ひ若又党越結ひ大勢ニ而手余り候節ハ小与合江為触知手勢相集差押ひ不取逃様手当之立其村役人并惣代差添悪事之軽重巨細書付前条被仰渡候趣ヲ以差出諸入用ハ組合惣高割可致候事

但シ諸入用之儀御出役様方江中上置高割可致候事

一有宿之悪者御召捕ニ相成候然又ハ村方ニ而差補候処他村ニ而差補候共諸入用之儀ハ人別之村方ゟ前三ヶ条之振合ヲ以可差出候事

一浪人舟古ぼ連等之類村方江立入合力ヲ乞候節是迄差出候ニ付迄と申偽り強越候間大小帯候者ハ勿論脇差等帯候者江ハ壱銭之合力茂不差遣一夜たり共宿貸し不申若不法狼藉之仕方有之候ハヽ留置村方より手強之人足差出差押差出し方之義ハ四ヶ条目之通取斗可申且浪人之外実ニ難儀之躰ニ見請候毛の合力相願候ハヽ其時宜敷ニ寄当人共難儀ニ不相成様取斗可申候事

一宿町村々之内浪人者又ハ船こぼれ相対勘化等之宿いたし候毛の有之候ニ相成候間以来ハ当人共難儀之様子ニ相見江候者ハ篤と出所承礼村役人江相達止宿為致決而銀ヶ間敷儀無之様いたし其上ニ茂内々宿いたし候もの有之候ハヽ早々御訴申上御調諸可申候事

一村々ニ而強訴徒党ヶ間敷儀ヲ企又ハ誹謗を以及乱妨ニ候類は其村方より早々御出役先江御訴領主地頭江茂可申上候事

一博奕并都而賭之諸勝負之儀前々より御法度之所近来相弛候由ニ付自今以後組合村々相互ニ村役人見廻り壱銭弐銭之取引ニ茂厳重ニ相制拾五才已来之子供惣之□附又ハ唐々満投銭賭之類勝負事致候儀茂博奕之節　付村役人ハ勿論其親ニ厳重ニ教諭可致其上ニ茂催候毛のハ不斗たり共差押差出し可申候事

一宿在町村々之内ニ而博奕道具売買致候風聞有之候ニ付無油断相糺可申上候事

一在々ニ而歌舞伎手踊操芝居其外相撲等前々ゟ御法度之処尚又今般厳敷被仰渡候間右躰之者は勿論都而人集ヶ間敷儀決而為致間敷且若者共催候ヲ厳敷差留候節村役人ヲ恨々候趣ニ付以来組合村々相互ニ申合他村ゟ差留可申若相背候ハヽ重立候者は勿論同類一同名前書付密々可申上事

一宿在町村々之内旅芝居之宿又々在々村々百姓共常々稽古い多し芝居道具拵置衣裳等貸出又者神事祭礼之節芝居先歩行自然見似相催候趣候間追々右躰之渡世致候者ハ品を御取立急度御仕置被仰付候事村々申合右躰之者有之候ハヽ申合又ハ為相止村役人中付不被用候ハヽ密々可申上候事

一神事祭礼風祭之儀大造成儀不致村入用不相掛様其所役人差図請取斗決而村方若者共江不相任費ヲ省酒喰等振ニ致間敷

候事

一他処之者村々江住宅仕度旨頼候ハ、其者出所相糺農業ニ而商向等不致候者ニ候ハ、出所之村々役人より証文ヲ取差置遠国等其処之役人送り書付無之候ハ、決而差置申間敷候事

一上武両国之内其所仕弁ニ而小前在々迄百姓并ニ悴共神社仏閣参詣又ハ親類好身江罷越候節兎角脇差ヲ帯悪者之風俗ヲ真似自然気□ニ成酒狂之上喧嘩口論致脇差ニ而疵ヲ付候儀茂間々有之以之外成義ニ付以来祝儀無祝儀ニ而其所ニ而仕来帯候儀ハ格別他処江罷出候節ハ決而為帯申間敷無拠遠方江罷越候節ハ村役人江断可帯若相背候者ハ其品取上村役人江相預置可申候事

一婚礼之節者貧福之身元ニ不依一統一汁一菜之所有合之肴ヲ以軽酒肴差出シ差類者紗綾縮緬ヲ不用村役人者妻子共ニ絹紬太織布木綿百姓ハ布木綿斗り可差櫛簪笄者銀鼈甲ヲ不用無拠親類組合向三軒両隣ニ限リ大勢打寄無益之入用掛大酒等不致前々御触相守不申候之事

但シ聟取嫁取之節奢ヶ間敷儀無様所役人一両人立人専若本文ニ振舞候儀致候者有之候ハ、品々其段可申上候事

一婚礼其外祝儀事ニ付若い者共其外□酒組名附酒ヲ贈リ大勢罷越大酒い多し□限等有之者江者祝儀江妨亦者隣村ゟ聟嫁取之節通行之村方江頼組名付酒樽ヲ贈リ贈ざるもの江者途中江若い者共大勢罷出妨祝儀と名付金子為差出揺同様之所業有之以之外成儀ニ付急度相止メ万一是迄之通リニ候ハ、重立候ものハ勿論其外名前相糺密々可申上候事

一祭礼仏事等茂近来花麗ニ相成候間一汁一菜ニ限リ酒ハ決而不差出成丈手軽ニ営可申事

一近年村々之内ニ家業出精休日茂不休農業家業出精身上向張ヲ悪又ハ悪者共百姓町人始下ノ女等不儀い多し候様申掛刻限有之者ハ若イ者共大勢申付相省又ハ田畑屋敷等江石碑持込或者井戸等江塵芥下肥杯ヲ打込悉迷或為致中直りと名附社堂江集り酒喰等致諸入用為差出不法之所業ニ有可之趣ニ付已後右躰之儀無之様ニ被仰聞有之候ニ付急度相慎可申若右様成儀有之候ハ、重立候者ハ勿論同類名前相糺密々可申上若隠置他村より相願候ハ、村役人迄何様ニ茂可被仰付候事

一浦方山方稼之事ハ格別其外在々有来之外新規之商人決而為致申間敷候事

一諸職人共儀申合手間代ヲ上候相談いたし候由相聞以之外成儀ニ而手間代引下ヶ候儀格別引上ヶ不相成候間若右様之儀何事ニ不寄有之候ハ、早々可申出旨被仰聞候間村々申合決而為致申間敷候事

一御公用之儀亦各村中申合候儀ニ付村役人方江百姓寄合候節村入用ニ掛食物酒肴給申間敷候事

一御出役様方御賄方之儀不相当之たし銭致候趣相聞難儀之筋ニ付御定之外決而馳走ヶ間敷儀不致仮令他之御用筋廻村之御方ニ而茂御定之外馳走ヶ間敷儀決而不致村入用相減候様

可仕候事
　但シ御用宿ニ而村役人酒喰等決仕間敷候事
一村々之内江御取締様方ハ勿論御町方火附盗賊御改方道案内杯と申掛越止宿之上金子借用等い多し候もの有之趣ニ付止宿ハ勿論金子等決而貸不申若し強而申者は其処江留置其節江可申上旨被仰聞候間村々申合置候事
一近来諸国より勧化多く難儀い多し候間御免勧化并ニ前々より帰依之神社仏閣出家社人且家江相廻り候儀ハ格別其余ハ人足又ハ寄附物等決而致申間敷仮令遠国ゟ継来候共相改万一強而権威ヲ振ひ勧化ヲ勧候ハヽ其処江留置其節之御礼ヲ諸可申候事
　但シ諸入用組合之内江相談高割可差出候事
一無宿無頼者ハ御廻村先ニ而御召捕又ハ村方ニ而同様差押差出御礼之上無宿有宿共無罪之者ハ急度御教諭改心帰農為致と御見込之者は慥成引請人御撰御引渡被成候間無宿之分ハ其所御支配御地頭迄村方ゟ相届ケ若身持立直り不申候ハヽ直ニ差押可申旨御沙汰ニ付兼而申合置候事
一村々之内心得違ニ而農業嫌ひ遊歩行親類組合村後人異見取用不申逆直ゝ帳外ハ不致組合村役人江相談異見差加其上ニ茂取用不申候ハヽ帳外致聊之心得違有シ候迚後難ヲ恐れ無宿ニい多し候得ハ可拠処無之ニ付弥増悪事仕来候ニ付無宿不致已前厳敷教諭可致候事
一宿町村々之内寺院村役人之内ニ茂博奕之悪事ニ携候もの有之風聞而右躰之儀故悪者御方不行届候仮令風聞たり共密ゝ御出役様方へ可申上之事
一取除無尽并富籤類々候儀致間敷候事
一御公儀者勿論御領主御地頭ノ御構ニ相成候もの御構之場所江決而不差置候様急度相守立入候者は差押可申上候事
一村々之内ニ公事仰と唱他之貸金ヲ引請仮ニ下人ヲ取抱御差紙ヲ額又ハ出入之腰押等いたし村方騒立候者有之由右躰不届之儀ニ付有躰之者有之候ハヽ不隠置密ゝ可申上候事
一評差其儀近年贋鑑札持来り身廻之た免村々江罷越止宿乞聊之儀ヲ難渋申掛酒代ヲ弥たり候者問々有之村々難渋致右ゟ正路之評差ヲ茂悪敷様ニ心得候故行逢少之事茂角立村々心得方茂不宜ニ付右様酒代等弥たり候者有之節候入用厳其儀ニ致当座之難遁酒代差出相済候ニ付無何時ゟ仕癖ニ相来能事々故右之類多々候間以来ハ休泊り人足継立等定例之通り木銭米代人足賃代諸取諸事差支無之様御用大切ニ取斗其上前々之通りねだりケ間敷儀申候共決而酒代等不差出口改無之様申宿口左候而茂酒狂之上等ニ而強而不法ニおよひ候者ハ前書住処并師匠評差名住居共承り師匠之方江掛合為引取万一名住居師匠之名前不申又ハ鑑札茂無之類贋鑑札等所持之者急度者其所留置小与合相談之上大与合年番ゟ申達其上寛政七卯年御触之趣ヲ以其節ゟ差出し諸入用ハ組合村々高割可致候事
一御祭場者勿論御提銅場之内遊鳥致候者儀ハ前々より度々御

触御座候処近年村々之内右躰之渡世又ハ慰鳥ヲ取候者有之趣ニ付御礼之上御召捕可被成候得共村役人共ゟ茂厳敷小前之末々江申聞右躰之もの有之候ハヽ密ニ申上若隠置他村より申出候ハヽ当人ハ勿論村役人共迄急度御吟味可被成旨被仰聞候間組合村々相互ニ申合右躰之者無之様急度御取方可仕候事

一囚人壱人ニ付掛縄弐房之外上納不被仰付旨被仰聞候間以来右之通り村々心得可申候事

但し弐房之内壱房ハ駕籠差出候節可差出候事

一目駕籠壱挺ニ付弐貫文迄山駕籠ハ弐貫弐百文迄右直段ゟ高直ニ掛申間敷旨被仰聞候間相心得可申候事

但し下直ニ出来致候儀ハ成丈精々可致候事

一囚人飯料之儀ハ壱人壱泊り百四拾八文壱昼七拾弐文之外相掛不申所有合之野菜ヲ以一汁一菜ニ相賄無宿ハ与合入用有宿ハ其人別之村方ゟ差出可申候事

但し囚人好嫌ひ頼事い多し候共聊も取用不申強テ申候ハヽ御出役様方江可申上候事

一一件引合旅籠代之儀壱泊り百八拾文壱昼者七拾弐文より高直ニ不相成夫より下直之儀ハ勝手次第成丈減少取有合之野菜ヲ以一汁一菜之積り可申合候事

但し米直段之節ハ其段御出役様方江申上御差図請直下ヶ可申候事

一組合村々一躰ニ掛り候無宿引合雇用之儀ハ可成丈減少い多し聊茂余分之儀無之様取賄出立帰差等ハ年寄村并親村役人江届ケ押切印形請組合村々高割ニ可致候事

但し無謂大勢引合ニ罷出申間敷候事

一壱ケ年両度つつ寄合議定改之儀ハ小組合村々之内ニ而惣代相立右惣代之者ハ罷出相談い多し帰村之上村々江申談成丈多人数不罷出諸入用相省候様取斗可申候事

一惣而家業専一ニ相勤親ニ孝行ヲ尽し下人者主人ニ随ひ夫婦中好兄弟志たし長老たるを敬ひ物角心ヲ合村中区々無之様取締行届ヶ行様取斗村役人ハ勿論奇特之節心掛候者は御廻村之砌可申上候旨被仰聞候間忠孝奇特之者者可申上候事

右者今般御取締筋御精々教諭有之候ニ付前ケ条之通り申合候上ハ村々厚相心得小前末之者江再々為読聞連印取置自今以後無違失儀定之趣堅相守方一等閑致置悪者等差置候村方者組合村々之内ゟ直ニ其筋江申上候筈ニ其度々至り一言之異儀申間敷候仍而為取替議定連印致置候処如件

右者今般御取締組合相立候ニ付前書四拾ケ条之趣ヲ以村々区々不相成様致議定御趣意筋無違失取締方行届キ候様可仕候依之組合村々議定書写差上申候以上　上州勢多郡

天保十五甲辰年四月　二ノ宮村組合

当村之内江諸商人決而入扁から須村役人右之通村々入口出口江立置可被成候以上

是ハ三十四ケ村申合置候

右者今般御取締筋四拾ケ条之趣村方一統承知奉畏候仍之連印

仕候以上

上大屋村

吉蔵㊞　勝蔵㊞
友吉㊞　長五郎㊞
忠吉㊞　亀吉㊞
藤兵衛㊞　与兵衛㊞
勇吉㊞　安蔵㊞
久蔵㊞　栄蔵㊞
藤太郎㊞　忠右ヱ門㊞
新右衛門㊞　長百姓重吉㊞
千蔵㊞　与頭光吉㊞
〃四郎右ヱ門㊞
名主半兵衛㊞

これは、旗本領に対して岩鼻代官所より出されたものであるが、大胡町内の大部分を占める川越藩松平家領でも、さきに藩主が、財政窮乏のため、川越・前橋に二分割され更に関東各地に分散されている領地が、藩財政を圧迫している上、天明の浅間焼をはじめ、しばしば洪水によって災害を受けて、収穫高が著しく低下している川越から、出羽(山形県)庄内への転封を実現させ、引越しの直前になって、庄内領の農民等のはげしい反対にあって結局転封を中止したのが天保十二年(一八四一)であり、川越藩が庄内転封運動に際して、幕府老中のうちで頼ったのは天保改革を行った水野忠邦であったということから、川越藩領内でも上大屋村と同様な措置が取られたことが考えられる。先に述べたように、上大屋村の例でも無宿、長脇差、不斗出の者に対する取締りを第一としているが、上野国全体を見ても、年貢の負担に堪えられない農民が、村を離れ耕地を捨てて江戸等に移住する者が、多く、しばしば天災に見舞われた耕地が数反以下の百姓が多かったわけであるが、耕作者を失った農地は厄介地と称して、その分の年貢は残った

農民が共同で負担しなければならなかった。そこで農民自体の間でもお互いの連帯を強め、自分達の生産と生活を維持するための種々の取りきめをしたわけである。

とくに、人口の減少、農地の減少により、直接農業生産＝年貢の収入に依存する領主にとっては、重大な問題なので、寛政の改革に際して幕府の実施した社倉（郷蔵）を作って非常の時に放出できる穀物の貯蔵をするように取りはかった。前橋市の上泉の郷蔵（寛政八年（一七九六）の棟札がある。）や大間々町の桐原の郷蔵が現存し、それぞれ県指定史跡として指定されているが、このような郷蔵は前橋藩内でも各地に設置された。蔵に貯えられた穀物は定期的に改められ、その結果を、

文化二乙丑年
郷御蔵米御改帳

西領　上大屋村

二月
二月二十三日御改
一米拾壱俵　郷御蔵入右者此度郷御蔵米為御改被遊御出候ニ付名主組頭長百姓五人組頭并ニ小前立会御改奉請候所相違無御座候猶又此以後出米之節私共不残立会差出し（ママ）所御蔵江直ニ致相封候様被仰付奉畏候為後日依而如件

西領上大屋村
小前　佐兵衛
五人組頭　常右ヱ門

文化三丙寅年二月
長百姓　治兵衛
組頭　字八
同　善兵衛
名主　富八

天保七丙申歳
雑穀取調帳

雑穀取調帳

十月　西領　上大屋村

一　米八斗弐升

一　麦五拾九石壱斗

一　雑穀弐石八斗七升

〆六拾弐石七斗

惣人別八拾弐人　但し　壱人ニ付　壱日五合

右之雑穀米ル酉ノ四月迄差引拾壱石壱斗不足右之通御書上仕候処無御座候已上

天保七丙申年十月

のように書き出して領主に提出したものである。

滝窪の芝居役割帳「吉野合戦名香兜」

役割の中には高師直　藤五郎と見える

このほか、村には中世以来の、農民同志で取りきめた掟がある。入会地の利用、家の修理や改築から、鎮守の祭り、講中に至るまで農民同志が話し合いの上で取りきめたものである。

次は庚申待について領主側が多勢で夜ふかしをし、種々の食物を持ち寄って飲

西領上大屋村

長百姓　久米造

組頭　重吉

〃　栄造

名主　四郎右ヱ門

食をしたりするのは、風俗を乱す基となるのでこれを禁じたのであるが、村人の中にもこれをきらう風が現われたのか、庚申講を相談講にして村内の統制をはかることを考えた。

文政二卯年　　惣七
　　角次郎　後家
郷例定　　弥右衛門
　　彦右衛門
十月　　西領　　長蔵
　　茂木村　　庄七　後家
一村方取極之義は是迄村々有来之庚申待一組を相談講ニ相立　　幾八
講頭ヲ肝煎と名付月々順番信心いたし五人組者不及言父子　　吉五郎
夫婦兄弟朋友ニ交厚諸事深切相互ニ指支此之様申合従古来
御法度之義ハ不及申此度被仰出候御法令御書付肝煎ゟ組中　　〆十弐人
へ為読聞急度相守候様心ヲ合万一御法令相背候者ハ組中異
見差加へ鋪祭候ハヽ神慮茂可有之候猶又肝煎義者其席而已
不抱常ニ心付一組善悪ヲ相記シ致捺印月々名主江差出し可
申候於名主方茂当役立合一村之善悪ヲ書記シ是又肝煎ゟ差
出し候一冊一冊紙之袋ニ入致捺印勤農取扱五人之者前橋出
張場所江毎月二十九日迄ニ差出し可申候
　　五左ヱ門
　　二兵衛
　　二郎左ヱ門
　　兵吉

右之通被仰聞候段一村落合之上連判差上申候組合相互ニ仕御法度之義ハ不及申此度被仰渡之趣堅相守可申候若し違背之者御座候ハ早々可申上候以上
　　西領茂木村
　　上組肝煎　半兵衛
　　以下　百姓連名
文政二己卯歳
　十月
勤農御掛り
須田六郎左衛門殿
住屋武兵衛殿

羽鳥幸五郎殿　大嶋久兵衛殿
須田祐右ヱ門殿

家の修理、改築に関しては、中世以来の共同作業の村掟があったが、茂木村では家数八十九軒中、破損の甚だしいものから毎年五軒の修理をするよう取きめた。修理にかかる費用は各家に割り当てて負担させる。負担出来ない者は荒縄を納める、普請中の手伝いは手弁当で参加する等を左のように取りきめた

文政四辛己年　勢多郡
家修覆議定連印帳
四月十二日　茂木村
議定連印之事
一茂木村家数八拾九軒之者共中右向後居宅修覆之義壱ヶ年五軒宛与相定〆居家大破之者ゟ順ニ先立年々修覆可致尤拾年家数不残普請相済候事
一竹木荒縄其外大工軒料屋根葺手間代等五軒之入用積立八拾九軒江割付尤右割合丈之竹木荒縄等不納ニ而当人方江付込金銭之義は座元江持参可致事
一難渋之者有之右割合之難差出し程之者ハ荒縄何程与相定可為差出可
一普請中手伝ニ参候者弁当持参之事
右之件々役人共始一同寄合議定連印仕候所相違無之候若し相背候もの有之候ハハ御上様御訴申上御下知ニ可任候為後日依而如件
此村方ニ而向後取極メ之事

右家壱軒之屋根費入用之事
萱三束也　但納六尺縄ニ而取□候
縄拾房宛　但し尋ニ而尺□□候
銭百文宛
雪隠壱料屋根替入用
萱壱束宛　納右ニ同断
縄弐房宛　小ひろ右ニ同断
一村内助合普請之義ハ其時々世話人相立村役之願出夫々ニ評義之上助合可申候
尤其時之分限応合力可致候以上
右合力返済之義ハ手間手伝又ハ縄ニ而返済可致候為其議諚如件
右組合之義ハ村方名寄壱本壱組切り
肝煎　弥市㊞
同　佐五右衛門
その他十二人
肝煎　五左衛門

同　仁兵衛
その他九人
肝煎　幾八
同　伴蔵
その他十八人
不斗出伊兵衛後家黒印ナシ
肝煎　半蔵
同　瀬兵衛
その他十一人
不斗出　長松　黒印ナシ
肝煎　藤次
同　音次郎
その他十人
肝煎　新平
同　茂吉
他に十人

右之通議定連印仕候通り相違無御座候尤文政四辛己年四月十一日御代官小川銀蔵殿駒木一郎兵衛殿御出ニ而村方不残被成御廻り家々軒別居家雪隠等迄御改被成其上人数五人組帳面ニ引合年比迄御改口書御認ニ而八ツ時軒別相済富田村へ御越し被成候尤翌日十二日六ツ時肝煎不残村役人不残外ニ小前八人富田村へ御召出し重々御吟味之上右之段被仰付候以上

長百姓　弥市　㊞

同　銀次　㊞
同　米八　㊞
同　五左右エ門　㊞
名主　六左右エ門　㊞

文政四辛己年四月十二日

天保十己亥年
議定連印御書上帳

十一月　　西領　上大屋村

一御取直御主意之儀趣々厚被仰聞居宅其外下屋隠宅ニ至迄壁屋根破等普請被仰付奉畏候右ニ付当村之義は大組合弐組ニ而相定候所村中小前一同落合ニ而稲毛苅取候ハ、田麦苅入一同出請仕当秋6宅組切弐組之者共大組合ニ而一同可為男者役人ヲ始未明6大野原江罷出五日之間相互出精仕手元之見得候迄壱苅取馬持之者手方ニ致し一日ニ弐駄も三駄も附連被致候ハ、凡弐駄余も苅取人ニ可相成与奉畏候其上村役人共見廻り致極難渋之者より取掛り左之通相互ニ取斗ひ可申候事

一壱ケ年普請四軒此賃宅軒ニ付五拾駄遣シ可申候事
但し大家ニ而賃不足ニ候ハ、当人足合可致候又ハ小家ニ而賃余り候ハ、相当之直段ニ而勝手ニ可払事
右普請之節ハ大組合切ニ而二日宛順番ニ助合可罷越候事
△但し持弁当ニ而可罷越当人6菜斗可出事

一萱苅取ニ罷出候日限之義は名主元ゟ幾日より五日之間暁七ツ時ゟ其組頭之宅江立寄大野江可罷出事

但し其節万一病気之者ハ除置全快之上縄ニ而も萱ニ而も為差出候様可致候

其節相当リ之義可致候事

一其節病気之外仮令親類等ニ祝義或者仏事等有之候共相断可申尤親子兄弟無慈悲助合相立候義ハ代リ之者雇ひ急度可差出事

一村中壱軒ニ付六尺縄壱房ツヽ月々晦日名主元江持参可致候事

一壱人後家早速ニ本人世話い多し遣候間其間勘弁可致候事

一壱人養子并壱人者其外後家出来候ハヽ人夫又ハ女房等大組合一同ゟ早速世話致候様可致候事

但し肝煎儀別而畑ニ心付世話行届候様可致候事

一相互ニ心付万事難渋人無之様世話可致候事

一畑方村取立之義六月九日初納七月十日皆済是迄定例候通リ急度御上納可仕候事

一畑方御年貢米取立之義年々役人触出次第早速可相納候事

一畑方弐分并小物成取立十二月四日切之事

一夫銭反掛リ取立之義十二月二十五日切之事

一都而御上納物ハ大切ニ付役人ゟ取立日限触出次第急度相納連々仕間舗候事

一都而村役人立替金之義ハ貧村之基ニ付不宜候ニ付右様之取極急度名主元江相納候事ニ取極候ニ付以来村役人立替連判金致申間敷候事

但し万々一火急ニ而無拠節ハ一同評議之上取可取斗事右之通り相互ニ出精致候得ハ当時軒別ニ而ハ拾弐ケ年ニハ順番之通り候事ニ相成全村中永続取極トシて己後増家有之候共同様取斗候而無相違永久相用相互ニ普請手伝之者大者ケ間敷義無之様茶斗差出可申候他村ゟ手伝親類之者之義ハ喰物可差出候右ハ面々永続為村中と議万々相守り可申候依而連印如件

右者村方一統承知仕連判議定書奉差上候処少茂相違無御座候以上

西領上大屋村

大肝煎　四郎右エ門

同　清造

同　勝造

同　重太郎

以下連名

長百姓　半兵衛

与頭　新右エ門

同　藤兵衛

名主　栄造

小物代

野廻り　四郎エ門

天保十己亥年十一月

小物代　〃　福嶋福助
〃　〃　平ヱ門
〃　〃　朝造
〃　〃　斉藤信ヱ門

大物代　勝山道ヱ門
〃　北爪源ヱ門
野廻り取締り　大嶋二郎ヱ門

御代官
御役所

村役人については、近世初期には草分けの人達が名主・組頭という役職を世襲したと思われるが、幕末に至って、商品作物生産の進展や、農村に於ける商業の浸透等で村の階層が変化したり、住民の意識が変化したりして、村役人も世襲でなく、入札（選挙）によって選出している。樋越の松村家には、村役人選挙について次のように報告している。

乍恐以書付御届ケ奉申上候
上野国勢多郡樋越村古名主利平奉申上候村方之儀ニ郷例之通
入札仕候清造高札ニ付名主役被仰付私義休役仕候此段御届ケ
奉申上候

明治五壬申年
正月　日
松村　利平
御郡宰様
御出張所
右村古名主

（松村家文書）

第四節　検地と年貢

農民からの貢租に経済的に依存していた封建時代の支配者は、検地によって土地を測量し、田畑一筆ごとの面積、土地の良し悪しを調査するばかりでなく、農地を耕作する農民の名を農地の一筆ごとに記入することによって農民をその土地の耕作者として登録し、耕作権を保証するとともに、耕作者が土地を離れて他の職業に転ずることもきびしく禁じた。これが江戸時代の武家による農民支配を永く続かせる原因であった。

大胡領では既に牧野氏による検地が行われたというが、現存する検地帳は元禄二年（一六八九）の宮関村の新田水帳（検地帳）が最初である。領主は検地によって打出された各村の石高によって村ごとに年貢その他を割当てた。大胡の領主についてはさきに表で示したが、石高の変遷は次の表のようになる。

	万治2年(1659) 村名石高書上帳 (1)	元禄郷帳 (2)	前橋御領中石高万角道方記 (3)	前橋御領分石高帳 延享3年 (1746)	西領村々石高帳 天保2年 (1831)	旧高旧領取調帳
宮関村	229石斗升合	石 203.169	石 224.724	石 224.724	石 224.724	石 225.380
滝窪村	472.8	307.100		371.189	371.189	389.961
横沢村		165.700	271.150	271.052		312.207
堀越村	288.3	382.241	679.165	679.169		830.886
河原浜村	265.3	273.464	521.411	502.411	521.411	530.067
樋越村	133	233.200	242.040	242.042		272.187
上大屋村	75.7	75.700	76.681	76.681	76.681	117.373
茂木村	474.1	521.726	718.381	718.381	718.381	791.610

(1) 内田元彦氏蔵の写本による。　(2)、(3)「勢多郡誌」　(4) 前橋市史　(5) 川原浜区有文書

次に元禄二年の宮関村新田水帳と享保二十年の水帳を示す。これによると、

上田	9町	9反	3畝	19歩	上畑	町	4反	5畝	0歩	下下田	1	0	2	11	下下畑		2	1	23
中田	2	6	4	17	中畑		3	5	6	計	16	9	0	25	計	3	5	7	28
下田	3	3	0	8	下畑	2	5	5	29	屋敷	3	0	6	1					

高　202石9斗　田畑屋敷合　23町5反4畝24歩

となっており、また、正保四年（一六四七）に検地が行なわれ元禄十三年に水帳の改めをし、写しを作ったことがわかる。

元禄二年　壱冊

上野国勢多郡之内　宮関村新田水帳

勢多郡之内

宮関村新田

宮関	下々畑廿壱歩	作兵衛	同所	下々畑弐畝六歩	下　権兵衛
同所	下々畑九歩	与左衛門	下宮関	下々畑弐畝廿壱歩	善右衛門
同所	下々畑拾六歩	与市	同所	下々畑拾弐歩	茂木村　次兵衛
同所	下々畑廿八歩	与工衛門	同所	下々畑壱畝弐歩	利左衛門
同所	下々畑廿八歩	与左衛門	同所	下々畑七畝拾壱歩	利左衛門
同所	下々畑壱畝八歩	下　権兵衛	同所	下々畑弐畝歩	茂木村　茂左衛門
同所	下々畑壱畝拾歩	同　人	同所	下々畑拾五歩	加兵衛
同所	下々畑廿五歩	傳兵衛	同所	下々畑拾五歩	利左衛門
同所	下々畑弐畝八歩	同　人	同所	下々畑弐畝四歩	茂木村　藤右衛門
同所	下々畑壱反壱畝廿七歩	善右衛門	同所	下々畑弐畝歩	利左衛門
同所	下々畑弐畝歩	満阿弥	同所	下々畑廿歩	市右衛門
同所	下々畑三畝六歩	徳左衛門	同所	下々畑壱畝廿歩	茂木村　藤右衛門
同所	下々畑弐畝拾五歩	次郎右衛門	同所	下々畑拾歩	加兵衛
同所	下々畑弐畝五歩	孫助	同所	下々畑壱畝拾歩	市右衛門
			同所	下々畑三畝歩	与　市
			同所	下々畑壱畝拾歩	同　人
			同所	下々畑壱畝拾歩	善右衛門
			同所	下々畑六畝歩	久右衛門
			同所	下々畑四畝七歩	権兵衛

同所　下ミ畑壱反壱畝拾弐歩　市郎左衛門
同所　下ミ畑壱畝歩　与右衛門
中宮関　下ミ畑壱畝拾四歩　源次郎
同所　下ミ畑壱畝廿四歩　庄兵衛
同所　下ミ畑七歩　喜左衛門
同所　下ミ畑拾六歩　長右衛門
同所　下ミ畑拾弐歩　同人
同所　下ミ畑拾歩　与右衛門
同所　下ミ畑拾歩　長大夫
同所　下ミ畑六歩　喜兵衛
同所　下ミ畑壱畝廿七歩　長右衛門
同所　やつがみ弥　下ミ畑弐畝廿四歩　同人
同所　下ミ畑弐畝廿四歩　源次郎
同所　下ミ畑三畝七歩　喜兵衛
同所　下ミ畑弐畝歩　善兵衛
同所　下ミ畑五畝拾八歩　喜兵衛
同所　下ミ畑壱反廿弐歩　八兵衛
同所　下ミ畑四畝廿九歩　満阿弥
同所　下ミ畑五畝拾弐歩　善兵衛
同所　下ミ畑六畝廿弐歩　徳左衛門
同所　下ミ畑弐畝歩　権兵衛
同所　下ミ畑壱畝廿六歩　平之丞
同所　下ミ畑弐畝廿八歩　孫助

越村

与市　和光院　孫左衛門　源太夫　道宅　市郎右衛門　市之進　加右衛門　同人　五郎左衛門　孫助　加兵衛　左次兵衛　孫助　同人　同人　左次兵衛　喜兵衛　長兵衛　喜兵衛　瀬兵衛　喜兵衛　瀬兵衛

同所　下ミ畑三畝九歩　茂木村
同所　下ミ畑壱畝拾弐歩
同所　下ミ畑五畝拾歩
同所　下ミ畑四畝廿歩
同所　下ミ畑五畝拾壱歩
同所　下ミ畑壱畝拾壱歩
同所　下ミ畑弐畝歩
同所　下ミ畑壱畝廿壱歩
同所　下ミ畑五畝八歩
同所　下ミ畑三畝拾五歩
同所　下ミ畑壱畝拾弐歩
同所　下ミ畑三畝拾四歩
同所　下ミ畑弐畝九歩
同所　下ミ畑拾五歩
同所　下ミ畑四畝廿七歩
同所　下ミ畑弐畝歩
同所　下ミ畑四畝廿四歩
同所　下ミ畑弐畝拾五歩
同所　下ミ畑五畝拾五歩
同所　下ミ畑五畝歩
同所　下ミ畑壱反歩
同所　下ミ畑六畝弐歩
同所　下ミ畑六畝拾九歩

やつがみ弥	下々畑四畝拾歩	与右衛門	同所	下々畑三畝歩	弥兵衛
同所	下々畑弐畝三歩	次右衛門	同所	下々畑老畝三歩	長兵衛
同所	下々畑老畝廿六歩	満阿弥	同所	下々畑六畝拾八歩	満阿弥
同所	下々畑六歩	次右衛門	やつがみ弥	下々畑廿歩	同人
同所	下々畑四畝歩	源兵衛	同所	下々畑弐畝拾七歩	来　順
同所	下々畑三畝歩	孫　助	同所	下々畑拾弐歩	同人
同所	下々畑老畝歩	来　順	同所	下々畑廿老歩	同人
同所	下々畑弐畝廿五歩	同　人	同所	下々畑弐畝拾弐歩	助右衛門
同所	下々畑廿五歩	源兵衛	同所	下々畑八歩	満阿弥
同所	下々畑三畝廿歩	庄兵衛	同所	下々畑五畝歩	大京院
同所	下々畑三畝歩	来　順	同所	下々畑弐畝拾老歩	同人
同所	下々畑七畝拾歩	源次郎	同所	下々畑六畝廿九歩	権兵衛
同所	下々畑三畝歩	同人	同所	下々畑三反六畝老歩	同人
同所	下々畑老畝拾八歩	同人	同所	下々畑四畝拾六歩	孫　助
同所	下々畑三畝三歩	弥兵衛	同所	下々畑老反六畝廿歩	五郎太夫
同所	下々畑老畝拾弐歩	来　順	同所	下々畑弐反弐畝廿八歩	長左衛門
宮関村	下々畑九歩	次右衛門	同所	下々畑五畝拾老歩	七之助
同所	下々畑六歩	満阿弥	同所	下々畑七畝廿歩	七右衛門
同所	下々畑三畝歩	徳兵衛	同所	下々畑四畝廿老歩	兵右衛門
同所	下々畑弐畝拾五歩	庄兵衛	同所	下々畑三畝拾歩	権兵衛
同所	下々畑三畝拾五歩	長右衛門	同所	下々畑老畝廿歩	角右衛門
同所	下々畑三畝歩	九右衛門	同所	下々畑弐畝廿五歩	満阿弥
同所	下々畑老畝廿歩	利右衛門	同所	下々畑六畝歩	次郎兵衛

下ミ畑壱畝廿歩　次郎兵衛
同所　下ミ畑弐畝廿四歩　同所　下ミ畑廿四歩　同所　孫助
同所　下ミ畑弐畝拾壱歩　与市　同所　下ミ畑三畝拾歩　同所　次郎兵衛
同所　下ミ畑拾八歩　同人　同所　下ミ畑五畝拾歩　同所　庄兵衛
同所　下ミ畑壱畝拾弐歩　庄兵衛　同所　下ミ畑弐畝歩　高岡　壺左衛門
同所　下ミ畑五畝廿歩　八右衛門　同所　下ミ畑九歩　庄左衛門
同所　下ミ畑弐畝六歩　作兵衛　同所　下ミ畑七畝拾歩　五郎左衛門
同所　下ミ畑五畝六歩　同人　同所　下ミ畑五畝拾八歩　次右衛門
同所　下ミ畑四畝壱歩　物兵衛　同所　下ミ畑弐畝歩　孫左衛門
同所　下ミ畑弐畝歩　長左衛門　同所　下ミ畑三畝廿弐歩　善兵衛
同所　下ミ畑壱畝六歩　満阿弥　同所　下ミ畑弐畝歩　三太郎
同所　下ミ畑六畝七歩　九郎兵衛　同所　下ミ畑廿壱歩　加兵衛
同所　下ミ畑七畝拾歩　利左衛門　同所　下ミ畑壱畝五歩　長左衛門
同所　下ミ畑四畝五歩　左次兵衛　同所　下ミ畑拾五歩　庄兵衛
同所　下ミ畑拾六歩　九郎兵衛　同所　下ミ畑六歩　七右衛門
同所　下ミ畑弐畝廿四歩　権兵衛　同所　下ミ畑弐畝歩　加兵衛
同所　下ミ畑壱畝拾歩　門右衛門　同所　下ミ畑弐畝拾弐歩　善兵衛
同所　下ミ畑三畝五歩　助右衛門
同所　下ミ畑廿歩　同人　右之寄
同所　下ミ畑壱反歩　加兵衛　下ミ畑合五町四反五畝拾八歩
同所　下ミ畑弐畝廿四歩　権兵衛　分米弐拾壱石八斗弐升四合四勺
同所　下ミ畑三畝拾歩　次郎兵衛　右者上野国勢多郡之内宮関村跡ミ新田開発故水帳段々有之付
同所　下ミ畑廿壱歩　門右衛門　従百姓方反別書上を以割付引合遂吟味水帳写置者也
次郎兵衛　元禄弐己巳年四月　三浦善右衛門

墨付弐拾枚

享保二十年
上野国勢多郡之内宮関村水帳
八月
勢多郡　宮関村

上宮園	上田壱畝拾五歩	九右衛門	同所	下田弐反八畝壱歩
同所	上田壱反四畝廿壱歩	平之亟	同所	上田壱反五畝壱歩
同所	上田八畝七歩	孫　助	同所	上田弐畝拾八歩
同所	上田三反三畝歩	与　市	同所	中田壱反拾四歩
同所	下田壱反五畝廿七歩	同　人	同所	上田六畝拾八歩
同所	上田七畝廿八歩	権兵衛	同所	下田壱反四畝七歩
同所	中田七畝廿八歩	同人	同所	上田壱反壱畝廿四歩
同所	上田弐反廿五歩	同人	中宮関	下ゝ田壱反四畝歩
			同所	下ゝ田六歩
			同所	下ゝ田六歩
			同所	下ゝ田弐畝拾五歩
			同所	下田弐畝弐歩
			同所	中田壱反四畝廿六歩
			同所	下ゝ田三畝廿四歩
			同所	下田六畝拾八歩
			同所	中田壱畝廿六歩
			同所	上田五畝六歩
			同所	上田壱反五畝廿壱歩
			同所	上田壱反五畝九歩
			同所	上田壱反八畝廿七歩
			同所	上田八畝廿五歩
			同所	上田壱反拾歩
			同所	下ゝ田拾五歩

福嶋七郎左衛門
岩橋伊左衛門
長谷川徳右衛門
青木弥惣右衛門
渡瀬三左衛門

名主　与　市
同　三左衛門
組頭　喜左衛門
同　次郎兵衛
同　傳兵衛

与　市		
作兵衛		
権兵衛		
三左衛門		
同人		
同人		
孫兵衛		
与　市		
同人		
弥兵衛		
勘四郎		
権兵衛		
勝念寺		
源兵衛		
同人		
同人	茂木村	
利左衛門		
弥五兵衛		
利左衛門		
次郎兵衛		
源次郎		
利左衛門		

同所	下ミ田拾四歩		次郎兵衛	同所	下田弐反八畝拾五歩
同所	下ミ田六歩	茂木村	平左衛門	同所	下田三畝拾八歩
同所	下ミ田壱畝拾五歩	同村	作之亟	同所	中田七畝歩
同所	下ミ田廿五歩	同村	玉法院	同所	中田壱反壱畝三歩
同所	下ミ田拾八歩	同村	次左衛門	同所	上田壱畝拾弐歩
同所	下ミ廿五歩		源次郎	同所	中田壱反七畝歩
同所	下ミ田拾六歩		六右衛門	同所	中田壱反四畝廿八歩
同所	上田壱反弐畝五歩		孫左衛門	同所	中田弐反六畝拾弐歩
同所	上田壱畝拾八歩		源　六	同所	上田弐反三畝拾四歩
同所	上田四反三畝拾六歩		与　市	同所	上田弐反壱畝歩
同所	上田壱反廿八歩		善右衛門	同所	中田四畝廿二歩
同所	上田弐反四畝歩		長　助	同所	中田壱反四畝廿弐歩
同所	下ミ田三畝廿弐歩		与左衛門	同所	下ミ田五畝廿五歩
同所	下田八畝拾三歩		孫七郎	同所	下田六畝歩
下宮岡	下田壱反弐畝拾五歩		与　市	同所	下田壱反八歩
同所	中田壱反弐畝八歩		孫七郎	同所	上田弐反壱畝拾六歩
同所	下ミ田八畝廿歩	茂木村	孫兵衛	同所	上田壱反歩
同所	下ミ田九歩	同村	庄兵衛	同所	中田壱反歩
同所	中田壱反壱畝拾八歩		与　市	同所	上田壱反三畝廿六歩
同所	下ミ田拾歩		同人	同所	中田壱反五畝拾九歩
同所	上田壱反弐畝歩		同人	同所	上田壱反六畝弐歩
同所	下田弐反五畝歩		平　蔵	同所	上田弐反壱畝歩
同所	下田壱反壱畝歩		同人	同所	上田弐反拾六歩

同人	
与　市	
同人	
権兵衛	
同人	
利左衛門	
門左衛門	
角左衛門	
十兵衛	
八右衛門	
次郎兵衛	
同人	
与　市	
権兵衛	
同人	
徳右衛門	
源太夫	
同人	
作右衛門	
勘太夫	
次郎兵衛	
孫　助	
権兵衛	

下宮関	下ミ田弐畝廿四歩	利右衛門	同所	上田壱反九畝七歩	権兵衛
同所	下ミ田壱畝拾歩	権兵衛	同所	下田弐反弐畝歩	利右衛門
同所	下ミ田六歩	勘四郎	同所	上田弐反七畝弐歩	五郎太夫
同所	下ミ田弐畝拾歩	権兵衛	同所	上田七畝四歩	同人
同所	下田弐反弐畝歩	源兵衛	同所	上田壱反弐畝拾歩	孫左衛門
同所	下ミ田廿壱歩	同人	中宮関	上田九畝拾歩	新左衛門
同所	下ミ田七畝歩	九兵衛	同所	上田壱反八畝拾五歩	半右衛門
同所	下ミ田三畝歩	源兵衛	同所	上田七畝廿歩	孫兵衛
山下	下ミ田壱畝歩	太左衛門	同所	下田七畝廿八歩	権兵衛
同所	上田壱反廿五歩	源兵衛	同所	下ミ田壱反八歩	同人
同所	下ミ田拾弐歩	同人	同所	中田八畝歩	長兵衛
同所	上田壱反壱畝五歩	善兵衛	同所	上田八畝廿歩	利右衛門
同所	上田壱反六畝拾三歩	源太夫	同所	上田八畝拾弐歩	門右衛門
同所	上田壱反九畝廿六歩	同人	同所	上田弐畝八歩	市郎左衛門
同所	上田七畝歩	弥五兵衛	同所	上田九畝廿九歩	同人
同所	下ミ田弐畝歩	源太夫	同所	下田拾弐歩	同人
同所	下ミ田三畝六歩	孫兵衛	同所	上田弐反三畝拾歩	権兵衛
同所	上田壱反七畝六歩	同人	同所	上田弐反拾九歩	市郎右衛門
同所	中田五畝拾歩	権兵衛	同所	上田三反歩	市之進
同所	下ミ田五歩	勘四郎	同所	上田壱反七畝拾歩	権　平
同所	下ミ田壱反壱畝拾歩	善右衛門	同所	中田五畝拾弐歩	同人
同所	上田壱反三畝六歩	同人	同所	上田六畝拾六歩	久兵衛
同所	上田九畝拾五歩	長左衛門	同所	上田壱反廿三歩	同人

中宮関	下〻田廿八歩	同人	同所	下田壱反廿五歩	九兵衛
同所	上田壱反八畝廿歩	権兵衛	同所	下田八畝拾七歩	与右衛門
同所	上田壱反歩	源太夫	同所	上田壱反弐畝歩	与左衛門
同所	上田壱反三畝九歩	勝念寺	同所	上田八畝七歩	加右衛門
同所	上田三畝歩	市之進	同所	上田壱畝歩	同人
同所	下田六畝拾弐歩	同人	同所	中田壱反壱畝廿弐歩	与右衛門
同所	下田壱反三畝廿四歩	太郎兵衛	同所	上田九畝廿七歩	加右衛門
同所	上田九畝廿六歩	長右衛門	同所	下〻田拾五歩	与右衛門
同所	上田壱反歩	同人	同所	中田壱反壱畝歩	利右衛門
同所	中田六畝廿四歩	同人	やつ	中田弐反三畝歩	善右衛門
同所	上田七畝七歩	久兵衛	同所	下〻田壱畝拾五歩	同人
同所	上田七畝弐歩	市兵衛	同所	下田壱反歩	次郎兵衛
同所	上田弐反四畝歩	庄三郎	同所	下田壱反拾歩	西　光
同所	上田弐反壱畝拾八歩	五左衛門	同所	下〻田八畝廿歩	九右衛門
同所	上田九畝三歩	市之進	同所	下田壱反四畝拾歩	同　人
同所	上田九畝廿七歩	三左衛	同所	下田九畝歩	新左衛門
同所	下田六畝拾弐歩	同人		田小以拾六町九反廿五歩	
同所	中田弐畝廿歩	弥五右衛門	上宮関	上畑壱反三畝拾五歩	下　権兵衛
同所	下田五畝七歩	同人	同所	上畑弐畝廿五歩	西　権兵衛
同所	上田壱反五畝拾八歩	権兵衛	同所	上畑弐畝廿六歩	門左衛門
同所	下田弐畝歩	同人	同所	下畑三畝拾歩	勝念寺
同所	下田四畝五歩	彦左衛門	同所	中畑三畝拾三歩	三左衛門
同所	中田壱反四畝廿五歩	弥五右衛門	同所	上畑弐畝廿五歩	同人

上宮関	中畑弐畝廿七歩	長兵衛	同所	下畑八畝歩	同人
同所	中畑弐畝廿六歩	次左衛門	同所	下ミ畑壱反壱畝三歩	同人
同所	下畑拾八歩	七右衛門	同所	下畑七畝拾四歩	権兵衛
同所	中畑弐畝六歩	李左衛門	同所	上畑四畝歩	源六
同所	下ミ畑壱畝歩	勝念寺	同所	中畑弐畝拾壱歩	善右衛門
同所	下ミ畑弐畝廿歩	与左衛門	同所	下畑四畝廿四歩	与　市
同所	下畑壱畝拾五歩	大乗院	下宮関	下ミ畑七畝歩	庄左衛門
同所	下畑壱畝拾弐歩	権兵衛	同所	下畑廿歩	加兵衛
同所	下畑四畝廿歩	同人	同所	下畑弐畝廿歩	利左衛門
中宮関	下畑四畝拾弐歩	同人	同所	下畑弐畝歩	同人
同所	中畑八畝歩	与　市	同所	下畑壱畝廿四歩	藤右衛門
同所	下畑廿歩	善右衛門	同所	下畑五畝拾五歩	与　市
同所	下畑壱畝廿六歩	孫　助	同所	下畑壱反壱畝拾歩	同　人
同所	下畑壱畝拾八歩	同人	同所	上畑六畝壱歩	権兵衛
同所	下畑六畝拾歩	九右衛門	同所	下畑壱反弐畝廿弐歩	孫兵衛
同所	下畑八畝拾五歩	権兵衛	同所	下畑五畝拾歩	九右衛門
同所	下畑壱反廿三歩	九右衛門	同所	下畑弐畝拾弐歩	次郎兵衛
同所	下畑壱反廿五歩	与　市	同所	上畑弐畝拾八歩	権兵衛
同所	下畑三畝歩	茂木村 三右衛門	同所	下畑三畝七歩	孫兵衛
同所	下畑壱畝弐歩	同人	同所	下畑弐畝八歩	源兵衛
同所	下畑八畝弐歩	善右衛門	同所	下畑六畝廿七歩	孫　助
同所	下畑四畝拾五歩	庄三郎	同所	下畑三畝歩	与　市
同所	下畑三畝拾五歩	善右衛門	同所	下畑弐畝廿八歩	権兵衛

同所　下畑弐畝廿四歩　弥兵衛
同所　下畑六畝廿七歩　権兵衛
同所　上畑廿壱歩　長左衛門
同所　下畑弐畝三歩　新左衛門
同所　下畑壱反弐畝壱歩　与市
同所　下畑五畝拾歩　同人
同所　上畑廿五歩　長兵衛
同所　中畑廿五歩　市郎左衛門
同所　下畑七畝廿四歩　仁兵衛
同所　下畑壱反壱畝廿七歩　権兵衛
同所　中畑弐畝廿四歩　市之進
同所　下畑弐畝歩　三明院
同所　下畑三畝八歩　権兵衛
同所　上畑五畝歩　同人
同所　上畑弐畝六歩　孫左衛門
同所　下畑三畝拾五歩　長左衛門
同所　中畑四畝歩　権兵衛
同所　下畑五畝拾歩　利左衛門
同所　上畑壱畝拾八歩　利右衛門
同所　下畑九畝廿二歩　弥助
下畑弐畝拾弐歩　中持
下畑弐畝歩　同人
下畑三畝歩　権兵衛

やつ　下畑五畝歩
同所　下畑六畝廿四歩
同所　下畑弐畝歩
同所　下畑弐畝三歩
町頭　中畑五畝廿四歩
屋敷　略
畑屋敷小以六町六反三畝廿九歩
右之寄
田方拾六町九反廿五歩
内
上田九町九反三畝拾九歩
中田弐町六反四畝拾七歩
下田三町三反八歩
下ミ田壱町弐畝拾壱歩
畑方六町六反三畝廿九歩
内
上畑四反五畝歩
中畑三反五畝六歩
下畑弐町五反五畝廿九歩
下ミ畑弐反壱畝廿三歩
屋敷三町六畝壱歩
高弐百弐石九斗
田畑屋敷合弐拾三町五反四畝廿四歩

三左衛門
孫助
三明院
西加兵衛
三左衛門

右者上野国勢多郡之内宮関村正保四年岩松九右衛門塩沢弥五兵衛三浦八郎左衛門遂検地候以来元録十三庚辰年水帳相改候以後屋敷歩面出入有之候ニ付遂吟味水帳写置者也

斉藤源左衛門 ㊞
永井安右衛門 ㊞
各主 孫右衛門 ㊞
組頭 九左衛門 ㊞

享保二十乙卯年八月

隔田 市太夫 ㊞
樋口左一兵衛 ㊞

墨付四拾弐枚

検地帳によって村高がきまると、それをもとにして領主は村に貢租を賦課した。江戸時代では地租に当る年貢で石高に対して賦課する税を物成とか、本途とか云つた。田については現米で畑については銭で納めさせた。年貢の割付には過去数ヵ年の実績によって年貢高を決定する定免と、毎年の出来高を調査してそれに応じて年貢の高を決定する検見（けみ）があったが、元禄元年の茂木村の割付を見ると検見法によっている。また、総反別に対して、洪水等で土砂が入ったり、流失した土地や、検見の際の見本となった田は免税となり、畑として扱われていても屋敷は畑の二倍程度の税であった。元禄に於いては、

上田　一反ニ付一石二斗四升取　中畑　一反ニ付七八文取
中田　〃　一一七〃　下畑　〃　七〇文〃
下田　〃　八五〃　下々畑　〃　六三文〃
下々田　〃　五九〃　屋敷　〃　一五〇文〃

と定めており、十二月二十日を納入期限としていた。

嘉永六年の樋越村の例では物成のほか、糠代、桑代、萱代、縄代、莚代、炭役、夫役という附加税も割当てられた。これらの税を本税である物成に対して小物成と云う。

（元禄元年）
辰年大胡西領茂木村御年貢可納割付事
高四百七拾四石壱斗　田畑辻
此反別七拾九町四反九畝廿三歩
内
弐拾四町六段六畝拾壱歩　田方
五拾四町八反三畝拾三歩　畑方

付割貢年の村木茂の年元禄元
ている存現通64が付割にには木茂

此訳
上田三町六反八畝七歩
外六反拾七歩成6長興寺江渡
内
廿八歩　年々川欠引
六反八畝拾五歩　当検見引
残弐町九段八畝廿四歩
此取米三拾七石五升壱合　壱反ニ壱石弐斗四升取
中田三町五反四畝廿三歩
外四反五歩　右同断
内
弐畝拾八歩　年々川欠引
九段壱畝歩　当検見引
残弐町六段壱畝五歩
此取米三拾石五斗五升六合　同壱壱斗七升取
下田七町五反八畝廿九歩
内　外四反七畝拾歩　右同断
壱反弐畝八歩　年々川欠引
壱畝拾歩　当毛計畑
此取永拾文　目七拾八文取
壱町七反弐畝歩　当検見引
残五町七反三畝拾壱歩

此取米四拾八石七斗三升六合
同八斗五升取
下ミ田八町三反八畝廿壱歩
内　外九反三畝廿八歩右同断
弐反壱畝廿壱歩　年々川欠引
壱反四畝廿弐歩　当毛計畑
此取永九拾三文　同六拾三文取
弐畝歩　当辰水押引
壱町九反七畝五歩　当検見引
残六町三畝三歩
此取米三拾五石五斗八升三合
同五斗九升取
下ミ田壱町壱反八畝三歩
内　外拾弐歩右同断
三畝拾歩　午川欠引
内拾九歩　当検見引当辰起通
壱畝拾四歩　当辰永河原
壱町弐畝拾九歩　当毛斗畑
此取永六百四拾七文　同六拾三文取
残壱反廿歩
此取米五斗三升弐合　同四斗八升取
田壱反六畝廿四歩　年々新
内　外拾八歩右同断
八畝拾三歩　当辰水押
残八畝拾壱歩
此取米弐斗七升六合　同三斗三升
田壱反六歩　寅新
此取米三斗三升七合　同三斗三升取
田廿歩　当検見引　当辰新
中畑三町七反廿壱歩
内　外六畝拾弐歩　右同断
七畝廿三歩　年々川欠引
三畝歩　御蔵屋敷引
残三町五反九畝廿八歩
此取永弐貫八百七文　同七拾八文取
下畑四町四反七畝九歩
外八畝廿四歩右同断
此取永三貫百三拾壱文　同七拾文取
下ミ畑三拾四町九段廿三歩　林　山林未ゟ畑
内　外七反六畝四歩　石同断
拾五歩　巳の川欠引
壱畝弐歩　定地　寅ゟ田ニ成
此取米弐升三合　同年七月五升扱
残三拾四町八反八畝歩
此取永弐拾壱貫九百七拾六文同六拾三文取新畑壱町六反四畝廿七歩

内　外七畝七歩右同断
八歩　定地　亥ゟ田ニ成
此取米三合　同壱斗二升取
廿歩　定地　子ゟ田ニ成
此取米八合　同壱斗二升取
残壱町六反三畝廿九歩
此取永八百弐拾文　同五拾文取
畑四町弐反六畝廿五歩　山林畑川
内　外弐反七畝壱歩　右同断
三反六畝歩　屋敷ニ成
此取永五百四拾文　同百五拾文取
残三町九反廿五歩
此取永弐貫四百六拾弐文　同六拾三文取
畑弐反五畝廿八歩　申新
此取永百三拾文　同五拾文取
畑六反九畝廿歩　卯新
外七畝廿八歩右同断
此取永三百四拾八文　同五拾文取
畑四畝歩　寅新
此取永弐拾文　同五拾文取
屋敷四町四反五畝壱歩　未ゟ山林畑開
内　外九畝廿四歩右同断
内故政右門屋敷
四畝廿壱歩
弐反三畝拾五歩　子ゟ勅使河原承一拝領残四町壱反六畝廿五歩
此取永六貫弐百五拾弐文　同百五拾文取
屋敷弐反拾六歩　阿佐美道定母拝領
此取永弐百弐拾壱文　同百五拾文取
屋敷八畝弐歩　右同人物
此取永百弐拾壱文　同百五拾文取
屋敷九畝拾八歩　出渕源兵衛拝領
屋敷六畝拾六歩　御足軽上ヶ屋敷
此取永九拾八文　同百五拾文取
米合百五拾三石壱斗壱升弐合
永合三拾九貫四百五拾五文
右石永極月廿日已前急度可皆済者也
元禄元辰年霜月吉日
長谷川法右衛門
青木弥惣右衛門
榊原七郎兵衛
徳江十郎兵衛
大橋　十太夫
戸倉　喜兵衛
高須八左衛門
故　川合　惣兵衛

大沢　勘太夫
市川左次右衛門
柴田伊右衛門
名主
惣百姓　中

六公儀様江指上申候御帳控慥ニ可相質者也
御割付写
江戸屋敷溜池
松平大和守領分
上野国勢多郡
上大屋村
午歳割付之事
一高七拾六名六斗八升壱合　上大屋村
此反別拾三町四反六畝四歩
内四町五反六畝拾九歩　田方
八町八反九畝拾五歩　畑方
此訳
上田弐反七畝弐拾歩
此取米壱石九斗三升七合　反七斗
中田四反五畝弐拾八歩
此取米弐石九斗八升六合　反六斗五升
下田弐町壱反五畝廿弐歩
此取米拾壱石八斗六升五合　反五斗五升
下〻田壱町六反三畝弐歩
此取米五石七斗七合本代之通　反三斗五升
下〻下田四畝七歩　本代之通　定地
此取米五升壱合　反壱斗弐升
中畑壱反壱畝五歩
此取永百四拾五文　反百三拾文
下畑壱町弐畝廿歩
此取永壱貫百弐拾九文　反百拾文
下〻畑五町三反六畝五歩
此訳
四反五畝八歩　戌ゟ屋敷ニ成
此取永五百八拾八文　反百三拾文
壱町六反四畝拾八歩
内壱畝拾七歩亥ゟ西大室村提用水堀ニ引
壱畝七歩　丑ゟ堤土居敷ニ引
残壱町六反壱畝弐拾四歩
此取永壱貫六百拾八文　反百文
弐町九反九畝拾九歩
九畝七歩　亥ゟ西大室村提用水堀引
内
拾歩　巳ゟ堤土居敷ニ引
残弐町九反弐歩

此取永弐貫三百弐拾壱文　反八拾文
四畝弐拾歩　丑ゟ屋敷ニ成
此取永七拾文　反百五拾文
弐反弐畝歩
此取永百三拾弐文　反六拾文
下ミ下畑弐町壱反九畝弐拾八歩
内弐拾歩　戌ゟ堺引
残弐町壱反九畝八歩
此取永壱貫三百拾六文　反六拾文
屋敷壱反九畝拾七歩
此取永弐百九拾三文　反百五拾文
米小以弐拾弐石五斗四升六合
永小以七貫六百拾弐文
外寅ゟ戌迄新田
一高四拾石壱斗三升五合
此反別
下ミ下畑拾三町三反七畝弐拾五歩
此訳
壱反四畝拾歩　子ゟ屋舗ニ成
此取永弐百拾五文　反百五拾文
弐反六畝歩　午ミ屋敷ニ成
此取永三百三拾八文　反百三拾文
拾弐町弐反八畝廿七歩
内拾壱歩　戌ゟ大原道引
残拾弐町弐反八畝拾六歩
此取永拾壱貫六百七拾壱文　反九拾五文
壱反壱畝歩
此取永八拾八文　反八拾文
五反七畝拾八歩
此取永三百四拾六文　反六拾文
永小以拾弐貫六百五拾八文
外卯ゟ申迄新田
一高五斗五升七合
此反別
山畑弐反七畝弐拾六歩
此取永百七拾八文　反六拾四文
永小以百七拾八文
米合弐拾弐石五斗四升六合
内弐石三斗　当午年壱年用拾引
残米弐拾石弐斗四升六合
永合弐拾貫四百四拾八文
右之通米永相極候間来ル十二月十五日迄急度可皆済者也

行方新右衛門
樋口三郎左衛門
上大屋村
名主

寛暦十二年午十一月

組頭
百姓

内三石五斗当酉壱ヶ年用捨引
残拾九石四升六合
永弐拾〆四百四拾八文

右者当村酉ゟ年迄拾ヶ年御付学書面之通相違無御座候以上

上大屋村
明和元申年十二月
組頭　善左衛門
同　桑右衛門
名主　甚　八

前沢藤十郎様御手代
平塚市郎右衛門殿
岩手伊右衛門様御手代
野村須八殿

虫タイ 国勢多郡樋村御成ヶ割付事

子ゟ辰迄五ヶ年定免
高弐百四拾弐石四升
此反別六拾壱町五反七畝弐歩
拾五町五反四畝弐拾弐歩　田方
内
四拾六町弐畝拾歩　畑方
此　分
上田三町弐反拾五歩
中田三町三反九畝九歩
下田弐町九反弐拾四歩

一巳年取合　米弐拾弐石五斗四升六合
永弐拾貫四百四拾八文
一辰年取合　米弐拾弐石五斗四升六合
永弐拾貫四百四拾八文
一卯年取合　米弐拾弐石五斗四升六合
内弐石当卯壱年用捨引
残弐拾石五斗四升六合
永弐拾貫四百四拾八文
一寅年取合　米弐拾弐石五斗四升六合
永弐拾貫四百四拾八文
一丑年取合　米弐拾弐石五斗四升六合
永弐拾貫四百四拾八文
一子歳取合　米弐拾弐石五斗四升六合
永弐拾貫四百四拾八文
一亥年取合　米弐拾弐石五斗四升六合
内四石八斗当亥壱年用捨引
残拾七石七斗四升六合
永弐拾貫四百四拾八文
一戌年取合　米弐拾弐石五斗四升六合
永弐拾貫四百四拾八文
一酉年取合　米弐拾弐石五斗四升六合

下ミ田八町弐畝弐拾四歩
内　分
弐拾歩　卯新堀敷引
三反七畝弐拾五歩
内四畝九歩　文化九申河原成引
残三反三畝拾六歩
七町六反四畝九歩
内
四畝三歩　申砂入荒　酉ゟ卯迄七年斗銀下
三畝弐歩　文化九申河原成引
残七町五反七畝四歩
下ミ下田壱畝拾歩
上畑五反八畝廿二歩
内
壱畝拾五歩　申屋敷成
五反七畝七歩
中畑弐町四反弐畝拾四歩
内四反五畝拾九歩　荒畑　酉ゟ丑迄五年銀下
残壱町九反六畝弐拾五歩
下畑弐町壱反八畝六歩

内
四畝歩
内壱畝弐拾四歩　荒畑　酉ゟ丑迄五年銀下
残弐畝六歩
弐町壱反四畝六歩　荒畑　酉ゟ丑迄五年銀下
下ミ畑拾八町七反三畝弐拾三歩
内分
三畝拾五歩　午戌屋敷成
拾八町七反八歩
内
拾八歩　前ミ堤敷引
三畝拾壱歩　文化九申河原成引
拾六町弐反七畝八歩　荒畑　酉ゟ丑迄五年銀下
下ミ下畑弐拾町壱反壱畝弐拾七歩
内分
壱町七反七畝弐拾壱歩　屋敷成
拾七町七反八畝七歩
内
弐畝拾九歩　前ミ道代引
四畝拾弐歩　荒畑

残拾七町七反壱畝六歩
五反五畝弐拾九歩
屋敷壱町五反六畝六歩
内分
八反壱畝四歩
七反四畝弐拾四歩
内
壱畝拾四歩　文化九申河原成引
六反拾六歩　荒当一日引
残壱反弐畝弐拾四歩
八歩
下田畑成壱畝弐拾四歩
下ミ田畑成三反九畝八歩
内
弐反八畝五歩
壱反壱畝三歩
米七拾石三斗弐升九合
永拾八貫七百四拾弐文弐分
右同所
一高三拾石壱斗四升七合　同所新田
此反別拾町壱反五畝拾六歩　畑方
此分

下ミ畑九町八反三畝拾九歩
内分
四町五反壱畝四歩
内
七畝弐拾弐歩　前ミ堤敷溜井敷引
四町四反三畝拾弐歩　荒畑
酉6丑迄五年鍬下
四町四反七畝弐拾七歩　荒畑
酉6丑迄五年鍬下
八反四畝拾八歩
内
弐拾弐歩　文化九申河原成引
八反三畝弐拾六歩　荒畑
酉6丑迄五年鍬下
悪地下ミ畑三反壱畝弐拾七歩　荒畑
酉6丑迄五年鍬下
米七拾石三斗弐升九合
取合
永拾八貫七百四拾弐文弐分
外
一永五拾弐文五分　糠代
此糠七俵
一永百拾弐文　桑代

此桑拾六束
一永百五拾八文四分　萱代
此萱弐拾四束
一永四拾三文六分　縄代
此縄五拾四房五分
一永拾七文弐分　蓬代
此蓬四枚
一永拾三文壱歩　炭役
此炭壱俵四厘八毛
一米七升七合　夫役
永六百八拾文五分
一往来並木片側延長七拾九間　戍役出　弐ヶ所
米七拾壱石三升六合
納合
永拾九貫八百拾九文五分
右之通霜月廿日以前急度皆済可仕者也
嘉永六年十月日　岩崎善右衛門　㊞
大増　和平　㊞

砂山　又治郎　㊞
和田　三郎介　㊞
片口　策太郎　㊞
佐々木藤兵衛　㊞
伊村　策馬　㊞
小沢元左衛門　㊞
長崎健左衛門　㊞
今村　運之允　㊞
熊木　主税　㊞
安東弥三太夫　㊞
稲葉　館三郎　㊞
的場　連助　㊞
近藤　易太夫　㊞
金万　定記　㊞
坂口市郎左衛門　㊞
右之村
名主百姓中
（樋越区有文書）

割付けた貢租は普通年内に納めるのであるがこれが皆納めきると領主から年貢皆済目録が下されるわけである。

御一新之年　御年貢皆済目録
岩鼻御役所へ書上仕候
明治元辰年　元倉橋惣三郎知行所
十月　上州勢多郡

上大屋村

御年貢皆済目録　上州勢多郡

一高百拾七石三斗七升三合　上大屋村

米弐拾弐石五斗四升六合

内弐石五斗　前ミ代下引

内弐石九斗五升七合五勺五ヶ年定免

残拾七石八升八合五勺

米弐石四斗四升三合六勺　籾米口米共

合拾九石五斗三升弐合壱勺

内八斗　名主給米

ミ弐石　堰入用

残米拾六石七斗三升弐合壱勺納辻

永弐拾貫四百三拾六文　畑方

永六百拾三文八リン　口永

永三百七拾五文　小物成

永壱メ五百文　夫金

永合弐拾弐メ九百廿四文八リン

右者御年貢米永御物成共書面之通皆済御上納仕候以上

上州勢多郡

上大屋村

百姓代　善　年

組　頭　藤太郎

名主文蔵

岩鼻

御役所

第五節　産業と交通、大胡町のようす

明治八年樋越村の「物産取調御書上」によると、当時の樋越に於ける生産物は、

米穀類

現米上　弐拾七石七斗壱升、現米中　三拾壱石九斗三升、現米下　四拾石七斗八升、大麦上　七拾石八斗、同下　拾三石九斗八升、小麦上　七拾石八斗、小麦下　拾三石四斗、大豆上　五石三斗弐升、大豆下　壱石九斗、小豆上　壱石五斗四升、小豆下　六斗九升、粟　五石、稗　五石八斗、玉蜀黍三升、蕎麦　三石六斗八升

米穀質并ニ澱粉類

麺粉　八石八斗弐合、蕎麦粉　弐石壱升六合、豆粉　四升四合、大角豆　六斗七升

醸造物類
味噌三百拾五貫目
園蔬類
菜　七拾六貫目、蘿蔔(大根のこと)　弐百七拾九貫目、胡蘿蔔(人参のこと)三貫六百目、サツマ芋　弐拾八貫五百目
種子並菓実類
荏子　壱石三斗、菜子　壱斗五升、茄子(なすのこと)　八拾
三貫五百目、綿子　壱石三斗六合、胡麻　壱斗八升
禽獣類
鶏各種　三十羽、雞卵　三百廿一粒
飲料及食物類
蘿蔔塩漬　拾弐本半但一樽ニ付百本入
絲綿類
繭　四石弐斗八升、屑繭　弐石五斗六升、生糸　壱貫七百拾弐匁、屑糸　壱貫七百九拾弐匁、綿　六貫九百目、木綿糸
五貫八百六拾五匁、織　弐百九拾三駄、桑　八拾三駄
(松村家文書)

とあり、先に掲げた樋越村の明細帳では稲の品種に小倉なべわり、ときぼう餅、原餅をあげ、田のこやしとして大豆、小豆、荏(えごま)、糠、干鰯(ほしか)木の葉を堆肥として使用しており、畑には糠、干鰯、草の葉等を肥料としていると記されている。

大胡町の中でも直接生産を示す資料は少いが、下町の児童公園にある棉講によって建てられた嘉永三年の「救世聖徳太子」の碑に、

嘉永三歳在庚戌晩春日　棉講中
膳　深津　横沢　堀之下　柏倉　小坂子　一ノ関　鼻ケ石　荒口　今井　上野　大室　荒子　大屋
中　荻久保　泉沢　上大室　河原浜　堀越　富田　江木　当町世話人　若者
岡世話人　八名　後見　二名

とあり、柏川、宮城、桂萱、荒砥までを含めた周辺地域で生完された綿が大胡の市で商品化されていたことがわかる。また、大胡町のえびす講の軸の裏書に、

文久元(一八六一)辛酉年十月新調　江口　小平治
当講発起人　麺糸仲買人　中島　房吉

明治参拾七年（一九〇四）十月表具替寄附

とあり、絹、糸買業者が商売の神を祀り、江戸時代から明治に至るまで続いていたことがわかる。

大胡町は牧野氏次いで酒井氏が城代を置いた城下町として成立しているが、また、日光裏街道、伊勢崎、五科道、沼田街道、等が交わる点でもあり、現在の上の町、堀越辺の武家町に対して下町が商業取引の中心となり、大胡の宿を作った。貞享元年（一六八四）に藩主酒井忠明（後忠挙）の命にって儒臣古市剛が撰進した「前橋風土記」によると、

「大胡町、本町、古城の東に在り。道南北に通ず。北は上宿と名づけ、南を下宿と曰う。市有り、三八の日を期となす。群商ここに聚る。横町古城の南に在り。道東西に通ず。其の東は本町の半に列り、西は北に曲折す。古城に到るの道路なり。裏町比びて本町の東に在り。而して本町に比ぶ。北は上宿に列り、南は下宿に通ず。商と農と居を接せり。右大胡の坊街なり。

とあり、現在の大胡町と大きな差がないことがわかる。

福島武雄氏が「大胡城考」が紹介した大胡町の牧野氏時代の地図を見ても現在の町並みと変っていないことがわかる。

更に、勝山家に保存されている明治十八年に南勢多郡長八木始及び県令佐藤与三に関係住民三六人の連名で提出した『汲場設置願』に

右私共儀居宅前道路中央ニ用水溝渠有之ニ付古来より別紙略図黄色之通各々汲場相設常々使用罷在候処本年四月廿五日甲第廿一号御布達ニ基キ御官許之上将来使用仕度尤行人ニ障害無之且ツ御規則之趣夫々厳守シ不取締無之様注意仕る可く候間何卒御聞届ケ成下され度別紙絵図面相添連署を以テ此段奉願候也（勝山家文書）

とあり、町の中央を用水が流れており、旅人や町の人達が用水を利用していたことがわかる。このような用水の例

牧野氏時代城下町図

は、北群馬郡子持村の白井に現存しているが、設置願に記されている図によっても近世の大胡宿のありさまがわかる。

このうち勝山家は、代々大胡町の村方三役の上に庄屋があり、その役を世襲していた。もと堀越新宿にあった勝山城主であり、牧野氏によって大胡宿の庄屋を勤めさせたと伝えている。寛延二年（一七四九）酒井氏が領主に

して松平氏に申し送った帯刀浪士面々の記載によると、酒井雅楽頭浪人として大胡村勝山弥吉があげられている。[註8]

中町の角に大胡宿の道しるべがあり、「東、文化六己巳六月　世話人奥泉文平、江原忠兵衛」「西　前橋米野」「南五料伊勢崎」「北　日光大間々」とあって交通の要地であったことを示し、大胡宿を通り抜けて、河原浜の丁字路に「右相生、大間々」「左日光」と示された日光裏街道を示す道しるべがある。

このほか、赤城神社「年代記」には、大胡の大工、木挽として

日光裏街道を示す道しるべ
右桐生、大間々、左日光と彫ってある

○慶安四辛卯物門建替　大工滝久保与右衛門
○寛政九丁巳今年大鳥居建立始願主苗ヶ嶋村上野文右ヱ門
「中略」大工横沢村井上山城
○弘永二己酉（中略）四月神楽殿立替木伐木掛足軽町源蔵其外
三四人（下略）
の三人をのせている。

また、「己文政十二年丑之正月吉日諸職人元帳」によると、大胡の棟梁、世話役として役銀を課されているのは、桶師川原浜村六右衛門と大工茂木村民蔵の二人である。

（勢多郡誌）

農業生産に関しては、村明細帳にも出ている通り堰を築き、溜池を作って灌漑用水の確保に効め、生産高をあげた記録が見える。上大屋の千貫沼については「直泰夜話」巻十五に

一、大屋村の池は長十郎分別にて仕立てけるとなり。今以って三千石の田地を養ふなり。田口村橘山も長十郎分別にて仕立てけるが、江戸御屋敷御類焼の節、大なる功をなしけるとなり。何事も長十郎が申す事百年の後迄も違ふ事なし。（溜岡長十郎は他に城下利根川普請をしている。）

とあり、村明細帳にも千貫堤として水下七ヶ村用水堤御座候、普請之節ハ御地頭様より御入目下し置かれ普請仕候とあって用水堀、堤が農業生産に重要な役割を持ったことが知られる。又堀越に於いても、溜池を作り、水下の百姓と契約している。

新溜井小作儀定証文之事

堀越村弐本松南領　一下田五畝卜　反ニ五斗取　溜井舗

同所

一下田壱反弐畝九下反ニ三斗壱升五合取　同所メ壱反七畝九
下
此入上米四俵半但し四壱入

右者当村田場弐本松今城両耕地水不足ニ付新溜井目論見度及対談ニ双方取證行届キ地借致し両耕地ゟ壱反ニ付延米三升宛之取立永〻年年四壱入ニ而急度相渡可申候右之通り対談儀定仕候上者時之宝(ママ)因ニ不拘急度差出可申候依之子〻孫〻ニ至迄相互ニ申分無之後来無之ため村役場江茂一書入置右約定通り急度相守可申候為其致連印入置申候為後日仍如件

堀越村新宿組
永下惣連印
二十一名
茂木村宿
九名

慶応元乙丑年
十二月

堀越村
新宿組
百姓代　作五右衛門
組　頭　多次衛門
発気人　紋右衛門
名　主　儀右衛門

地主
八重蔵殿

堀越村ニ本松南領
一下田八畝拾下　反ニ五斗取
南堤舗水吐キ共引
同所
一下田七畝拾九下　反ニ三斗壱升五合取
是ハ溜井舗ニ引
メ壱反五畝弐拾九下
此入上米三俵半但し四壱入
〔中略〕
地主久兵衛殿

堀越村弐本松南領
一下田四畝弐拾四歩反ニ五斗取
北堤舗ニ引
同所
一下田弐畝歩　反ニ五斗取
北堤井上堀敷引
メ六畝弐拾四歩
此入上米壱俵但し四壱人
（三拾人名前）
地主五兵衛殿
（組合は引人）
（堀越区有文書）

このほか、街道筋の村では、旅人で行倒れた者や、不斗出人の病人等を救済している。河原浜区有文書にある信濃国

埴科郡善光寺在嶋河原村の百姓平蔵が、江戸から帰国の途中、日光見物をし、日光裏街道を通って河原浜まで来た所病気になったので、河原浜の住民が平蔵を看病し、無事故郷に送り届けたことはそれを例証している。

差上申一札之事

一私儀真田伊豆守領分信濃国埴科郡善光寺在嶋河原村百姓平蔵と申者家内両親兄弟共ニ五人暮シニ御座候得共貧窮者ニ付無拠去ル辰年国元ヲ出立仕日雇稼可仕と心掛江戸浅草川原町信濃屋藤次郎殿店子藤兵衛殿御世話ニ相成去ル辰年ゟ当未七月迄日雇稼致居候処此度国元江罷帰り申度奉存候然処下野国日光大権現心願御座候ニ付参詣仕夫ゟ□道仕候処去月廿七日御村方において病気ニ付御役人中之厚御世話被下医師ニ御掛被下施薬等仕種々御療治被下候ニ付此節快方ニ向食事等も一度ニ壱弐膳づつ給候得共疲候故肥立不申候未歩行相成兼誠ニ元ゟ急窮之所御村方通り掛り病気ニ而路用貯無御座候ニ付国元江行兼候間何卒御村方御役人中様方御勘弁ヲ以宿村継ニ而国元江御継送り被下度御願申候処則御領主様御役所江御訴之上道中筋御法之通り送り出し候様被成下難有仕合ニ奉存候然上者何国ニ而相果候共其所之御法ヲ以御取斗貰申度奉存候依而ハ何ニ而茂村方には一切掛り合無御座候ニ付先々江茂御通達可被下候　以上

信濃国埴科郡
善光寺在嶋川原村
百姓平蔵

天保六乙未年八月

川越御領分
上州勢多郡川原浜村
御役人中

（河原浜区有文書）

図面書一札之事

一　送り状壱冊
但シ此帳面末へ御継立之宿々村々御印形被下候
一　平蔵申口書之通
一　四ツ手駕籠　一挺
一　掛合之医師審躰書　一通
一　通り証文　一通
右之通り仕立差出し申候
平蔵着用并ニ所持之物
一　単物紺立嶋　但シ古物
一　帯小倉の嶋三尺　壱筋
一　菅笠　壱かい
一　蓙　壱枚
一　外之品物無御座候
右之通り品物相違無御座候御継立可被下候以上

上州勢多郡川原浜村
天保六乙未年八月　名主左市右衛門

宿々村々　御役人衆中　　（河原浜区有文書）

天保六乙未年　八月　　西領川原浜村

郷継諸手形御書上帳

乍恐以書付奉願上候

真田伊豆守様御領分

信濃国埴科郡嶋川原村

百姓六太夫忰

平蔵　当年三丁三

右之者義去ル辰年生国ふ斗能出江戸浅草川原町信濃屋藤次郎店子藤兵衛方ニ住居仕日雇稼仕候処此度国元江罷帰り申度候然処下野国日光大権現に心願御座候ニ付参詣仕夫ゟ帰国致度

大胡町は本街道から遠いので、宿場に対する助郷はなかったようであるが、天保十四年（一八四三）には、天保の改革に関連して幕府普請役辻嘉右衛門、木村弘太郎および小人目付和田平助の三人に対する人足と馬の差出を上大屋村に命じている。

御朱印　御普請役　辻嘉右衛門

御証文　同　木村弘太郎

先触　御小人目付　和田平助

御用

御朱印御証文写遣之条可得其意候以上

卯八月

柏木誠太夫

罷越仕候処当村方六月廿七日通り掛り喘病相発歩行相成兼在候処人家江引取介抱致医師相掛施薬等差加へ候処全快仕而食事等ハ平日ニ相替り候様子も無御座相給候得共未歩行相成兼誠ニ路用貯も無御座難渋ニ付宿村継を以国元迄送り届ケ遣候様相様申候間当届之通り国元江差継申度奉願上候則別紙共奉入御覧候　以上

西領川原浜村

天保六乙未年八月　　与頭　丈七

御郡代　　〃　勢伊

御役所　　名主　作市右衛門

（河原浜区有文書）

人足弐人馬弐疋従江戸信濃上野国迄上下并於彼地御用中幾度茂可出之是者御料所御改革筋御取締其外為御用柏木誠太夫被差遣付而被下之者也

天保十四癸卯年八月廿三日

右宿中

柏木誠太夫持参之御用書物長持壱棹従江戸信濃上野国迄上下并於彼地御用中幾度茂急度可持参者也

卯八月　右宿中

馬弐疋従江戸信濃上野国迄上下并於彼地御用中幾度茂可出之
是者御料所御改革御取締筋其外御用ニ而御普請役辻嘉右衛門
日代木村弘太郎罷越付而相渡之者也

天保十四卯八月
越前印　右宿中

馬壱疋従江戸信濃上野国迄上下并於彼地御用中幾度茂可出之
是者御料所御改革筋御取締其外立会為御用御小人目附和田平
助参候ニ付相渡之者也

天保十四卯八月
越前印　右宿中

覚

一人足三人　柏木誠太夫分
内　壱人　両掛壱荷
　　壱人　合物籠壱荷
　　壱人　□□壱荷（虫クイ）
是者場所先村ゟ可継送分

一馬壱疋　人足三人
内
弐人　乗物壱挺
壱人　具足壱荷
是者泊ゟ泊江可継送分

一御用書物長持壱棹
此持人足
是ハ右同断

一馬三疋　御普請役　辻嘉右衛門
人足六人　同　木村弘太郎
御小人目付　和田　平助

右者信濃上野国御料所御改革御取締并石井勝之進支配所代検
見として御勘定方我等御小人目付一同昨廿八日信州追分宿着
いたし候条夜面之人馬継立可申尤見分并旅宿断方之儀者別紙
之通申渡候間村役人共同請印刻付を以順送留りゟ廻村先江可
相返候以上

卯八月廿九日　御小人目付　和田　平助
御普請役　木村弘太郎
同　辻嘉右衛門
同
（上大屋区有文書）

〔註1〕「大胡町小史」丸山知良氏
〔〃2〕「前橋市史」第二巻

戦前には、大胡町に次のような寺院があった。これら寺院の分布を見ると、大胡、茂木、堀越に集中している。

浄土宗			安養寺	大胡町屋敷	町内養林寺末。養林寺へ併合
真宗本願寺派	一法山	―	勝念寺	同　同	東本願寺末。文禄三年。行心。
日蓮正宗	久求山	―	本応寺	同　同	駿河国富士郡大石寺末。正応二年。日興上人。
天台宗	宮柴山	勧行光院	満善寺	茂木八幡	延暦寺末。
同	赤城山	―	円城寺	同　滝	公田の乗明院末。
同	大日山	実相院	龍性寺	同　大道上	長楽寺末。
曹洞宗	有鬼山	松寿院	長興寺	同　上の町	豊川市如意寺末。開基稲垣（鳥羽藩主）。
天台宗	慈恵山	千手院	応昌寺	河原浜西浦	延暦寺末。
新義真言宗豊山派	不二山	金蔵院	観音寺	堀越関皆戸	鶏足寺末。玉蔵院と金胎寺の合併。
曹洞宗	赤城山	―	永竜寺	同　同	長興寺末。
浄土宗	無量山	養珠院	養林寺	同　殿町	太田大光院末。開基牧野康成（大胡城主）
曹洞宗	豊国山	―	長善寺	同　同	橋林寺末。
新義真言宗豊山派	八王山	―	龍栄寺	滝窪　天皆戸	高野山と普門院末。

（勢多郡誌）

これは大胡が城下町であり、城の防衛と住民支配の便を考えて寺院を一定の所に集中させたものである。これに対し神社は近戸大明神（大胡神社）を除いて

○大胡　村社　菅原神社
　無格社　神明宮
　〃　八坂神社
○茂木　村社　熱田神社
　無格社　八幡神社
　〃　稲荷神社
　〃　八幡宮
○堀越　村社　諏訪神社
　無格社　愛宕神社
　〃　神明宮
○滝窪　村社　八柱神社
　無格社　菅原神社
　〃　稲荷神社
○横沢　村社　赤城神社
　無格社　八幡宮
　〃　電電神社
○樋越　村社　八坂神社
　無格社　菅原神社
○上大屋村社　八坂神社
　無格社　稲荷神社

というように分散しており、また小規模でもあったので、明治四十二年六月五日に大胡町地内の神社はすべて大胡神社に合併された。赤城神社「年代記」によると文禄四年（一五九五）両社（赤城神社東西社）上葺壹五百駄余右馬頭殿御寄進也として以下、山本市右衛門、武弥兵衛、秋山忠兵衛、柴田太郎左衛門、大胡臣白井玄蕃、中山肥後、石浜主税、力丸主計、豊嶋丹後、植田筑後与源斉と云以上六人右ハ常陸介殿老臣也とあり、慶長十五年にも明年九月酉宮上葺、棟札写御本願牧野駿河守忠政、稲垣太郎左衛門、武弥兵衛、深津三郎兵衛、山本四郎兵衛とあるのを見ると、牧野氏は三夜沢赤城神社を崇敬し、大胡の赤城神社についても、三夜沢赤城神社の分家として近戸大明神と改称させ、保護していたことがわかる。

堀越正治皆戸にあった堀越の村社であった諏訪神社に大胡藩士深沢三四郎が寄進した鰐口が、金蔵院に所蔵されているが。表には

東上州勢多之郡大胡諏訪大明神

奉寄心鰐口為武運長久之也

裏に

慶長五年(一六〇〇)庚子七月吉日

深澤三四郎　叶

と彫ってあり、慶長五年七月石田三成謀叛の報により関が原に向かって出陣するときに武運をいのって鰐口を奉納したものであろう。

酒井氏の時代に至って大胡城番の武士の子弟の学問所として元禄十三年（一七〇〇）に求知堂が開設された。直泰夜話〔百二十二〕によると

諏訪神社に寄進された鰐口、現在は金蔵院に保存されている

堀越村箱宇の諏訪神社

一、求知堂は元禄十三辰年、大胡に建立被遊候。彼地住居の御家人学問仕り候処に被仰付候。稽古(日)には、大胡目付出席。指南は服部兵助・蟻川喜左衛門・市川源七・細野幸助・篠崎庄之助等相勤め候。御番人は郷林善斉・角田孫平次等相勤め候。額は成休院様の御筆なり。御所替に付好古堂へ御預被遊候。

ということであったが、松平氏時代に大胡は廃城となり城代等も置かれなかったので武家の学問所は酒井氏時代のみで終った。「直泰夜話」は更に大胡出身の市川源七について、

〔三百四十二〕

一、市川源七は大胡の百姓の子なり。生得孝心ある事を寄藤岡雪聞き及びて、成休院様の前にて申し上げ候。其の後大胡へ御出で被遊候節御目通りへ初召出御意も有之候。程過ぎて下目付格に被召出、神原庄右衛門長屋に被差置、好古堂へ通り出で学問仕り、後には好古堂の中目付に被仰付候。

という事をのせているが、これは封建時代としては珍らしい出世物語である。

武士の学問所に対して庶民の学問所は寺子屋である。大胡では九か所の寺子屋があったが、天保から幕末にかけて開設されたものが大部分である。その経営も寺院、名主という人が行っており、塾主の奉仕的な経営であったのであろう。教科内容は読み、書き、そろばんである。

名称	所在地	塾主師匠名	身分	男女教師	男女生徒	開業	廃業	教科目	備考
長善寺	堀越	泰牛和尚 豊国洞伝和尚	僧侶		五十名 五百名	弘化二年	明治五年	読、書、修	第二十四世 第二十五世
	堀越	阿久沢小平	村役		八十人位		明治五年	手習、読方	
養林寺	堀越	豊臣和尚	僧侶		男七十七人 女三人	文久年間	明治五年	読、書、修	第十六世

金胎寺	堀越	邑岡鏡憲	僧侶		七十人（文化年間十年の間）		修身、読方書方	現金蔵院
大鏡院	上町	天田亮賢 天田亮栄	山伏		百二十人	文化・文政頃	習字、読本修身	
	上町	勝山 白端 〃 〃 要 〃 〃 いせ彦市	町役 名主	男三 女一	男三百人 女四五十人		読、書、珠算	
滝本院	茂木	滝本 俊英 〃 普	僧侶		五、六十人	安永年間	明治五年	読、書修、算
	滝窪	井上 忠造	名主		六十人		明治五年	読、書、珠算
玄能院	横沢	奥運和尚	僧侶		百十二人			筆塚あり

（勢多郡誌）

和算は、関孝和以来本県では関流の和算が盛んで、各地に著名な和算家を出し、それらの人々の手になる算額が各地の神社に奉納されたが、江戸時代の大胡では関流の算額奉納はなく、宮城村市之関の住吉神社に元治元年（一八六四）に奉納された宮城流算術の算額があり、その中に大胡の人が十人名を連ねている。宮城流は関孝和から少し遅れて、京都に宮城清行が出て、その流れが宮城流である。

「元治」

宮城村市之関　住吉神社算額横　210 cm × たて 110 cm

宮城流算術

宮城外記藤原清行伝来　二拾三代

野州壬生　雨坂安之進直伝

六本木　忠右エ門

大胡　大川太兵衛　タキクボ　横沢　常蔵

ホリコシ　高橋　孝司　大胡　立川　源蔵

ヨコ沢　横堀利兵衛　ホリコシ　十一屋於母登　ホリコシ　木村源右エ門　ホリコシ　木村知三郎
タキクボ　井上八左衛門　茂木ムラ　大原福次郎

「群馬文化」86号丸山清康氏

大胡町と宮城村の算額

算額というと、読者の皆さんには、耳なれない方が多かろうが、江戸時代の数学者達が、神社・仏閣へ本県では仏閣の例は極めて少ない〉などに奉納した、数学を取扱った額である。江戸時代には御承知のように、関孝和によって代表される和算〈日本で発達した数学の意味〉が高度に発達し、本県にも有力な数学者があった。そうした人々の奉納した算額が、北は北海道、南は九州まで、存在する。全国的な算額数は、資料がないので不明だが、本県の算額は私の調査した限りでは、全県的に散在し、その数も可成多いようである。

大胡神社拝殿の向って右側に、一面の算額が掲げてある。一寸見ると色も華やかに、花弄の絵などが描かれているので、算額とは見えないが、注意してみると、数学問題の額だということが分る。こういう額は県内の神社仏閣に五、六十面程も存在していて算額と呼ばれ、何れも県内の和算〈江戸時代に日本で行われた数学〉家の奉納したものである。

和算は江戸時代に大阪・江戸などの数学者によって研究され、可成高い程度まで発達したものであるが、地方の有識者の間にも伝播し学習され、群馬県でも享和以後研究者が輩出し、特に斉藤宜長・宜義父子や、その門人萩原禎助のような全国有数の人物を出した。こうした和算家が、自分で発明した問題とその解答を、自分の学力と、その塾生の学力、乃至自門の隆盛さを誇示する意味で、社寺の軒下に奉納掲揚したのが、算額である。

和算は明治以後衰え、特に学校教育に洋算が採用されてから、急速に学習者が減退してしまった。だから算額も江戸時代のものが多く、せいぜい明治年間のもので止まりであり、大正年間のものは全国的にも珍らしいであろう〈埼

玉県には大正のものが四、五面と、昭和二十六年のものが一面ある〉。群馬県では只一つである。

大胡神社の算額には、三つの問題が載せられている。累円術という系統に属する問題であるが、正直のところ、優れた問題とは言えない。和算が形骸だけをとどめた、大正年代のものとしては、止むを得なかろう。大体算額の問題は、こうした幾何的なものが多いのであるが、中には非常に程度の高いものもある。

宮城村には三面の算額がある。いずれも柏倉にある。諏訪神社のものは元治のものと、明治のものであり、住吉神社のものは慶応のものである。どれも算術的な問題で、極めて程度が低く、県内の他の算額と比べて見劣りするものである。面白いのは、諏訪神社の一面は、額の周囲にそろばんを、額面に算木が貼付してあることである。

大胡神社のものの奉納者、即ち和算家は関流十代を名乗る大原福太郎、宮城村のは宮城流を名乗る六本木忠右ェ門と、その弟子の石原弥市郎である。何れも子孫が存在される。もう二十年も前になろうか、一度お訪ねして失したままになっている。大原福太郎の師は、船津伝次平になっているが、篤農家として有名な伝次平である。彼は荻原禎助と共に、滝川村板井の斉藤宜義に学んだ人で、この系統は関孝和からの続きが、はっきりしている。宮城流を名乗る六本木忠右ェ門は、野州壬生の甫坂安之進直伝となっているが、この甫坂という人物が、はっきりしない。一度壬生町へ問合せたが、やはり不明だった。宮城流とは言っても、宮城村とは関係がない。関孝和より少々早い頃、京都に住んだ宮城外記清行の流派をくむ人々である。

和算にはこの外に種々の流派があるが、関流に立派な業績を残した人々が多く、他の流派はこれに圧倒された。本県では殆んど関流で、私の知る限りでは宮城流は、この算額だけであり、東毛に最上流がある。

私は大原・六本木・石原の三氏が、どんな職業の人か、社会的にどんな地位かという事と、どんな意図で和算を学んだかを、知りたいと思っている。

次に算額の内容に触れてみよう。

大胡神社の問題は、次の通りである。

今如図大等円七個小等円六個斡旋外円収容之形只云有大円径問木小円径術如何

答　如左術

術曰大径幂之内減大径半幂開平方而減於大径一個半之内以名子二倍之而為実加子之二段於大径而為法以法除実得小円径合問

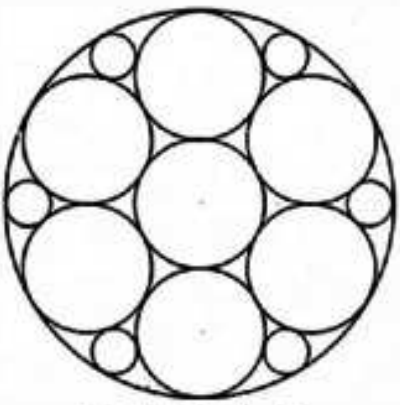

六連七曜星

今如図連置盤上弾丸四個於井方建備密接其中間象棚帆円錐形倒其尖頭於盤面容其上口水平於弾丸一個只云有弾径問得円錐之高術如何（図を略す）

答　如左術

術曰置弾丸径二倍之而以得円錐之高合問

今如図狭容大円五箇之中間於中円一個只云有大円径問及数目大心五角之中斜全定積率全平中径全角中径全角之外円径全中円径問各率（図を略す）

答　如左術

術曰四除大径幂開平方以得大心五角之中斜大径幂之内減中斜半幂開平方乗中斜以名子別中斜幂之内減大径半幂開平」方乗大径半以名互子互之和則為大心五」角之定積率五除之而更以大径除則得」全角平中径和平中径幂与大径半幂開平」方得全角中径二倍之則為全角之外円径内減大径得全中円径而各合問」

第一問を解説する。

今、図のような大等円が七箇、小等円が六箇あって、そのそとに、斡りに外円があって、これを容れている。大円の直径を与えて、小円の径を問う。

答は左術の通りである。

術に曰う、大円径の自乗（冪）の内から、大円半径の自乗を減じ、これを平方に開き、大円径の一倍半の内から、これを減じて、子と名付ける。

Nを二倍して実とする。子の二倍を大円径に加えて、法となし、法を以て実を除して、小円径を除して、問に合う。

以上が算額の文章であるが、これの解き方を次に示す。ここに使われる定理は、ピタゴラスの定理だけで、簡単な問題である。

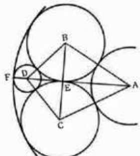

今、右の図で、三角形ABEを作ると、これは直角三角形である。ABとBEの長さは分っているから、

（AB＝大円径
　BE＝大円半径）

ピタゴラスの定理によってAEの長さが出る。

次にAF（大円径の1.5倍）からAEを引くと、EFの長さが出る。このEFの長さを子と名づける。（ここまでは算額の答解は宜しいが、以下は怪しい。これから先は筆者の答解で、算額の答解ではない）。

次にBDEも直角三角形であり、大円半径をa、小円半径をbとすると、

BE＝a、BD＝$a+b$、ED＝EF－b

であるから、次の式が得られる。

$(a+b)^2=a^2+(EF-b)^2$　この場合、（EF－b）をa、bであらわすと（計算は略すが）$3a-(\sqrt{3}a+b)$であるから、上の式は　$(a+b)^2=a^2+\{3a-(\sqrt{3}a+b)\}^2$　となる。

これを解いて

$b=\frac{3(2-\sqrt{3})}{4-\sqrt{3}}a$　となる。これが答である。

算額に従うと　$b=\frac{3-\sqrt{3}}{4-\sqrt{3}}\,a$　となり、これは誤りだと思う。

今大円径を4 cmとすれば、小円径は1.416cm、となる。

宮城村諏訪神社の算額は宮城渡石原猟市郎奉納とある。年代は記録に逸しているので不明だが、多分明治初、中年のものであろう。

これは県内でも異例で、額縁の代りに額の周囲に十数箇のソロバンがとりつけられている。額面には計算過程を示すために算盤（ソロバンではない）が画かれ、実物の算木が貼付してある。

問題は二問あるが、始の一問だけに止める。

今生糸同盟会社アリ　甲四貫目　乙四貫一百目　丙四貫二百匁合計十二貫三百匁ヲ　金六百円ニテ販売ス　甲ヨリ乙乙ヨリ丙　各金壱円ニ付五分安　因ツテ甲壱円ニ対スル糸量ヲ問フ

答　弐百匁

左之依天元術甲壱円ニ対スル糸量ヲ得

この後に前述の算木による計算が記されている。明治以後、小学校を始とし洋算が一般化するにつれ、和算は次第に忘られて行ったが、地方においてはなお命脈を保とうとするならば、こうした卑俗な実用計算を扱ってみせねばならなくなったのであろう。（丸山清康）

和算家大原福太郎のこと

大原姓は大胡町大字茂木に多く、福太郎家は旧家の一つであり十数代は続いていると思われる。

福太郎は天保十四年十月六日に茂木十六番地に生れた。父は常次郎と言い、前橋藩の士族板野家より養子となった人であった。和算の勉強は福太郎と長男豊作二代にわたってなされている。

福太郎の師匠は富士見村原之郎の船津伝次平であった。伝次平については篤農家としてあまりにも有名である。その関流の師系を示せば次の通りである。

関孝和―荒木村英―松永良弼―山路主住―藤田貞資―藤田嘉言―小野栄重―斉藤宜長―斉藤宜義―船津正武(伝次平)

勉強は夜学だったので夕食後に家を出て二里の道を急ぎ、勉強が終ると船津家の近くにある親戚の高山家に泊り、翌朝帰宅するということをくり返した（農繁期は休み）。

福太郎は農業も大きな経営をしていたが、村の役として区長などをなし、特に明治九年の土地改正の時はその技術を発揮して大活躍をした。

数学を近隣の子弟に教えていたのは明治二十年頃から三十五年頃までと思われるが、塾の名はなかった。その教授内容は

初心者　ソロバン

中級者　開平　開立

上級者　點竄（てんざん）

といった所で、測量などの実際に利用出来るものも早くから教えたようである（弟子は近隣の青少年で農閑期に集まった）。

逝去は大正十年十二月九日　七十九歳で、墓は茂木の天台宗円城寺墓地にあり、妻きちと同碑で

福寿院隆誉検算居士
徳寿院観月妙円大姉

と刻まれている。

福太郎の長男　豊作は慶応三年八月十四日に生まれた。和算は父の教育を受けると共に敷島村の須田浅吉に学んだ。須田浅吉は深山の浅先生と呼ばれた碩学であった。豊作もまた父と同じ様に区長を勤めたり、或いは昭和初年に近隣子弟に数学を教えたことがあった。

尚、逝去は昭和八年四月十八日　六十七才で、墓は円城寺墓地に父福太郎の墓と列んで立てられてあり、戒名は

大教院豊山明道居士

である。

大胡神社の算額は大正四年十一月十日に掲げられている。内容について豊作は『実力を示したものを』という意見に対して、父福太郎は『皆にわからないものでは仕方があるまい』とする意見で、結局は父の意見である人々にわかる内容という現在の算額の問題が選ばれたのであった。

このほか、岡部網蔵著「上野人物志」には次の文化人を載せている。

公徳文啓（養林寺）
文啓は養林寺十二世（秘術誉上人文啓大和尚）である。一

徳斉峻沢の筆になる『当時諸家人名録』（文政八年十一月）に

墨費　風流　大胡　養林寺

と記されているのが、文啓であろう。風流というのは、この場合、茶道・花道に通じ、詩歌に長じていることを指していると思われる。養林寺は文禄三年に大胡城主牧野駿河守康成によって菩提寺として創建された寺で、朱印地百石を所有していた名刹である。『玉船集』に漢詩がある。（文学の項参照）。

釈家

釋文蜜

勢多郡大胡養林寺の住持たり、本寺は長岡侯先世の創むる所にして邑百石を食む、地方の名藍たり、文蜜字は公穂、詩を好み、茶宴を楽む。

訪松枝駅包山律師途中作

一日行程半是山、来尋浄域白雲関、
明師幻住諸天裏、鶯誦蓮経修竹間。

再訪包山師

緩行染入樹、凸凹石稜磴路尽疑無寺、鐘聞卜有僧、
山肩荷月下、塔背負星昇、方丈殊岑寂、玄談伴仏燈。

（玉船集）

釋有敬

勢多郡大胡町勝念寺の五世住職にして、字は慈公、竹堂或は無願道人と号す、京師に学び、心を儒仏に刻み、傍ら詩を好み、墨竹を写し、雅量に富めり。（玉船集に詩あり曰く）

訪山寺　山房労夢有因縁、取路松間竹裏辺、般若湯泉傾度閣、酔来一榻併頭眠。

各夜　牀下陰虫渋不鳴、窓風生刃逼身情、今宵寒比前宵重、預識繁霜満凝更。

村居　膏雨新晴種菊天、春泥没履畝畦辺、更無隠士持詩至、時有楊花不俗顔。

詩人

木島長秀

勢多郡大胡町の名医にして、中風を治するに妙あり、傍ら詩を善くし、俳諧狂歌に及ぶ、亦奕の名手たり、嗟後世可畏哉玉船集に其詩を載す、曰く

秋夜　閑庭月照未眠時、臥見窓紗竹影移、四壁吟蟲秋欲満、冷風無頼襲吾肌。

夜雪　書燈影闌夜沈沈、十指如水寒痛侵、爐炭通紅温濁酒、時間竹折響前林。

村居　桑柘挟門春麦軍、繰車兼聴午春声、未知富貴家風車、何若安心一味情。

俵　千腋

利根郡沼田の人、移て大胡町に医を薬とす、詩及書画、比凡骨を脱す、其郷三峰の霊秀を取り、三岳と号す。（上毛偉人

秋暁　暗露欺雪醒新寒、断夢尋来起倚欄、多少人家秋葉影、朝陽添得一番舟。

閑居　宿雨染泥鎖竹扉、閑中書永客来稀、菜園晴有残花好、濃露未乾狂蜨飛。

春晴同龍　喧蜂戯蜨入花時、亦使閑人引杖枝、野渡春風烟白斉分韻　白、染成満緑百尋絲。

狂歌

萩原野道

勢多部大胡町の人、萩原氏、字は儀兵衛、野道亦臥楮庵の号あり。

魚の名の鱈よりうまく逢夜は
　たがひのびんもそゝけかちなり、

（作者部類所載上毛狂歌師）

宮田　稲守

勢多部大胡町の人、宮田氏、薙髪して待采子と称す、稲守別に豊秋亭と号す。

花よりも鮒やちるらんみつかみの
　なみまにひびく三井寺のかね。

（作者部類所載上毛狂歌師）

勅使河原　鮒待

勢多部大胡の人、農を業とす、勅使河原氏、字は三郎兵衛、鮒待、亦釣川邸の別号あり。

下もえにくゆらでむせぶなみだをば
　あくびの跡とみるはつれなし　河原鮒待

（作者部類所載上毛狂歌師）

茂木　煉康

勢多部大胡の人、茂木氏、字は藤左衛門、煉康、別号丸丹園。

伽羅たけはけふはまき絵の香箱の
　もやうのきくも匂ふやうなる　茂煉康

（作者部類所載上毛狂歌師）

木村　嗅康

勢多部大胡の人、俗称木村氏、字は茂兵衛、嗅康、別に人後と号す。

せわしさに残る田刈も夜仕事や
　空にもかまの三日の月かげ　屁嗅康

（作者部類所載上毛狂歌師）

石原　野守

勢多部大胡の人、通俗石原丈八、野守別号水鏡亭と云ふ。

懐へなけこむ文のつふて文字

むねにあたって忍ふくるしさ　奈良野守

茂木　平方

勢多郡大胡の人、通称茂木茂右衛門、平方別に算木庵と号す。

惜ほしになる其種の花なれば

また、堀越出身の機外は前橋の隆興寺住職となったが『閑雲遺稿』の詩集がある。同書から田崎草雲の肖像画を示す。

かゝりし雨もしほらしく見ゆ　算木平方

文政八年（一八二五）発行の「当時諸家人名録」には

風流　墨費　別有号　上毛大胡養林寺と　詩、書画　無類

号竹堂　上毛大胡勝念寺の二人が記載されている。

忍順来休（安養寺）

大胡町下宿の歯科の裏は安養寺の元屋敷である。

安養寺は最近養林寺に吸収された寺であるが、もともと養林寺の末寺で、江戸時代の初期に牧野氏が大胡城主でいた時に慈眼寺として養林寺を創建したが、それと同じ頃に城下町の構えとして建てられたらしい。清浄山寂照院安養寺と称するのである。

安養寺として知られているのは現在の大胡五四番地で、大正九年の聖徳太子碑が建てられている所で、元の寺が文化九年の水害で庫裏を流失し、更に安政元年にも水害を受けて移転したものである。

寺の建てられたのが城下町のそなえであったと思われるので、住職も本寺の養林寺の兼務だったり隠居寺としての役割だったと推察する。

下宿の千手観音はこの寺で、「いゝつたえ」によれば、昔えらい坊さんが観音さまをしょって信州善光寺へ何十回も何百回もおまいりしたという有難い観音さまである。現在も毎年七月観音堂（下町公民館）でおまつりしている。

さて、その安養寺の元屋敷の墓地は現在二十六基の墓碑がみえるが、その中でも興まった所にしっかりした立派な墓碑がある。

墓碑銘を写す。

浄譽忍順來休

來休當國勢多郡人也盛年瞽疾失雙目矣

而事持戒染衣又接於身両撑謹詣信陽霊像凡

及一百三十有三矣威霊之感賜明了御捧両林更

洞然既如々意得昭明金剛也謝詣誓之存在限

干茲有歳遂終於信陽矣

天明四甲辰年五月廿五日

これが「いいつたえ」の坊さんの墓で名は忍順来休といったのだと判る。天明四年は今から百七十四年前である。

来休は当国勢多郡の人なり、盛年（盛なる年の時 即ち青年の時）瞽（一種の眼病かすみめ今のそこひか）疾にて雙目（双眼）を失えり。而して戒を持し衣を染むること（僧侶となること）を事とし。又身を両撑（ひかえ柱 交柱）に接し（盲人だから二本杖をついて歩く事）。謹んで信陽（信州）の霊場に詣づること凡そ一百三十有三（回）に及べり矣。威霊の感賜明了なり。両杖を御捧して更に洞然たり（心意朗かになった事か）。既にして如々意として昭明の金剛を得たるなり。謝し詣で之を存在の限りに誓うこと茲に歳有り。遂に信陽に終れり矣（死んだ事）。

（角田恵重氏読解による）

来休師の求道は一途であり、深い信仰心にもとづいたものである。このために今まで廃堂に近かった安養寺は大胡町ばかりでなく近隣村々の信仰の中心となった。大胡町の庄屋勝山家をはじめとして、土地を寄進するもの、金銭を喜捨するものが多かった。来休師が宗教家として深い敬慕を寄せられていた結果である。

本宗洞伝（長善寺）

曹洞宗長善寺の二十五世は、本宗洞伝　と称し、不二庵と号し豊国姓を用いた。本貫は明治五年の堀越村戸籍簿（筆者蔵）によれば丹波国桑田郡亀山古瀬横町で、商、万家佐平三男として生れた。得度（出家になること）は同書に天保二辛卯年四月八日左古瀬竪町宗堅寺ニ而得度とある。『不二庵翁遺文』には文政十二年三月十五日得度とあり、その前後に多野郡鬼石町の御嶽永源寺関係の記事を掲せているが、洞伝翁が五十才に当る年の記述である天保二年得度が事実と思われる。

その後、江戸の学寮を中心に各地で宗学に勤め、文久元年御嶽永源寺の天外和尚が小田原の厳乗寺輪番となった時に侍局（秘書）を勤めて師事した。

かくて天外和尚の入寂の翌年慶応二年に長善寺の住職として大胡したと考えられる。

法系は月舟派から出た白淳派と呼ばれている。

明治十九年、翁は済美塾という漢学の塾を開き入寂に至る約五十年もの期間にわたり教授に当った。教授内容は漢文の素読を主とし、小学校に通っている者もあり、卒業した青年も多かった模様で、前後五百名位にのぼるとされている。

翁は漢詩や和歌に秀いでていた。そのため藩における漢学教授の外に和歌の指導もしている。

例えば、御題『日出山』という大川某（かめ屋）の歌稿

影清き神路の山の初日出
　神代ながらの光りなり髪

に朱筆で『ひとふしあり』と記しており、また

神路山神代ながらの旭影
　万代てらす光りみい髪

には『よろし』としるしている。『日出山』という御題は明治二十五年であり、その時の翁の歌は

いやたかき神路の山も色さえて
　朝日の花もひらき初めけり

であった。

明治三十二年に喜寿となった。その時の述懐は

かるがると七十七の春は来てあしこしおもくたちかぬるかな。

で、その頃門弟達により寿蔵碑の建設の話が起ったが、翁は固く辞退し涅槃経の四句の偈に代えることとした。

諸悪莫作　衆善奉行
自浄其意　是諸仏教

悪を遠け、善をなして、心を浄く持つこと、これが仏教だ、という意味である。平凡な言葉であるが、これを実行するのが仏教なのであるというのである。

明治三十四年建碑完成の日の歌は

御仏の教の花を石にうつすならはぬにほひ身には罪なし

現在山門の右手に洞伝翁の美しい文字を見せている。

明治三十九年夏、軽い中風症となり十一月十日円寂。数え年八十四才であった。

浄土には盛の花とさく蓮も秋は寂ふ物見へけり

翁の辞世とされている和歌である。

昭和八年に至り翁の遺文を集めて『不二庵翁遺文』（豊国義孝編）が長善寺から出版された。

長尾景範の樽村記行に左の文がある。

（前略）荒口　泉沢の村落を歴て　出づれば即ち大胡なり　茶店に憩い温湯を喫して去り　養林寺を訪う　山主席を設け　身親ら茗を点じ　懇々として過去の事を談じて時を移す　前庭の古鐘の銘文燦雅なり　大檀那牧野候之を　納む　斉田百石にして浄土宗なり　堂上に牧野駿州君の像を安置す　五位の衣袍　剣を帯び　笏を携え　厳然たる神像なり　蜜香再拝して堂を下りて山主に別る　傍らに古墳あり　国初の頃駿州君都せり　竹樹隠蔚として　断崖千仞　壕塹尚存せり　是れ従り山路嶇嶇にして　渓水窈窕たり

（すざく会誌第十輯）

樽村紀行の執筆者は長尾一雄、名は景範、無適、西山又橿渓とも号した。伊勢崎藩臣で主として下植木に村居し、軍学者として聞え(中略)本紀行は天保六年、その五月廿五日に、讃を背ニシ剣を仗ニした当年とって五十歳の夫子自身と、三男訥三郎少年、俊領(門弟カ)青年及び一僕との同行四人で、伊勢崎城門を後にし、二宮・荒口・泉沢を経て大胡に到り、養林寺に古墳を見、古城趾から小坂子、前村通り小暮に着き須田氏に投宿した。

上毛及上毛人二四七号「孝義録に見る上野国の人々」佐藤

とある。また、「勢多郡誌」には幾外和尚と豊国洞伝が紹介されている。

第七節　幕末の村の変化

寛永の鎖国令以来、江戸幕府は長崎に於いて清・オランダと制限貿易を行う以外、諸外国に国をとざして来たのであるが、世界情勢の変化によって日本近海に外国船がしばしば出現するなど、わが国が世界から孤立している状態を持続させるわけには行かず、嘉永六年(一八五三)アメリカ合衆国のペリーが浦賀に来航し、武力を背景として強引に開国を迫ったことに端を発して、国内はにわかに攘夷論が台頭するなど、国内の論議が一時に沸騰して来たが、上州では直接この騒動が及ばなかったとしても、江戸に居住している領主の中にはペリー来航の影響を直接うける者が多かった。前橋藩主松平氏はペリーの来航によって早くも江戸湾警備の第一線に立たされ、譜代の雄藩として責任を果たしたが、これ

異国船に付人馬御請書帳
ペリーの来航に際して旗本倉橋氏が上大屋に疎開を考えた

は藩財政にとっては破滅に導くような重圧になり、領内の農民にも強いしわ寄せがあったことが考えられるが、茂木・上大屋のように旗本領の場合は別な形でペリー来航から幕末にかけて領主である倉橋氏が直接影響をうけたため、嘉永六年には妻子を知行所に避難させるとともに、軍役の強化によって人夫として知行所内の農民を徴発しようとした。人夫の徴発については高百石に付三人ずつ各村より差出し、上州上大屋村、武州木曽村の内へ奥方を避難させようというのである。

嘉永六癸丑年

異国船ニ付人馬御請書帳

十一月　日　　上大屋村
　　名主　栄蔵

申渡

一来寅三月中異国船浦賀表江渡来之節御軍役夫人高百石ニ付三人宛惣知行所村々ゟ差出可申候段呼出御用状差出不申候迚風間承り候ハヽ、右之内三拾人御地頭所馳参可申候様前以申渡可被置尤拾五才以上六拾才以下相限候事

一万一異国船内海江乗入候得者御出張ニ相成候間苗字帯刀御免之名主新古無差別　組頭同様小前之もの拾五才以上六拾才以下之もの相撰御定之夫人江村役人差添是又呼出御用状無之候迚風間承り候テ御地頭所江ふ参無之候ハヽ馳参可申候尤苗字帯刀御免之名主大小帯し組頭之内ニ而も持筒之分は是又大小帯し可申候尤持参無之ものは一刀ニ而不苦候

一異国船海江乗入
殿様御出張被遊候得は引続奥方様上州大屋村武州木曽村両村之内江御立退被遊候間右両村役人小前之もの共は途中守護之心得ニ而馳参可申候名主組頭帯刀之義は前段之通相心得可申候

一苗字帯刀御免之名主に不抱新古御地頭所江馳参日候上は其節御給席位之場合相勤候義兼ゝ其段相心得可被遊候
組頭之内ニ而も御用立候もの御中小姓位之場合相勤候義是又兼而其段相心得可被遊候右之趣被仰出候間前以夫々江申渡可被置候　以上

御地頭所内

遠藤八郎
田村作右衛文

丑十一月十三日

御知行所村々

役人中

大岡村　北見　安兵衛　　堀之内名主
中里村　関山三郎兵衛　　惣二郎
出縄村名主　　根岸村名主
沢野　政次郎　　五左衛門
北方村名主　　谷津村名主
植木茂右衛門　　小左衛門
土屋村名主　　茂木村名主
水島五郎右ヱ門　　五左衛門
木曽村名主　　上大屋村名主
勘右衛門　　栄蔵
同組分ヶ
与五兵衛

右被仰渡之趣承知奉畏夫々組頭并小前之もの江も可申渡候
依而御請仕則印形奉差上候

この申渡によれば、非常の際と云いながら、苗字帯刀を許されたものには大小を帯びることを許し、名主、組頭にも帯刀を許している。この辺から従来のような武家が絶対優位に立つ考えを持ち乍らも、奥方の警備も知行所内の農民に武装させて依存しなければならない旗本の力の弱さが出ているのであるが、そのほか、倉橋家の借財がぼう大な額に達し、莫大な先納金を命じていたことも、領主の知行所の農民に対する立場を弱めたようである。

御下知書

元治二年丑三月　日

地頭　用所　黒印

一今般　御殿様御俠約ニ付改革被仰出此子十二月迄之先納金三千六百六拾五両余当丑ゟ来ル卯之十二月迄無利足居金仰付候間右之趣相心得尤も知行所物成ヲ以御賄相立残金ニ相成り候上者右先納金高江割渡シ可申然ル上者臨時金高割等一切仰付間敷条其意ヲ可被得者也

上州勢多郡
茂木村
名主

組頭　忠左衛門

百姓代　惣百姓

大政奉還に続いて鳥羽・伏見の戦に敗れた幕府は、薩長を中心とした東征軍を迎えるわけであるが、上野の諸藩は足並みを揃えるように東征軍に帰順を示し、更に奥州列藩同盟の盟主である会津討伐に協力することになる。上野国内の村々には交通の便がある所から他国の者が入り込んだり、立場の異る者が出入りしたので可成り混乱したのであろう。他人の宿泊をきびしく制限している次の議定書に村々の差せまった様子がわかる。

慶応四戊辰年

閏四月

村中議定書

西領　滝久保村

一此度御上様ゟ厳敷被仰付一夜泊り之身寄たり共一切止宿仕間敷候若シ又無拠義ニ而止宿仕度候ハヽ、名ミ処江改出差図ヲ請べし以上

組頭　忠次兵衛　㊞

〃　長右エ門　㊞

〃横沢　小右エ門　㊞

名主横沢　五右衛門　㊞

五十三名連印

長百姓　金右エ門　㊞

〃　傳兵衛　㊞

井上忠造　㊞

幕末になると旗本の財政は極度に苦しく、年貢の先借りをしている

慶応四戊辰年

閏四月

歴史的断片

○大胡

道標（大胡宿中央）

南　五料伊勢崎

西　前橋米野

北　日光大間々

文化六巳巳年六月　世話人　奥巣文平江原忠兵衛

馬具　大胡天王社所蔵

八坂神社

御湊宮記念碑　当町有志　昭和六年六月二十八日石井敬致選并書

馬頭観世音

半肉彫馬上石仏碑（馬頭観音像）

文化十三丙午歳十一月　当町講中

国有種牡馬ムンカスターズウエル之碑

スウエル者ハクニー種英国産、栗毛五尺二寸二分流星

千手観音　大胡下町公民館

馬頭観音　大胡下町

後ニ而大正三年四月五日長野種所派遣ヲ当大胡種付所従業務也偶罹病医薬空其同年五月十三日終焉時年五歳嗚呼哀哉　大正四年五月十三日建之

馬頭観世音　明治四十年五月建立発起人

町田浜吉、大胡進

馬頭観音碑　皇太子殿下御成婚記念

長善琢善選井書、大正十三年四月吉日

琴平宮（裏町）

御神燈

石尊大権現　安政六巳未歳秋七月

承学道人謹書、三十三名、寄附地面高山百之助

御神燈　慶応元乙丑六月

本能寺

本堂再建勧化帳　弘化三午歳十月吉祥日門前の石碑

石工の墓　清本妙還信女

信州高遠勝川村秋山兼松妻さく、文久二辛戌年九月十日

過去帳に裏町石工秋山兼松子明治四年二月二日、同七年七月五日とあり。

同　妙法信明院観山誠眠居士

信州高遠仲伊奈郡川下青島村北原藤左衛門、安政三丙辰二月廿日

同　持徳法元居士

孝徳妙元大姉

明治十六年七月十一日、信州上伊奈郡藤沢村荒町、北原徳三郎四十才北原熊次郎立之

明治十三年九月廿四日ハ北原徳二郎妻もと三十五才、実同国同郡、宮沢平蔵長女

同　泰山法元居士

北原熊治郎、年四十二、明治廿六年三月二十四日

同　妙法得就法伝霊

信州高遠藤沢荒町俗名伝之丞二十七、明治三庚申七月朝日

同　随雲妙山信女

北原たけ、七十六年、明治廿八年二月廿八日（過

去帳に北原伝之丞母とあり）

役場前　通称御嶽山

①武尊山大神　昭和五年九月十日
開闢深沢心明敬書　大胡普寛元講社

②小野兼明霊神　権大教正講小野芳平
昭和十八年五月大胡講社建

③普寛霊神　武州本庄普寛堂執事権大教正
水野芳明拝書　紀元二五八九年建之

④八海山大頭羅神王、御嶽山座主大権現、意波羅三社大権現　御嶽教管主尾前広吉謹書　大胡普寛元講社昭和四年十二月十日

神道御嶽教大胡教会所

日本アルプスの南にそびえる木曽の御嶽山を信仰の山とする御嶽教は普寛行者の開基による。御嶽登山の開祖である。黒沢口の開基覚明行者と共にすぐれた先達であった。普寛行者の伝記はあまり知られていないが埼玉県本庄市で没している。享保十六年秩父郡大滝村落合に生れ、本名浅見好八。明和元年に上野寛永寺へ行った帰りに法華経一巻を買い求め、読みながら江戸八丁堀の家に帰った。そこで信仰を得て木曽御嶽の開基を発心した。同行江戸の五人と中山道を行く内に本庄の七名その他が加わった。その時に大胡町のかぢ屋源平が加わっている。普寛行者以下十五名の一行になった。登頂は寛政四年六月十日のことである。その後、普寛行者の来町あり講社を設立した。以来御嶽講がつづき、昭和十四年に星野徹雄が教会所を開いたが、昭和二十二年九月十五日に大水害で没し、教会所は流失。また御嶽講として現在につづいている。

高岡堰復旧記念

昭和二十二年九月十五日カザリン台風洪水の為流失、同年十二月十六日着工、二十三年五月十五日完成す。位置は約百米上流に移す。耕地面積百二十町九段九畝歩、総工費六拾五万二百七拾四円也、人夫延二千二百九十四人

昭和二十七年五月十五日建之

（大胡、上大屋、泉沢、下大屋、荒子、西大室、二之宮、飯土井、新井）

大鏡院墓地

権大僧都覚賢法印峯霊　筆子
慶応元乙丑十二月十有八日
当所五二名、泉沢一、上大屋一、樋越五、大前田二、河原浜二三

勝山家墓地

宝塔　安永三甲午歳七月吉辰　施主勝山季造、石工信州伊奈郡笠原村桜井伴兵衛、浪吉、池上半七。

勝山白翁墓　寛政四壬子八月十一日

今ぞ行御法の船にさほさして、たた一筋に弥陀の浄土に
透達

勝山遊鉄塚　天明七丁未年九月十九日

一筋に教えの道を今ぞ行、御法の船のかいにまかせて
覺雍

勝山かな女（本名美那）
ささがにの糸なるような心地して四方に分るる水道の水
（江戸水道開通記念歌会で一等を受賞したと伝える）

小暮家墓地
小暮元新　大正六年六月十二日七十才いままでは他所ごととのみ思ひしに、わが身のうへになりにけるかも、
元新隆寿誌（医師として活躍）

大前田栄五郎墓碑
観広院徳寿栄居士　田島氏
あらうれし行さきとはき死出乃旅

大前田栄五郎の墓　大胡字八ヶ峯

栄五郎画像（天保三年壬辰歳才五十七）

通称栄五郎　行年八十二歳
明治七甲戌年二月廿六日
（台石に氏名あり）
上段南ハ上に世話人とあり〉

長谷川与□　キリフ　堀井友五郎
タマムラ　新井辰五郎　ハマカハ　井上玉五郎
横堀　和平　吾妻郡五町田村上嘉四郎
コトリムラ　鋪島辰五郎　タテハヤシ　寅五郎
中村　常松　田中　倉造
原田　勝造　トミ　大島　芳造
大竹　代吉　上段北ハ上に世話人とあり〉
カハタ　新井松五郎　横山　百造
トクサハ

カミイツミ　石田　寿平
ハ　ケ　角田　仙平
ノマタ　浅見　福松
シロイ　後藤　善吉
スナカハ　佐々木安吉
キリフ　小林伊之助
コマカタ　高橋　米八
ヲクボ　中島　栄作
マイハシ　津久井長吉
イシイ　羽鳥　周吉
マイハシ　桑原国次郎
ハコタ　生形　長八
トツトリ　内田　和市
オオマイタ　田島　要吉
下段正面〈世話とあり〉
□
ハケ　村山玉五郎
ナカシマ　小林　富太
ハマカハ　大山勝五郎
コマカタ　亀井　嘉忠
ハマシ(ウ)　箱田玉五郎

マエハシ　村上源太郎
シロイ　木村新之助
ムロサハ　北爪長太郎
コメノ　萩原　文桂
カミエキ　町田　忠吉
ヲノコ　小野為五郎
タマムラ　井野丹治郎
武藤酒造之助
木村嘉十郎
カミイツミ　岡野　林七
コマカタ　新井　梅吉
ヤイムキユウ　国五郎
ハマカハ　井上宇太郎
トミタ　大島　定吉
下段南
マイハシ　村山幸太郎
トミタ　大沢　宮吉
シロタ　狩野善太郎
マイハシ　津久井和四郎
ツナトリ　小林七五郎
ヒカシセン　佃　鶴吉
タナホ　根岸勝之助

イシセキ　元吉
下段南
□メ　品川　善平
松邑　□□　梅吉
松村　浜吉　矢端　弥平
松村　浪吉　長井　新□
羽鳥　留吉　ナムロ　相沢　□
萩原　次□　□
下田□次郎　□
冨田幸之助　米岡　□
高野　勇助
下段北
冨田　倉吉　前橋　亀吉
川合　利助　ニノミヤ　冨田　多助
高橋三之助　アノコ　浪嵐　栄吉
□□　次郎　ウツナイ　関口　兵作
エキ　栗原幸十郎
□菊次郎　コカ□　矢端　秀吉
木暮　□　ハケ　大矢市太郎
関　周平　カハシマ　小林　岩吉
加藤和重郎　シロイ　宮下久五郎
神沢伝次郎　アオヤキ　茂木忠五郎
青木辰五郎　関口　金蔵
□コ□
木村　寅吉　□

○神明町（茂木、大胡駅前）
教世聖徳太子　嘉永三歳在庚戌晩春日

錦講中、東連中、勝村浅治郎、深津勝治郎、当町セハ人若者、同セハ人梅七、与八、栄治郎、陳五右衛門、

長吉、兼吉、金次郎、源治郎、後見九兵衛、円造。以下氏名省略。横沢堰之下、柏倉四、小坂子、一ノ関二、泉毛石、中村、荻久保三、泉沢、上大屋、川原浜三、堰越二、富田六、江木、荒口、今井、上野、大室六、荒子五、下大屋

石碑

群馬県巡査角田嘉吉君之碑

君以明治八年九月二十三日生テ福島県石川郡泉村大字岩法寺同四十一年二月十八日拝命群馬県巡査勤務ヲ大胡警察署部内堰越村駐在所翌年六月二十九日捕賊於滝窪村義送特到本署時会大雨途過堰越村賊脱身逃而走田径路下断崖君次之追及一小流相格水中賊有膂力終為賊殆未幾賊就縛受為刑鳴呼如君忠実可謂殉其職者也記事碑陰伝後云

明治四十四年四月群馬県警察部長正七位勲六等岸本鷲次

○茂木

筆子塚　長興寺二十二世無穢塔

百庚申　長興寺西南隅

青面塔　大胡町岸野善八建之

庚申塔　文政十三寅年三月吉日
当山義範代　施主当村中

庚申塔　立川万造立之

庚申　千吉良門二郎

庚申塔　文政十三庚寅三月日林弥一右衛門宣知建之

庚申　施主根生氏

青面金剛　大原三二右衛門一積建之

庚申　大原氏

梵字　石橋与治良

庚申　深沢忠兵衛

その他

句碑　長興寺墓地

聖典の光にすがり霜夜更く　鉄人

昭和二十八年十一月二十七日

長興寺門前碑

（右）　有鷲山長興十四世林翁代

不許葷酒入山門

（左）　皆延享元甲子年冬安居日　一七四四

道標

東三界万霊　　水害の北向観音の南にあったものを移した。

南百番観世音伊勢崎道

西善光寺道　妙義道　前橋道

北地蔵菩薩　日光道

赤羽さま石塔字天神風呂

赤羽三蔵宗忠本国武州中延村人為予道徳仁義師也干時宝永二酉正月廿四日茲於テ病死従是当北林葬長興寺敬止

赤羽様墓碑　長興寺

宝永二乙酉年

帰空花翁英春信士

正月廿四日　霊位

赤羽三蔵墓

稲垣長茂墓碑　茂木長興寺

（左）　田中氏良方妻施主

足の痛み、リューマチ、切りきず等に効能があると信仰されてきた。三・四十年前まで旗をあげられていた。桜の大木があったのを刈り取った人が数日の中に病死せしと。

稲荷社

○手洗石

白銀町　津久井久兵衛

鍛冶町　関口　定八

前橋　鍛冶町中

藏所寺興長木茂　張弦

天明六年丙午年三月吉祥日　一七八六

○石灯籠

文化六巳巳年六月吉日　一八〇九

奉納御神燈

施主大胡町矢島氏

○石段

天明四甲辰年十月吉祥日　一七八四

施主　滝本院俊英

○石宮

琴平神社　明治九年子三月再建

熱田社　中組南端

宝塔塔身　室町時代

石宮

元禄十四年九月十五日

円城寺

寒念仏供養　宝暦十庚辰年三月吉祥金孝　講中敬白

寒念仏供養　天明三癸卯年初春大善日　石工信州伊奈郡日影村　池上平七

大黒天　承学洗手書　元治元甲子歳十一月吉之日

庚申塔　万延元庚申年歳抄吉祥日建

〃　安永三歳十一月日　組中

筆子塚

大阿遮梨惠業塔　当山第二十世　明治三十八年八月十一日八十才寂　筆子中筆子連名大原福司以下十一名、檀徒惣代大原佐平、勅使河原孫四郎、重蔵、小林定吉、大原豊作、現住広賢

円城寺観音堂

石灯籠　奉造立処供養為二世安楽也

延宝三乙卯天十一月吉日

山伏智宝院以下五名

同　奉造立処供養為二世也

延宝元丑天十二月吉日

同　享保十六辛亥天四月吉祥日

奉建立諸願成就所　敬白
山田郡桐生如来堂村津久井氏

（六角柱、一対）

石宮　造立薬師堂今仏供養為二世安楽也
時延宝二甲寅天十一月吉日施主敬白

供養塔（宝塔）

安永三甲午歳林鐘大善日

同（石柱）

寛政九丁巳年三月大吉星
奉読誦十句観音経十万巻説法三千座供養　当寺現
住十六世悟宗

滝本院

八幡大菩薩　元禄十□年七月　玉宝院

石官　熊野宮　明和八辛卯八月吉旦
当院紹周

庚申塔　勅使川原勝氏宅地内

明和元年申十一月吉日　林茂兵衛、五左衛門、勅使川原
友八、弥右衛門、彦八、吉野角右衛門。

観音堂（本郷、字前川原）

凝灰岩石仏（高一尺九寸巾一尺五寸五分）

庚申塔　明和三戊天三月吉祥日

道祖神　二神並立
寛政七卯年十一月吉日三屋中

○足軽町

八幡宮（龍性寺西）

御神灯　天保五年午十一月之吉

石宮　金比羅　天保十四年卯十二月七日

〃　弁財天　享保十八年十二月吉日

〃　万治二年十月

旗　人口修理固成　当社氏子中、小笠原城山謹書
神徳為華明彩　大正二年十月吉日
足軽町中

耕地整理之碑

群馬県勢多郡大字茂木村之地戸数六十五人口三百余為田三十八町為畑四十九町、山林七十六町民以農為業、地形自西北而亘東西北地高、山林占衆、東南低田圃多而足軽町之地在其西北耕地寡少、就中大道上及大道下之地卑湿沮如歳被霜害、明治三十八年秋天寒稲作不足於是同志相謀築溜池於大道上至西窪梅沢大日稲荷窪四字地通田圃山林共七町四段六畝二十六歩行耕地整理、以講是救済之策、是歳十二月起工至翌年四月竣工、実増六段三畝十二歩、卑湿之地変為良田、衆咸悦其利而称其功也、因相謀建碑、以表其事、於後云爾

明治四十二年四月三日建設

群馬県知事　正四位勲四等　神山閏次題書　勢多郡大胡町長勲七等　大竹勝衛撰并書

参加者一同　委員長大原豊作（以下七名）
阿弥陀さま（集会所）
板碑　年号なし、種子キリーク蓮台あり四基
足軽町西部（新宿）
道祖神（二神併立）安永十辛丑三月日　足軽町中
庚申塔　当所勝山甲
甘楽郡妙義神社舞楽殿の懸額
大々御神楽　当國勢多郡足軽町総講中
　明治九年取子　碧山嶂祥書
神明宮
石宮　昭和二十四年一月　氏子中
石碑　上野十二社石宮遷宮　明治三十年九月十六日　世話人二十名
二十二夜塔　講中　明和五戊子歳十月吉日、石工信州高遠仲伊奈郡上山田村平岩住文右衛門豊信
奉納百八十八番供養　安永六丁酉歳十月吉日　坂東、秩父、西国、四国
青面金剛像　年号なし
筆子塚
　栄清舎大了実遊居士　当世十一代、明治二巳巳年六月廿二日、寿六十六、大竹門兵衛安宣、筆弟中、不動堂五、柏倉九、長岡橋一、萩窪四、上の町二
須藤家前
庚申塔　天明七丁未天十一月　曲輪講中
青面金剛　元禄十三庚十一月廿日
馬頭観世音三
道祖神（二神併立）
龍性寺
庚申供養塔　正徳元年十一月十四日
六地蔵
庚申　寛政八丙辰星四月大吉祥日
道祖神　安政三丙辰年三月吉日　講中
庚申塔　寛政八丙辰星四月大吉日　足軽町中
甲子塚
庚申供養　室永三年戊子十月十八日
百万遍供養塔　安永六丁酉年十月吉日
○樋　越
稲垣屋敷　六反畑二七二ノ六番地
字東前沖の五輪塔　稲垣屋敷の北から東部を流下する大川は松村栄司家の東を南下する。この川に沿って東岸に武家屋敷の区画が林の中にある。ここに室町時代後期と推定される五輪塔があり、松村家前庭にも一基移されている。
能満寺跡　樋越停留所東。能満寺川といい小字名も能満寺。
郷蔵屋敷跡　西前沖五五四番地　その西が寺屋敷といわ

れ、板碑が出土したことがあった(松村喜代美元町長談)。

○上大屋

稲荷社（古墳上にあり）

額、正一位稲荷大明神　東都松泉堂謹書

寛政五癸丑十一月吉日

石宮　寛政五癸丑年十二月吉　当村中

ほか二基。

天王社

庚申塔　天保十一庚子年

上大屋競馬場　上大屋

現在県立前橋東商業高校敷地に競馬が実施された。その様子、かつての写真一葉を。

千貫沼

伏樋、斜樋工事記念　昭和十年一月竣工

委員長　岡菊蔵ほか

観音堂

凝灰石仏（座像）

庚申塔

甲子大黒天　文久四甲子年三月甲子之日道祖神（二神並立）文化三丙寅年十一月吉日、当村中

二十二夜念仏供養塔　安永二巳天十一月廿二日、願主当村女人講中

庚申塔　寛政三辛亥天十一月、願主当村山口、鹿沼、加藤、田村各氏講中敬言

庚申供養　寛延三庚午天十一月吉日

その他、正徳四甲午天十月八日、寛政六甲申歳仲冬吉日・当村中建之

紺周郎神碣　明治二十一年三月中教正斎藤多須久選文

利根郡針山新田二代氷井紺周郎、同郡高平村小野作右衛門、同郡上久根村勝見徳次郎、北勢多郡川額村尾野善三郎、世話人山口藤吉、鹿沼□造、樋越四、足軽町、新井二、東大室、馬場、渡志江、阿久坂組三、大胡町五、上大屋村社中連十三。

○堀越

上の町薬師堂

馬頭観世音

道祖神　元治元甲子年極月吉祥日

三宝大荒神　天明八戊申星六月吉祥日

庚申塔　寛政二庚戌年禊月吉祥日

その他

五十山阿弥陀仏

寛政三亥十一月吉日　願主講中

付近に宝篋印塔、五輪塔の部分あり。

五十山十二社

石宮　諏訪大明神　文政十丁亥十月吉日

両柳沢講中、願主町田亦左衛門、加藤五右衛門

石宮　安永七戌年九月吉日　願主華蔵院　施主五十山村

庚申塔　万延元庚申年十月吉日　一徳斎

養林寺

聖徳太子　琢善敬書　大正十三年九月二十二日建之（旧安養寺に建てるを移す）大胡職工組合　大工斎藤々七、金山三平、足立六三郎、室岡常蔵、工官千吉良周作、千吉良角太、駒田覚寿、鷲山本千代吉、高橋常吉、亀田染吉、山本貞次郎、間野盛之助、石工品田清七

青面金剛塔、元文四年十一月吉祥日

念仏供養　明和八年七月大善日

（墓寺林養在現）碑墓休来順忍誉浄

寺門興隆紀念碑　最乗石解願　豊国義孝撰、夷琢善書
昭和九年十月

鐘銘

豊国山長善寺鐘銘
豊国霊境　高表仏心
長善勝地　遠伝聖箴
檀霊垂影　華鯨躍岑
赤城虎嘯　紺宇龍吟
朝送残月　夕迎幽禽
語不須古　曲不仮琴
衆蒙破夢　群賢披襟
敲唱雙拳　響空古今
最乗独住第八世
穆英石禅和尚
上野国勢多郡大胡長善寺
大正九庚申年十月授戒会日
寄付者檀徒一同並信徒
当山二十七世代

墓碑

長善寺廿七世自照琢善大和尚　昭和二十五年二月二十三日示寂
豊国つる　琢縫妻　昭和二十一年十月二十四日卒。裁縫生徒三百余人あり
豊国義孝（長善廿六世）

寺宝

「豊国山　秀頼」の書幅
南京皿十枚

金蔵院

馬頭観世音　嘉永五年子二月之吉日
施主木島九兵衛　村連中　当所連中

庚申塔

奉造立庚申供養　安永□天十一月吉日
右あかき道、左のまた道

庚申供養　正徳五年十一月二十八日

大黒天　元治元甲子年三月吉日　本郷中　馬頭観世音
文化十三丙子年　山田郡七　七夜待供養仏、普門品一万軸供養
延享二乙丑稔十二月吉日

奉納大乗妙典供養　安永四乙未仲久大吉日
施主当所高橋清七

石宮　享保九年四月八日　奉納日本廻国、関口姓

庚申塔　天明七丁未霜月大吉日　木島忠蔵、貞七

念仏供養　明和四年十一月廿二日当村中
青面金剛　文久元辛酉暮春吉日
庚申塔　万延元年庚申仲冬吉日
奉建立庚申石塔　元禄五年壬申十月四日
奉建立西国坂東秩父供養　正徳三癸巳天　八月十八日
金蔵院薬師堂
鰐口　宝暦九天卯十二月吉日
石仏　安永八己亥八月吉辰
石宮　正徳二壬辰天十二月吉日、玉蔵院十九代住明鏡
立　奉造立薬師堂
石仏　正徳二天十月十二日　当村施主横堀新八
墓碑
当山廿二世　恵龍　権中僧正
明治二十九年一月五日会津若松市生。豊山大学卒、磯部普門寺から昭和四年金蔵院住職。遠藤姓。滝窪流染寺、宝泉常楽寺兼住。昭和三十一年一月没

諏訪神社の獅子頭（堀越字正治）
金蔵院保管。
愛宕社（堀越字本郷）
天照皇太神　寛政十二年
石宮　山神社　寛政十戊午天九月吉日
句額があったが見当らず。
諏訪神社

諏訪神社の獅子頭

石宮　寛永二年丙戌七月吉日
〃　〃　〃　天保二年十一月吉日
元禄七甲戌五月吉日　別当米宝院
〃　〃　〃　山神大権現　寛政十二庚申仲冬大吉辰
〃　諏訪神社明和五年三月吉日
鳥居　是時寛政六年申寅閏十一月大吉日
二本松坂（庚申）
奉建立庚申供養石塔一基　延宝五天十二月吉日　二世安楽敬
奉庚申供養　為二世安楽也・宝永六歳十月廿三日

上人塚墓地　卵塔

伝灯大阿闍利善養上人

寛文拾一天辛亥四月八日敬白

権大僧都卷順上人覚位

寛保十乙己天九月六日

権大僧都清雲上人覚霊

享保十乙巳天九月七日

権大僧都實禅和尚位

天文三戊午天十月十四日

権大僧都雲海上人霊位

寛延元辰天□月四日

寂蓮法師独朗

宝暦十三末正正月十一月

○滝窪

八柱神社

庚申　文政五天十二月大吉日

道祖神　文政六天　組中

六地蔵石仏　滝窪龍性寺墓地

奉造立為供養地蔵菩薩成就所。慶安三年極月吉日滝久保村

小仏（滝窪狩野家保管）

上杉謙信が史に入れて武運長久を祈っていたと伝える小仏。

六地蔵石塔　滝窪龍性寺墓地

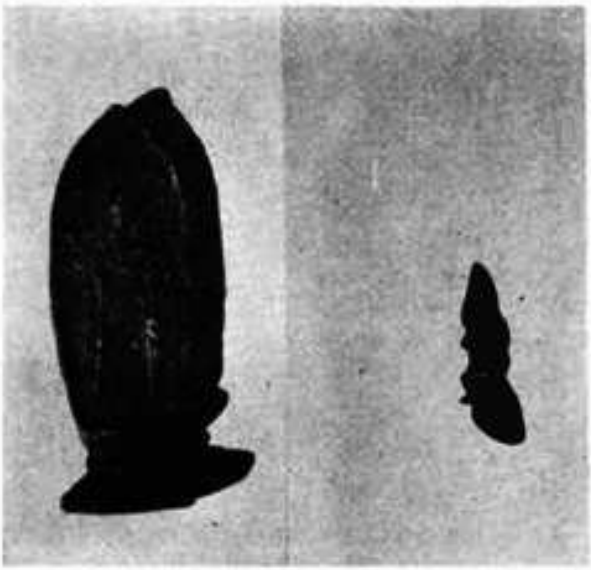

小仏（滝窪狩野家保管）

二十二夜待供養　安永四乙未歳
女人講中

奉造立石塔一字、念仏供養　為二世安楽　元禄十六年
十一月吉日　滝久保村、横沢村施主敬白

開基様

大正年間に赤城山中にて珍らしい石を発見したとして神社境内に運びこんだ。

深町静蔵翁之碑　滝窪小学校金丸分校

碑之翁蔵静町深

十二山神宮　岡校画

安政三丙辰年四月吉日　信州松代梅作
伊奈木下金之助

赤城山開墾碑

碑墾開山城赤

○横沢

薬師堂

庚申塔　万延元年庚申十二月吉日

〃　安永五年冬十一月吉日

満福庵供養石塔

から堀をめぐらせる中世豪族の屋敷がまえ。県指定重要文化財、附近五輪塔(中世)、板碑が出土している。

○河原浜

大胡神社　根古屋

鳥居　額　近戸大明神　元文四年十二月吉祥日

奉建立階　享保十三申歳四月吉祥日

灯籠　奉寄進、享保十三申歳

岐障神

天満宮　元治元年十二月吉日

岐塞神・猿田彦大神　万延元庚申年　星野林兵衛

猿田彦太神　万延元申孝師走　市村嘉五郎

猿田彦太神　八基

万延元庚申九月吉日願主登坂姓　二基

小沢桂作／永井／吉田園蔵／

八十翁斎包水俳書、万延元年

寛政十年六月吉日　願主当所

灯籠　奉納　文化八辛未年十二月吉日

石宮　金毘羅大権現　讃岐国御勧請

享和二壬戌六月吉日願主登坂嘉七

猿田毘古大神　明治三年六月吉日

道祖

献灯一対

鳥　祭神如神在　明治二十九年五月一日

大胡町氏子崇敬者一同

無幻道人書　印　印

神光照天地　明治二十九年五月一日

大胡町氏子崇敬者一同

天龍道人書　印　印

日露神役記念碑　元師候爵山県有明書

明治三十九季天長節之日建之　大胡町

大胡神社　神楽面

大胡神社算額　河原浜字根古屋大胡神社

大正四年十一月十日大原福太郎奉納

岡田義正先生頌彰碑　神旧坤六題字

（副碑あり。季員長前原磐根ほか百余名の協力）

道標（河原浜三叉路）

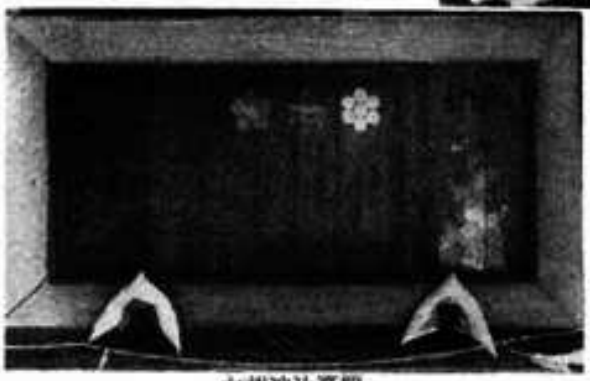

大胡神社算額

年号はないが江戸代中期か。左日光と裏日光街道を教え。右桐生大間々を示している。

道標（路又三浜原河）

デックリ地蔵

奉造立六道倫廻菩提衆生、権左衛門

時宝永六歳己丑十一月廿四日

地蔵祭を夏に盛大に行なわれてきた。子どもの守り、ゆだれなどに効ありと。

道祖神　河原浜下組三叉路（二神併立）

文化九壬申十二月吉日　村中

お助、翁の碑　河原浜

南越閑人書

知久仁翁寿蔵碑　前橋地方裁判所長正五位勲四等石田伊太郎題額

お助翁の碑（河原浜）

明治壬申（七）四月　上野原市琴荘居士松邨芳持并書

許可昭和九年三月十四日建設之

地蔵尊座像　弥助人助居士

お助地蔵尊　昭和十三年　発起人二十一名

下組道側

庚申　文政六癸未十二月吉祥日

甲子大黒天　文政十丁亥仲冬吉日

文殊大菩薩

常夜灯

集会所

庚申塔　万延元庚申歳仲冬吉日　性阿書ここは百庚申。青面金剛庚申。それぞれ多い。万延元庚申年九基、天明二壬寅十一月、文化九年十一月、万延二年三月。

応昌寺

庚申供養塔　正徳三年十一月吉日

庚甲　安永五年丙申初秋吉日

ひいらぎ薬師

記念碑　大胡城址碑　大胡城本丸所在

貴族院議員従三位勲三等子爵

牧野忠篤撰并篆額

大胡城者藤原秀郷八世孫大胡次郎成家之所築也、成家無子弟重俊嗣称大胡太郎任官左馬助歿在十四日逸年月、其後子孫相継居於此至常陸介高繁移武州牛込、天正十八年牧野右馬允康成来治於此、慶長十四年十二月十二日歿子忠成嗣、元和二年十二月移封於越後長峰而城址廃、頗後属前橋城主治下、荒廃経年遂為竹林徒留城山之称已、王政維新後為官有地、明治七年春前橋藩士秋田啓太郎請官購有之、明治三十一年十二月二十四日啓太郎双所養女波留嗣後、有故将以城山地貨貨河原浜村民相謀場、金一千三百円買之約永久不転売、於是山林一町七反七畝十九歩為本村共有財産実明治四十年四月四日也、至今年更議建碑記顛末以終後世云

大正七年二月乙午之日　大竹勝衛敬書

○満善寺本尊大日如来座像

▲高　九寸五分。頭部高　四寸五分。肩巾　三寸五分。膝巾　七寸。高　一寸五分。

知拳印。舟型光背。光背に鏡あり。像は豊麗全体に整っていてよい。江戸時代初期の作と推定される。

○上人塚墓地

①　俾灯天阿闍梨善養上人

寛文拾一天辛亥四月八日　敬白

②　権大僧都養願上人　覚位

享保十乙己天九月六日

③　権大僧都清雲上人　覚霊

享保十乙己天九月七日

④　叡蓮法師　独創

宝暦十三未天正月十一日

⑤　権大僧都増禅和尚　位

元文三戊午天十月十四日

⑥　権大僧都崇海上人　霊位

寛延元辰天□月四日

○文政十二年正月の『諸職人元帳』によれば——

一、樋師　十六ハ四半　滝窪村　和　助
一、同　同　河原浜村　六右衛門
一、大工　同　茂木村　民　蔵

○刀工大胡美光

どこに住んでいた者か知らないが大胡氏の子孫なのであろう、大胡美光という刀工が江戸時代末か明治期にいた。海野氏二代海野美盛の門に出す。大胡姓なので一寸。

○遠藤恵龍和尚。権中僧正金蔵院廿二世。

明治二九年一月五日生（会津若松市威徳院）。師僧は本当栄亮僧正。学歴は会津中学、豊山大学卒。住職大正十一年磯部普門寺、昭和四年金蔵院。兼住滝窪瀧栄寺、室泉常楽寺。昭和三十一年二月十日六十一才没。

○大胡町史談会

大胡町の歴史愛好者のグループで昭和四十二年発足、会長　石井重太郎、顧問　大島太平、丸山知良、幹事　小林勝、今井一男で史跡めぐりを実施した。現在会長　小林勝、副会長　大井利朝、山岸賢司。会員三十余名。大胡町文化財展など史跡と文化財の保護活動をしている。

宗教

第一章　神社

第一節　大胡神社

河原浜字根古屋鎮座

一、祭神

大己貴命　手力雄命　岡象女命　櫛御気野命
市杵島姫命　楓津姫命　天津日子根命　速佐須良姫命
建御名方命　天羽槌姫命　埴山姫命　不詳一座
八十狭津日神　八嗣田命　大山咋命　相殿
詫依昆読命　大物主命　火雷命　少彦名命
熊野久須昆命　久那斗神　宇賀魂命　級津比女命
賀夜奈流美命　火産霊命　大雷命　天照皇大神
大屋津姫命　天之忍穂耳之命　道之長乳歯命　磐筒男命
速秋津姫命　木花咲耶姫命　八衢姫命　大山祇命
豊城入彦命　大地主命　多紀理昆売命　磐筒女命
保食命　経津主命　活津日子根命　日本武命
素盞嗚命　加茂別雷命　和久産巣日命　級津比古命
誉田別命　菅原道真公
多岐都昆売命　大日霊命
天之神日命　八衢比古命

二、由緒

勢多郡宮城村大字三夜沢村赤城神社ヨリ勧請ニテ其年月日ハ不詳往古ヨリ領主地頭崇敬ニテ天正年代ニ至リ大胡城主大胡常陸介社頭ノ営繕御供米等例年現米ニテ五石宛御奉納有之其後牧野駿河守同上前橋城主酒井雅楽頭同上松平大和守同上旧

幕府岩鼻代官林部善太左衛門同上武蔵国岩槻大岡主膳正同上小笠原豊後守逓先例ニ依リ奉納有之明治四十二年六月五日許可ヲ得テ本町大字大胡町ニ祭祀セル村社菅原神社無格社神明宮同八坂神社大字茂木村々社熱田神社無格社八幡神社同稲荷神社同八幡宮大字堀越村々社諏訪神社無格社愛宕神社同神明宮大字滝窪村村社八柱神社無格社菅原神社同稲荷神社大字横沢村村社赤城神社無格社八幡宮同雷電神社大字樋越村村社八坂神社無格社菅原神社大字上大屋村村社八坂神社無格社稲荷神社及本社社末全部ヲ合併シ前ノ近戸神社ヲ大胡神社ト改称ス明治四十三年八月十二日許可ヲ得テ同部桂萱村大字堀ノ下村字東女堀ニ祭祀セル村社熊野神社字二子山無格社赤城神社及境内末社合併シタリ

社　掌　奈良原宣久

三、祭　日　五月一日式年大祭太々御神楽奏進

一、本　社　間口一間五尺五寸　奥行二間五尺五寸

一、幣　殿　間口七尺　奥行二間五尺

一、拝　殿　間口四間五尺　奥行二間三尺

一、神楽殿　間口七間　奥行二間五尺

一、境内坪数　一千四百二十一坪

一、財　産

山林五反三畝二歩　境外所有地

大胡神社の由緒を示す一つの古文書があるのでこれを示すことにしよう。

一筆致啓上候
御堅固之段珍重
奉存候然者其地
赤城大明神当城之
鎮守ニ近戸大明神と
奉祭度候間其元
父子之中　此方江
引越神祭奉
頼候萬事家来
口上申入候謹言

常陸介

天正十七
十一月九日

奈良原紀伊守殿

（折紙）

大胡城主大胡常陸介高繁が三夜沢赤城神社の神官奈良原紀伊守に出した手紙である。大胡城のまもり神として赤城神社を近戸大明神として祭り度いので奈良原父子のどちらか来て祭りをしてもらい度いというのである。

天正十八年の夏には大胡藩主牧野氏に変わるのであるが近戸大明神（大胡神社）は奈良原紀伊守で現在に

至っている。しかし、これ以前に大胡城内に神社があったと推定している。即ち城内に玉蔵院という寺院があった。この寺は二之宮（現前橋市二の宮町）赤城神社の別当寺であった。このことから古くは二之宮赤城神社の系統の近戸大明神で、春秋のご神幸の休み場所として南北朝時代から存在したと考えられるのである。大胡氏も城を守り切れず山上郷右衛門や金山の由良氏の輩下増田某などの居城の時代を経て、ここに戻ってあらためて赤城信仰を考える時に三夜沢赤城神社ということになったのであろう。

祭神は大巳貴命、豊城入彦命である。明治四十二年六月五日に大胡町地内の神社という神社の全部を合祀した。さらには前橋市堀之下町の熊野神社その他まで合せた。実に二十二社にも及ぶ多くの神社であった。

明治四十三年発行の『大胡町誌』から大胡神社沿革をみると次の通りである。

一、当社ハ祭祀ノ始メ神殿ノ御造営年月日ハ不詳ト雖モ天正年間御炎焼次テ御新築成ル

一、天正五丁丑年大胡城主常陸介高繁公ヨリ御供米五石宛御奉納賜ハル源後累代ノ城主ヨリ明治三庚午年迄テ通計二百九十四年間奉納有之

一、天正十七年十一月九日前大胡城主常陸介公ヨリ赤城神社

そこで祭神も数多く追加され四十五柱、相殿八柱となる。

祭日は古くから五月一日であった。山から春になると山の神が下りてきて田の神になり農耕の豊作であることを祈念したのである。

太々神楽は河原浜の人たちと足軽町の人たちの交互で奉納した。古くからの由緒あるものでお面も数が多い。この神楽は下大屋（現前橋市）の産泰神社にも指導し、同社の神楽復興に助力した。

明治四十二年六月に近戸大明神を改称して大胡神社とした。近戸は赤城の神を近いところに勧請したことを意味する。参道も東からの道を昭和十八年南参道に附け替えた。

神主奈良原紀伊守ニ宛テ元赤城神社ヲ大胡城ノ鎮守ニ近戸大明神ト改称シ分家シテ当社ノ斎主トナラレタリキ依頼書ヲ贈ラル同月分家シテ斎主トナル（依頼書本家ニ蔵ス）

一、寛永年間本殿拝殿御炎焼同時神主奈良原家共焼失シ古記録実物悉ク焼滅ス次テ同十年三月吉日大胡城主牧野大和守忠虎公神殿ノ御造営ニハル同年同月同公御廃前ノ奇石五個神前ニ御奉納有之寛文丁未年七月九日神祇管領長上侍従卜部兼連殿ヨリ奈良原紀伊掾定直ヘ神主申付ラル元禄十四年辛巳年二月二十一日神祇管領長上正三位侍従卜部朝臣為家（家ノ字蝕ヒテ読ナラス）殿ヨリ奈良原大隅守藤原重正ニ神主申付ラル正徳四年十一月嘉辰宮関村（今大字大胡町）大塚氏包蔭木鳥居奉納享保十三戊申年四月石階新調奉納氏子中元文四年十二月吉日石鳥居奉納永井氏外数名寛保元年九月五日神祇管領長上正三位行右兵衛督兼神祇権大副侍従卜部朝臣兼雄殿ヨリ奈良原大隅守藤原忠茂ニ神主仰付ラル明和元年閏十二月二日神祇管領長上従二位卜部朝臣兼雄殿ヨリ奈良原山城守藤原成重ニ神主仰付ケラル文化元年十二月十七日神祇管領長正三位侍従卜部朝臣良連殿ヨリ奈良原紀伊藤原成紀ニ神主仰付ケラル文化十三年四月二十三日神祇管領長上侍従卜部朝臣良長殿ヨリ奈良原紀伊正藤原成諦ニ神主仰付ケラル天保三年三月六日六ツ時神殿全部焼炎同時奈良原家焼失記録焼滅同乙未年十一月七日神殿新築成ル氏子中天保七年常夜燈一対奉納鵜飼氏弘化三年十一月十一日神祇管領長上ト部朝臣良芳殿ヨリ奈良原紀伊正藤原暁清ニ神主仰付ケラル安政六巳未年四月朔日錦御柱掛奉納堀越村氏子中同年同月日拝殿用大幕一張奉納大胡町沢田仙吉外九名文久元年三月大太鼓一個奉納堀越村氏子中文久二年四月手洗水屋奉納鵜飼氏（永代修繕付）元治元年九月十九日石玉垣新築奉納三ケ村氏子中明治六年三月三十日群馬県ヨリ奈良原茂樹ニ祠掌申付ケラル同十八年五月本殿用大幕一張奉納横浜相生町四丁目田村清治郎同十九年四月太々御薬用神器装束一式新調総氏子中同二十年十月十九日大旗一対再調河原浜村氏子中同二十二年五月一日鉄製玉垣新調奉納総氏子中同二十五年一月七日木鳥居建築奉納総氏子中同二十六年十月十九日近戸神社境内接続引裂上地官林ノ払下認可ヲ得タリ同二十八年三月四日社掌奈良原茂樹病卒滅職同二十八年八月三十一日付群馬県ヨリ近戸神社社掌ニ奈良原喜久太補任セラル同二十八年神宮祭之日二十七八年日清戦役凱旋紀念之奉額有之大胡町八ケ町村中同二十八年明治二十七八年日清戦役分捕品ケベル銃奉納群馬県同三十四年一月二十五日付本殿幣殿ヲ銅板葺ニ拝殿ヲ瓦葺ニ屋根改修ノ件並ニ用材トシテ境内立木伐採ノ件出願同年五月九日許可セラル同年八月二十二日付寄附金募集ノ件出願即日許可セラル同月二十五日同工事ニ着手ス同九月三十日仮宮成ル同十月一日午前二時仮遷宮式執行同十二月二十二日社殿工事全部終了同十一月二十三日石畳十六間三尺奉納鵜飼長平同裏

坂工事費金六十円也奉納堀越村氏子中同家屋一棟奉納河原浜村青年中同家屋移転料金四十円也奉納河原浜村氏子中同石垣工事費金二十九円五十銭也大胡町大組講社以下有志二十一人同賽銭箱奉納氏子総代工事委員一同同年十二月二十四日午后二時上棟式執行同二十五日午前二時正遷宮執行同日臨時大祭執行同年十二月二十六日屋根改修工事費決算終了同三十九年十二月十九日明治三十七八年日露戦役報賽記念天水鉢一対奉納大胡町出征軍士一同同三十九年天長節之日日露戦役紀念碑並ニ軍馬応徴紀念碑建設除幕式執行同四十二年五月七日訓令甲第九号及訓令乙第五十五号ニ則リ河原浜村々社大胡町堀越村三ヶ字総鎮守近戸神社ヘ大字大胡町村社菅原神社並ニ七個字村社無格社合計二十社及境内末社全部合併ノ上社号ヲ大胡神社ト改称ノ件出願同年六月五日付群馬県ヨリ認可セラル同年六月九日合併社号改称認可奉告祭執行同四十三年一月二十日合併神社跡地譲与ノ件出願同年三月三十日勢多郡桂萱村大字堀ノ下村村社熊野神社無格社赤城神社及境内末社ヲ大胡神社ヘ合併ノ件出願同年八月四日付大字大胡町大字堀越村大字滝窪村大字樋越村合併跡官有地譲与願ノ件認可セラル同年八月十二日付勢多郡桂萱村大字堀之下村村社熊野神社以下大胡神社ヘ合併ノ件認可セラル

第二章　寺　院

第一節　寺　院　誌

○寺院一覧

満善寺	宮柴山勧行光院	天台宗	茂木
円城寺	赤城山	〃	〃
応昌寺	慈恵山千手院	〃	河原浜
龍性寺	大日山実相院	〃	茂木
長善寺	豊国山	曹洞宗	堀越
本応寺	久来山	日蓮正宗	大胡
金蔵院	不二山観音寺	新義真言宗豊山派	堀越
勝念寺	一法山	真宗本願寺派	大胡
養林寺	無量山養修院	浄土宗	堀越
長興寺	有鬼山松寿院	雪洞宗	茂木
永龍寺	赤城山	曹洞宗	堀越

満善寺

大字茂木字八幡甲一五七

宮柴山　勧行光院　天台宗　比叡山延暦寺末

一、本尊　大日如来

一、開山　慈覚大師円仁

一、由緒

当寺は比叡山延暦寺の直末寺で、開基は慈覚大師円仁と伝え、その開創は天長二年又は三年といわれているが、寛永三年の頃火災にかゝり堂塔を焼失し什宝記録等一切を失ったので詳細を知ることが出来ない。然し山号院号寺号からもたくからの信仰がうかがえ、寺の建立されている地名を八幡といい、大胡城の鬼門伏せとして境内に八幡大菩薩を祀っていた。御神体は大日如来と白馬で、「和光同塵して此の地を鎮護せしめ給う。」と、ある。

明治初年の神仏分離に八幡宮は其の敷地と共に大胡神社に合祀された。御神体の白馬は現に大胡神社に合祀されている。又本尊の大日如来と十二神将は現在堀越五十山の薬

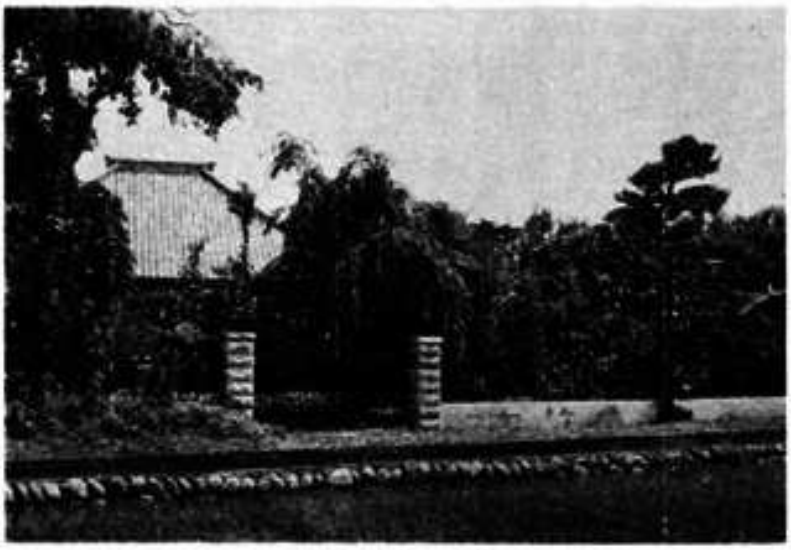

善導寺

円城寺

大胡町大字茂木字滝七五番地
赤城山　千手院　天台宗　前橋市公田町乗明院末

師堂に合祀されている。

当寺は末寺として前橋市徳丸町の法乗寺をはじめ堀越に永閑寺、樋越に能満寺等があり後の二ヶ寺は廃寺となっているが広大な寺跡が残っているし、別当寺として八幡宮を支配し中世に於ては一山盛んな寺勢を保っていたようである。

一、建造物
　本堂　木造瓦葺平家　三八、五坪　安永四、四、一七建立
　庫裡　木造瓦葺　三一坪　昭和四十年
一、土地
　境内地　二六九、八五坪、境外地　三七、五坪、墓地　三〇、〇坪
一、宝物、文化財
　大日如来　木造厨子本体五五糎　江戸時代初期
　不動明王　木造五五糎　二童子二五糎
二、末寺　法乗寺　前橋市徳丸町
　永閑寺（堀越）能満寺（樋越）二ヶ寺廃寺

一、本尊　阿弥陀如来
二、開山　慈覚大師　中興全海法印

円城寺

三、由緒及沿革

天長五年に慈覚大師の創建と伝えている。寛永年間及び明治七年の両度の火災に会い寺宝、古記録を悉く失い、その由緒沿革が明かでない。寛永五年中興全海法印寺を再建し、寺門一時振ったが明治七年乂々堂塔を焼失した。明治九年憲栄法印代に伽藍を再建した。間口九間奥行三間半の本堂兼庫裡三八坪であった。昭和年代に入って庫裡、本堂と再建して今日に至る。境内と境外に観音堂を二つ管理している。共に台風で倒壊したが境内観音堂は再建の計画がある。

四、建造物

○本堂　木造瓦葺　三十九坪　昭和三十二年新築
○庫裡　木造瓦葺　二十五坪　昭和二十九年新築

五、七地

○境内地　二三三、三坪
○墓地　観音堂地にあり　一九八、二九坪

六、筆子塚

当山二十世憲栄墓碑（明治三十八年歿）
担徒総代六名筆子十二名の記名あり。大原、勅使川原、深沢、林等の筆子が此の碑を建てたものである。

七、歴代上人墓碑（現在墓碑より収録）

中興開山　全海法印　寛永年中住職
　応海法印　寛文四年六月五日
　円雄法印　慶安五年八月六日
　法印円忠　宝永二年十一月九日
　法印春慶　宝永六年十二月十三日
　法印豪存　享保二十一年四月十三日
　法印亮啓　宝暦十三年四月十九日
　法印巨栄　延享三年三月九日
　法印元海　明治三年正月二日

	法印泰応	寛政元年二月十日
十二世	法印義興	安永九年八月二十七日
十六世(ヵ)	法印白龍	文化六年五月八日
	法印悟宗	不詳
	法印玄映	文政三年四月九日
	法印真興	文政十二年三月十五日

応昌寺

河原浜字西浦一〇二〇

慈恵山　千手院　天台宗滋賀県延暦寺末

一、本尊　千手観世音菩薩

一、開山　慈恵大師

一、由緒及び沿革

村上天皇の天徳元年天台宗第十六世座主慈恵大師良源大僧正（元三大師）関東御巡錫の折当地に留錫し一宇を建立し千手観音の霊像を本尊とし慈恵山千手院応昌寺と命名し大師自刻の尊像を安置し悪疫を消除せんとの誓願をたてられたという。故に各地において夏季に行われている悪病除けの「八丁〆」の習慣は当村にはない。元三大師の霊験は高く遠近の信仰篤く続いている。当山は総本山延暦寺直末の寺にして二ヶ寺の末寺を有し寺勢盛んであったが幾星霜の間衰微したのを寛永年中順慶法印再興し、その後明暦年中に宗海法印が復興したが寛政五年五月失火により伽藍悉く烏有に帰し寺宝器等大半を失った。其の後寺は無住となり復興は容易でなかった。末寺前橋市堀の下正円寺住職山本発昌が兼務していたが昭和十三年応昌寺の正住職に招き寺の再興を計る担信徒協力し十有余年の後即ち昭和二十九年本堂が新築落成すたまたま昭和二十年二月十六日に失火あり本堂庫裡灰燼に帰すに至る、現住職山本発慶を中心として担徒の総力を結集し本堂庫裡を昭和四十三年完成し善光寺大勧進都筑玄妙大僧正を迎えて落慶入仏式を行った。

○多福寺（粕川村女渕）の合併

昭和四十三年三月二十五日粕川村女渕の天台宗多福寺は応昌寺に合併された多福寺は観音堂があり聖観世音菩薩の尊像が安置され粕川村の文化財の指定を受けている。古文書等は火災により焼失したが行基菩薩の開基とも言われた

二十世	法印憲栄	明治三八年八月十一日
二十一世	萩原広賢	大正五年十二月十二日
二十二世	水谷徳門	大正十一年十月三十日
二十三世	水谷綱忠	兼務住職
二十四世	室生真信	現前橋市泉沢町円明寺へ転住
二十五世	小作真隆	現住職

応昌寺

記念物の指定を昭和四十四年六月二十七日に受けている。毎年四月八日は御縁日で一般信徒の参詣者が多い。

一、建造物

本堂　木造瓦葺平屋建　四二、七五坪　建立昭四三年
庫裡　木造瓦葺　五二坪　建立昭二三年
境外仏堂　観音堂（柏川女渕）瓦葺　一二坪
薬師堂（河原浜）瓦葺　一、五坪
子安堂　トタン葺　三坪
鳥居　石造　高さ　九尺（柏川女渕）

一、土地

境内地　四六二、四七坪
境外地　河原浜薬師　柊薬師　一六七、七五坪
柏川村女渕　観音堂　二二四坪

一、行事

元三大師会　一月三日
上組鬼門薬師　一月十二日
女渕観音堂　一月十八日
彼岸会　春秋彼岸
柊薬師　四月八日
盆会　七月中
女渕観音堂大般若　八月二十八日

一、宝物、文化財

本尊千手観世音木製座像　一、九五尺

昔塩鋳の折照一本を以て自刻せる聖観世音であるという、六十年目に御開扉される秘仏である。女渕には現に行基ヶ原という地名が残っているということである。

○境外仏堂　薬師堂　応昌寺管理

河原浜字観音三九三番地に一、五坪の薬師堂あり　本尊薬師如来（石仏）を安置す　町民は柊薬師といい境内百六拾九坪に樹齢二・三百年と思われる柊樹林あり大胡町の天然

元三大師　木製座像　一、一尺
不動明王　木製立像　二、五尺
秘仏聖観世音　木製立像　五、八三尺
　粕川村女渕観音堂にあり粕川村文化財指定
前立観世音木製立像　三尺
子育観世音木製座像　三尺
阿弥陀如来立像厨子入一、二尺
薬師如来座像　〇、五五尺
十六善神木製厨子入　一、二尺

龍性寺

龍性寺

大般若経六百巻
十六善神画　一幅紙本　巾二尺　長三尺
十二天尊画　十二幅紙本　巾二尺　長三尺
八祖大師画　一幅紙本　巾二尺　長三尺
恒武天皇、伝教大師対幅　紙製箱入
一、末寺　二ヶ寺
正円寺　前橋市堀ノ下町
一ヶ寺は宮城村にあったという。

大字茂木字大道上一、二〇三
大日山　実相院　天台宗　新田郡世良田長楽寺末
一、本尊　阿弥陀如来
一、開山　文覚上人
一、由緒沿革
　承久二年文覚上人奥羽巡錫の途次当地に留錫せられ創建したと伝える。上人自ら大日如来を刻し本尊となし信徒の平安を祈り、国運の隆昌、仏法の興隆を祈り結えり。後大胡城主牧野駿河守忠成の家臣の祈願所となる。その故に一般庶民の堂信徒たるを許されなかった。元和二年大胡城主牧野氏越後長岡に栄封され大胡は廃城となり、その後は庶

橋城主酒井雅楽頭忠次公の支配地となる。酒井忠次公も寛延二年姫路城へ転封せられた。家臣等も什器、茶湯料として田畑、山林等を寄附され酒井公に侍従して姫路へ移転していった。以後一般庶民の担信徒たるを許されたり。

後文久三年亥年正月火災にかゝり堂塔伽藍及び器物、古文書等を悉く烏有に帰してしまった。

明治四十三年四月四日龍性寺の維持興隆に尽瘁したという事で天台座主大僧正山岡観澄より檀徒中へ賞状が授与され又同じく龍性寺檀徒登丸喜十郎、須藤忠之助、吉原浪平の個人名で賞状が附与されている。明治十一年頃は本堂間口七間半、奥行四間のものがあったが、昭和二年に現本堂庫裡が新築された。寺の創建時は本尊大日如来であったが火災の後阿弥陀如来とかわったものと思われる。

一、建造物

本堂　木造平家瓦葺　二十九坪　昭和二年四月

庫裡　同　右　二十坪　同右

一、土地

境内地　二五九坪

墓地　二一〇坪

一、事業

赤南戊申会　明治四十三年頃住職郡司貞乗を中心に戊申詔勅の聖意を奉じ、毎年農閑長夜の季節に夜学会を寺に開設し、農事の研究や新聞雑誌の購読を通じて布教教化した。

農繁託児所

昭和二年五月住職田村綱憲は農繁託児所を寺の本堂及境内を利用して開設し昭和二十年頃まで続いた。

群馬愛吟国風会大胡吟詠会龍性寺教室

昭和四十七年十月　本堂を開放貸与し、現会員三十名程である。

社会体育運動場及び集荷場に開放

三百坪の寺域を貸与して便益をはかっている。

文化財

一、不動明王　木造　高さ四十三糎　厨子入り

慶応四年辰二月吉日

越後国蒲原郡橋田邑住人

鬼小嶋岩吉　謹作之

一、石幢　江戸時代中期

高さ二米の石製で石燈籠形のものであるが、火袋のかわりに六地蔵が六面に陽刻してある。これと同型のものが堀越の水押の共同墓地上大屋千貫住宅団地の裏の鹿沼一族の墓の中にある。

上大屋の石幢は土地の人は「えんかい様」と呼んでいる。

長善寺

長善寺

大字堀越字駿町　一、二四〇

豊国山　曹洞宗　前橋市橋林寺末

一、本尊　釈迦牟尼仏

一、開山　前開山大雲和尚　後開山瑞誉和尚

一、由緒沿革

当寺の開基は大胡太郎左馬助といい、その開山は大雲和尚。当寺はもと赤城山と称し、赤城山南麓の字白草寺沢窪に創立されたが、弘治永禄年間大胡氏一族と相諮り、寺城を現在地に移したと伝えられる。この時の住職を瑞誉和尚という。そこで大雲和尚を前開山といい、瑞誉和尚を後開山といっている。瑞誉和尚は本寺橋林寺の五世で当寺の本寺となっている。後開山の瑞誉和尚から三世の南江道恨和尚は常に大坂城に出入していたが、たまたま豊臣秀頼公から自筆の豊国山という山号書を賜わる。以来山号の赤城山を改め豊国山として今日に及ぶという。

当山は右の山号の書と共に朝鮮皿十枚を賜わったと伝え寺宝として収蔵している。

当寺二十五世豊国洞伝和尚は自ら半僧半俗斎といい、不二庵とも号し仏教学や詩文に長じていた。明治三、四年頃異詩集、難問奉答録など撰述し、又明治七年には御教憲三章弁解を撰した。又山門内西側に二階建ての隠居所を建築した。明治十九年寺を弟子義孝に譲り、済美塾を開設して子弟の育英に当る。遠近より子弟集まり、五十余年間五百人もの弟子を指導した。門人数十名の奉仕により山門前に

赤城山の巨石を運び碑を建てた。書は勿論洞伝和尚で、涅槃経の四句の偈が書かれ雄渾気韻に満ちた草書である。

「諸悪莫作　衆善奉行　自浄其意　是諸仏教」

明治三十九年十一月十日世寿八十四法臘七十七年を以て示寂した。

「浄土には盛りの花ときく蓮も秋は衰う姿見えけり」などの歌を残している。

当寺は二十六世豊国義孝和尚は前住職洞伝の弟子で明治十二年に長善寺に於て師事す。

明治十九年当山住職となり、寺内に済美塾を開き、指導は先住職洞伝和尚が当られたが、専ら文化活動に専念し、明治三十二年寺を琢善和尚に譲り、自らは還俗し、獅子吼、江湖新聞、土曜報知、教学新聞、仏教文庫、坂東日報、上野日々新聞などの日刊、月刊の新聞や雑誌を発行した。又高崎繁昌記、戦捷記念前橋繁昌記、多胡碑集記、高山正之遠墨集、高山彦九郎先生墓前日記、毛武と渡辺華山、不二庵翁遺文、正木古文書、高山彦九郎撰集、上毛百人一首、我国民の寿命について、上毛歴史歌留多要解、近世上毛詩家吟咏録等の著書及び編著を遺す。翁の事業として特筆大書すべきは大正二年上毛郷土史研究会を創立し自からその主幹となり、月刊誌「上毛及上毛人」を発行し、尓来昭和十七年三百号まで継続した。

後世群馬県の郷土史研究の好資料として貴重なものとなっている。昭和四十八年から研究家の要望により復刻版が刊行されているのも資料として価値高きものの故である。

昭和二十九年二月四日八十九歳を以て逝去された。翁の数々の文化的功績により昭和二十八年岡崎記念文化賞、昭和二十九年一月藍綬褒賞を受けた。

当寺には大胡太郎の墓と伝えられる墓碑がある。総長五尺八寸、上から宝珠にうけ花があり次に屋蓋になるはずのものが小さく次に塔身ががっちりした基台にのっている珍らしい型式だが完全な墓碑である。向って右に阿弥陀如来、左に地蔵菩薩の種子があり、その左側から下部に銘文が見える。「貞和三年三月廿二日」と読める。傍らに奥方の墓があり上下それぞれ別なものゝようだが下部の宝塔は室町時代初期と推定出来る。

この大胡太郎の墓碑（異型多宝塔）が開基の墓だとすればその歿年が西暦一、三四七年で南北朝の正平貞和の頃で長善寺はその頃白草寺沢窪に創建されていたと証することが出来る。

一、建造物

本堂	木造瓦葺平家建	七〇坪五合	
庫裡	同	同	六〇坪五合
山門	同		一坪五合
鐘楼堂	同		二坪七合　大正九年
開山堂	同		五坪五合　昭和三十三年

一、土地
境内地　五二六坪
境外地　三四〇坪
墓地
一、行事
大般若会　毎年四月
大施餓鬼会　〃　十月
一、宝物文化財
○大胡太郎の墓碑（貞和三年の銘記）
○豊臣秀頼公真筆の豊臣山の山号軸
○朝鮮伝来古画十枚　当山三世代に秀頼公より頂戴せしものという
○涅槃絵軸　一軸
○輪廻塔　一基

本応寺

大字大胡五十二
久栄山　日蓮正宗　富士宮市上条二〇五七　大石寺末
一、本尊　日蓮聖人
一、開山　日興上人
一、由緒沿革
第九十二代伏見天皇の時、大胡を生国といわれる南条七郎兵衛平時光が大檜那となり、日蓮の弟子日興を開山として創建された。時に正応四年という。
南条七郎時光は日蓮正宗の信者で、静岡県富士郡大石ケ原に移り、正応二年一寺を建立し大石寺と号す。又此の地を時光の生国をとり上野村と称す。時光は日蓮とも度々の文通あり、その宛名には上野殿と記されたという。

墓地入口にあり。上から九輪、屋蓋があり、その下の六地蔵部分を欠き中台　竿部　基台となる。竿部に輪廻孔あり、その左右に銘文があり、
奉造立妙蓮信女逆修善根也
延徳四年仲呂三日施主敬白　とあり仲呂は四月のことで、白草時代の貴重な文化財である。
○観世音菩薩
木造舟型光背　台座共六一糎
光背差込部に記銘あり
正面　赤城寺沢庄
裏　文正元年四月吉日　施主寺沢城主
左側　白幡九代尊

天保六年町内火災により類焼。弘化四年中日満上人の時本堂再建、総檜中の協力に依るが大胡講中、荻窪講中、大間々講中、小夜戸講中、浅原講中は有力な協力者であった、又これにより日蓮正宗の信者集団があった事がうかがえる。

明治四十年九月旋風にて本堂倒壊　住職高玉高弁は仮本堂建設に努力す。

昭和三十六年現本堂を檀信徒の協力により再建す。

一、建造物

本堂　木造瓦葺　五〇坪　昭和三四年建立

庫裡　木造瓦葺　三〇坪　昭和三三年建立

一、土地

境内地　七〇〇坪

墓　地　二〇〇坪

一、宝物文化財

開山日興上人筆書（ふでがき）　御真筆　御本書幅

大石寺二十五世　日宥上人　御本尊書幅

同　二十八世　日詳上人　〃

金蔵院

大字堀越字関替戸甲一、三九二

不二山　金蔵院　観音寺

墓碑　日興上人（開山）　墓碑一基

三師塔昭和十二年五月一日、広蓮房日肇代施主として宮淵、唐沢、江原、木野、高瀬氏の五人を列記している。

一、当山歴代住職

開山　白蓮阿闍梨日興上人　正応四年十月七日

二代より十八代まで不詳

十九代　道妙阿信行坊日貞　宝歴八、九、六

二十代　蔵阿正樹坊日朝　宝歴七、一二、三

二十一代　大島阿寿永坊日証天明五、一一、二〇

二十二代　正賢坊日福　文化一一、三、二八

二十三代　豊仙房日達　天保九、一、一一

二十四代　日向阿円如坊日満明治六、八、二〇

二十五代　安達阿覚雄坊日賞明治三一、六、二五

二十六代　篠原阿広要坊日玄大正七、三、二七

二十七代　宮城阿広英坊日璽昭和一七、五、三〇

二十八代　玄妙阿広憲坊日光在任昭17、8、2～34、5、5

二十九代　阿内阿慈眼坊日観　同34、5 14～48、3、29

現住　札道坊　同48、3、30～

真言宗　豊山派　元大胡町河原浜玉蔵院末

現桜井市　長谷寺末

金蔵院

一、本尊　大日如来
一、開山　祐慶上人（玉蔵院八世）
一、由緒
本寺は元不二山普門院金蔵寺といい、玉蔵院の末寺であった。
元亀年中　玉蔵院八世祐慶上人が開山した尊永上人は中興開山となり当山十三世鏡憲法印の頃は寺勢盛んであったが天保十四年三月三日の堀越丸山の大火により寺塔悉く類焼し堂塔、什器、旧記の全てを失った。明治四十二年三月十三日　本寺玉蔵院及び玉蔵院末柱堂村江木（現前橋市）西方寺を合併し、寺号を金蔵院と改称した。
明治四十三年現本堂を建て寺勢漸やく盛んとなり、更に昭和四十五年二月滝窪神栄寺を合併した。現本堂は前橋市荒口にあった観音寺が廃寺になり、その本堂を移築したものである。（観音寺本尊及びその檀徒は前橋市二宮町の無量寿寺へ移った）
○本寺替　昭和十四年十二月二十日鵜足寺末より長谷寺末となる。
○庵跡
前橋市荻窪西荻窪の龍洞庵（阿弥陀如来）
同　東荻窪の相続庵（地蔵尊）
現在堂宇あり
一、建造物
本堂　木造瓦葺平家建　四三、五坪　明治四十三年建
庫裡　〃　四二、〇〃　昭和三十四年〃
書斉　鉄筋コンクリート二階建　一八、〇〃　昭和四十八年建
薬師堂木造亜鉛葺　薬師如来を祭る
一、土地
境内地　六九七、六二坪

境外地　三〇〇坪（参道）
墓地　六〇〇坪

一、行事
大般若会　施餓鬼会　四月上旬
彼岸会　春秋二回
盂蘭盆会　七、八月

一、宝物、文化財
仏像　本尊大日如来　五軀
不動明王　一軀
十一面観世音　一軀
阿弥陀如来　二軀
地蔵尊　三軀
軸　両界曼荼羅　一軸
涅槃像　一軸
十六善神　一軸
経　大般若経　六百巻
鰐口　大胡町内の金属製の最も古いもので、金蔵院保管になっている。
銘文に東上州勢多之郡大胡諏訪大明神奉寄心鰐口為武運長久之也
裏に
慶長五年庚子七月吉日
深沢三四郎　叶
とある。大胡諏訪明神は堀越の鎮守の宮で正治替戸にあったが、大胡神社に合併した。大胡藩士深沢三四郎が、鎮守で武神の諏訪神社に武運長久を祈ったもので、時に大坂夏の陣に出兵の命が下った時、侍大将の心からの祈りであったと考えられる。

金胎寺歴代住職（後金蔵院となる）
開山　祐慶　十世　紹敬　十七世　宥式
二世　覚有　十一世　宥演　十八世　宥意
三世　慶範　十二世　鏡寛　十九世　宥栄
四世　清範　十三世　鏡憲　二十世　賢性
五〃　慶海　十四世　鏡明　二十一世　賢慧
六〃　宣成　十五世　実伝　金蔵院となる
七〃　紹泉　十六世　良栄（こ　二十二世　恵龍
八〃　宥証　により玉蔵院と同　二十三世　栄龍（現住職）
九〃　尊永　一人）

勝念寺

大胡町大字大胡字町屋数一一八

一法山　院　勝念寺

勝念寺

真言宗大谷派　京都東本願寺末

一、本尊　阿弥陀如来

二、開山　行心

一、由緒

文禄三年信徒有志の寄進により一字を建立し、開山を行心とし勝念寺と称す。再度の火災に会い堂塔其の他の記録什物すべてを失い詳細不詳なり。

一、建築物

本堂　木造瓦葺平家　十六坪　年月不詳

庫裡　木造瓦葺平屋　五〇五坪　昭和四十八年

一、土地

境内地　四七三坪

墓地　六畝八歩

一、行事

永代経　四月十二日　報恩講　十月十二日

一、宝物、文化財

阿弥陀如来（本尊）室町初期の作という　一軸

見真大師（親らん上人）絵像　一軸

蓮如大師絵像　一軸

一、当寺歴代住職

開山　行心　九代　知乗

二代　行安　十代　善覚

三代　行円　十一代　雲道

四代　行応　十二代　証道

五代　益公　十三代　文泰

六代　明浚　十四代　宗貞

七代　明教　十五代　芳陵（現住職）

八代　覚道

養林寺

養林寺

大胡町大字堀越字殿町一、二五六

無量山　月照院　養林寺

浄土宗鎮西派　太田市大光院末

一、本尊阿弥陀如来

一、開山明誉唱空上人

一、由緒

上野国の御家人大胡太郎隆義は在京の時京都吉水の浄土宗開祖法然上人の禅室に参じて上人より浄土往生の勧化にあづかり、ふかく念仏を信受した。帰国の後なお不審なる事ありて法然上人給仕の弟子渋谷の七郎入道道遍のもとへたずねたところ、道遍上人にそのことを申し上げて、上人よりの仰せを事こまかに申し伝えた。隆義の子大胡太郎実秀はその消息を相伝え父隆義のあとを継いで称名の行おこたりなかった。然るに念仏の安心に不審なるところあり小屋原の蓮性を使者として法然上人に御尋ね申したところ、上人は真観房に執筆せしめ念仏の安心につき事細かに御返書を給わった。この事浄土宗総本山京都知恩院所蔵、国宝勅修御伝「法然上人行状絵図」の四十八巻中二十五巻に所載するところである（大胡太郎実秀につかわす御文は別掲す）

大胡太郎実秀は念仏の草庵を現養林寺の地に建て念仏修行に精進していたが年を経、代を重ねて念仏道場も衰微してしまった。

天正十八年牧野康成公は二万石を以て大胡城主となっ

た。康成公はもとより浄土宗念仏信仰の心深く、現大胡神社境内西南の地に一宇を建立し、父成宣公養修院殿の菩提となし開山に明誉唱空上人を迎え近戸山養修寺と号した。これが養林寺の創立である。

その後康成公は大胡太郎実秀の念仏の旧跡があることを知り、現養林寺の地に堂塔伽藍を建立し無量山養林寺と改称した。又所領二万石の内より百石を寺へ寄進され幕府に御朱印地とすることを願い出で家康公より許可され仏具什器等一切葵の紋を用いる事を許された。時に慶長九年十一月三日であった。

当山は総本山知恩院の直末で昔は上野三檀林の一として末寺二ケ寺を有し境内凡千九百四十三坪の広大な寺域をもち太田大光院館林善導寺と共に檀林寺として寺勢を極めたのである。

康成公は慶長十四年十二月大胡城に於て逝去され養林寺に葬られる。二代忠成公は大坂冬の陣、夏の陣の功により元和二年七月越後長峯城へ五万四千石を以て栄封された。天正十八年以来二十五年にして大胡城は廃城となった。天明三年総本山直末を離れ太田大光院の末寺となった。宝暦四年　天明四年　天保十一年の三回の火災に会い堂塔伽藍悉く焼失したが創立当時のもので残存しているのは山門のみである。大胡城は廃城になった後にも養林寺は百石の御朱印を領有し、寺は牧野家菩提寺として存続して来た。養

林寺が所有した御朱印地の内訳は慶応四年の御朱印差出方之帳には御届書によれば

一、高百石　　元朱印地

田反別　五町七反七畝二十四歩　　右堀越村ノ内

此高九一石五斗六升七合

畑反別　四町五反四畝七歩　　右堀越村ノ内

此高八石一斗七升三合

畑反別四畝一八歩　　右河原浜ノ内

此高二年六升

但安養寺境内地ノ内壬申流失地ト書上アリ　　右宮関村ノ内

山林四町五畝歩　　堀越村の内

の如くで此の御朱印地は明治五年六月政府へ上地し、寺の経営は困難となったので明治六年春竜上人の御尊像を本寺大光院から御分身を安置した。

昭和二十三年農地開放にて農地田畑山林七町歩を開放した。

末寺安養寺は農地開放後経営困難となり昭和二十七年宗教法人法改正と共に養林寺に合併解散した。

現牧野家当主

牧野忠水（京都市左京区永観堂西町二七）

墓の成康野牧・主城胡大

養林寺にある大胡城主牧野家の御墓所

◎養林寺へ埋葬された方々

月照院殿前典厩真蓮社応誉栄感称徳大居士
牧野康成公　慶長十四年十二月十二日

鳳樹院教月涼心大禅定尼
康成公室　慶長三年六月二十二日

普国院殿岳応光誉芳月大姉
康成公父君成定公室　慶長十九年七月八日

◎其の他へ埋葬された方々

義修院殿皎月光輝大禅定門
牧野康成公父君成定公永禄九年十月二十三日
牛窪　光輝庵に葬る

室性院殿前四品仙誉月舟正心大居士
牧野忠成公　永応三年十二月十六日
長岡　誓済寺に葬る

大寿院殿松誉清庵春貞大姉
忠成公室　寛文二年六月五日
東京下谷　暢随院に葬る

崇秀院殿松誉林窓栄感大姉
忠成公の女　元禄元年十二月一日
三州　大恩寺に葬る

当山歴代住職

開山　玄蓮社明誉唱空　元和元年十一月一日寂
二世　浄蓮社法誉冠情　萬治二年七月七日寂
三世　正蓮社清誉知道　寛文六年二月十日寂
四世　信蓮社冠誉月晃　延宝二年正月廿日寂
五世　定蓮社遇誉了山　元禄十五年七月四日寂
六世　然蓮社淇誉文徹　享保八年十一月一日寂
七世　生蓮社見誉徹秀　宝暦八年正月十七日寂
八世　転蓮社風誉岸察　明和八年十一月六日寂

九世　乗蓮社大誉岸察　寛政九年四月七日寂
十世　顕蓮社曜誉光顔　文化八年七月十七日寂
十一世　神蓮社鏡誉円実　文政七年十一月二四日寂
十二世　秘蓮社術誉文啓　天保四年三月十四日寂
十三世　通蓮社善誉豊山　弘化三年九月二四日寂
十四世　海蓮社充誉円輪　年月不詳
十五世　英蓮社俊誉月真　明治十八年十二月四日寂
十六世　一蓮社随誉農民　明治二十年五月十一日寂
十七世　金蓮社旭誉東陽　明治三六年六月二三日寂
十八世　東蓮社慧誉察善　大正十五年二月二〇日寂
十九世　学蓮社東誉善瑞　昭和三九年三月二二日寂
二十世　大蓮社界誉教善　現住職

一、建物

本堂　木造瓦葺　間口九間奥行六間
　四十八坪　昭和三十年十月建立
庫裡　木造瓦葺　間口十間奥行六間
　四十二、五坪　昭和三十七年十月建立
鐘楼堂　木造瓦葺　方二間　四坪
　昭和四十二年建立
講堂　木造瓦葺　間口十二間奥行五間
　六十五坪　昭和四十七年建立
山門　木造亜鉛葺　四坪
　徳川時代初期建立といわれている。

群馬県文化財指定申請中

一、土地

境内地　七百四十七坪
墓地　三反七畝一歩

一、行事

呑龍上人節分会　毎年二月節分会
花まつり子供大会　四月第一日曜日
呑龍上人御遠忌法要　十月八日
施餓鬼会
百八会　除夜の鐘をつく会

一、事業

大胡書道会　毎週土曜日
大胡学習会　毎週月、水、金曜日
大光日曜学校　毎週日曜日（宗教教育）

一、宝物　文化財

○大胡城絵図　一枚　（江戸時代末）
○浄土宗伝法秘伝書（眠龍窟）合計十四点
○御朱印状写　十点
○大胡城主牧野家墓碑　七基
○徳川家康公以下五代将軍までの供養塔
○養林寺山門　徳川時代初期（安土桃山風）
○順誉来休の墓　（廃寺安養寺の項参照）
○鎌倉時代豪族の屋敷跡と思われる二重堀

○板碑　一点　正中二年八月　二横線種子三字
○石塔婆（舟型）　慶安五年　当寺三世清誉代
一、末寺
安養寺　大胡町大胡にあったが昭和二十七年養林寺へ合併す

長興寺

長興寺

大胡町大字茂木字茶ノ木畑二六ノ一
有芸山松寿院　長興寺
曹洞宗　豊川市豊川町豊川妙厳寺末
一、本尊　釈迦牟尼仏
二、開山　天室伊堯大和尚（豊川妙厳寺九世）

長泉寺　佐波郡今中村にあったが今は廃寺となっている。

一、由緒
天正十八年八月徳川家の家人稲垣平右衛門源長茂及び其の父重宗が愛知県豊川市豊川稲荷妙厳寺九世天室伊堯大和尚を開山に請し、現当二世安楽の祈願所として一字を建立した。慶長六年徳川家康より五十石の朱印状を賜わり、以来寺院の経済的基盤は朱印地収入と稲垣家一族の外護におかれていた。又前橋藩酒井家の家老大河内氏外二三の士卒の墓所として香華の寄進を受けたこともあった。天保二年の記録によれば境内地九、一二六坪田畑四、九町山林六十町歩、境内建物三百坪、常住人員十一名で住職一修行僧三召使二番頭一飯炊き二作男二で年間収入の主たるものは寺自作米三十三俵山林畑収入五両年貢料四十俵布施一両位いとあるから檀家は殆んどなかったものと考えられる。
当山十世法山以伝の頃（正徳年間）が修行僧が常在二十人前後と記録にあるからこの頃が最も寺が栄えた時代で大梵鐘が鋳造されたり、川越藩士赤羽三蔵が当寺に葬られた

のもこの頃である。

明治維新により御朱印地の特権と大名の保護がなくなり境内建物も縮少し或は改築の止むなきに至った。大正七年七月不審火により元禄八年建立の本堂と共に庫裡諸堂を焼失した。大正十一年現本堂は再建された昭和四年上毛電鉄の開通により参道が不便になったので昭和十五年山門を東側に移転す。昭和十九年東京都より学童の集団疎開を受け入れ王子第一国民学校児童職員七十余名の学舎となる。

昭和四十二年に大胡保育園を開設した。長興寺開基稲垣家の現当主は稲垣長賢（元子爵元貴族員議員）で川崎市に居住

一、建造物

本堂　木造瓦葺平屋　五十一坪　大正一一年建立
庫裡　同　右　二十九坪　同　九年建立
豊川閣　同　右　四坪　昭和四二年〃
山門　同　右　四坪　嘉永年中〃
倉庫　鉄筋ブロック六坪　昭和三八年〃

一、土地

境内地　九六七坪
山林　四反（防風林、風致林）
墓地　四五六坪

一、行事

修正会　一月四日　春秋彼岸会　春秋二期
盆会　八月　降誕会　四月八日
開山　忌一月二八日　成道会　十二月八日
涅槃会　二月十五日　豊川稲荷祭　随時

一、事業

○大胡保育園

昭和四十二年四月一日　社会福祉法人清香会経営として現住太田富栄及び檀徒総代発起人となり、境内一部の敷地三反五十六坪、建物八十余坪、職員十名収容定員六十名の施設設備を整えて発足し現在運営されている。現経営者は太田正典である。

○豊川閣

当山開山天室伊堯は豊川妙厳寺九世であり徳川家康も特に帰依された名僧であり、当寺開基稲垣家も豊川市牛久保城に牧野氏と共に居城し親交があった関係で大胡長興寺を創立するに当り特に天室和尚を請じて開山とし、豊川稲荷を寺の鎮守として祠堂を建立したものと考えられる。

一、宝物、文化財

頂子　一掘　余地葵紋付　慶長七年十一月二十五日徳川家康より真筆の朱印状（五十石）と共に開山伊堯和尚が賜わったものと称せられる。

緞帳　一張　上檜赤地金襴、下縁緋ちりめん、鍍金々環稲垣家寄進なり、豊臣秀吉秀頼の使用せしものと伝う

芦雁墨絵二軸　元禄十三年稲垣重定筆稲垣家寄進

稲垣家墓地

古文書　長興寺伝記　綸旨　輪番請求寺領帳
稲垣家　本陣用旗印五流
稲垣家墓碑
長興寺殿良忠道善大居士　稲垣重宗
文禄二癸乙年九月二十九日歿
法音院殿習聞貞訓大姉　稲垣宗重室
文禄三甲午年三月十五日歿

一、末寺

天増寺　伊勢崎市昭和町
長興寺　長岡市稽古町
龍光寺　粕川村女渕
宝泉寺　東村神戸
永龍寺　大胡町堀越

赤羽三蔵の墓

武蔵国仲延村の人、川越藩に仕え、主命を帯び長興寺に使いする途中、茂木字天神風呂に於て病死す遺言して曰く「使命を果さず命果つるは誠に残念なり。後世旅に病む者に力を与うべし。」と、村人その他で碑を建て供養す。遠近より心願成就を祈念する信者多し。遺体は長興寺へ葬る。

碑文に曰く（病歿地天神風呂に在り）

赤羽三蔵宗忠　本国武洲仲延村人為予禮徳仁義師也干時室永二酉正月二四日夜於茲病死後是当北林葬長興寺

帰空　花翁英春信士霊位
室永二乙酉年正月二四日
施主　田中氏良方妻

長興寺歴代住職

開山	天宝伊尭	六世	幡国文龍	十一世	鏡山円智
二世	龍岩舜朔	七	智山文察	十二	提岩伯全
三	節山義春	八	朝谷高暾	十三	潜岩震龍
四	圭岩俊白	九	松岩可全	十四	林翁満喬
五	体安春虎	十	法山以伝	十五	応禅良喚

十六世　戒忍良峯　十九世　岳龍劉海
十七　泰運寵国　二十世　堯門祖舜
十八　滄元文溟　二十一世　洪陸義範
二十二世　大弘仏宗　二十五世　玄法嶺運
二十三世　仙隆竹鳳　二十六世　仙峰富栄
二十四世　慈接天龍　（現住職）

永龍寺

永　竜　寺

大字堀越字関替戸甲一、三九〇
赤城山　永龍寺
曹洞宗　大胡長興寺末
一、本尊　釈迦牟尼仏
一、開山　龍岩舜朝（長興寺三世）
一、由緒

寛永十五年正月　本寺大胡長興寺二世龍岩舜朝大和尚によって開創された。天保十四年堀越丸山の大火により堂塔焼失した。現在堂宇は其の後の建立であるが記すべきものはない。

近くにあった堀越村村社諏訪神社の別当寺であったので一時は寺勢盛んであったと思われる。然し檀家極めて少なく又財産も少ないので住職も兼務の時代が永くその世代も僅かに十六世である。境内西端に石仏等身大の地蔵尊あり、「朝日地蔵」といわれ、地下に一石一字の経文の埋蔵があると刻されている。

一、建造物
本堂　木造平家亜鉛葺　二十三坪　天保十四年建
庫裡　同　右　二十四坪　不明
一、土地
境内地　二七八坪
境外地　山林八畝
一、行事

修正会　一月四日
成道会　十二月八日
盂蘭盆会八月
一、事業
護持会　昭和三十年八月発会
永龍寺世代
開山　龍岩舜朔　　二世　的州覚端

第二節　大胡積善会

創立　明治四十四年二月十一日に下附された済生の詔勅を奉じ大胡積善会を創立した。時に明治四十四年十月十三日であった。

会員　当町内寺院住職を正会員とし、本町在住の一般諸士の有志者を賛助会員とする。

会の趣旨財源、事務所、事業、役員、会議などについては左の「大胡積善会会則」に明示されている。

大胡積善会ではその事業として幼児園の経営をした。これは現大胡町立大胡幼稚園が創立される前、太平洋戦争の終戦直前まで運営された。

大胡積善会　会則

第一章　目的

第一条　本会は明治四十四年二月十一日を以て下し給える済生の詔勅と仏陀の慈悲に鑑み慈善事業に従事し国利民福を計るを目的とす

第二章　名称及位置

第二条　本会は大胡積善会と称し本部を会長の寺院に置き支部を正会員の寺院に設く

第三章　事業

第三条　本会は左の事業を為す

一、年六回以上托鉢を修業し浄財を得ること

二、国家緩急の秋に際しては卒先して国民模範の実を挙ぐること

三、学齢児童にして生計極めて困難なる者には学用品を給与し教育の普及を補う事

四、済生会の恩恵に浴する者の家庭を訪問して恩に慣れざ

三〃　秀天覚音　　十〃　臣按禅嶺
四〃　圭州呉白　　十一〃　溝按天龍
五〃　滄元文溟　　十二〃　心巌瑞光
六〃　大察秀禅　　十三〃　白質瑞圭
七〃　禅昭英俊　　十四〃　舜字之孝
八〃　光仙泰運　　十五〃　仙海東洲
九世　東州室山　　十六〃　仙峰冨栄　現兼務

らしめ情状忍びざる者には衣資の給与を為すこと
五、孤独の窮民には金品を贈与し之を救助すること
六、町村の為に功績顕著なる者、又た孝悌能く其の道を尽す者には其の範囲に於て之を表彰する事
七、農、工、商等の徒弟又は雇用人にして勤勉能く其の任を完うする者には賞品を贈り益々忠誠の精神を培養せしむること
八、時々入営兵士の家庭を訪問し、出発に際しては餞別を贈り、随時殉難者の追弔法要を行うこと
九、本町村内に居住する七十七才以上の高齢者を慰安すること
十、本町居住者にして天災又は火難等に遭遇したるときは其の範囲に於て之を救助すること
十一、随時修養講話又は慈善演芸等を開催すること

第四章　会員

第四条　本会会員を左の四種とす
第五条　一時に金五円以上又は毎年金一円以上を七ヶ年納めた者を名誉会員とす
第六条　本会に対し金品の贈物なきも事業の遂行上に特別の援助ある者は名誉会員とす
第七条　金一円以上を三ヶ年納めたる者を特別会員とす
第八条　本会は大部各宗有志寺院住職を以て正会員とす
第九条　本町村在住の一般篤志を以て賛助会員とす
第十条　本会に入会せんと欲する者は其の旨本部又は支部に申込まるべし。退会せんとするも亦同じ

第五章　役員

第十一条　本会は左の役員を置く
一、会長　一名
一、理事　一名
一、相談役　一名
一、評議員　若干名
第十二条　会長は正会員中より選挙して諸般の会務を統理す
第十三条　理事は会計を専掌して会長を補佐し会長事故ある時は之に代わる
第十四条　評議員は大字各町村区長及び代理者に依嘱し、必要と認むる時は総会を開く
第十五条　相談役は町長を推薦して当面の事項を協定す
第十六条　役員の任期は満二年とし選挙を以て之を定む再選又妨げなし
第十七条　役員は凡て名誉会員とす

第六章　会議

第十八条　本会総会は毎年一回之を開き前年度の決算及び事業を報告す
第十九条　本会会議は出席者の多数を以て之を決し会長之が議長となる
第二十条　本会の会計は理事之を専担す

第二十一条　本会の会計は毎年四月より始まり翌年三月に終る

第二十二条　本会の資産は托鉢より得たる浄財及び篤志者の寄附金による

第二十三条　本会は基本財産を蓄積して永遠の発展を計ること

と

第二十四条　本会の蓄積財産は銀行預金とし会長之を管理す

以　上

大正三年二月十日

大胡積善会

第三節　仏　堂

円城寺の観音様

字茂木字嵩甲七四番地（円城寺境内）

一、本尊　千手観世音菩薩（木像）元禄元年十一月吉日

一尺四寸

一、管理者　大胡町大字茂木　円城寺

一、仏堂　木造草葺　建坪　九坪

一、境内　一九八、二九坪

一、行事　一月八日、七月十八日に厄除護摩修行す

一、認可　昭和十七年一月十二日群馬県指令第一、四〇〇号を以て円城寺所属となる。

一、由緒　末詳　昭和七年円城寺焼失記録失う

去る昭和四十二年九月台風の為に倒壊し、本尊仏具は円城寺本堂に、建築材は解体し保管している。（棟札に正徳三年とあった）

神仏道教会所台帳にすれば向拝に鰐口文政十三年の記年あり内陣に護摩檀及び道具一式太鼓一個経机鐘などあった事が記されている。特に護摩釜は石製で立派なものである。

河原浜のひいらぎ薬師

大字河原浜字観音三九三番地

一、本尊　薬師如来　石像丈一、五尺

ひいらぎ薬師

一、管理者　大胡町大字河原浜　応昌寺
一、仏堂　一、五坪
一、境内　一六九坪
一、行事　毎年四月八日五穀豊熟諸民快楽の法要執行
一、由緒　伝説として慈覚大師当地巡錫の折此の地に柊の大木繁茂し、此所を霊地とし薬師如来の尊像を刻み、衆生結縁の霊場とした
　本尊は現在安山岩の舟型形式で中に三体の半肉刻の仏像がある。中央が薬師如来で左右の二体は日光、月光菩薩の両脇士であろう。
一、認可　昭和十七年二月二十六日群馬県指令社兵第一五五号認可応昌寺所属となる（応昌寺の項参照）

豊川稲荷堂

豊川稲荷（豊川閣）

大字茂木長興寺境内
一、本尊豊川稲荷大明神
一、管理者　大胡町大字茂木　長興寺
一、仏堂　四坪昭和四十二年再建
一、境内　長興寺境内にあり
一、行事　四月十二日　十月十二日の二回例祭を行う

五十山の薬師様

大字堀越字五十山九六九番地
一、本尊　薬師如来　座像石体一軀
一、管理者　大胡町字堀越　長善寺

薬師堂

一、仏堂　三坪（昭和四十八年新築）
一、境内　九十八坪　有租地（宅地）
一、行事　毎年九月七日　八日　御縁日法要行う
一、由緒
　記録がないので明かでないが、薬師如来は長興寺末寺長慶寺（廃寺）にあったものを町民が現在の地に祭ったもので、昭和十五年長慶寺が管理者となった。
一、文化財
本尊薬師如来　石体着色座像　台座共丈四二糎
　背面記年享和元年四四月吉日
大日如来　木像台座共七〇糎
十二神将　木造立像台座共四六糎程（所持物欠損のもあり神体完全）
観世音　木造　座像台座共五〇糎

金蔵院のぼたもち薬師

大字堀越字関替戸甲一、三九二　金蔵院境内
一、本尊　薬師如来
一、管理者　大胡町大字堀越　金蔵院
一、仏堂　木造亜鉛葺間口九、八尺奥行八、五尺
一、境内　金蔵院境内に仏堂は建てられている
一、行事　毎年十月七日八日が御縁日である
一、由緒

金蔵院薬師堂

　此の薬師はもと堀越字薬師一、四九七番地（市川重信が現在住んで居る）にあったものを明治の始めに金蔵院境内へ移したようである。偖にぼたもち薬師といわれ、眼病の仏様とし参詣者も多かったという。
一、文化財（堂内に祀ってあるもの）
薬師堂　石像座型　記年正徳二年四月吉日
　玉蔵院　第十九代宥専造立之
　銀建立薬師堂　高さ五糎
薬師堂　石像舟型　正徳二年十月十二日　高さ八八糎
薬師仏　石像舟型　安永八年八月十吉　高さ六五糎
薬師仏　同　右　祀なし　高さ六五糎
外に薬師如来（三体）石像

横沢の薬師さま

大字横沢字元薬師八六七番

一、本尊・薬師如来

一、管理者　大沢一家（代表　大沢文吉）

一、仏堂　木造萱葺　間口二間奥行一間半

仏間奥行三尺横六尺

一、境内　大沢安雄所有

一、行事　毎年旧十月八日に御縁日

一、由緒

廃寺になった満福庵の境内にあり、昭和四十四年一月大字横沢の有忘の寄附で仏堂を修理改築した本尊薬師（疑灰岩）から見ると鎌倉末期から南北朝の頃の創建と

横沢の薬師堂

思われる。堀越長善寺の檀徒の大沢一家で祭っている。祭りの日即ち旧の十月八日にはぼたもちを大沢一家で奉納する燈篭っ子はお籠りしてそれを受ける行事が今も存続している。

一、文化財

本尊薬師如来　石体立像　台座共二、二尺

舟型光背　本体　一、五尺

外に石塊二個　（元本尊であった様だが凝灰岩で壊れてしまった）

○上大屋の観音さま

上大屋下組二九八番地

一、本尊　観世音菩薩（石像）

一、管理者　上大屋区長

一、仏堂　木造萱葺間口二間奥行一、五間仏間五、五尺×一、五尺

一、境内

一、行事　毎年たなばたの日に区が中心でお祭りする

一、由緒

農耕馬の守護仏として信仰されて来た。眼病を患う人の祈願の対象ともなり古来深い信仰を集め、上大屋の村人が信仰で堂宇の維持や信仰を伝えて来た

一、文化財

上大屋の観音堂

1、本尊観世音石像二、六尺持蓮観音凝灰岩にて記年等判読出来ない
2、薬師如来　石像台座共二、九尺
3、他に石仏一体　一、一尺

下町の千手観音様

大胡町下町公民館内

一、本尊　千手観世音菩薩（木造）
一、管理者　大胡町堀越一、二五九　養林寺
一、仏堂　大胡町下町　公民館内　接続家屋
一、行事　毎年八月十七日（盆から）

下町の千手観音様（修理中の写真）

一、由緒

下町安養寺は堀越養林寺の末寺として創建され、開山は養林寺開山と同じ明鐘唱空である。安養寺は昭和二十七年九月十五日養林寺へ合併となった。安養寺にあった本尊阿弥陀如来は本寺へ移されたが千手観世音は下町の区民の信仰篤く、区民の懇請により下町に安置し、区民の手により篤く祭祀することゝなり、以来毎年盆の終っ

た翌日下町各組の世話人が集まりお札を製り参詣簿を作り、夕方から観音様と共に鉦を鳴らし百万遍の珠数をくり乍ら町内を廻る習わしとなっている。来休和尚と観音様との関係については廃寺安養寺の項参照。

宮窪の地蔵堂

宮窪の子育地蔵尊（滝窪四二六番地）

滝窪字宮窪の井上佐文治の居宅の前にあり昭和四十一年井上家でお堂を作った（三尺×四尺）（木造）七月二十二日、八月二十二日に祭をする。本尊は木像の地蔵尊で昔は石像木像の地蔵様がたくさんあって、近所の何軒かで祭っていたようである。記録等なく其の他不詳

滝窪中央の薬師堂

滝窪中央の薬師如来

滝窪甲三一〇番地市川清恵の居宅の東北裏にブロック造り（五尺×四、五尺）の薬師堂がある。中央部落の信者の寄附により御堂は昭和四十八年春再建された。

本尊は石像薬師仏で記年等判読出来ない三体の仏像あり御丈二、一尺と一、六尺のもの二体である。この薬師堂はもと北側にあるお墓のところにあったものである。

足軽町の阿弥陀さま

堀越足軽町公民館内

一、本尊　板碑阿弥陀如来（梵字）

来迎弥陀阿の内館民公軽足

一、管理者　足軽町
一、仏堂　公民館内に安置
一、行事　毎年春秋の彼岸にお念仏を行う
一、由緒

足軽町上毛電鉄の線路南に大正用水が東流している。その南に小字今城なる地名が現存している。その一帯が今城趾である。その一隅から阿弥陀様が出土したという。板碑に弥陀の種字が陰刻されて金粉で装飾されている。元の足軽町公民館の一隅に祀られていたが現在の公民館の新築と同時に移され、会議室の一隅に奉祀された。昭和四十年である。

新井の地蔵さま

新井の地蔵さま

大字滝窪新井公民館内

一、本尊　地蔵菩薩（木像）
一、管理者　新井村民
一、仏堂　新井公民館内一隅

一、行事　旧六月二十三日が御縁日である
一、由緒
愛岩山地蔵尊御縁日の記録帳の戦前戦後のものが保存されている。昭和三十五年のものに

総支出　六二〇円
収入　戸数六二戸
一戸当り一〇円
六二〇円

世話人　大崎浅二　須藤久雄　森野英作

右の記録によれば新井全村民で費用を負担してお祭りは行なわれている。
たいこ、百万遍珠数伏経を保存している
本尊木造地蔵菩薩　丈一、四尺　着色　年代不詳
石造閻　右　丈一、五五尺　紀年　延宝五年

茂木本郷の馬頭観音さま

大字茂木字山ノ前甲七三〇番地
一、本尊　馬頭観世音菩薩　石像御丈六十糎
一、管理者　大胡町大字茂木　円城寺
一、仏堂　木造草葺　建坪二、二五坪（方九尺）
一、境内　四七、九七坪
一、行事　本郷の人達により祭（夏）をしていた
一、由緒　未詳（昭和七年円城寺焼失により記録なし）

一、認可　昭和十七年一月十二日群馬県指令第一、四〇〇号を以て円城寺所属となる。
一、仏堂倒壊　昭和四十二年台風の為倒壊し仏堂はとりこわし本尊は草原におかれている。

茂木の馬頭観音さま

凝灰岩製で古い年代を思わせるが、損壊ひどくなっている。

二丁田の弁天様

大字堀越字二丁田　二、七一五
一、本尊　弁才天絵像軸（長野寿延筆）
一、管理者　二丁田区（区長管理）

まさ天弁の田丁一越堀

一、仏堂　一間四方の仮堂（昭和四十三年建立）
一、境内　二十一坪
一、行事　旧霜月五日（霜月とは十一月）
一、由緒

此の一丁田は此の弁天池の水が飲料水であったようだ。水源地の前に二基の屋形の弁財天が祭ってある。延享元年甲子八月吉日の記年がある。此の時代から人が住みついたという。庚申塔に元文二年、墓地に此の時代の石碑があるのをみると信仰が盛んになったようである。霜月五日の御縁日に煙ろうを灯し、村人は赤飯をたいて奉納するという。

弁天様の本尊は絵軸で世話人が保管していて御縁日にはそれをかけてお祭りするという。

仏堂がなく本尊だけ残っているもの

白草の観音様

大字滝窪字白草　一、三四〇番地
一、本尊　聖観世音菩薩（金銅仏一、八糎）
御前立仏　聖観世音菩薩（金銅仏五、五糎）
一、管理者　滝窪区民
一、仏堂　なし
一、境内　約百五十坪
一、行事　毎年七月十六日御縁日
一、由緒

此の村では金の観音様と言っている。白草の金丸への道端に今も境内はあるが仏堂はない。記録がないので由緒不詳だが御堂は最近まであったが本尊は倉のある家であずかっている。（現在狩野嘉一郎）世話人を花世話といい、各組から一名宛出て御縁日には滝窪公民館に観世音を祭る。御縁日は七月十六日である。

観音様の現地は三角形の雑木林で三個の石宮がある。

その中央の石宮には
正面　十一面観世音と刻まれてある
右側面　持主井上又〇〇
左側面　信沢村〇主大〇
裏面　世話人井上

とある。稲荷様型石宮である。記年はない。又浄水石には「安政五戊午歳五月吉祥日」当国勢多郡西柏倉村願主石工中山松太郎とある。

又同所に八十五種四方高さ五十五種中心に底まで通った二十二種の九穴のあいた台石が置かれている。同所より西方三百米の宝田和正の所有地畠地の折出土したもので此の地に運んだという。観音様のものであろうとの事である。

又此の観音は日光、米野道として昔は栄え、茶店、宿屋など何軒かあり飯盛女などいて相当の賑いがあり、此の観音の信仰も盛んなものであったと土地の人は語っている。

三年程前から白草十一面観世音保存会が出来て近隣の信者により正月二日に境内を浄め御縁日（本来は正月の午の日）を行っているという。

第四節　廃寺

（昭和四十八年一月以前に廃寺）

一、円福寺　大字大胡上町

真言宗玉蔵院末にして根古屋の南大胡幼稚園附近にありて明治初年廃寺となる。

二、大善寺　大字茂木字新山　瑞璃山と号す

本寺は新山稲荷神社の別当寺だったもので、真言宗寺院なり、山内に一坊を有し守宝坊と称した。共に寛永年間の開創で、守宝坊は尼寺なり。此の開山飛鋒法印以降七世珠営に至る、此の間約百年明和二年廃せられた。後山伏草庵となり滝本院と称した。現茂木滝本家の祖が之れであり、大善寺の廃せられた年代は不詳なり。

三、大光寺　大字茂木字上の町

現駅前孤塚の附近にして宗派開山共に知れず　現大光寺の地名を残す

四、長慶寺　大字殿町　現大胡小学校敷地内

茂木長興寺末にして由緒開基開山年月日等不詳　長興寺蔵文書によれば嘉永六年長興寺住職仏宗和尚隠居をして当時無住だった此の寺に入った。附近の児童を集めて寺小屋を興した。明治四年九月十五日遷化の後は再び無住となる。明治八年怪火起って焼失した。上の町町民辛

じて薬師如来像を持ち出すことを得た。上の町町民相謀って五十山に薬師堂を建て安置した。これが五十山の薬師の由来なり。

五、東福寺　大字堀越字関替戸

現養林寺裏にあたり、真言宗玉蔵院末で、天保以前既に廃寺となった。

六、安楽寺　大字堀越字本郷

開山慶達上人寛文年間開創し、須慶上人択玄上人と相続き明治に至つた。明治五年廃寺となる、本寺は愛宕神社別当なり。

七、宝蔵寺　大字堀越

一切不明なり、古文献にて寺号を知るのみなり。

八、城泉寺　大字堀越字城泉寺

宗派及開基開山等の年代全く不明なり今小字名として地名のみ残り、寺院址も数年前迄は残っていたが附近開墾の折墓碑数基出たという。

九、氷閑寺　大字堀越字氷閑寺

養林寺文書によれば

氷閑寺の事

「本寺は先年迄寺も有之候共今は植林御座候　極めて貧寺にして無住職什物其の他諸道具一切御座なく候」とあり維新上地に至る迄養林寺に於て財産を管理していたようである。

堀越の町営水道の水源地の右手畑に氷閑寺という地名が残っている。茂木満善寺の末寺であったが、江戸時代末に廃寺となった。氷閑寺は中世に創建された寺院と推定され、寺域には高い土手があり二、三メートル程の堅固な城構えをもっていた。寺跡の西北の陽に石宮があり天明六年の刻があり、此の時代には寺院があり住職も居たと考えられる。

十、能満寺　大字樋越字東前沖

茂木満善寺の記録によれば満善寺の末寺になっている。

樋越の上毛電鉄停留所近くを流れている川を能満寺川といい、その東北の一帯が能満寺といわれる寺院跡がある。能満虚空蔵が祭られた。虚空蔵菩薩は赤城の神の本地仏の一つであった。赤城山小沼の本地が虚空蔵菩薩であり、赤城山南面は赤城山を神として祭ってきた。能満寺は即ち赤城信仰の寺院であった。

十一、寺屋敷　大字樋越字西前沖

樋越御倉屋敷旧菅原神社境内の近くに在り、其の開創の年代宗派等知ることが出来ない、其の地域に寺僧の墓碑三基を現存している。

十二、玉蔵院　大字河原浜大胡城北西部

二宮山神宮寺玉蔵院と称し、開山は円喜上人（文明六年遷化）と伝えられ、二ノ宮村にある二宮大明神別当で

あった。本尊十手観世音も明神本地仏であった。

天正十八年頃牧野駿河守当地へ入廓の際、領地内二宮大明神並びに本地仏の御信仰により天正五年大胡城威徳寺と別当玉蔵院を引替え度いとの仰付にあり玉蔵院は諸担家並び田畑等を捨て置いて大胡城へ引越して祈願寺となった、そのため山号を二宮山と云う。

当寺は真言一派の檀林にして東は大間々桐生辺の渡良瀬川、西は利根川境、南は広瀬川の通り伊勢崎の辺り、北は赤城山麓に到る東西七里余、南北五里程の大寺小寺庵室房室など八十ヶ寺余の中心であり真言一派の学業の道場であった。

元和二年駿河守越後国長岡城に御国替の時住職頼祐上人領主に偕従して長岡に移住したので、当寺は年々衰微して来た処、元禄初年頃類焼し、再建後も寛政二年に再度火災に会い寺宝書類等すべて焼失した。明和年代に漸く本堂造営したが檀家田畑等なく極貧寺となった。

その後天保十四年三月三日の当地丸山の大火によりすべてを焼失しその後間口五間奥行四間の仮本堂を建立したがその維持も困難となった。その為明治四十二年三月住職宥意大僧都の時に末寺金胎寺に桂萱村（前橋市桂萱町）西方寺と共に玉蔵院を合併した。そして寺号を金蔵院と称するようになった。

玉蔵院歴代住職

開山	円喜	十四世	尊重	二十七世	弘伝
二世	円頼	十五世	尊永	二十八世	鏡憲
三世	円献	十六世	清春	二十九世	鏡明
四世	円守	十七世	俊宥	三十世	空玄
五世	円渡	十八世	宥澄		ここより金胎寺住
六世	円心	十九世	宥尊		職と同一人となる。
七世	慶春	二十世	明鏡	三十一世	良栄
八世	祐慶	二十一世	亮光	三十二世	宥式
九世	慶善	二十二世	宥証	三十三世	宥意
十世	宥源	二十三世	宥専		金胎寺へ合併
十一世	祐尊	二十四世	紹意	三十四世	宥栄
十二世	澄清	二十五世	賢忠	三十五世	賢性
十三世	円祐	二十六世	鏡寛		金蔵院と公称す

十三、大温寺　大字河原浜　近戸

奈良原大温寺と称せられ、大胡神社西南端にあって天正年間奈良原家分家に際し開創されたるものにして、間もなく近戸神社の火災にて類焼せり、其の他詳細不明なり。

十四、玄能院　大字横沢字向山三七〇

本堂はなく庫裡らしきものあり、六間×四間程の木造平家亜鉛葺で、現在は小菅利平の居宅となっている。

その北東二十米のところに墓地がある。開山順永法印（寛文三年六月十四日遷化）の墓がある。他に歴代住職

の墓が七基程見える。

堅著法印奥運大和尚（天明三年癸卯三月二十四日遷化）の墓碑あり、その右側面に取子十八人とあり、左側面に筆子八十四人とある。堅著法印は寺子屋の師匠をしていて沢後筆子が此の碑を建てたものである。

堅著法印墓碑の前に一対の燈篭がある。それは奥運筆子西荻窪村右衛門の建てたものである。天明三年七月の記年がある。

此の墓地は玄能院歴代住職の墓と小菅家一族の墓のようである。

十五、養修寺　大胡神社境内　近戸山と号す

大胡城主牧野康成の開創に係る浄土宗寺院で現養林寺の前身なり。

十六、大重寺　大字上大屋字八ガミ子二三ノ二

宗派やその開創、開山や歴代住職不明、村人は中島茂太郎（上大屋二〇九番地）の墓のあるところが寺趾と言っている。その墓には、権大僧都大越家角玄　貞享元年七月十一日の墓碑あり。一段高いところに墓地あり。墓地は八ガミ子二三ノ二で、その墓地のある山林は二三ノ一で一反四畝ある。所在地は伊勢崎県道から少年院へ上っていく坂の左手のアカシヤ林の奥にある。

上大屋石井重太郎談によれば、大重寺開山は牧野家越後へ御国替の時随行して行かれたといっている。それは牧野家家臣秋山氏（大胡町河原浜七二九に住んでいた獣医）の日誌にそのことが書いてあるとの事である。

十七、安養寺　大字大胡字町屋敷五四ノ一

浅浄山　寂照院と称し、浄土宗養林寺の末寺なり。本尊阿弥陀如来にして、慶長年間養林寺の開山明誉唱室上人の開創になり、爾後累世養林寺住職の隠居寺なり。

当寺は下町宮関橋の北西方に建立されたが文化九年荒砥川出水して堂宇流失す、安政元年本寺十五世啓誉月真上人浄財を募り町屋敷の地に堂宇を再建す　間口八間奥行四間境内地二百十二坪　田畑二反九畝四歩担徒三名なり　戦後農地解放により田畑を失い経済的存立不能となり　昭和二十七年九月十五日　養林寺と安養寺と合体し宗教法人養林寺と呼称して設立された。

墓地は養林寺へ改葬し浄誉来休の墓碑も養林寺へ移築された。

浄誉忍順来休の墓碑（養林寺墓地にある）

天明年中安養寺留守居の道心者浄誉来休なる者両眼を失明したが信州善光寺の本尊を信仰し、安養寺千手観世音を背負い善光寺詣でを決意した。両手に杖をもち信州へ行き帰ること百三十三回に及んだ時突如として両眼開き総てが見えるようになった。往復の途次に得た浄財で安養寺仏堂を建て、その後も信州への御礼詣でを続けているうちに信州にて死すという。時に天明四年五月二十

五日であったという。

十八、滝栗寺　大字滝窪

高野山普門院末にして、八王山と称す。承応四年の戒名が記録にあり、その前後の開基と思われる。開山は権大僧都法印快祐となつて居り宝永六年変化された。その後火災により堂塔焼失したが中興開山の法印順清により堂宇を再建した。本尊は不動明王なり、境内地五五二坪本堂三七坪庫裡二七、八五坪、檀徒八十戸であった。昭和四十五年二月十日に大胡町堀越金蔵院に合寺す。本堂は現河原浜応昌寺本堂として再建された(昭和四十三年)

十九、万福庵　大字横沢字元薬師六七七

庵跡には薬師堂があるが、そこが万福庵跡で、もと大胡城に関係のある武士の館だったと考えられる。武士の館跡が寺院になるのは足利の(義阿寺)大日様の例などがあるが、屋敷内にあった仏堂を信仰深い当時の人たちが礼拝し、まつりを行った事から今に伝えられたと考えられる。

その仏堂のまわりには空堀をめぐらした一郭があり、これが満福庵の寺域である。薬師堂の前に、昭和四十二年十一月に県指定文化財に指定された石塔がある。

板碑型式のほぼ四角柱の各面に銘文が刻まれている。

頂面　種子(バン)

東面　種子(サ)　暦応四年二月十八日

西面　種子(キリーク)　暦応五年二月十八日長源子満

西北面　種子(バク)　満福庵主長源子満

康永二年二月十八日

東北面種子(バイ)　康永二年六月二十六日　施主敬白

種子(しゅじ)とは梵字一字で仏さまを表わすもので、頂上に大日如来(バン)観音(サ)阿弥陀(キリーク)釈迦(バク)薬師(バイ)が刻まれ、仏の世界であるまんだらの形式をなしている。年号は暦応四年、五年、康永二年と三年つづきの二月十八日に供養が行なわれ、年月が刻まれ、八日の日は観音信仰の日であるから観音信仰の表現として石塔を建てたのであろう。

満福庵のことや、その庵主の長源子満がどういう人物かなど判然としないが、天台系の修業をしたのであろうか。康永二年六月二十六日に辞世敬白と細い一面がある。さよならの挨拶を刻んでいる例は極めて珍らしい。

高さ一三五センチ　緑石安山岩製である。お堂に近いところは南北朝から室町初期の墓地で五輪塔や板碑が出土している。

番号	名称	庵主	年代	所在	備考
1	三明院	玄斎法印	元文年間より延享年間まで	大胡町	
2	大鏡院	祐元法印（中略五名）亮賢法印	慶長年間より明治五年まで	大胡町　上町	文政年間より代々寺子屋を開く
3	護行院	慶玉法印	宝暦年間	茂木村	
4	叶之院	高栄法印	宝暦年間	茂木村	
5	長光院	光慶法印（中略二名）龍清法師	享保年間より文政七年まで	茂木村新山	
6	宝憧院	法印法慶	宝暦年間	茂木村新山	
7	聖宮院	宥海法印　宥盛法印	安永年間より嘉永二年まで	茂木村新山	
8	王泉院	祐弁法印	安永年間より寛政年間まで	茂木村	
9	宝明院	教山法印	天明年間より寛政年間まで	茂木村	

10	千手院	護行法印	安永年間より文政五年まで	茂木村小林						
11	大寿院	栄智法印	天明年間	茂木村						
12	来宝院	妙慶法印 智音法印	明和年間より安永六年まで	堀越村五十山						
13	石本院	快弁法印	享保年間	堀越八幡小路						
14	大宝院	玄永法印 法山法印	宝暦年間より享和元年まで	堀越村五十山						
15	滝本院	周山法印 紹周法印 俊英法印	明和二年より天保五年まで	茂木村高	瑠璃山守宝坊を前身とす					
16	和光院	不明	不明	大胡町						
17	玉宝院	不明	不明	茂木村						
18	知宝院	不明	不明	茂木村高	円城寺北					
19	不之院	不明	不明	茂木村						
20	花蔵院	不明	不明	堀越村上の町	万善寺北					
21	清長院	不明	不明	堀越村						

第三章　其の他の宗教結社

一　天理教

1、名称　天理教大胡分教会
2、所在　大胡町大字堀越一、三四〇番地
3、本部　奈良県天理市三島町
　　天理教会本部
4、由緒沿革

本教会は初代会長江黒常松が難病のとき阪東大教会初代会長多菊胡三郎のお助けを蒙り、その教えに感激し入信したのが始まりで、近隣の村々に布教を始め明治二十四年三月には信徒八十六名にも達し、その地域は大胡柏川宮城新里赤堀にも及び明治二十八年六月三日には地方庁の認可を受け大胡布教事務取扱所が設立された。二代会長に吉田八百平が就任したが明治政府の本教弾圧政策に会い信徒は減少を続けた。吉田会長は芳賀村五代にあった勢多布教所長となり、着任しそのあと須田勘吉が会長となったが生来病弱で布教活動が充分でなかった。大正四年江黒常松の長男治繁が四代会長に就任、再び布教活動が活発となったが大正十年には治繁は上級の阪東分教会に役員として就任し、そのあと吉沢玉吉が五代会長に就いた。

会長吉沢玉吉の二女美すは天理教校に入校し六ヶ月の教育を受け、天理教々師となり第二次大戦の頃まで布教活動が熱心に行なわれた。

大正十二年に柏川村深津に東野宣教所（現東野分教会）を設置するなどめざましい活動が続けられた。

六代会長には吉沢良悟現会長が就任、その頃阪東分教会は日本橋大教会より分離昇格し、本部直轄の阪東大教会となり、又本教々規の改正による布教所から大正時代に宣教所に昇格していた教会は分教会に昇格した。

支那事変から太平洋戦と戦禍の拡大は、天理教への弾圧となり、「おふでさき」や「おさしづ」等の教理書の没収や、おつとめの一部差止め等本教々理の一番重要な部分を押える等のこととなった。本教では全教を挙げ戦事国策に沿うべく全教会長は北海道、常盤、九州などの炭坑に勤労隊を送り「ひのきしん」活動を通じ政府に尽力した。

吉沢良悟会長並に三男優は三度にわたり勤労隊に参加し

た。

昭和二十年夏終戦となり、翌二十一年には教祖六十年祭が奉修され、信徒三十数名は戦後の大混乱の交通事情の中においても本部に参拝し又長男一悦は天理教校修養所に入学し、十年後の、昭和三十年十二月名久田分教会を復興し、四十四年には神殿を完成した。

本教会の大正初期の教勢を当時の届書から抜粋してみると

天理教日本橋大教会阪東教会
勢多支教会大胡宣教所信徒人員届

名称	所在地	前度年		入		退		死亡		現在	
天理教日本橋大教会阪東分教会勢多支教会大胡宣教所	群馬県勢多郡大胡町大字堀越村一二六番地	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
		71	54	5	4			1	2	75	56

大正四年十三月末日調
右及御届候也
大正五年一月十四日
群馬県勢多郡大胡町大字堀越村一二五番地
担任死亡に附後任者選定中役員代理す　承事　江黒　活繁　㊞
群馬県勢多郡宮城村大字市之関村二三番地
信徒総代　角田　孝五郎　㊞
群馬県勢多郡粕川村大字深津村一〇七番地
信徒総代　真藤　喜代吉　㊞

群馬県勢多郡大胡町大字堀越村一五七番地
信徒総代　飯野　太平　㊞
群馬県知事　三宅　源之助　殿

一、建造物
教会堂　木造亜鉛葺二階建　五十七坪
内訳　二階　神殿　二十一坪
一階　附属家屋　三十六坪
一、土地　一一三坪
一、行事
元旦祭　一月一日　春季霊祭　三月二十四日

春季大祭一月十日　秋季霊祭　九月二十四日
秋季大祭十月十日　月次祭　毎月十日
（一月十日を除く）

その他
青年会。婦人会。少年会
教区支部等による恒例臨時の「ひのきしん」

一、宝物、文化財

神道御嶽教大胡普寛元講社

一、名称　神道御嶽教大胡普寛元講社
一、御嶽山　大本宮　奈良市
一、所在地　大胡町大字堀越字殿町一、一一四ノ三
一、祭神　国常立尊、大巳貴命、少彦名命を奉祀し之を御嶽大神とし、併せて普寛行者を祭祀す
一、結社建立　昭和十五年四月十三日
一、由緒沿革

当講は寛政五年開祖普寛行者が当地へ布教伝導の際当地住人と法縁を結び、講社を結んだのが起縁となり、以後御嶽信仰は子々孫々に継承され、祖先の遺風を遵守し敬神崇祖の念を伝承し、亦一般信徒に対しては、信仰の目的達成に努め、相互協力国家隆盛家運繁栄を祈願し、依て本教の教義を宣布し儀式の執行を以て敬神崇祖、人天理主命、教祖の御分霊各一体
おふでさき　一冊
おさしづ　七冊　本部より当教会へ下附されたもの

一、歴代主管者名
初代　江黒常松　四代　江黒治繁
二代　吉田八百平　五代　吉沢玉吉
三代　須田惣吉　六代　吉沢良悟（在任中）

格完成の本義を布教伝道するものである。

御嶽信仰は長い歴史を以て代々継承して昭和年代に至ったが結社届がしてなかったので宗教団体施行に際して講長小野芳平の時即ち昭和十五年四月十三日に結社届を完了した。当時届出した信徒講員は男二十六名で布教師の数は六名であった。

昭和十七年七月堀越一、一一四番地へ講社出張所を開設した。

布教所は代々の講長の住宅が当てられていたが、星野講長の代に住宅改築に際し現在の布教所位置に専修道場を新築した。時に昭和四十三年七月であった。

一、境内　一四一、七坪
一、建造物　大胡町大字堀越殿町、一、一一四番地ノ三

布教所　木造亜鉛葺　一二、五坪

一、行事　月例祭　毎月十七日御日待
　秋例祭　十月十日五大尊護摩奉修
　登山修業　毎年八月　出羽三山、八海山等へ講員団体登山す。

一、宝物
　輪物　普勧行者真筆　御嶽山蔵王大権現
　不動明王尊影　木造　立像三尺五寸
　えんの行者　木造　座像三尺五寸

一、歴代講長
　初代　かじ屋源平
　二代　かじ屋源平（襲名二代）
　三代　かじ屋源平（〃　三代）
　四代　鵜飼長平
　五代　鵜飼英造
　六代　小野芳平
　七代　星野清右衛門
　八代　奥泉文平
　九代　奥泉文平（襲名二代）
　十代　茂木善次郎（現講長）

神道御嶽教あ組講社

一、名称御嶽教あ組講

神祭嶽御　講組あ

一、事務所　大胡町大字茂木字大道下乙一、一五四
一、教典　開祖一心行者の教書
一、祭神　御嶽神社、三笠山神社、八海山神社三神社の祭神及び一心行者
一、宗教結社届　昭和十五年三月十四日
一、由緒沿革
　神道御嶽教あ組講社は、天保三年頃より講祖一心霊神

に師事して信仰し修養に努め、近隣相寄り、信州の木曽御嶽山に毎年登山をしていた。当時木曽の御嶽山に登るには鉄道もない頃で往復に一ヶ月も要したという事である。

昭和十五年、宗教結社あ組講として申請し群馬県の認可を得、祖代の代表者は登丸喜代松であった。

あ組講の組織は上、中、下の三講から成り立ち、上講社は勢多郡赤城村一円に散在する講員とし、中講社は前橋市の小坂子町、荻窪町、大胡町の滝窪、横沢の講員とし、下講社は大胡町の足軽町、上の町、水押、粕川村の田面、新里村の関、前橋市の泉沢町、荒口町、下大屋町、小屋原町、伊勢崎市の今村町等の講員とし、各地に支流講社をもって毎年四月九日を大日待と言い三講の会場を当番制として一堂に会し大祭を執行している。

講祖一心霊神の墓を他講社と共に埼玉県深谷市の杉並木の一隅に建立し、又当講社の先人の記念碑を足軽町の八幡宮の境内に建設した。

毎年夏御嶽山登山を山神の霊気に接し、身心を鍛錬し、一層の信仰心を高めることを会の大きな行事としているが、本年は約百名に近い信徒が登山することになっている。

一、土地　敷地　百坪

一、建物　木造二階建亜鉛葺　三十一坪二合五勺

一、行事　月並例祭　九日　大日待四月九日
　　登山八月中

一、現在講員　百十八名

　設立者　初代講長　登丸喜代松
　　二代〃〃　登丸三喜太郎
　　三代〃〃　登丸喜鶴（現講長）

御嶽教赤城山報国講

一、結社名　御嶽教赤城山報国講

一、所在地　大胡町大字滝窪字金丸三九番地

一、認可年月日　昭和二十年八月十五日

一、設立者　大胡町大字滝窪字金丸三九番地
　　平田鹿太郎

一、信徒数　二十名

平田鹿太郎は佐波郡粟女村尋常小学校を卒業以来農業に従事す。その後御嶽者の信仰に入り訓導の資格を得た。本講設立の理由及設立年月日を届出書類あり抜粋すれば「当会は時々信徒芳賀村小坂子のあ組講長角田延平に出向き請い儀式行事を執行奉修し居れども当地は赤城山中腹にして交通不便なれば、土地にも適当な人物を得て結社を設立しようとし信徒署名し八月十五日を設立と決した。戦後は平田鹿太郎の巡回布教によっている。

立正佼成会

一、名称　立正佼成会前橋教会東支部大胡地区法座
一、代表者　井上はる（堀越一、三五二）
一、会員数　一四二世帯
一、会の成立

昭和三十年頃東京杉並区の本部より第三十五支部である前橋方面から、又第十一支部である足利方面から導きの親（入会の紹介者）によって、それぞれの信仰生活をしていたであろう。昭和三十二、三年頃の会員は、大体十五、六世帯であったろう。

キリスト教

昭和十四、五年頃、牧師小沢馨（前橋市福音伝導教会）が現在の大胡町公民館あたりに伝導の集会をもった。以来信者が出来、度々の集会を開いていたが、昭和三十二年頃、旧茂木医院（大胡町大字大胡一四七ノ三）の病室一棟を借りて大胡の教会とした。即ち大胡キリスト教会である。設立当時の牧師はカナダ人ジョーンズ。イギリス人シュナイダーの二人の若い女牧師であった。伝導と共に英語なども教えたので高校生など十四、五人の信者はいた。三年程して二牧師共故国へ帰り、昭和三十七年四月から須田善衛が一年程大胡へ布教した昭和三十八年四月伝導師中村京子（現行田住）が来り元、藤屋旅館（現十王タクシー営業所、大胡八十四番地）にて伝導を続けていた。

昭和四十六年四月から牧師広岡あい子が現赤城会館二階を借りて伝導をしていたが会場の都合で昭和四十八年から休会をしている。洗礼を受けた者は三名いるとのことである。

それらの会員は大胡で、堀越、滝窪等の会員宅でより法座を開いていた。

昭和三十五年会の組織が変更になり大胡会員は高崎支部前橋法座所属となり、会員数は約三十世帯であった。

昭和三十九年前橋支部が発足し大胡は前橋支部第四法座に属した。当時の会員数は約六十世帯であった。

現在は前橋教会東支部大胡地区法座となる。

創価学会

昭和二十九年此の町に会員が出来以来年々会員が増加し現在二百五十世帯程の会員がいる。会員連絡事務所は、大胡町河原浜九五六番地、加藤康雄宅である。

霊友会

大胡町河原浜六七七ノ二　茂木つねなど個々の信者が五、六名は居るようだが、まとまった活動はしていない。

仏所護念会

会長関口嘉一は霊友会所属であったが昭和二十五年仏所護念会を創立し独立した。

大胡の仏所護念会支部長は、堀越一、〇六三番地の江原啓三郎で、昭和三十年一月十日に辞令を受けている。

会員は約百三十人で年々増えている。

現在は消滅した宗教結社

神道御嶽教大胡教会所

一、結社名　神道御嶽教大胡教会
一、所在地　大胡町大字大胡六番地
一、認可月日　昭和十四年六月二十九日
一、設立者　大胡町大字大胡六番地　大隅喜代治
一、信従総代　堀越一三五一番地　江口条之助
　　堀越五七七番地　松村秋太郎
　　大胡一一五番地　本橋　三雄
一、信徒数　男一一八名　女一七名
一、由緒沿革
　大隅喜代治は前橋市細ヶ沢に生まれ、粕川尋常小学校を卒業し、指し物師として家事に励むと共に神道に志

し宮城村御嶽寛英講に所属し、その信徒として熱心に修養研鑽に励み遂に御嶽教の大講義に昇進し、昭和十四年六月二十九日に右所在地（大胡町大字大胡六番地は昔の天神様の境内で元大胡町役場のあったところで現在の上町北爪提灯屋の前で平田醫家のあたりになる）元勢多郡農業会があった空家を借りて教会所とした。

信徒一三五名もあり盛んな結社であったが、何時の頃か主管者大隅喜代治は大胡町大字大胡甲五十五番地に住むようになった。

その場所は元の大胡公園の地に六角堂があった（前橋で行なわれた共進会の時の建物を移築したと聞いている。）そのお堂に住んでいたが、昭和十六年四月二十日主管者を辞し、御嶽教の一布教者となり、その後任には、元大胡小学校の訓導であった星野徹雄が就任した。昭和十六年五月二十日であった。星野徹雄は北海道釧路の人で釧路中学卒業の後専売局などに勤めたが、昭和十一年大胡小学校訓導となり昭和十四年十二月同校を退職し、御嶽教大胡教会所主管者となり活躍中元来歴史に興味ある人で足を以てその資料の蒐集に努め個人の力で大胡郷土誌原稿を書いたりして其の功績は大なるものがあった。然し昭和二十二年ガソリン台風の大濁流は御嶽教大胡教会所の建築物を始め主管者の星野徹雄をも押し流し悉くを失ってしまった。

其の後御嶽教大胡教会所は立ち消え状態である。

御嶽教里美講

一、結社名　神道御嶽教里美講
一、所在地　大胡町大字大胡甲五十五番地
一、認可月日　昭和十六年九月二十五日
一、設立者　大胡町大字大胡甲五十五番地　大隅喜代治
一、土地　百八十坪
一、建物　十五、五坪
一、信徒数　十四名

大隅喜代治は前記御嶽教大胡教会所主管者であったが昭和十六年四月二十日辞任した。そして同年九月二十五日には里美講を結成した。その間の事情は届出書の「組織の理由及年月日」の項を引用すると

「昭和十六年四月二十日当結社代表大隅喜代治大胡教会長を辞し現住所に移転居住するに及び附近居住者と計り本講の結成を企て昭和十六年九月二十五日を以て設立す」

とあり、それより終戦以後まで存続し、主管者大隅喜代治は昭和三五年五月四日死去すると同時に此の結社も消滅したようである。

神道御嶽教寛英大胡講

一、結社名　神道御嶽教寛英大胡講

一、所在地　大胡町大字大胡四七番地
一、認可月日　昭和十五年三月十五日
一、主管者　大胡町大字大胡四七番地　萱沼ロク
一、布教所　土地　八十坪
　　建物　木造二階亜鉛葺二八、五坪
一、由緒沿革
　萱沼ロクは山田郡相生村に生れ相生小学校高等科卒業、大正十一年より宮城村鳥毛石の故御嶽教小講義萱沼兼松に就きて行法修業し同教訓導となる。兼松死去の後は宮城村田御嶽教寛英講社の代表となったが、大正十三年大胡町に居住し、大胡在住の講員を以て分立し前記期日に宗教結社を結成した。当時講員は十五名であった。昭和十七年十一月十日経済的運営が困難となり、信徒と協議の結果御嶽教大胡教会に合併し、萱沼ロクも当教会布教師となり寛英大胡講は解散した。

神道御嶽教究心会

一、結社名　神道御嶽教究心会
一、所在地　大胡町大字大胡四八番地の一
一、認可月日　昭和十五年四月十二日
一、設立者　大胡町大字大胡四八ノ一　佐藤　察
一、建物　木造亜鉛葺二階建　一八、七坪
一、土地　二十坪
一、信徒数　六十三人
　佐藤察は宮城県本吉郡戸倉町に生れ、その地の尋常高等小学校の高等科卒業、日本大学法科専門部卒業の後御嶽教の信仰に入り柄沢昭覚先生に師事し教理儀式につき指導を受け権訓導を拝命す。
　昭和一六年一月二八日提出の宗教団体法施行細則に関する届によれば、
布教者数　男一
信徒数　男五〇　女一三　計六三
　昭和二十一年九月二十八日主管者佐藤察は死亡し此の教会も消滅した。

○普化宗巻物本則（大胡、勝山家所蔵）

（朱印）普化錫鐶話

普化神師居常入市振鐶曰
明頭来明頭打暗頭来暗頭
打四方八面来旋風打虚空
来連衆打一日臨済令僧把住
日或遇不明不暗来時如何
師托開曰来日大悲院裏有
斉僧回挙似済済曰我従来
疑着這漢

（印）

曹山本寂禅師聞鐘
声乃曰阿耶々阿耶々
僧曰和尚作甚麼
師曰打着我心
五祖戒曰作賊人心虚

舌徳頌曰

聞鐘便道打余心
語浅分明理事深
上流黙々頭笑
可謂真鎗不博金
夫尺八者有無中道理忘想
解脱音楽也慈趣如何忘衆生
悪心払邪念忘執也

（印）

凌雲峰頂看雲人
普化堂中第一祖

上列新田郡太田町

養寿山　利光寺　印
現主　遊山　未了　印　印

明和九天辰六月附与之　門士　遊候

往来

一、此虚無僧当寺門弟ニ紛無御座候間々
御関所並海陸共無相違御通可被下候以上

利光寺　印

国々御関所　御番衆中
在々所々　諸寺院方丈
村々　庄屋中

前書於有之此度相改令継印者也

安永五歳三月　利光寺　印
看主　随道

（虚無僧の本則が大胡町に残っていたのである。利光寺は太田宿の西端にあった虚無僧（普化宗）の寺院）

採花帖——町誌余録

○上毛古墳綜覧から――大胡町――

昭和十年に学務部長と警察部長連名で市町村長、小学校長、警察署長宛に古墳調査ニ関スル件として古墳の県内一勢調査を実施した。調査員としては小学校職員から選出し、その他適任の者がいるときはその人を委嘱して、生徒、青年団員を補助させて実施した。

その結果、昭和十三年三月に『上毛古墳綜覧』として刊行された。大胡町は町長小林定吉、書記今井権吉、大井利朗、小学校長栗原重雄、訓導鳥山庸一、東宮七男、井上宇之助、登丸丑太、ほかに高橋照之助。以上調査員として四十一基を報告した。

番号	形状	現状	発掘有無	所在地		地目	面積畝歩	規模 大さ	規模 高	所有者	出土品	備考
第一号	円型	畑及松林	無	茂木 輪窪	八〇〇 八〇九	山林	三〇六 七九	径 一九尺	一二尺	荒砥村 小沼新作	甕	
第二号	未調ニ	付欠号	トス									
第三号	円型	畑	有 大正三	茂木 西小路	三六八	畑		八〇尺	四尺	茂木共有地		
第四号	同	神社境内	有	同 同	三〇八	同	三一七	一〇〇尺	一〇尺	同		
第五号	同	山林	無	同 上ノ山	五〇七	山林	一〇〇三	五五尺	五尺	林 源造		
第六号	同	同	同	同 同	五〇七	同	一〇〇五	七六尺	一〇尺	同		
第七号	同	同	同	同 東小路	四〇一	畑	三一六	七〇尺	七尺	大原 源司		陪塚カ 附近石器 時代遺物有

第八号	同	桑園	同	同	同	四五一	同	三三三	七六尺	七尺	同		
第九号	同	竹藪	有	同	同	四五九	宅地	一〇四二	三〇尺	三六尺	林　吉彌		
第一〇号	同	宅地	同	同	同	四六六	同	三四〇五	四八尺	五五尺	深澤　進治		石棺現存
第一一号	前方後円	畑	無	同	同	四五三	畑	一九一〇	全長一三四尺 前七〇尺 後七〇尺	一〇〇尺	円城寺	武人埴輪	
第一二号	円型	竹林	同	同	上ノ町	一二〇乙	同	八〇〇	五五尺	一六〇尺	長興寺		
第一三号	同	畑	同	同	同	三一ノ一	同	三〇四	四八尺	一〇〇尺	木島　彌作		
第一四号狐塚	同	神社境内	同	堀越足軽町	勝山	二〇一	山林	二〇二	三五尺	八〇尺	大胡神社		
第一五号	同	芝地	有明治三	堀越	房関	八六一乙	畑	三三八	八〇尺	九〇尺	立川　六造	小刀、其他	石棺現存
第一六号生人塚	同	墓地	無	同	永閑寺		墓地		二六尺	九〇尺	共　有		
第一七号	同	竹林	有	同	五十山	九六一	宅地	五三五	四八尺	八〇尺	戸谷　新吉		石棺現存 南方開口
第一八号	同	山林 石祠有	無	同	同	九七六	山林	一八七	二六尺	六〇尺	加藤善三郎		
第一九号	同	山林 神明祠有	同	同	殿町	一一、一一四	同	三〇五	三〇尺	六〇尺	今井多三郎		
第二〇号	同	神社境内	同	同	本郷	四四三	境内地	三〇二	八〇尺	一四〇尺	大胡神社		
第二一号	同	山林	有	堀越一丁目	諏訪	三〇四	山林	二八〇〇	五〇尺	五〇尺	大島　太平		葺石有
第二二号	同	雑木林	無	上大屋	中山	五四	同	一〇〇〇	六〇尺	六〇尺	大川英一郎		
第二三号	同	同	同	同	同	五〇	同	一九一四	四八尺	三〇尺	伊藤　年松		
第二四号	円型	芝地	無	樋越	西久保	五三三甲	畑	四六	三五尺	四〇尺	鹿沼　顯次		
第二五号稲荷塚	同	荒蕪地 稲荷祠有	同	上大屋	八ヶ峯	八、八	山林	三〇七	六二尺	七〇尺	上大屋共有		
第二六号庚申塚	同	墓地	同	河原濱	新地	一〇八三、一乙	墓地	三〇〇	四四尺	六〇尺	小林元三郎 吉田作次郎		

第二七号	同	桑園	有昭和八	横澤	前野	八七六ノ二	畑	一二七	一六尺		稲村字右衛門						
第二八号	同	荒蕪地	無	瀧窪	田ノ上	七五一	墓地	一一五	一三尺	四尺	瀧窪共有						
第二九号	同	同	同	同	細田	丙八八五	山林	三八一五	一七尺	五尺	同						
第三〇号	同	松林 仙現祠有	同	同	西窪	乙一八五	同	七二五	二六尺	一一尺	横澤太助						
第三一号	同	雑木林	有昭和七	横澤	大塚	六三五	同	一三二三	三三尺	五尺	横堀小三郎						
第三二号	同	同	同昭和七	同	同	六三五	同	一三二三	五〇尺	八尺	同						
第三三号	同	同	同昭和八	同	同	甲六四〇	同	九〇一	四〇尺	四尺	大澤良作						
第三四号	同	荒蕪地	無	同	同皮	六三九	同	三五二九	二〇尺	五尺	大澤米作						
第三五号	同	同	有昭和八	同	五田	五四〇	同	二二四	二四尺	四尺	市川茂平						
第三六号	同	平坦芝地	同大正元	同	向山	四〇六	畑	五〇六	不詳		井上福彌	直刀二					
第三七号	同	雑木林	同昭和九	同	向田	四三一	山林	一四〇七	三六尺	五尺	黒澤金作						出土品多郡史編纂所蔵
第三八号	同	同	無	同	山	三五三	同	一九一九	三四尺	八尺	木瀬村奈良吉造						
第三九号	同	同	同	同	柴崎	八九	同	五六〇〇	三九尺	六尺	桂田村與一						
第四〇号	同	同	同	同	同	八九	同	五六〇〇	二八尺	五尺	同						
第四一号	同	石山	有昭和九	同	同	四八	同	二九二四	三一尺	八尺	大矢龜太	宝					
第四二号	同	雑木林	無	同	同	四九	同	二四二七	三七尺	八尺	大澤守吉						出土品在地所有者蔵

○田島栄吾伝（近世上毛偉人伝、高橋周楨著、明治二十六年）

田島栄吾は勢多郡大前田村久五郎の子にして博徒の棼斗と仰がる。性剛邁義俠を以て自任ず強を挫き弱を扶け、郷党違言諍闘のある毎に中間に立て和解せしめ、脅迫教唆煽動の如き非行ある事なし。故に人亦頗る栄吾に倚頼するといふ。姿勢魁偉、容貌逞しふして、自から愛すべく、顔色浅黒にして体頗る肥満す。父久五郎に至る迄、家世々邑の里正たり。久五郎亦一個の侠客にして、博徒の首領たり。栄吾、父の膝下に在り、幼より活潑不羈。事に蹉跌せず、人綽名して日の玉小僧と云ふ、撃剣を好み、長じて倍精妙を極む。故に前後数十回の戦闘をなせしも全身一点の傷痍なし。然れども佐渡に竄せられし時、はだしにして雪中を奔走する事数回なり、為めに両足の指総て凍落してなかりしといふ、平素驕奢を嫌ひ、節倹を守り、辺幅を修飾せず、身に綿服を纏ふて竹の皮草履の他は穿ちし事なし。身軽捷にして、坐ながら一跳して三間の外に到る。敢て前後左右の嫌ひなしと。又疾脚にして一昼夜に能く四十里の道を走る栄吾十五歳の春三月十五日、大間々街道（此地は久五郎の縄張なり）大榎の樹下に武州仁手村博徒清五郎なる者恣に賭場を開く。久五郎、栄吾をして無断に場を開くの無礼を詰問せしむ。往に臨み警て曰く凶器を携ふる勿れ、携ふれば必ず過ちあらんと。栄吾刀を脱し往て清五郎に談判す。清五郎敢て一言も交へざれば帰て状を父に告ぐ。久五郎黙して言はす一滴の涙眼胞を濡すのみ。栄吾謂らく是必ず性命を賭せんと決するなり。余以て之に代らんと。密かに父の徒下を率ひ再び到れば清五郎は其徒と共に既に逃走せり。久五郎の義子栄次なる者慾多一人賭場に在りしを源五郎の徒と誤り斬て之を殺す。栄吾家に帰り母に訣して曰く。兄人を殺したれば今より国越をなさんとすと。身を潜め裏口より出づ。母叱して曰く。人を殺し亡命する者裏口より逃出るが如き卑怯にては遁れ得まじと。栄吾奮然自ら悟り栄次を伴

ひ表よりして去り尾州名古屋に殊り止る。同國某村の里正某に賭場の貸金五拾両余あり。里正某目明をなすを以て弁償せず。栄吾数之を促せと雖も遁辞を喋々するのみなれば、一日栄吾栄次と共に某の家に到り僅少の金円返さゞるも支へなしと雖も其廉立たざれば他の批評を免れ難し。依て金の多少は論ぜず弁償の趣意を立つべしと。某止を得ず金壱円を紙に包みて栄吾の座辺に措く。某の妻某を叱責して曰く平素賭場の借財は一銭と雖も弁償せずと誇りしを今にして之を出す何等の臆病ぞと。栄次栄吾の傍に在りしが此言を聞や無礼なりと言まゝ一刀に某の妻を両断す。某驚き起たゝんとするを栄吾抜打に切倒し一円の金は其処に捨置き直に此地を立退たり。後尾州家に於ては物色して栄吾を捜索する頗る厳なり。栄吾潜むに地なく匿るゝに処なし。進退殆んど谷る時に尾州より江戸邸へ送る銀簞箱根嶺に於て強盗に掠奪せられ護衛の者亦悉く切害せらる。栄吾之を聞や徒下を率ひ趣て賊の所在を捜索し強賊数人を殺戮して銀簞を取戻し徒下をして之を尾州邸に送らしむ。藩侯吾が亡を雪ぎしとて殊に賞讃せられ此功を以て前日の罪を免され且錦袍を賜ふ。いまに宝として家に秘蔵す。以来栄吾追捕せらるゝ毎に尾州を以て潜匿の地となす。栄吾嘗て佐渡に配流せられしとき、破島を企て時機を窺ひ居たりしに、偶壱隻の船漂着す。栄吾悦んで之に乗るに楫もなく又柁もなし。双手を以て水を掻き激浪を衝で遁れ対岸に達するを得たり。又玉村駅に到りしに図らず火方盗賊改の吏巡回するに遇ふ。栄吾は突然駕籠に向ひ武士は「アイミタガイ」なりと駕籠の中の火を借り吹煙せり。駕籠に附添たるは彼は栄吾なりといふを聞や吏は駕籠を急がせ避たりとそ。其豪気概ね此類なり。又義子たらん事を請ふ者あるも本人が性質の善悪を熟知せし後ならでは承諾せざりし、晩年人に言つて曰く。余が人を殺せし数は余が年の数より猶多し。然れども殺して不憫と思ひし者一人もなし。他ならず殺す所悪人と讐敵となればなりと。栄次は尾州に於て栄吾と共に里正某夫妻を殺し栄吾と相別れて甲州郡内の博徒某（家屋も立派にして長屋門あり相応の財産家なり）を訪ひ自から栄吾と名乗て寄食せしが後此家の養子となれり。後三年を経て栄吾は栄次が郡内に在るを聞き訪ひけるに栄次は大に悦び栄吾を上座

に請し殷勤に饗応す。栄吾滞留する事三日。別れに臨み栄次は贐として廿五両包四箇を出す。栄吾は只其一包の半数を懐にし余は辞して出立す。栄次が徒下其誰なるを知らず。栄次に問ふに栄次も彼は真成の栄吾ともいひ兼ね彼は赤城の天狗なりと答へしより人栄吾を呼て天狗と云ふ。栄吾明治六年病を以て家に死す。年八十二。栄次は後郷里月田村に帰り村吏を以て前非を悔悟せし旨上申しければ無罪となり前橋に旅店を開き死に至る迄目明しを勤務せり。

○大胡小学校開設当時の記録

（表　紙）

下書

開校以来会計

取調簿　下書

大胡小学校

旧学務掛

江　原　与　平

第十七番中学区第百三十五番小学区

第八大区三小区勢多郡宮関村

官立

一大胡小学校　明治六年十月十四日開校

一学校家屋(眼)槩価

借家ニ付欠ク

一学校附属ノ田地　無之

一諸器械価

金六十一円五十三銭

一書籍価

金五円三十九銭

一積金　無之

一生徒授業料

金二十四円四十七銭五リン開□各□(虫喰)

但上等壱人十六銭　中等壱人十三銭

下等壱人十銭

一寄附金利子

金七円五十銭　一ヶ月二円五十銭

右同断

一集金資本金ノ利子　無之

一教員月給

金十五円

金七円五十銭　教員　一人給料一ヶ月□(虫喰)

□(虫喰)円五十銭　助教　二人給料一ヶ月金三□

一保護役並ニ小使ノ給料

金七円五十銭

内金三円七十五銭　保護役給料

金三円七十五銭　小使給料

但一ヶ月一円五十銭宛

一営繕並借家賃

金三十一円十銭

金二十九円八十五銭　営繕入費

金一円廿五銭　借家賃

一炭油薪(カ)入費

□三円

一筆墨紙並白墨等入費

金二円六十一銭

一献金　無之

一寄附金　二百円

一積金　無之

一所有品

一机二十五脚　一腰架二(カ)□

一ボールド一枚(カ)　一時計　一ヶ

一椅□二張(カ)　一書台　三脚(カ)

一鉄瓶　一ツ　一大土瓶一ツ

一茶碗　十　一火鉢　一ツ

一コンロ　一ツ　一庵火　三ツ

一薄縁　三枚　一硯　三ツ　一童蒙教草　一部　一勧善訓蒙　一部
一莚□十枚　一半鐘　一ツ
書籍
一習字本二十五冊　一童蒙う□
一単語読本一二　四冊　一童蒙会語篇　一冊
一智恵糸口　一部　一智恵ノ環一二三篇　三冊

右之通取調候也

旧事務掛　江原与平

○豊国覚堂翁

○祝覚堂翁之岡崎文化賞受領　大胡　小暮　高爾

同志相会開賀莚。八十六翁健愈全。岡崎文化賞燦曄。豊国山頭瑞気鮮。

同志相会して賀莚を開く。八十六翁健愈々全たし。岡崎文化賞燦として輝き。豊国山頭瑞気鮮かなり。

翁は現大胡町の町長で附近町村での人物であることは勿論、覚堂が昭和廿五年に岡崎文化賞を頂いた際、町の信用組合長大島太平氏らの発起で祝賀の莚を開かれ、会合されしは町区長小保方七郎、医士茂木一次、戸塚龍雄、北爪健次、大同銀行支店長谷川亀夫、根小屋区の豊坂長太郎、大胡小学校長川島照雄、大胡中学校長伊藤房次、それに足柄町部落の大竹喜代松、大胡の元町長であった茂木雅雄、郡内月田村鎌塚猪之太郎の各氏で頗る盛会を極め近頃珍らしい雅莚であった。（吟詠鰻、豊国義孝編）

豊国義孝（号は覚堂）翁年譜

慶応元年　六月二十五日誕生（父田川義永母知加）多野郡日野字村猪田曹洞宗長湯山興春寺

――吾等ノ生レシ慶応ノ頃ハ寺院住職トシテハ表面、子トシテ届クル能ハズ、肉食妻帯勝手タルベシトノ解散令ハ明治三年頃ノコトト思フ、其以前ノ生誕ナンバ仝寺世話人内田助次郎三男トシテ届出ヲナセリト云フ。

明治四年　母知加逝去（富山の人）興春寺に葬る。

〃　六年　継母来る。藤岡町字芦田曹洞宗龍田山光徳寺の芦川活童師に預けらる。

〃　〃　十年　春、父の校長たる下日野小学校に入学

〃　十二年　多野郡鬼石町大字浄法寺字根際御嶽永源寺の池田瑞巌師に随身し四月に勢多郡大胡町大字堀越の長善寺豊国洞伝（時に五七才）に師事。義綱となり、次いで得度式を行う。

〃　十三年　五月十五日鬼石町永源寺池田瑞巌の初会に入衆。秋、龍海院内群馬県曹洞宗専門学校四級試験合格。

〃　十四年　龍海院の学林に学びながら宗務支局の庶務取扱をなす

〃　十七年　是宇林吟社（盟主は高岡蕉雨師）に関係

〃　十八年　群馬県曹洞宗専門学校を卒え、夏永源寺池田瑞巌の常恒会において立職開十月十五日を以って師資の面授嗣法を了る。

〃　十九年　一月二三日『任長善寺住職』の辞令あり。この冬東琢薄来りて沙弥となる。知事佐藤与三の允許を得て漢学専門の、『済美塾』を開設。その教授は多く洞伝師をわずらわす。開塾式の生徒七名

〃　二十年　『象松余韻巻一』を発刊（十一月一号のみ）

〃　二一年　六年四日曹洞宗説教講習所を修了し布教師となる。講習は東京して三ヶ月間。この間に大内青巒を知る。九月群馬県曹洞宗専門学校にて七級試験に合格『仏教簡易修身書』（経典の金言集）を出版

〃　二二年　前橋の弁護士大島染之助（不染居士）と月刊雑誌『獅子吼』を発行六月より十一月まで会員八百名

〃　二三年　大内青巒の招きにより上京。二月十一日より『江湖新聞』が発行され宗門担当をなす。同紙は曹洞宗の新聞で三宅雪嶺が主筆。

八月発刊九月より『土曜報知』（週刊）を牛込区横寺町長源寺にて秋葉山住職と共に発刊

〃　二四年　六月『土曜報知』の経営を鴻盟社にゆずり帰郷。

〃　二五年　大胡にて『教学新報』出版、上京博文館（東京日本橋）の編輯係となる。（仏教要義全集の編集に当る

予定が実現しなかった）

明治二六年　春、木島はん（佐波郡玉村町）と結婚（明治三年一月三日生）

〃　二七年　三月『仏教開国論』出版

五月長男秀丸誕生。

夏、東京より前橋へ帰る。

〃　二八年　十月より月刊『仏教文庫』を発行（翌年夏まで前橋市神明町臥龍窟）この間、編輯出版事業（佐川翠芳著『上州人物志』など）

〃　二九年　春より大島染之助により『上州新報』記者となる（三四年十二月末まで）

〃　三〇年　一月長女花子誕生。

〃　三一年　一月二女基子誕生。

六月十日長善寺（勢多郡大胡町）住職依願免。法弟琢善継ぐ

〃　三四年　三月永源寺三八世瑞巌師遷化。

『金井烏洲評伝』刊。歳末上州新報退社。

〃　三五年　六月二男龍夫誕生。

一月五日高崎市で日刊阪東日報を創刊。社長大島染之助。主筆西川権。編集会計に当る。『日本仏教事始め』刊

〃　三六年　七月三女貴久子誕生。

〃　三七年　十月坂東日報休刊

〃　三八年　三月上野日々新聞発刊。主幹。兵藤和三郎、山田豊蔵らと。十一月四女和子誕生

〃　三九年　六月『幼児保育所史』の編述。秋『高崎繁昌記』を刊行。

十一月十日、師豊国洞伝溜逝去、八四才。この月『上野日々新聞』退社

〃　四十年　一月『前橋繁昌記』刊。

四月日刊『坂東日報』を刊行、社長。

〃　四二年　一月『坂東日報』を『坂東新聞』に改め社長真下弁次郎。自らは副社長主筆。

『高崎聯隊日露戦史』を刊

〃　四三年　『坂東新聞』休刊。

三月五女敬子誕生。

『高崎志』刊行。高崎市連雀町六五上毛タイムス社。『週刊上毛タイムス』発刊（塚越勝三郎、小菅寅之助と）

大正二年　一月『前橋風土記（古市剛撰）』刊八月上毛郷土史研究会創立。

九月三男正弼誕生

〃　三年　四月『上毛及上毛人』創刊。

二号六月。三号八月（多胡碑集説として発行）

秋『多胡碑拓本と解説』刊

〃　四年　『金井沢、山之上両碑拓本と解説』刊

五年　四月堤辰二著『勤王事蹟一班』刊。五月高崎市よ

り前橋市南曲輪町十九番地に移転。
八月上毛及上毛人復刊。以後昭和十七年一月まで二九七号となる。

大正八年　金井鳥洲翁印譜刊
〃　九年　高山正之遺墨集刊
七月八日実父田川義水逝去。多野郡入野村全林寺に葬る。八五才
翁(義水)は羽前長滝の人、本姓は石川氏幼年より禅門に入り永年行脚の後多野郡下日野村興春寺に初住、転じて群馬郡中居村の普門寺の席を董し此間二十余年郷夫子又は小学校長たり、明治十七年の頃多野郡入野村大字全林寺に転じ住山四十年に近く、終に全所に於て示寂せらる。大安心の境に住し何等の病苦も無く全く枯るるが如く逝去せられ、遺骨は越えて十一日全寺後山の墓地に埋葬し了えぬ。
遺偈に曰く
　無源一滴　非滅非生
　四大分散　月白風清
と、翁は号を心源と称せしより出でし偈なるが如し。
子孫甚だ多きが内に余の外、格潔、智成、義成、貞文、義英の如き皆仝宗の一寺住職になり……(義孝記)
〃　十年　十一月県史蹟名勝天然記念物調査委員嘱託
大正十三年　加沢記刊
大正十四年　上野人物志(岡部福蔵著)刊了。
昭和三年　箕輪町史考刊。
〃　四年　三月大島染之助逝去。
　六月　県史蹟委員嘱託
　八年　毛武と渡辺崋山、不二庵翁遺文刊
〃　九年　橋本香坡遺稿刊
〃　十一年　四月史蹟調査委員の功により表彰。十一月史蹟保存会創立二五周年に当り文部大臣より表彰
〃　十三年　正木古文書刊
〃　十四年　県勝地協会評議員に選任
〃　十五年　総社神社記念碑(撰文)建設。鳥洲先生遺稿刊
〃　十六年　大政翼賛会群馬県支部文化委員に委嘱。
上毛及上毛人二九七号にて休刊。県に書籍、拓本、出土品を寄贈す。
〃　十七年　高山彦九郎撰集(編著)嶺乎堂
〃　十八年　高山彦九郎叢書(編著)新紀社
〃　二十年　四月史蹟委員文化委員を辞任。大胡町長善寺へ疎開(帰郷)
　帰郷偶成
自出関門半百年　蒼顔遂化白頭還
積載筆政何収得　正見史書等身篇
愚魯世情疎　清貧毎晏如
生涯為郷事　著刷等身書

昭和二一年　池田瑞巌老師年譜等を刊行
〃　二三年　上毛百人一首寸草書屋刊。
その他パンフレット数種
〃　二四年　上毛百人一首(序大図軍之丞)群馬文化協会。
〃　二五年　岡崎文化賞第一回受賞。法弟義嗣琢善逝去(長善寺廿七世)
生者心滅会者定離と説く身にも
今度ばかりは身にこたえける
杖とたのみ柱とたよる其人に
さき立たれしぞ身の不幸なる
〃　二八年　九月　近世上毛詩家吟詠録刊。
十一月　長善寺門前にて足の骨折
上毛及上毛人(全巻)その他を県立図書館へ寄贈。県教育委員会より感謝状を受ける。
〃　二九年　一月三十日　藍綬褒賞を授与される。

褒章の記

豊国義孝

早くから郷土史の研究に従事し月刊上毛及上毛人其の他幾多の著述を刊行し、又史蹟名勝天然記念物の調査研究に専念する等多年克く郷土文化の向上に寄与した。誠に公衆の利益を興し成績著名である。依って褒章条例により藍綬褒章を贈って其の善行を表彰せられた。

内閣之印

昭和二十九年一月三十日

内閣総理大臣　吉田　茂　印
内閣総理大臣官房賞勲部長
村田八千穂　印

第一七一一号

〃　二九年二月四日逝去
全七日長善寺にて葬儀
法名　長善廿六世忠道義孝大和尚
仝　三月八日　妻はん逝去
法名　寿徳院秋潭月清大姉
(この法名は両者共、義孝翁の用意されたものである)
(丸山知良編)

○大胡町関係町村誌（明治十年当時）（群馬県議会図書室所蔵資料から）

上野国勢多郡大胡町　町誌

当地ハ旧ト関東八家ノ内上野四家ノ其一ニシテ、田原藤太秀郷六代ヨリ牧野氏ニ至ル迄数代ノ城市ニシテ小繁華ノ地タリシヲ、牧野氏越後国ニ移リショリ以来、町内追々狭少ノ処トナリ、然レトモ旧規ヲ存シテ自今ニ至ル迄、大胡町ト称フ

疆域東ハ樋越○上大屋ノ○両村ニ接ス、西ハ堀越及ヒ茂木村ニ荒砥川ヲ以テ界ス、南ハ泉沢村○ト一ノ小堀ヲ以テ界ス、北ハ川原浜村○ニ隣ル、各々同国同郡タリ

幅員　東西九町二十間、南北十三町四十間、面積凡零方里三分ノ一

管轄　沿革ハ天正十八年ヨリ牧野右馬允忠成ノ城下ナリシヲ（牧野氏以前諸氏数代ノ沿革アレトモ、古跡ノ部ニ詳明ナルヲ以テ之ヲ欠ク）元和四年越後国長岡ヘ移リ、其後前橋ノ城主酒井雅楽頭ノ領地トナリ、寛延三庚午年松平大和守ニ代リ、明和五戊午年ヨリ御代官前沢藤重郎ノ支配トナリ、天明五巳己年亦松平大和守ニ代リ、其後明治元年ニ至ル迄沿革ナカリシヲ王政革新ノ後、明治五辛未年更ニ改メテ群馬県ノ管スル処トナル、明治六年六月、又之ヲ武蔵ノ熊谷県ニ合セテヨリ、明治九年ニ至ル、同年八月復群馬ニ還リショリ、当群馬県ノ管スル処トナリ、コレ古今沿革ノ概略ナリ

里程　群馬県庁ヨリ寅ノ方二里十五町四十九間四尺、東樋越村元標迄五町壱間八尺、辰ノ方上大屋村元標迄拾六町拾五間八寸……西ノ方堀越村元標迄拾町三拾間三尺、子ノ方河原浜村元標迄拾四町廿八間三尺、午ノ方泉沢村元標迄

廿五町九間三尺三寸、申ノ方茂木村元標迄拾三町五間壱尺、其他隣邑巳午方伊勢崎町元標迄三里、卯ノ方大間々町元標迄三里十八町、子ノ方三夜沢村赤城ノ神社迄壱里二十九町余タリ

地勢　概ネ平坦ニシテ、東北ヨリ西南ニ延タル丁字形ニシテ、市街ハ土地ノ西北ニ位シ其正東ニ当レル一部ハ少シク凹凸ヲナス

地味　土地ノ過半ハ黒色ノ沃土ニシテ稲麦ニ相応シ、然レトモ旱ニ苦シムノ衰アリ、又東部ハ瘠鹵ノ砂地ニシテ諸作ニ不適

川　荒砥川ハ河原浜村ヨリ来レル無等川ニシテ濶処九間二尺、最狭キ処七八間、水勢ハ急緩ノ中ヲ得ル、淡水ナレトモ夏月ハ霖雨ノ為ニ濁水充満ス、然レトモ舟筏遍セス、堤防ナクシテ町ノ東端ヲ南流シテ茂木村及ヒ泉沢村ニ入ル

道路　日光裏街道西堀越村ヨリ町内ヲ経テ、川原浜村ニ至ル迄四町タリ

社　菅原神社　町社ニシテ東西十五間、南北十五間三尺、面積三畝二十七歩、町ノ東北ニ位シ、創築年□（虫喰）数今考フ可カラス、然レトモ大胡常陸之介ナル者菅原道真公ヲ信シ故ニ建立セシト古人ノ伝

寺　本応寺　東西二十一間、南北二十間、面積九畝十五歩、駿河国富士郡上条村日蓮宗大石寺末派ニシテ町ノ西ニ位シ、正応二年四月廿八日ノ建立ニシテ日興上人ナル者開基

勝念寺　東西二十二間、南北二十間、面積一反六畝九歩、西京浄土真宗東本願寺ノ末派ニシテ町ノ正南ニ位シ、文禄三甲午年、僧行心ナル者開基

安養寺　東西八間、南北三十二間、面積七畝二歩、同国同郡堀越村養林寺、浄土宗玄蓮社明誉空開基、但シ天正十八年庚寅創建

学校　ハ三小区人民共立小学ニシテ一ケ処ヲ設ケ置、大胡小学校ト号シ、当分堀越村長善寺ヲ仮用ス

町事務取扱所　当分戸長自宅ヲ用フ

古跡　大胡城跡　創築未詳　城主ハ田原藤太秀郷六代又太郎忠綱ノ一族、関東八家ノ内、上野四家（大胡、山上、桐生、沼田）ノ一ニシテ累代当城ニ住シ、大胡太郎成行十代彦次郎重治ニ至リ、弘治年間北条氏康ニ属シ、氏ヲ牛込ト改タリ、其弟斎安ニ残リ大胡常陸介高重ノ世、永禄二年謙信ニ攻ラレ、其旗下ニ属シ、同六年ニ至リ武田信玄ノ為ニ囲陥落城ス、依テ上杉家上野ノ小城保チ難キヲ慮リ武田ニ附与ス、後ニ当城モ天正十年武田家滅亡前マテ其併呑スル処トナリシカ終ニ天正十八年小田原トニ落城、大胡家系散滅ス、代リテ同年牧野右馬允忠成此城ニ封セラレ居ル事数歳ニシテ、元和四年越後国長岡ニ居ヲ移セシニヨリ、其後之ヲ毀ル

甲陽軍鑑ニ勝頼前橋ニ在城、東大胡、山上ナト須見ス云々

関東古戦録ニ弘治元年氏康、猪俣能登守則直ヲ以テ大胡ヲ攻ル云々

江戸名所図絵ニ大胡太郎成行十代彦次郎重治、上州大胡ヨリ武州牛込ニ移住シ、氏ヲ牛込ト改メ、北条氏ニ属ス云々

名跡考ニ天正年間大胡常陸介高重迄相続シテ此ニ居ル云々

伝説雑記ニ太田道真、同道灌、大胡ニ住スト云々（按スルニ暫来住セシナルヘシ）

太平記ニ上野国ノ住人大胡〇後太平記ニ大胡太郎

東路裏（つと）ニ大胡上野介ノ館アリ云々　廃城考ニ天正十八年小田原攻ノ時大胡モ遂ニ落城ス云々

物産　ハ生糸、桑、楮、梁、蔬菜等ナリ、然レトモ他出スル者生糸ノミ

民業　男ハ農商ヲ主トシ、女ハ製糸養蚕ヲ業トス

右町立会人　沢田　千吉

副戸長　佐藤　浅七

村誌

上野国勢多郡河原浜村

本村古時善ノ庄深津郷小林ノ里ト云シヲ天正ノ比改メテ深津ノ庄大胡ノ郷ト称ス

疆域　東ハ山林ヲ以テ樋越村境ヲ分ツ
南ハ往還ヲ以テ大胡町境トス
西ハ荒砥川ヲ以テ堀越村境トス
北ハ用水堀ヲ以テ鼻毛石村境トス

幅員　東西拾弐町五間南北弐拾壱町三十壱間面積未定

管轄沿革　前年月不詳大胡成家ヨリ三百年来代々大胡領地ナリシカ大胡勝行ニ至リテ弘治元ヨリ由良国繁知行ス後チ天正四年八月大胡常陸ノ助高繁ヱ帰ル同十八年四月ヨリ牧野右馬ノ亟忠成ノ領地ナリ元和三丁巳年酒井雅楽頭移リ寛延三庚午年松平大和守替リ明和五戊子年ヨリ御代官前沢藤重郎支配トナリ天明五己巳年ヨリ松平大和守領地トナリ天保十四癸卯年御代官林部善太左衛門ノ支配トナリ此年一村二ツトナシ其一旅下小笠原豊後守知行ス其一大岡主膳正領地トナリ壱村両給タリシカ王政御一新是ヨリ明治元戊辰年半村大音龍太郎支配ス同年十一月松平大和守上地ス同四歳全村同県処轄トナル

里程　群馬県庁ヨリ寅ノ方イ弐里弐拾九町七拾七間七尺

東ハ樋越村元標迄拾四町四拾間
南ハ大胡町元標迄拾四町廿八間三尺
西ニ堀越村元標迄拾五町五拾九間
北ハ鼻毛石村元標迄弐拾壱町三間

地勢　本村ノ北赤城麓ニ接シ恰モ北吹口ノ螺貝ノ如シ平垣ナラス薪炭運輸共ニ宜カラス但シ西浦壱組ハ起伏ヲナス

地味　其色淡赤ク軽砂ニテ大抵瘠鹵南方僅ニ肥沃ナリ稲粉桑茶共ニ宜カラス西方荒砥川近傍ノミ水利得テ其余時々旱ニ苦シム地アリ

税地　改正田反別四拾九町壱反壱畝八歩畑反別六拾五町五畝弐歩宅地反別九町五反六畝拾壱歩林反別弐拾九町八反八畝四歩
総計百五拾三町六反廿五歩

飛地　本村巽ノ方樋越内イ田反別五反三畝拾四歩畑三畝壱歩林三畝弐歩アリ

字地　全村大別シテ四組トナス一ヲ西浦ト云中央ノ西ニアリ南北六町廿四間東西壱町五拾六間ナリ一ヲ本組ト云中央ニアリ南北三町五拾八間東西壱町廿九間ナリ一ヲ向屋敷ト云南部ニアリ南北弐町三拾弐間東西壱町四拾間ナリ一ヲ根古屋ト云西南ニアリ南北四町三拾三間東西壱町四拾五間ナリ

畜馬　牡馬拾八頭牝馬拾壱頭総計弐拾九頭

川　荒砥川無等源ハ赤城山大穴ヨリ発シ柏倉村ヲ経テ本村乾隅ヨリ入リ最モ深処三尺浅処八九寸広処拾間余挾処三間余緩急中ヲ得ル平時清水ニテ夏月時々濁水充満ス舟筏通セス堤防ナシ本村ノ西堀越村堺ヲ拾六町四拾九間南流シ当村内七町五拾三間貫流シ西南ヨリ大胡町イ入ル

道路　日光裏街道村ノ巽ニアリ南大胡町境ヨリ艮鼻毛石村境迄弐拾三町廿弐間幅九尺赤山上道東南ニアリ南大胡町境ヨリ東樋越村迄六町拾六間幅九尺ナリ本村ノ南入口ヨリ拾弐町廿八間三尺ニ掲尓場村中央ニアリ

社　村社近戸神社字根古屋大胡古城ノ北後ナル高岳ニテ東西三拾壱間五尺南北四拾七間面積四反七畝拾壱歩本村ノ西ニアリ同郡三夜沢村赤城神社之分社ニシテ祭神ハ大巳貴命豊城入彦命勧請年月不詳祭日毎年四月一日十月十九日往古ヨリ諸人崇敬ノ社ニテ天正年間大胡氏ヨリ社頭営繕祭典供米等都度々々寄進有之慶長度ヨリ牧野氏ニ於テモ前ニ同ク寄進有之後酒井氏ニ至リテ供米五石ツヽ年々寄進アリ後松平氏ヨリモ前ニ同ク寄進有セラル旧幕府岩鼻ニ至リテ御代官林部氏ノ進達ヲ以テ有来リノ如ク寄附有セラレテ後ニ大岡氏小笠原氏両給ニ亙リ高割ヲ以テ右石数寄進有セラレ来リ明治三年之ヲ御廃シトナル大胡町堀越村河原浜村ノ大鎮守ニテ今ニ営繕祭典等右三箇村毎戸立会出勤仕来ノ上当今村社タリ

寺　応昌寺東西拾五間南北拾間面積四畝弐歩天台宗近江国比叡山蓮乗院末派ナリ本村ノ北ニアリ境内平垣ナリ年号干支不詳元来祖伝ニテ慈恵大師ノ像安置ス縁日一月三日人民信仰ス

玉蔵院東西拾間三尺南北七間二尺面積五畝拾壱歩真言宗下野国足利郡小俣村鶏足寺末派ナリ天正十八年牧野右馬亟開基ニテ同郡二ノ宮ヨリ移住ス

村事務取扱所　当分戸長用自宅用ユ

古跡　大胡城跡本村坤ニアリ東西壱町三十五間南北壱町三十九間恰モモツカウノ形ヲナシ几高サ拾丈程真丘ナシ上平垣ナリ古イヨリ言伝ニテ旧原藤太秀郷八代裔足利成家堀城築ス姓ヲ大胡成家ト称ス三代実秀ニ至テ寿永年中頼朝ニ屈シ代々家続ナスト雖モ宮内少輔勝行ニ至テ弘治元年由良国繁手ニ入リ城代益田伊勢守置ク亦勝行ハ江戸

牛込ニ移リ姓ヲ牛込称ス後ニ天正四丙子年八月八日小田原氏政勢乱入ス伊勢守ヲ追蕩ス亦氏政ノ命ニ依テ再ヒ帰城ス大胡常陸助高繁ス同十八年庚寅年三州ヨリ牧野右馬亟城入ス尚高繁牛込イ移ル跡二丸三丸本丸ノ押川隔テ堀越村ニアリ元和三年牧野駿河守越後長峰イ替ル時中庭ニ築ナシタル壱石五ツ本城北近戸社前ニ奉石ス大イナルモノ四尺小ナルモノ壱尺弐寸今眼前タリ後チアキ城トナル徳川家イ返地ス前記ノ如ク遷替領主損地竹林トナリ例規明治風禄士族奉還ス

物産　稲穀蔬菜桑薪炭等ニシテ他出スルモノ米繭三拾石生糸弐拾壱貫目ナリ

民業　男ハ耕農主トシテ女ハ蚕養製糸但シ農ニ助ス

出寄留　男壱人　女壱人

入寄留　男廿壱人　女十八人

右者明治八年百四拾七号御布達奉戴シ村誌委細記載上献候也

第八大区三小区勢多郡河原浜村

明治十一年第一月

立会人　佐藤　勇五郎

副戸長　江原　清五郎

同　小澤　五平

戸長　江原佐市右衛門

揖取群馬県令殿

村誌

上野国勢多郡樋越村

疆域　東ハ同郡込替戸村田林ヲ以界トシ

西ハ同郡川原浜村田林ヲ以界トシ

南ハ同郡上大屋村田畑ヲ以界トシ

北ハ同郡大前田村林ヲ以界トシ

幅員　東西十二町四十五間南北十六町二十二間面積不群

管轄　ノ沿革前年月不詳天正十八年ヨリ元和四戊午年迄二十九年ノ間大胡常陸介牧野駿河守右両城ノ区別不明瞭元和四年ヨリ寛延二己巳年迄百三十壱年ノ間前橋城主酒井雅楽頭領寛延二年ヨリ明和四丁亥年迄十九年ノ間前橋城主松平大和守領明和四年ヨリ安永七年迄十二年ノ間前沢藤十郎支配所安永七年ヨリ明治五年迄稲葉丹後守領

里程　群馬県庁ヨリ寅方

東込替戸村元標

西大胡町元標

南上大屋村元標

北大前田村元標

地勢　北赤城山ヲ負ヒ山麓ニ接シ運輸不便ナリ薪炭欠乏ナシ

地味　其色ハ赤黒ニシテ大麦悪シ小麦蕎麦等ニハ宜シ水利ニ不便ナリ

飛地　本村東ノ方同郡上大屋村ヨリ

字　字東原本村ノ東北アリ東ハ同郡込替戸村ヘ隣ス東西百七十二間南北二百二十間

字能万寺本村ノ東ニアリ北大塚山東ハ東原連ル東西二百三十壱間南北百五間字大塚山本村ノ東北アリ東ハ東原北ハ同郡大前田村隣ス東西二百二十間南北二百五間

字トロノ木本村ノ東ニアリ東ハ大塚山北同郡大前田村隣ス東西九十四間南北二百二十五間

字六反畑本村中央東ハ勘沢川西ハ天王山西アサミ連ル東西百八十間南北二百八十二間

字東アサミ本村東北ニアリ東北ハ同郡大前田村隣ス東西五十二間南北百六十間

字上アサミ本村北ニアリ北ハ同郡鼻ケ石村西ハ同郡川原浜村隣ス東西百二十八間南北百九十四間

字西アサミ本村西北ニアリ西ハ同郡川原浜村隣ス東西百八十間南北百三十間

字天王山本村中央東ハ六反畑西ハ西久保連ル東西四百二十間南北二百間

字西久保本村ノ西ニアリ西南ハ同郡上大屋村隣ス東西百十五間南北三百六十五間

字西前沖本村南ニアリ南ハ同郡上大屋村隣ス東西九十八間南北二百五十二間

字東前沖本村ノ南ニアリ南ハ同郡上大屋村ヘ隣ス東ハ勘沢川連ル東西百五間南北二百九十五間

字蚤替戸本村東南ニアリ東ハヨコハカイト連ル東西九十五間南北三百間

字ヨコハカイト本村東ニアリ東ハ同郡込替戸村隣ス南ハ熊穴ニ連ル東西二百十五間南北百七十五間

字熊穴本村東南ニアリ東ハ同郡込替戸村隣ス南ハ同郡西大室村隣ス東西百三十三間南北二百十五間

馬　牡馬六頭牝三頭総計九頭

川　勘沢川最深処水五寸浅処二寸広処四間狭処二間同郡大前田村ヨリ入同郡西大室村流シ其間十四町五十七間

濫井　本村辰ノ方ニアリ字ヨコハカイト十壱町四間東西六十四間南北三十三間周囲三町三間此水口同郡込替戸村ヨリ入此水同郡西大室村田水トナル

本村ノ丑ノ方ニアリ字六反畑二町五十八間東西八間南北七十間周囲二町三十四間此水口字東アサミヨリ入村内田水トナル

道路　一通本村中央西大胡町界ヨリ東同郡込替戸村界ニ至ル十壱町二十四間巾九尺一通本村北方西同郡川原浜村界ヨリ東同郡大前田村界ニ至ル四町二十二間巾九尺

掲示場　本村中央西口ヨリ二町九間四尺アリ

社　八坂社東西六間二尺南北十二間三尺面積六十九坪本村中央アリ

祭祖健速雄命祭ル

祭日十月十九日ナリ

菅原社東西五間三尺南北十四間三尺面積六十四坪本村午ノ方アリ

祭神菅原道真朝臣祭ル

祭日十月十九日

事務取扱所　戸長自宅ヲ用ユ

物産　稲藁野菜ヨリ蚕業薪炭等ナリ他ニ輸送スル者米薪炭糸繭ノミ其数些ニ少シ

民業　男女共ニ農業ヲ業トス

税地　田反別二十二町八畝二十二歩

畑反別三十五町七畝十八歩

宅地反別壱町九反九畝二十二歩

林反別五十九町六反九畝十壱歩

合計　反別百十八町八反五畝十三歩

戸数　本籍十九戸社二坐

人数　平民男四十七人　女四十八人

総計　九十五人

前書之通リ取調候処相違無御座候以上

右村

立会人　金子村吉

副戸長　松村幸吉

戸長　須永清造

上野国勢多郡上大屋村

本村古時膳ノ庄深津ノ郷小林ノ里ト云シヲ天正ノ頃改テ深津ノ庄大胡ノ郷ト称フ

疆域　東ハ神沢川ヲ以テ境ヲハカツ南ハ泉沢村及ヒ下大屋村ト接シ西ハ大胡町ト小堀ヲ以テ界トシ北ハ大胡町及ヒ樋越村ト相接ス

幅員　東西拾町四拾間南北六町四拾間面積凡弐拾八万九千九百六拾八坪

管轄ノ沿革　天正迄三百年来代々大胡ノ城主ノ領地タリシカ天正十八年牧野右馬亟忠成ノ領地ト為リ元和四戊年酒井雅楽頭ニ移リ寛延三庚午年松平大和守ニ代リ明和五戊子年ヨリ御代官前沢藤重郎ノ支配ト為リ安永七戊戌年ヨリ松平大和守ノ領地ト為リ天保十四癸卯年倉橋惣三郎ノ知行所ニ為リ明治元年戊辰年王政革新ノ後前橋支配ト為リ同五年群馬県ニ附シテヨリ県庁ノ移転有リト雖モ他県ニ属スルコナク即今群馬県タリ

里程　群馬県庁ヨリ東方ニ

西北大胡町元標迄八町拾間

東北樋越村元標迄弐町拾壱間

南泉沢村元標迄拾弐町三拾七間

東南下大屋村元標迄六町弐拾七間

東南大室村元標迄弐拾八町拾壱間壱尺三寸

地勢　東ハ林南耕地又ハ林ニ接ス西ハ耕地北ハ赤城山ヘ僅連輸不便ナリ

地味　其色赤ク黒ク其質甚タ悪ク稲粱桑茶共ニ宜シカラス水利悪ク時々旱ニ苦シム

飛地　本村ノ北ノ方ニ在リ樋越村ノ内ニ畑六畝九歩

字　全村大別シテ三組ト為ス一ヲ八ツケ峯ト云フ西ノ北ニアリ一ヲ中組ト云フ中央南ナリ一ヲ天王山ト云フ東ニ在リ

畜馬　牡馬九頭牝馬五頭総計拾四頭

川　神沢川無等ノ川最深処三尺最浅処八九寸最広処四間余最狭処ハ九尺平時ハ清水ニシテ其月時々濁水充満ス舟筏通セス堤防ナシ樋越村ヨリ来リ村ノ東方樋越村界ヲ南ヘ流レテ終ニ同村ヲ経テ大室村ニ入ル

溜池　干メ溜池東西百弐拾間南北四拾八間周廻廿六町五間村ノ西ノ方ニアリ

道路　大湖町ヨリ大原道村ノ西北大湖町界ヨリ南樋越村界迄壱町五拾四間夫ヨリ堰弐町弐拾五間樋越村ヲ過又本村北ヨリ東南大室村界迄拾弐町弐拾四間三尺巾九尺道敷六尺

社　八坂神社村社タリ社地東西六間南北拾七間面積弐畝廿歩本村東ノ方ニ在リ祭神素戔嗚命祭日六月十五日

稲荷神社無格社タリ社地東西五間南北拾三間面積弐畝壱歩村ノ西北ニ在リ祭神倉稲魂命祭日二月初ノ午ノ日

村事務取扱所　当村ノ儀戸長自宅ヲ用フ

物産　稲藁蔬菜桑生糸薪等ニシテ他出スルモノハ米生糸薪等ナリ

民業　男ハ農耕ヲ主トシ女ハ縫織又養蚕ノ時節ハ養蚕製糸且農耕ニ助ク

右村

立会人　伊藤藤太郎

副戸長　山口亀吉

明治十一年第一月

戸長　鹿沼文造

揖取群馬県令殿

村誌

上県国勢多郡茂木村

本村古時膳庄深津ノ郷小林ノ里ト云シヲ天正ノ頃改テ深津ノ庄大胡ノ郷ト称ス

疆域　東ハ大胡町ト接シ東南ハ泉沢村富田村ト隣リ西北ハ横沢村堀越村ト相接ス

幅員　東西十丁十二間南北十六丁三十間面積

管轄沿革　天正迄三百年来代々大胡ノ城主ノ領地タリシカ天正十八年牧野右馬丞忠成ノ領地ト為リ元和三歳酒井雅楽頭ニ移リ寛延三午年ヨリ松平大和守ニ代リ明和五年御代官前沢藤十郎支配ト為リ安永七年松平大和守ニ移リ天保十四年御代官林部善左衛門支配ト成リシ時分郷ト為シ一ツヲ天保十四歳倉橋内匠知行所ト成リ慶応三年王政革新ニテ岩鼻県管轄ト成リ明治元年前橋藩ニ移リ明治五年群馬県ニ為ル一ツヲ弘化三年大岡主膳正ニ移リ明治五年群馬県管轄ト為リ合テ一村ト為シテヨリ県庁ノ移転有ト雖モ他県ニ属スルヿ無ク即今ノ群馬県タリ

里程　群馬県寅卯ノ方弐里拾五丁余南ハ富田村元標迄七丁六間三尺北ハ堀越村元標迄拾壱丁五十九間北東ハ大胡町元標迄九丁五十八間

地勢　本村ハ亥方ヨリ辰巳延キ東ハ荒砥川ヲ帯フ平坦ナラス運輸不便薪嵐余

地味　其色大抵瘠鹵東北ノ方僅肥沃ナリ稲粱桑共ニ宜シカラス東方荒砥川ノ近傍ノミ水利ヲ得時々旱ニ苦シム地多シ

飛地　本村ノ亥ノ方堀越村ノ内ニ在リ田弐町四反弐畝二十歩畑壱反九畝五歩

字　本村大別シテ四組ト為ス一ヲ上組ト云東北ニ在リ一ヲ中組ト云中央ニ在リ一チ下組ト云南ニ在リ一ヲ足軽町組ト云中央ノ西ニ在リ

畜馬　牡馬三十二頭

川　荒砥川無等川最深処三尺浅処八九寸最広処十間狭所六間余緩急中ヲ得平時ハ清水ニシテ夏月時々濁水充満ス舟筏通セス堤防ナシ大胡町ヨリ来リ全村ノ東方ヲ南流シテ泉沢村ニ入ル

道路　日光裏街道村ノ北西ニ在リ東ノ方堀越村ノ界ヨリ西ノ方堀越村界迄弐丁四十七間幅二間○大胡ヨリ駒形道北東ノ方大胡町界ヨリ南ノ方富田村界迄十七丁四間三尺幅九尺

掲示場　本村ノ北東ノ口ヨリ九丁五十八間ニ在リ

社　熱田神社村社タリ社地東西十四間南北三十一間面積壱反弐畝拾七歩村ノ中央ノ南ニ在リ祭神ハ日本武尊宮簀姫命ノ二神ヲ祀ル建立年月不詳祭日ハ十月十九日○稲荷神社無格社々地東西十五間三尺南北廿七間面積壱反壱畝十四歩村ノ中央ノ北ニ在リ祭神ハ宇賀魂命ヲ祀ル建立年月不詳祭日ハ二月初午日○八幡神社無格社々地東西八間南北廿七間面積五畝四歩村ノ中央ノ北西ニ在リ祭神ハ本田別命ヲ祀ル建立萬治二年祭日九月十五日○八幡神社無格社々地東西五間三尺南北廿七間面積三畝廿五歩村ノ中央ノ北ニ在リ本田別命ヲ祀ル天正年号ノ頃大胡城主ノ建立ト云伝ヘ年月不詳祭日ハ八月十五日

寺　長興寺東西三十五間南北三十二間面積四反一畝十五歩三河国八名郡豊川村曹洞宗妙厳寺ノ末派ナリ村ノ北方ニ在リ天正十八年稲垣平右ヱ門開基僧天室伊荒創建ス支院四ケ寺在リ一字ハ勢多郡女淵村龍光寺ト号ス一字ハ同郡堀越村永龍寺ト号ス一字ハ同郡神戸村宝泉寺ト号ス一字ハ佐位郡植木村天増寺ト号ス○円城寺東西十二間三

尺南北十七間面積七畝七歩群馬郡公田村天台宗乗明院末派ナリ村ノ中央ノ東ニ在リ年号開基不詳僧尊了創建ス
満善寺東西十五間三尺南北十四間面積七畝四歩東叡山末派ナリ村ノ北方ニ在リ年号開基不詳○龍性寺東西十七
間南北十八間三尺面積八畝十九歩新田郡世良田村天台宗長楽寺末派ナリ村ノ中央ノ北西ニ在リ年号開基共ニ不
詳○観音堂東西九間三尺南北廿間三尺面積六畝十八歩村ノ中央ノ北ニ在リ建立年月不詳○観音堂東西八間三尺
南北五間面積壱畝十四歩村ノ東南ノ方ニ在リ建立年月不詳

村事務取扱所　当分戸長自宅ヲ用フ

物産　稲粟桑生糸薪等ニシテ他出スル者ハ米生糸薪等ナリ

民業　男ハ耕農ヲ主トシ女ハ農蚕製糸且農耕ヲ助ク

右之通取調候処相違無御座候以上

右村

立会人　大原　文次郎
副戸長　大原　福太郎
戸長　勅使河原孫四郎

村誌

上野国勢多郡堀越村

本村古時膳ノ庄深津ノ郷小林ノ里ト云シヲ天正ノ頃改テ深津ノ庄大胡ノ郷ト称フ

疆域　東ハ荒砥川ヲ以テ河原浜村ト境ヲ分ツ南ハ大胡及茂木村ニ接シ西ハ横沢村滝窪村ト一ノ小堀ヲ以テ界シ北ハ市

之開村ト相接ス

幅員　東西十六町四十間南北二十九町十五間面積几壱方里

管轄ノ沿革ハ天正迄三百年来代々大胡ノ城主ノ領地タリシカ天正十八年牧野右馬允忠成ノ領地ト為リ元和三丁巳年酒井雅楽頭ニ移リ寛延三庚午年松平大和守ニ代リ明和五戊子年ヨリ御代官前沢藤重郎ノ支配ト為リ天明五巳巳年ヨリ松平右近将監ノ領地ト為リ天保七丙申年井上河内守ニ移リ弘化三丙午年秋元但馬守ニ代リ明治三庚午年王政革新ノ後岩鼻県ノ管スル所ト為リ同四年群馬県ニ附シテヨリ県庁ノ移転アリト雖他県ニ属スルヿナク即今ノ群馬県タリ

里程　群馬県庁ヨリ寅ノ方二里十七町五間三尺タリ東河原浜村元標迄十壱町三間東南大胡町元標迄十町三十間三尺

南茂木村元標十四町五十六間

西横沢村元標迄十八町三間二尺

西北滝窪村元標迄二十四町三間三尺

北市之開村元標迄三十壱町九間二尺

地勢　本村ハ北ヨリ南ニ延キ恰モ南頭ノ鮒魚ノ如ク小丘岐骨ヲ為シ平坦ナラス但新宿ノ一組ノミ粗平衍

地味　其色赤ク大抵瘠鹵南方僅ニ肥沃ナリ稲簗桑茶共ニ宜シカラス東方荒砥川ノ近傍ノミ水利ヲ得其余時々旱ニ苦シムノ地多シ

飛地　本村ノ西南ニ在リテ別ニ一村ヲ為ス東ハ茂木村ニ隣リ南ハ冨田西ハ江木西北ハ荻窪ニ界ス幅員東西八町三十間南北十三町アリ相伝此地古ヘ戦乱ノ頃武田家臣新ニ城ヲ築キニ因リ今城ト云ヘル小城ノ趾南方ニ在リテ今山林ト為且同時士卒ノ住セシ地ヲ新宿又足軽町ト称フ今ノ民家過半其遺族ナリト

字　全村ヲ大別シテ四組ト為ス一ヲ壱町田ト云東北ニアリ一ヲ正治皆戸ト云東方ニアリ一ヲ上組ト云中央ノ北部ニ在リ一ヲ下組ト云南部ニ在リ一ヲ新宿ト云西南ニ在即飛地ナリ

畜馬　牡馬六十七頭牝馬十三頭総計八十頭

川　荒砥川無等川最深処三尺最浅処八九寸最広処十間余最狭処三間余緩急中ヲ得ル平時ハ清水ニシテ夏月時々濁水充満ス舟筏通セス堤防ナシ柏倉村ヨリ来リ村ノ東方河原浜村ノ界ヲ南流シテ終ニ岡村ヲ経テ大胡町ニ入ル

溜沼　一町田沼東西三十七間南北七十二間周廻二百二十七間村ノ北方ニ在リ

尾引沼東西二十九間南北二十二間余周廻百九間西北隅ニアリ

薬師沼東西二十八間余南北五十五間周廻百六十間中央上組ノ西ニアリ

五拾山沼東西十八間南北四十六間周廻百十七間余下組ノ西ニ在

新沼東西四十八間南北五十二間周廻百九十八間余西南横沢村ノ界ニ在リ

勝山沼東西三十九間南北三十九間周廻百四十間西南新宿組ニ在リテ堤ハ即日光道ナリ

道路　日光裏街道村ノ南辺ニ在リ東大胡町ノ界ヨリ西茂木村ノ界迄十壱町九間夫ヨリ僅二町四十間茂木村ニ過又新宿組之東ヨリ西荻窪村ノ界迄七町十三間三尺幅各三間

社　諏訪神社村社タリ社地東西三十三間南北四十間面積

村ノ東北ニ在リ健御名方命ヲ祀ル建立年月今考フ可カラス祭日八月二十七日愛宕神社無格社地東西六間二尺南北二十三間面積四畝二十歩上組ノ中央ニ在リ火産霊命ヲ祀ル建立年月不詳祭日十月十五日

神明神社無格社地東西六間二尺南北二十三間面積四畝八歩西南新宿組ニ在リテ天照皇大神ヲ祀ル建立年月詳カナラス祭日十月十五日

寺　永竜寺東西二十三間南北十五間三尺面積八畝十壱歩曹洞宗長興寺ノ末派ナリ村ノ中央ニアリ以下三寺皆相接近ス　金胎寺東西二十八間南北七十間面積二反二畝二十七歩真言宗玉蔵院ノ末派ナリ年号干支詳カナラス藤原路雄開基僧尊永創建ス

養林寺東西二十八間二尺南北四十八間面積二段四畝浄土宗大光院末派金胎寺ノ南ニアリ天正十八年庚寅年牧野駿河守康成開基僧玄蓮社明誉唱空創建ス支院一宇アリ安養寺ト号ス

長善寺東西二十間南北四十九間面積二反三畝二歩曹洞宗橋林寺ノ末派ナリ養林寺ノ西ニ在リ年号干支詳カナラス大胡左馬介開基僧用室瑞誉創建ス支院一宇アリ渇清寺ト号ス

学校　官立小学校壱ヶ所当分長善寺ヲ仮用ス生徒百二十二名内男百八名女十三名

村事務取扱所　当分戸長自宅ヲ用フ

古跡　奈良坂相伝フ源義経奥州下向ノ時此処ニテ喫飯セシ所ト又乗来リシ馬当地ニ至リテ斃死シ因リテ其装飾ノ具諸共ニ埋葬セシト云塚アリ又奈良阪ト云フ皆諏訪神社ノ北地ニ在リ

大胡故城村ノ東南ニ在リ本城ハ河原浜村ニ在リテ二ノ丸三ノ丸ノ跡本村ニ属ス皆方形ノ台ニシテ今耕地ト為ル

物産　稲粟蔬菜桑生糸薪炭等ニシテ他出スル者ハ米生糸薪炭等ナリ

民業　男ハ耕農ヲ主トシ女ハ蚕養製糸且農耕ニ助ス

右村

立会人

加藤萬吉

副戸長　金田陸三郎
戸長　大竹理平次

村誌

上野国勢多郡横沢村

疆域　東北堀越村堀ヲ以界トス東南茂木村堀ヲ以テ界トス南西荻久保村畑林ニ接続北滝久保村田甫ニ接続

幅員　東西八町四十間南北廿町廿間面積四十三万二千坪周囲里程二里四町五十間

管轄沿革　天正十八年ヨリ元和二丙辰迄廿六年ノ間大胡常陸介牧野駿河守右両城主区別不明慶元和三丁巳年ヨリ寛延二己巳年迄百三十二年ノ間前橋城主酒井雅楽頭領寛延三庚午歳ヨリ明和五戊子年迄廿年ノ間前橋城主松平大和守領明和六年ヨリ文化三丙寅年迄三十八年ノ間岩鼻御代官前沢藤十郎支配所但シ寛政二庚戌年一村分領ト成テ慶応三丁卯迄七十八年ノ間在城岩城国泉本多弾正少弼領明治元年戊辰岩鼻御代官大音龍太郎支配所明治二己年ヨリ三年在執ハ本領ニ而藩知事又半村ハ文化三丙寅年ヨリ明治元年迄六十三年在城下野国堀田摂津守領明治二己巳年ヨリ三年藩知事右両知事上知之上一村ト成ス

里程　滝久保村元標八町三十九間堀越村元標迄四町九尺荻久保村元標へ五町三十四間

地勢　北赤城山ヲ負ヒ山麓滝窪村ニ接シ運輸不便ナリ薪炭欠乏ナリ

地味　其色ハ赤黒ニシテ大麦ニ悪シ小麦蕎麦等ニハ宜シ水利ニ少シ不便ナリ

飛地　本村ヨリ北ノ方滝窪村ノ内へ字堂城田一町二反五畝六歩畑一町一反十四歩宅地四反七畝廿五歩林本村ヨリ北ノ

方滝久保村ノ内ヘ字前野田三反一畝十三歩畑二町八畝十九歩林本村ヨリ北東ノ方滝久保村ノ内ヘ字新井宅地二反十三歩畑一町二反四畝廿九歩林

字地

字向山本村ノ東南ニアリ東ハ同郡堀越村ヘ隣ス東西百六十五間南北百八十間〇字柴崎本村ノ東南向山ノ南ニアリ同郡茂木村ヘ隣ス南ハ同郡荻久保村ヘ米野道ヲ以接シ東西ハ二百十五間北南ハ三百十五間〇字下田本村ノ南柴崎西ニアリ南ハ同郡荻久保村ヘ接シ東西六十六間南北二百四十六間〇字中田本村ノ南下田ノ北ニアリ東ハ向山西ハ前原ヘ隣東西八十二間南北八十九間〇字前原本村ノ南西中田西ニアリ北ハ西ノ原東西隅ハ下田南ハ同郡荻久保村ヘ接シ西ハ久保皆戸ヘ連ル　北南ハ百五間〇字久保皆戸本村ノ西南ノ隅前原ノ西ニアリ南西ハ同郡荻窪村ヘ接続シ北ハ西之原ニ連ル東西ハ六十一間南北ハ百八十二間〇字西ノ原本村ノ西久保皆戸ノ北ニアリ西ハ同郡荻久保村ヘ接続北ハ元薬師東西ノ隅ハ出久保ナリ東西ハ百五十四間北南ハ三百十間〇字内手本村ノ中央ナリ西ノ原ノ東ニアリ南ハ中田東南ノ隅ニ向山東ハ向田ヘ連ル北ハ五反田東西ハ百三十二間北南百十間〇字向田本村ノ東ニアリ南ハ向山東ハ堀越村ヘ接続西北ノ隅ニ五反田北ハ四反田宇持ヘ連ル東西ハ百三十九間北南百九十一間〇字宇持本村ノ東北向山北ニアリ東ハ同郡堀越村ヘ隣北ハ同郡滝久保ニ接シ西ハ上野皆戸ニ連ル東西ハ七十二間南北二百七十間〇字上野皆戸本村ノ北宇持ノ西ニアリ北ハ同郡滝久保村ヘ接続南西ハ四反田ヘ連ル東西六十三間南北百三十間〇字四反田本村ノ北上野皆戸西ニアリ北滝久保村ヘ接シ南ハ向田西ハ新屋敷五反田ヘ連ル東西九十三間南北百三十二間〇字五反田本村ノ北四反田西ニアリ南内手出久保北新屋敷大塚ヘ隣ス東西百四十四間南北二百六十二間〇字新屋敷本村ノ北五反田北ニアリ東ハ四反田北ハ同郡滝窪村ヘ接シ西ハ大塚ヘ連ル本村ノ北新屋敷西ニアリ北ハ八幡南五反田西ハ芳山出久保ニ連ル東西六十五間南北百七十八間〇字出久保本村ノ北大塚ノ南西ニアリ東ハ五反田南ハ内手北ハ芳山西ハ元薬師ヘ連ル東西八十二間南北二百四十二間〇

字元薬師本村ノ西北出久保西ニアリ南ハ西之原西ハ荻久保村ヘ隣ス北ハ芳山ヘ連ル東西四十六間南北百五十九間〇字芳山本村ノ西北元薬師ノ北ニアリ西ハ荻久保村ヘ接シ東ハ大塚北ハ八幡一木嶺隣東西二百十間南北百七十間〇字一木嶺本村ノ北芳山ノ北ニアリ西ハ荻久保村ヘ接シ北ハ滝久保村ヘ接シ東ハ八幡ニ連ル東西ハ八十八間南北三百四間〇字八幡本村ノ北一木嶺ノ東ニアリ北ハ同郡滝窪村ヘ隣南ハ大塚ヲ以テ隣リ東ハ沼田ヘ連ル東西ハ百十一間南北ハ三百十五間〇字沼田本村ノ北八幡ノ東ニアリ北東ハ同郡滝窪村ヘ接シ南ハ大塚ヲ以隣東西九十九間南北二百六十五間

馬　牡馬二十頭

川　寺沢川ニテ舩筏モ不通堤防無シ寺沢川其源赤城山鍋割山ノ裾寺沢ヨリ湧沸北ノ方滝久保村ヨリ来本村ノ北字新屋敷ノ東ヲ南流シ東ハ字四反田向田向山中田下田西ハ字五反田内手道成ノ間ヲ南流シテ南ハ荻久保ヘ続リ本村ノ中ヲ流長サ十七町四十間幅潤処三間深処二間水深廿七寸此川ノ末流ハ桃木川ヘ落入ル

溜池　一ケ所本村ノ北ノ方ヘ六町字芳山溜池東西廿一間南北廿九間此水口ハ同郡滝窪村字三芳ヨリ分流シテ本村ノ田水トナス

道路　三道大胡道ハ本村ヨリ南東ノ方同郡堀越村境迄字中田向山中程ヲ通ル長サ三町四十九間道敷六尺前橋道ハ本村ノ北東ノ方滝久保村境ヨリ西南ニフレテ荻久保村ノ境迄ニ東ハ字字持西ハ上野皆戸四反田三字ノ間ヲ通リテ向田ノ南ノ端ヨリ西ヘ曲リテ向山次ニハ内手本村ノ中央ニテ南ヘ曲リ又中田ノ北ノ端ヨリ西ヘ曲リテ南ハ前原北ハ西ノ原西字ノ間ヲ通シテ長サ十四町十三間道敷九尺

駒形道ハ本村ノ東北滝久保村ノ境ヨリ南ハ荻久保村ノ境迄ニ道東字字持西ハ上野皆戸四反田三字ノ間ヲ通リテ次ニ向田向山柴崎道ヲ隔テ通ル長サ十四丁十八間四尺道敷九尺

掲示場　本村ノ西ノ方里程三町十七間ニアリ

社　村社赤城神社東西二十六間三尺南北四十八間面積六百四十五坪本村ヨリ六町二十間祭神大國主命祭日ハ九月十九日

税地　田反別十七町八反四畝十一歩畑反別三十二町九反二畝三歩宅地反別六町一反七畝二歩林反別七十四町九反七畝十四歩

総計　反別百三十一町九反一畝歩

産物　養蚕稲粟大麦小麦其外野菜等ニ適ス

動物　繭高三十四貫百目製糸六貫八百廿目群馬郡前橋街輸送

民業　農桑ヲ業トスル者四十二戸女ハ養蚕製糸ヲ業トスル者六十名

戸数　四十二戸　男九十二人　女百十人

村誌

上野国勢多郡滝窪村

彊域　東勢多郡市之関村林ヲ以界トス南勢多郡横沢村耕地ヲ以界トス西勢多郡小坂子村赤城往還ヲ以界トス北赤城山原野接続

幅員　東西十三町八間南北二十六町六間半

面積　七十六万五百六十壱坪周囲里程二里十壱町二十九間

管轄　沿革前年月不詳

天正十八年ヨリ元和二丙辰年迄大胡城主大胡常陸介領分同城主牧野駿河守領分右両城区別不明慶元和三丁巳年

ニ至ル迄前橋城主酒井雅楽頭領分ナリ寛延三年庚午ニ至ル迄是ヨリ前橋城主松平大和守領分ナリ是ヨリ明和六年己丑ニ至ル迄岩鼻詮在前沢藤重郎御領所ナリ天明六年丙午ニ至ル迄是ヨリ川越之城主松平大和守領在城武蔵国入間郡川越慶応二年ヨリ四ケ年前橋在城明治二年藩知事

里程　群馬県庁ヨリ北東

市之関村元標迄
小坂子村元標迄
横沢村元標迄
堀越村元標迄
大胡駅元標迄

地勢　北赤城山ヲ負ヒ山麓ヲ接シ運輸不便ナリ薪炭欠

地味　其色赤黒ニテ地底石砂地ニシテ甚悪シキ稲築麦ニ適ス下品也
菜蔬蕎麦蔗薯ニ適ス地也

税地　田三十壱町九反三畝五歩
畑三十壱町二畝十歩
宅地八町九反八畝十九歩
林

字　新井ハ本村ノ東ノ方ニ位ス同郡市ノ関村同郡堀越村林ヲ以界ス東南堀越村横沢村林ニ接シ東南ニ大胡道通リアリ東北新井原ニ連リ東西百六十八間南北三百六十間

新井原本村東北ノ隅ニ位ス東ハ市ノ関村枠ヲ以界ス西ハ字黒沢ニ隣ス北白艸ニ連リ東西百七十間南北七百五十五間ナリ

白艸本村ノ東北ノ隅ニ位ス東ハ市ノ関村赤城往還ヲ以界ス北西ハ赤城原野接続シ南黒沢ニ連リ東西百十壱間南北二百三十七間

黒沢本村ノ東北ニ位ス南ハ字御堂窪ニ隣ス西ハ赤城原野ニ接シ西南寺沢川ヲ隔テ下寺沢ニ連リ東西百二間南北三百二十三間ナリ

下寺沢本村ノ北方ニアリ南西字田之上ニ隣ス東寺沢川ヲ隣ス北細田ニ連リ東西六十七間半南北二百十五間ナリ

細田本村ノ北方ニ位ス東北赤城原野ヲ接シ西ハ字石倉寺沢川ニ西北中丸ニ連リ東西百六十八間南北二百四十六間半ナリ

中丸本村ノ北方ニアリ西南ハ石倉ニ隣ス東ハ赤城原野寺沢川ニ隣ス北上寺沢ニ連リ東西八十八間南北三百五十四間半ナリ

上寺沢本村ノ北方ニ位ス東北赤城原野ヲ接シ西南石倉ニ連東西六十七間南北百三十三間ナリ

石倉本村ノ西北ノ隅ニ位ス北ハ赤城原野ヲ接シ西ハ同郡小阪子村赤城往還ヲ以テ界ス東南田ノ上ニ連リ東西二百六十五間南北六百十五間ナリ

田之上本村ノ北方ニ位ス東南御堂窪房替戸ニ隣ス西東天神ニ連リ東西百九十間南北百五十間半ナリ

東天神本村ノ西北ニ位ス南字窪替戸ニ隣ス西天神ニ連東西七十七間南北三百六間ナリ

西天神本村ノ西北ニ位ス東南窪替戸ニ隣ス西後原ニ連リ東西百三十三間南北三百四十五間ナリ

後原本村ノ西北ニ有西同郡小阪子村赤城往還ヲ以界ス東南窪窪ニ連リ東西二百八十八間南北六百八間半

宮久保本村ノ中央ニ有元標ハ此字ノ八柱社ノ前東ノ道端ニ有東南字天替戸隣ス同郡横沢村飛地ニ接シ東北窪替戸ニ連リ東西二百八間南北百二十四間ナリ窪替戸本村ノ東北有北屋替戸ニ隣ス東御堂窪ニ連リ東西百二十五間南北百三十四間

御堂窪本村ノ東北ニ有寺沢川ヲ経テ東新井原ニ隣ス南高橋ニ連リ東西百二十間南北四百四十九間半

高橋本村ノ東南ニ有東道玄阪ニ隣南同郡横沢村飛地ニ隣ス西天ノ皆戸ニ連リ東西五十六間半南北二百八十間ナリ

天之替戸本村ノ南ニ有南荷牛ニ隣ス西福皆戸ニ連リ東西百三十七間南北百十間ナリ

福皆戸本村ノ西南ニ有南平替戸ニ隣ス西々原ニ連リ東西八十七間南北百九十七間ナリ

西原本村ノ西南ニ位ス西南ヘ巡リテ同郡小阪子村林ヲ以界ス南同郡荻窪村横沢村林ヲ以界ス南平替戸ニ連リ東西二百三十間南北二百三十六間ナリ

平替戸本村ノ南西ニ有西ハ同郡横沢村林ヲ以界ス南西滝ヲ隣ス東荷牛ニ連リ東西七十八間南北二百四十間ナリ

荷牛本村ノ南ニ有東同郡横沢村飛地ニ対シ南西滝ニ連リ東西六十間南北二百五十間ナリ

西滝本村南方ニ有東久根下ニ隣ス西同郡横沢村田ヲ以界ス南前沢ニ連リ東西百四十間南北百八十八間ナリ

前沢本村ノ南方ニ有西南ニ巡リ寺沢川ヲ隣ス同郡横沢村田ヲ以界ス東前滝ヘ連リ東西七十七間南北百八十壱間ナリ前滝本村ノ東南ノ隅ニ位ス南同郡横沢村田畑ヲ以界ス東同郡堀越村林ヲ以界トス西北同郡横沢村飛地ヲ経テ北吹上ニ連リ東西百二十八間南北三百十九間ナリ

吹上本村ノ東南ニ有東同郡横沢村飛地林ヲ以界トス北新井ニ隣ス西久根之下ニ連リ東西八十八間南北二百二十三間半

川

久根下本村ノ東南ニ有西ハ寺沢川ニ隣ス北西新井久保ニ連リ東西五十八間南北二百二十三間ナリ

西新井窪本村ノ東南ニ有西ハ寺沢川隣ス北道玄阪ニ連リ東西百十間南北百九十九間ナリ

道玄阪本村ノ東南ニ有西高橋ニ隣ス北新井原ニ隣ス東新井ニ隣ス東西百十七間南北二百五十間

寺沢川ノ源ハ北赤城鍋割山高峻ニ峙テ麓ニヲイテ字上寺沢ヨリ湧沸シ最深処二尺五寸浅処五寸幅潤三間狭処壱間南連リ字中丸ヲ中流シ字細田ニ連リ南辺ヲ東南ニ流字下寺沢連リ原野ノ合南東ヘ流字御堂久保ニ連リ中央ヲ南流シ字高橋ニ連リ同郡横沢村飛地対シ南流シ字西新井久保ニ連リ西ノ辺ヲ南流シ字久根下ニ連リ此字ノ西辺ヲ南流シ字西滝ニ連リ東ノ辺南流シ字前沢ニ対シ西南流レ同郡横沢村ノ北方ニ入其間三十五町十四間ナリ末流桃木川ニ入ル

林

石倉林民有属本村西北方五町二十五間石倉西北ノ隅ニ位ス東西二百六十五間南北六百十五間

此反別

松楢多シ囲五寸巡リヨリ三尺至ル其他小苗木有後原林民有ニ属本村西北ノ方壱町四十間字後原西北ニ位ス東西二百八十八間南北六百八十間半

此反別

松楢多シ囲五寸巡リヨリ三尺五寸至ル其他小苗木有西原林民有ニ属本村ノ西方二町四十三間西原西南ニ位ス東西二百三十間南北二百三十六間

此反別

松楢多シ囲三寸巡リヨリ四尺ニ至ル其他小苗木有福替戸林民有ニ属本村ノ西南ノ方壱町十間半字福替戸西南ニ位ス東西八十七間南北百九十七間

此反別

田畑ノ間楢小苗木少々有平替戸林民有属本村ノ西南ニ位ス東西七十八間南北二百四十間

此反別

田畑間楢小苗木有西滝林民有ニ属本村ノ南方六町四十五間字西滝南ニ位ス東西百四十間南北百八十八間

此反別

田畑宅地ノ間松囲四寸巡リヨリ三尺至ル其他小苗木少々有

前滝林民有ニ属本村ノ東南ノ隅ノ方ニ位ス東西百二十八間南北三百十九間

此反別

田畑宅地ノ傍ニ柄小苗木少々有

吹上林民有ニ属本村東南方四町三十間字吹上東南ニ位ス東西八十八間南北二百二十三間半

此反別

畑宅地ノ間ニ楢小苗木小竹有新井林民有ニ属本村ノ東ノ方三町五十五間字新井東ノ端ニ位ス東西百六十八間南北三百六十間

此反別

楢松多シ囲三寸巡リヨリ三尺至ル其他小苗木有道玄阪林民有ニ属本村ノ東ノ方壱町四十五間字道玄阪東ニ位ス東西百十七間南北二百五十間

此反別

楢松多シ囲三寸巡リヨリ四尺ニ至ル其他小苗木有御堂久保林民有ニ属本村東ノ方二十五間字御堂久保東ニ位ス

東西百二十間南北四百四十九間半

此反別

楢小苗木竹壱寸巡リヨリ六寸ニ至ル新井原林民有属東北ノ方二町十間字新井原東北ニ位ス東西百七十間南北七百五十五間

此反別

松楢多シ囲三寸巡リヨリ四尺ニ至ル其他小苗木有田之上林民有ニ属ス本村ノ北ノ方三町五十五間字田ノ上北ノ方ニ位ス東西百九十間南北百五十間半

此反別

楢松多シ囲三寸巡リヨリ四尺ニ至ル其他小苗木有中丸林民有属本村ノ北ノ方十壱町二十間字中丸ノ端ニ位ス東西八十八間南北三百五十四間半

此反別

田ノ傍ニ杉囲三寸巡リヨリ二尺五寸ニ至ル白草林民有ニ属本村ノ東北ノ方十壱町二十五間字白神東北ノ隅ニ位ス東西百十壱間南北二百三十七間ナリ

此反別

松多シ囲五寸巡リヨリ二尺至ル

道路

赤城街道ハ本村ノ東南ノ方同郡横沢境界ヨリ本村字前滝ノ中央ヲ東北ニ通ス長サ五町三間三尺

大胡道ハ本村中央元杭ヨリ東南字天ノ皆戸御堂久保合ヲ通ス左ヘ折レ高橋ヲ渡リ字道玄坂ヲ登リ字新井ヘ移リ右ヘ折テ東南ニ通ス同郡堀越村ニ入其長サ七町二十七間三尺幅八尺前橋道ハ本村中央元杭ヨリ字宮久保ノ南ヲ

西へ通ス字西原後原ノ合西へ通ス岡郡小阪子村ニ入長サ九町七間三尺幅八尺ナリ

掲示場　本村中央元杭前道幅ノ内ニ有

社　八柱社地東西二十七間南北二十壱間面積三百七十坪九合五才本村中央ニ位ス

祭神

多紀理毘売命

狭依毘売命

天之忍穂耳命

天之穂日命

天津日根子命

活津日子根命

熊野久須毘命

祭日十月十九日

菅原社地東西五間南北二十五間面積百三坪六合五夕本村ノ地方ニ位ス

祭神

祭日一月二十五日

稲荷社地東西九間南北三十二間面積二百十八坪壱合六夕五才本村ノ南方ニ位ス祭神保食命

祭日毎年二月二日

寺　竜栄寺東西四十六間南北二十八間面積五百五十二坪五才真言宗高野山普門院末派ナリ本村ヨリ南ノ方ニ位ス天

正四丙子年円亭望開基創建ス同十八年六月至テ円亭望死亡仕候後衰微セシ此間不明瞭ニ最之候処元禄元年中当寺開山法印快祐此僧宝永六己丑年病死仕候後同年ヨリ法印慶祐宝暦四申戌年迄同年ヨリ法印性賢天明元辛丑年迄同年ヨリ法印快明寛政元乙酉年迄同年ヨリ法印須清天保元年迄其後法印弘忍此僧天保三壬辰年病死仕同年ヨリ法印弁開嘉永四辛亥年迄是ヨリ祐道此僧安政三丙辰年逝亡致其後明治六癸酉年迄十八ヶ年ノ間無住同年ニ至テ法印中川竜禅

円亭望石碑相不明ス

当寺開山法印権大僧都快祐

権大僧都法印性賢

権大僧都法印慶祐

権大僧都法印快明

当寺中興開山法印権大僧都須清

権大僧都法印弘忍

事務取扱所　戸長自宅ヲ用ユ

物産　稲藁野蔵桑薪炭等ナリ

他ニ輸送スル米薪炭糸繭ノミ其数少ミナリ

動物繭高二百二十三貫五百目

製糸三十七貫九百九十五匁

群馬県前橋町ヘ輸送

米四百八石三斗六升右同所へ輸送

民業　農桑ヲ業トスル者七十戸
女ハ養蚕製糸ヲ業スル者五十名

明沢十五年第十二月

右村
戸長
井上芳太郎

群馬県令楫取素彦殿

○梵鐘銘

(一) 長興寺銅鐘

有鷲山長興寺銅鐘銘并序

夫鐘者禅林法器之首也所以禅誦之起上斎粥之早脱送迎緩急之節鳴之以警衆焉因梵刹必先置之也或摧析魑魅屈伏魔外或兌魚部文劒輪脱冥府之累機其功德妙用不可勝計矣且山僧初住参州和田県石津日応稲垣氏之請寓止于当山不忍見堂宇敗壊而元禄年中諸堂悉造建焉加廚依妙厳寺主之命宝永年中間輪住本山普斎禅刹一回也鷲山久闕洪鐘数更主者不能挙此大器予亦欲挙之以如上之叓無余力雖然不獲止今歳欲鎔鋳之以備晨昏而為積善普暮衆壇各々随分応化施財既而其功成嗚呼宜哉助縁之緇素乗此有作之良縁必獲将来之余慶茲日襄以之掛着鐙于楼永伝手無窮乎

仰慕

仏日増輝　法輪常転

山門栄盛　国家安全

銘曰

新鐘高掛　欲警人天

即体用大　即用体円

時分二六　響徹三千

破煩惱夢　覚群迷眠

驚動魔魅　歓喜聖賢

鯨音不尽　億々万年

書

正徳二壬辰年仲夏八蓂

当山十世法山伝叟誌焉

治工　野州佐野住　藤原氏

半田彦兵衛　正勝

養林寺鐘銘

赤城陽眸養林精舎弥陀道場今古正昌不生不滅常野
影堂嶺松風冷渓水流忙玲瓏八面徹見四方夫鐘者諸
仏之心源衆生成仏直道也発鐘之響一歴耳根成仏之
種子故梵音悟深遠微妙聞十方正覚無量寿法王善住
持矣臨終鳴鐘最昏得益相挙三吾貽其深奥矣

奉祝　万歳万々歳
今上皇帝
東君千々齢
開基
牧野氏代々御武運長久
上陽勢多郡大胡
当山九主　大誉代
寛政四壬子年芸生大吉辰

横堀新左ヱ門
阿久沢弥左ヱ門
大山善左ヱ門
阿久沢与兵衛
佐藤惣兵衛
小野沢嘉平治
高橋忠兵衛
処　源蔵
大塚由右衛門
矢島　権七
佐藤　友八
川中島新兵衛
高橋木曾右門

天下泰平国家安穏五穀豊熟

野州佐野天明住
鋳物師　永島孫七藤原政春
川村甚蔵藤原繁吉　作

法顔智説大姉　一ノ鐘荒子飯島　善八
泰座良心大姉　二　同　同　源助
権大僧都心岩良芳居士三同同　孫四郎
権大僧都大賢周道居士四同同　勝右ヱ門

權大僧都崇玄法印　五泉沢須藤伊右ヱ門
光屋恵明大姉　六　町　鈴木　伝八
法空身性居士　七　川原浜　登坂　權六
安昌院常雲自素居士　八　佐藤惣兵衛
先祖代々菩提　九　連取窪田　庫蔵
観身宗円居士　取揚　町　勝山　弥吉妻
妙月妙真大姉　同　同同　藤兵衛母
円山道融居士　同　村川中島新兵衛
勝山白翁居士
禅妙定円大士
同　妙円大姉
歓翁院喜法道寿居士　川中島新兵衛
玄光院永昌妙慶大姉　同　人
栄寿院雲岳真好大姉　同　人
春兵妙栄大姉　先祖代々孫右ヱ門　先祖代々新右ヱ門
法転常輪信女　同　四郎左ヱ門同　伝八
青観法運居士　同　常五郎　同　要蔵
男林薫道居士　同　太左ヱ門同　浅八

得証道信居士　同　藤兵衛　同　八十八
自兵到岸居士　同　弥吉　同　善八
春夢禅童女　同　左門　同　新蔵
秋夢童子　同　善兵衛　同　權八
惠是道禅定門覚聴涼諦居士　同　友八　同　甚八
法顔性成信士脇誉慈雲大姉　先祖代々米八　先祖代々与次兵衛
観山妙智大姉　町　喜兵衛　同　平吉
即聞道休居士　先祖代々藤吉　同与平治
観誉音道居士　新井民之亟村俗名惣太夫同　四万右ヱ門
純誉理融居士　茂木ノ孫八　同茂兵衛
先祖代々菩提町佐藤氏上泉ノ又吉　同音八
先祖代々村吉野屋妻　喜左ヱ門　同文蔵
先祖代々下滝勘之丞　勝右門　同礒八
城小野沢卯八　先祖代々横沢長右門　同勇七
佐藤吉兵衛夫婦　同　同市郎右門　同与五左ヱ門
小野田甚右ヱ門夫婦　同五兵衛
自覚妙心大姉阿久沢勇右ヱ門　先祖代々　長兵衛

(三) 勝念寺銅鐘

上毛州大胡勝念寺鐘銘并序

仏典曰若打鐘時引生善心一功悪道諸苦並皆停止夫鐘之有用於今日其非廻生善心停止悪苦而已所以記漏点節民務而時事彝倫之間不可少頃欠之也矣前主明俊一向浄門之人也有見于此而傷山鐘之久廃観化諸壇越而唱起鑠鎔之壮挙惜哉其事遂不成而殂一向為教也敬奉弥陀一専吾猶儒之崇孔子脩身斎家之際亦与吾適之所寄少異則今寺主公慈念仏三昧之余力闕吾儒之堂室曾哀其先公之宿志不遂而殂追遠募近必身心之労不一日而足焉今茲文政七年甲申之夏四月十六日遂成昔事豈不一大功徳哉一日来嘱其方外之友鉉作之銘　銘曰

金吼鏗鍠兮晃盪諸天悠写鯨鳴兮以警大千仏教広兮三界無辺開斯無声兮立号梵筵高桃慧燈兮悲彼苦燃引生善生兮直期息肩錬鎔茲就兮旁苦事便巍上霊物兮弥幾万年

常陸　宮本鉉　撰

諷斎得　謹書

石原好輔　鐫

高山万右衛門

高山先祖代々

小林先祖代々　人　多賀谷万治郎

岸野先祖代々　坂部　孫七

深達円□居士

清光妙焉大姉

仙岸全洞居士

天真院百翁了照居士

蓮光院徳賢観旨居士

空観妙蓮大姉

大昌院宏学庸道居士

(四) 長善寺銅鐘（別記「歴史的断片」参照）

なお、大胡町内の梵鐘は以上四口で、現存するものは長善寺のものに、養林寺が新鋳して二口となっている。

跋

大胡町誌編さん事務局長
大胡町助役
須永　善四郎

大胡町誌編さんの大事業について大胡町の内外有識者のご指導を得て、ここに完成の運びになりまして、喜びにたえません。

町誌編さんの気運は昭和四十二年の晩秋ごろから起り一年程の調査期間の後に、町の都合で中断しておりました。幸にも嶋村町長がぜひとも再開して完成させたい意向をもち、私の教育長就任にあたって、この件につき特に推進されるよう要請されたのであります。私も以前から修史の重要性と教育面での必要性を感じておりましたので、昭和四十六年度の年間計画に入れ、教育委員会と町議会の同意を得て編さん委員会の正式発足をみたのであります。執筆者を中心に、執筆者の調査執筆に便利な体勢づくりが事務局の仕事であり、教育委員会事務局がこれに当りました。

執筆者は町内に住んでいました丸山知良先生に依頼し、中心になっていただき人選をしました。大胡町に住んでいる方と大胡町に関係のある方で執筆チームができました。別表の通りの人たちであります。しかし、皆さんが本職をもっている傍らの調査執筆であり、予定通り作業が進みませんでしたが、がんばっていただきました。

また、まだ調査研究により検討したい内容は多いとのことでありますが、一応この辺で報告書作製にこぎつけていただいたのであります。町民各位には本書が大胡町の全貌ではなく、これら大胡町の歴史と現在を知るいとぐちとして活用いただき度いと存じます。快筆の先生方と資料調査などにご協力いただいた各位に、あつくお礼申しあげます。

昭和五十一年三月

あとがき

大胡町誌編さんの第一回会合は、昭和四二年九月にもたれ、それから満八年を経過した今日ようやく発刊のはこびとなった。

この八年間をふりかえってみるに、大胡町においてもその変化は著しい。大通りに面して並ぶ店も、その古い店構えを取りこわし、明るい近代的な店へと衣替えしたところが多い。そこには往時の宿場としての面影は次第に失われつつある。町はずれの高台は住宅地として開発された所も多く、前橋市のベットタウン的性格を強めつつある。いずれも社会の動きに伴う変化であり、大胡町の歴史の一断面であろう。

このように変化の激しい時代にあってこそ、私たちには、今後も残していくにたる良いものと、改める必要のあるものとを見きわめる力が要求されるであろう。良いものは形だけでなく、底に流れる思想とともに子孫に残されるべきである。私たちの大胡町の歩んできた道をここでふり返ってみるのも、この両者を見きわめるための有効な手段であろう。

その意味で、この町誌が単なる過去の記録としてだけでなく、未来の大胡町が、真に人々の生活の場としてふさわしく発展していくための鏡となり、未来の設計への道しるべとして活用していただければ幸いである。

なお、本書がここに完成をみたのも、町当局、資料収集にご協力いただいた町民の方々のご理解とご援助があったればこそであり、あつく感謝の意を表する次第である。

また、町誌編さん事業を最初に計画された当時の町長山口圭雄氏は、本誌刊行を待たずしてご他界された。ここに

謹んでそのご冥福をお祈りする。

編さん経過

前期（山口町長時代）

○昭和四二年九月九日、町誌編さんの初会議（大胡町役場会議室）町内各界の代表者六四名を結集。町誌編さん基本方針協議

○昭和四二年一〇月　八日　第二回会合

○昭和四三年　一月二一日　第三回会合

○昭和四三年　九月二四日　第四回会合

○昭和四三年一〇月　六日　第五回会合

現地調査について、日時及び調査内容の検討

○現地調査

昭和四三年一〇月一〇日　滝窪、一〇月二〇日　上大屋、一二月一〇日　横沢、一二月一九日　河原浜。

昭和四四年一月一二日　樋越、一月三一日　大胡・茂木、五月一八日　寺院、七月二八日　寺院、九月二一日　金丸、一〇月一二日　足軽町。

この後二年間編さん事業一時中断。

後期（鳴村町長時代）

○昭和四六年八月二三日　編さん委員会と編集委員会の構成について検討。

○昭和四六年九月一八日　町誌編集委員会。ここに正式な編集委員会の発足となった。執筆担当者をもって編集委員

とし、事務局を公民館に置き調査活動を開始した。編集内容と執筆分担について、「大胡町誌編さんに関する規則」を検討。昭和四九年三月三一日完成A五判一〇〇〇頁を回途とすること等について協議する。

この後、適時編集委員会がもたれる一方、各編集委員はその執筆分担にしたがって各自資料収集と執筆にあたった。その編集委員並びに執筆分担は別表の通りである。なお編集事務は丸山、樋口、松本の三名があたった。資料の重出はそれぞれの文章を生かす点も考慮しそのままにしたところもあるので了承いただき度いと思う。

松本浩一

○執筆委員

井田	安雄	群馬県史編さん室	民俗	島田 幸一	群馬県史調査委員	交通通信
市根井ウメ		大胡町教育委員会	町政、体育	奈良原宣久	桐生工業高校	災害
井上	唯雄	県教委文化財保護課	教育	樋口 良夫	県教委文化財保護課	歴史(近世)
今井	登	勢多郡赤城村南雲小学校	町政	北条 教善	大胡町教育長	宗教
内田	重喜	伊勢崎市三郷小学校	産業、集落	松本 浩一	県教委文化財保護課	歴史(古代)(中世発掘調査)
大井	利朝	大胡町文化財調査委員	軍事	丸山 知良	県議会図書室	編集・歴史
狩野	直人	大胡町教育委員会	町政	茂木 允視	大胡町滝窪小学校	体育
栗林	夏樹	県教育センター	自然	山口 秀夫	県国保連合会	福祉・文学
沢口	宏	太田女子高校	自然	山崎 一	文化財専門委員	歴史(城跡)
塩沢	剛一	大胡町役場	町政			

山本　三郎　群馬県史専門委員　　産　業

○事務局

須永善四郎　大胡町助役（編さん事務局長）　　秋葉チカエ　大胡町教育委員会事務局長

○執筆協力者

石川正之助、品川時次郎、柿沼恵介、山岸賢司

○ご指導をいただいた方

尾崎喜左雄群大名誉教授、山田武麿群大教授、萩原進県史編さん委員、本多夏彦文化財専門委員、今井善一郎日本民俗学会理事、横堀角次郎春陽会顧問

本町誌の調査・編集には多くの方のご指導とご協力をいただきました。陰に陽にご指導いただいた先生方、執筆者、資料提供をいただいた方々に感謝申しあげます。また須永善四郎助役さんには事務局長として何かにつけてお力添えを願いました。印刷については朝日印刷社長石川薫氏をはじめとする社員各位、永田秀次郎氏、石川悠三氏のご助力、山本三郎氏の長年の経験を生かしての編集指導など。

深く感謝申しあげます。

（丸山　知良）

大胡町誌

昭和五十一年六月一日印刷
昭和五十一年六月十五日発行

編集　大胡町誌編纂委員会
委員長　須永善四郎

発行者　大胡町役場
町長　嶋村松次

印刷所　朝日印刷工業株式会社
社長　石川憲

発行　大胡町役場
群馬県勢多郡大胡町
大字堀越一一一三番地